

# 経 済 産 業 省

20240514保局第1号  
令和6年5月31日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

本通達は、令和6年6月1日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第八の2（9）イ（二）の適用については、令和8年5月31日まで、また、別表第一、別表第四、別表第七の規定及び別表第十二のうち、J60335-2-J7(H30)、J60335-2-J9(H30)、J60335-2-J10(H30)、J60335-2-J11(H30)、J60335-2-J12(H30)、J60400(H29)の基準の適用については、令和9年5月31日までは、なお従前の例によることができる。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について (20130605商局第3号)

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則 (20240514保局第1号)</u></p> <p><u>この通達は、令和6年6月1日から適用する。ただし、この通達による改正後の別表第八の2(9)イ(ニ)の適用については、令和8年5月31日まで、また、別表第一、別表第四、別表第七の規定及び別表第十二のうち、J60335-2-J7(H30)、J60335-2-J9(H30)、J60335-2-J10(H30)、J60335-2-J11(H30)、J60335-2-J12(H30)、J60400(H29)の基準の適用については、令和9年5月31日までは、なお従前の例によることができる。</u></p> <p>別表第一 電線および電気温床線</p> <p><u>別表第十二に掲げる基準のうち電線および電気温床線に該当する基準を適用するものとする。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>別表第一 電線および電気温床線</p> <p>(新設)</p> <p><u>1 電線</u></p> <p><u>(1) 共通の事項</u></p> <p><u>イ 形状が正しく、かつ、通常の使用状態における温度に耐えること。「温度に耐える」とは、セパレーター又は介在物等を使用するものにあつては、原則としてこれらの耐熱グレードが電線の耐熱グレードと同等か又はこれ以上であることをいう。</u></p> <p><u>ロ 導体の表面は、なめらかで、かつ、傷、さび等がないこと。</u></p>

ハ 線心が2本以上のものにあつては、色分けその他の方法により線心が識別できること。「色分けその他の方法」には、次のような方法により、容易に消えない方法で線心に施されていることを含む。

(イ) 色分けによる方法

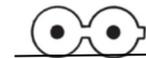
a 絶縁体の色又は絶縁体の表面に施す着色

b 絶縁体に巻くテープによる色分け又は絶縁体上に施す編組に挿入した色糸

c 導体上に挿入した色糸又は色テープ

(ロ) その他の方法

a 次の図例のように、線心の一部に突起を設ける等、形状による方法



b 表面表示による方法

数字、記号、マーク等の表示による方法

c 次の図例のように、線心の一部を色分け等で識別したトレーサー方式による方法

丸形の場合      平形の場合



ニ 導体補強線又は補強索を有するものにあつては、導体補強線又は補強索は、絶縁体及び外装に損傷を与えるおそれのないこと。この場合において、電線の表面、貼紙又は荷札に引張強度を表示すること。ただし、導体補強線又は補強索として引張強さが690MPa以上の鋼線を使用するものにあつては、表示を省略することができる。

ホ セパレーターを有するものにあつては、セパレーターは、次に適合す

ること。

(イ) 紙、天然繊維、化学繊維、ガラス繊維、天然ゴム混合物、合成ゴムまたは合成樹脂であること。

(ロ) 厚さは、導体と絶縁体との間に施すものにあつては0.5mm以下、線心又は補強索の上に施すものにあつては1mm以下であること。ただし、耐火電線である旨の表示のあるものにあつては、それぞれ1.5mm以下とすることができる。

へ 遮へいを有するものにあつては、その遮へいはテープ状、被覆状、編組状又は線状のものであつて、導体、絶縁体又は外装に損傷を与えるおそれのないものであること。

ト 介在物を有するものにあつては、介在物は、紙、天然繊維、化学繊維、ガラス繊維、天然ゴム混合物、合成ゴム又は合成樹脂であること。

チ 防湿剤、防腐剤または塗料を施すものにあつては、防湿剤、防腐剤および塗料は、次に適合すること。

(イ) 容易に水に溶解しないこと。

(ロ) 絶縁体、外装、外部編組、セパレーター、補強索またはアース線の性能をそこなうおそれのないものであること。

リ 平形導体合成樹脂絶縁電線を除き、アース線を有するものにあつては、アース線は、次に適合すること。

(イ) 導体は、次に適合すること。

a 単線にあつては、附表第一に適合する軟銅線であつて、直径が1.6mm以上のものであること。

b より線にあつては、附表第四に適合する軟銅同心より線であつて断面積が2mm<sup>2</sup>以上又は附表第八若しくは附表第八の二に適合する軟銅集合より線であつて、断面積が0.75mm<sup>2</sup>以上のものであること。

c 次のいずれかに該当するものにあつては、すず若しくは鉛又はこれらの合金のめっきを施してあること。ただし、コードに施すもの又は導体上にセパレーターを施すものにあつては、この限りでない

。

(a) ビニル混合物およびポリエチレン混合物以外のもので被覆してあるもの

(b) 被覆を施していないもの（電線の絶縁体又は外装がビニル混合物およびポリエチレン混合物以外の絶縁物である場合に限る。）

(ロ) 被覆を施してあるものにあつては、被覆の厚さがアース線の線心以外の線心の絶縁体の厚さの70%をこえ、かつ、導体の太さがアース線の導体以外の導体の太さの80%をこえるとき、またはアース線の線心が2本以上のときは、アース線である旨を表示してあること。「アース線である旨を表示してある」とは、緑と黄の配色による識別又は保護アース、保護接地、PEの文字若しくは の記号をアース線に表示することをいう。

ヌ 単心のケーブル及びキャブタイヤケーブルであつて、絶縁体と外装が一層で作られたものにあつては、表面の見やすい箇所にケーブル又はキャブタイヤケーブルである旨の表示を施してあること。

(2) 絶縁電線（蛍光灯電線、ネオン電線及び平形導体合成樹脂絶縁電線を除く。）

イ 材料及び構造

(イ) 導体は、次に適合すること。

a 導体は、次の表に掲げるものであること。

<u>絶縁電線の種類</u>		<u>導体</u>
<u>ゴ ム</u> <u>絶 縁</u> <u>電 線</u>	<u>600Vゴム</u> <u>絶縁電線</u>	<u>附表第一に適合する軟銅線であつて直径が0.8mm以上5mm以下のもの、附表第三に適合する半硬アルミ線であつて直径が2.3mm以上5mm以下のもの若しくは硬アルミ線であつて直径が2.0mm以上5mm以下のもの、附表第四に適合する軟銅同心</u>

		より線であって断面積が0.9mm <sup>2</sup> 以上のもの又は附表第六に適合する半硬アルミ同心より線若しくは硬アルミ同心より線であって断面積が14mm <sup>2</sup> 以上のもの
	その他の ゴム絶縁 電線	附表第八に適合する軟銅集合より線であって、断面積が0.75mm <sup>2</sup> 以上のもの
合成樹脂絶縁電線	ビニル絶縁電線 600V ビニル絶縁電線	附表第一に適合する軟銅線であって直径が0.8mm以上5mm以下のもの、附表第二に適合する硬銅線であって直径が0.8mm以上5mm以下のもの、附表第三に適合する半硬アルミ線であって直径が2.3mm以上5mm以下のもの若しくは硬アルミ線であって直径が2.0mm以上5mm以下のもの、附表第四に適合する軟銅同心より線であって断面積が0.9mm <sup>2</sup> 以上のもの、附表第五に適合する硬銅同心より線であって断面積が0.9mm <sup>2</sup> 以上のもの又は附表第六に適合する半硬アルミ同心より線若しくは硬アルミ同心より線であって断面積が14mm <sup>2</sup> 以上のもの

<p>屋外用ビ ニル絶縁 電線</p>	<p>附表第二に適合する硬銅線であつて直径が2mm以上5mm以下のもの、 附表第五に適合する硬銅同心より線であつて断面積が8mm<sup>2</sup>以上のもの、附表第六に適合する硬アルミ同心より線であつて断面積が22mm<sup>2</sup>以上のもの又は附表第七に適合する鋼心アルミ同心より線であつて断面積が12mm<sup>2</sup>以上のもの</p>
<p>引込用ビ ニル絶縁 電線</p>	<p>附表第二に適合する硬銅線であつて直径が2mm以上5mm以下のもの、 附表第三に適合する硬アルミ線であつて直径が4mm以上5mm以下のもの、 附表第四に適合する軟銅同心より線であつて断面積が22mm<sup>2</sup>以上のもの、 附表第五に適合する硬銅同心より線であつて断面積が8mm<sup>2</sup>以上のもの、 附表第六に適合する硬アルミ同心より線であつて断面積が22mm<sup>2</sup>以上のもの 又は 附表第七に適合する鋼心アルミ同心より線であつて断面積が12mm<sup>2</sup>以上のもの</p>

	<u>その他の ビニル絶 縁電線</u>	<u>附表第八に適合する軟銅集合より 線であって、断面積が0.75mm<sup>2</sup>以 上のもの</u>
ポ リ エ チ レ ン 絶 縁 電 線	<u>600V ポ リエチレ ン絶縁電 線</u>	<u>附表第一に適合する軟銅線であ って直径が0.8mm以上5mm以下の もの、附表第二に適合する硬銅 線であって直径が0.8mm以上5mm 以下のもの、附表第三に適合す る半硬アルミ線であって直径が 2.3mm以上5mm以下のもの若しく は硬アルミ線であって直径が2.0 mm以上5mm以下のもの、附表第四 に適合する軟銅同心より線であ って断面積が0.9mm<sup>2</sup>以上のもの、 附表第五に適合する硬銅同心よ り線であって断面積が0.9mm<sup>2</sup>以上 のもの又は附表第六に適合する 半硬アルミ同心より線若しくは 硬アルミ同心より線であって断 面積が14mm<sup>2</sup>以上のもの</u>
	<u>引込用ポ リエチレ ン絶縁電 線</u>	<u>附表第二に適合する硬銅線であっ て直径が2mm以上5mm以下のもの、 附表第四に適合する軟銅同心より 線であって断面積が22mm<sup>2</sup>以上の もの又は附表第五に適合する硬銅</u>

		<u>同心より線であって断面積が8mm<sup>2</sup>以上のもの</u>
	<u>その他のポリエチレン絶縁電線</u>	<u>附表第八に適合する軟銅集合より線であって、断面積が0.75mm<sup>2</sup>以上のもの</u>
<u>ふつ素樹脂絶縁電線</u>	<u>600Vふつ素樹脂絶縁電線</u>	<u>附表第一に適合する軟銅線であって直径が0.8mm以上5mm以下のもの又は附表第四に適合する軟銅同心より線であって、断面積が0.9mm<sup>2</sup>以上のもの</u>
	<u>その他のふつ素樹脂絶縁電線</u>	<u>附表第八に適合する軟銅集合より線であって、断面積が0.75mm<sup>2</sup>以上のもの</u>

b 絶縁体がビニル混合物、ポリエチレン混合物及びふつ素樹脂混合物以外のものである絶縁電線の導体に使用する銅線は、銀、ニッケル、すず若しくは鉛又はこれらの合金のめっきを施してあること。ただし、導体上にセパレーターを施すものにあつては、この限りでない。

(ロ) 絶縁体は、次に適合すること。

a 絶縁物は、次の表に掲げるものであること。

<u>絶縁電線の種類</u>	<u>絶縁物</u>
----------------	------------

ゴ ム 絶 縁 電 線	600V ゴム絶縁電線	天然ゴム混合物、スチレンブタジエン ゴム混合物、エチレンプロピレンゴム 混合物又はけい素ゴム混合物
	その他のゴム絶縁電線	天然ゴム混合物、スチレンブタジエン ゴム混合物、ブチルゴム混合物、クロ ロレンゴム混合物、エチレンプロピ レンゴム混合物、クロロスルホン化ポ リエチレンゴム混合物又はけい素ゴ ム混合物
合成樹脂絶縁電線		ビニル混合物、ポリエチレン混合物 (引込用ポリエチレン絶縁電線にあ っては、耐燃性ポリエチレン混合物に 限る。)又はふっ素樹脂混合物

b 厚さは、次の表に掲げる値を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の80%以上であること。

導体の太さ		絶縁体の厚さ (mm)			
より線 (断面 積 mm <sup>2</sup> )	単線 (直 径 mm)	天然ゴム 混合物、 スチレン ブタジエ ンゴム混 合物、ブ チルゴム 混合物、 クロロブ レンゴム 混合物、	ビニル混 合物を絶 縁体に使 用するも の	エチレ ンプロ ピレン ゴム混 合物又 はポリ エチレ ン混合 物を絶 縁体に	ふっ素 樹脂混 合物を 絶縁体 に使用 するも の

		クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物又はけい素ゴム混合物を絶縁体使用するもの		使用するもの	
<u>3.5 以下</u>	<u>2.0 以下</u>	<u>1.1</u>	<u>0.8(0.4)</u>	<u>0.8</u>	<u>0.4</u>
<u>3.5 を超え 5.5 以下</u>	<u>2.0 を超え 2.6 以下</u>	<u>1.1</u>	<u>1.0(0.5)</u>	<u>1.0</u>	<u>0.5</u>
<u>5.5 を超え 8 以下</u>	<u>2.6 を超え 3.2 以下</u>	<u>1.1</u>	<u>1.2(0.6)</u>	<u>1.0</u>	<u>0.6</u>
<u>8 を超え 14 以下</u>	<u>3.2 を超え 4.0 以下</u>	<u>1.1</u>	<u>1.4(1.0)</u>	<u>1.0</u>	<u>0.7</u>
<u>14 を超え 32 以下</u>	<u>4.0 を超え 5.0 以下</u>	<u>1.4</u>	<u>1.6(1.2)</u>	<u>1.2</u>	<u>0.8</u>
<u>32 を超え 38 以下</u>	＝	<u>1.4</u>	<u>1.8(1.4)</u>	<u>1.2</u>	<u>0.9</u>
<u>38 を超え 60 以下</u>	＝	<u>1.8</u>	<u>1.8(1.4)</u>	<u>1.5</u>	<u>0.9</u>
<u>60 を超え 80 以下</u>	＝	<u>1.8</u>	<u>2.0(1.5)</u>	<u>1.5</u>	<u>1.0</u>

80を超え100以下	二	2.3	2.0(1.5)	2.0	1.0
------------	---	-----	----------	-----	-----

(備考) 括弧内の数値は、屋外用ビニル絶縁電線に適用する。

(ハ) 絶縁体に天然ゴム混合物、スチレンブタジエンゴム混合物、ブチルゴム混合物又はけい素ゴム混合物（機械的強度を強化したものを除く。）を使用するものにあつては、より糸又はこれと同等以上の耐摩耗性を有する糸で密に約0.5mm（絶縁体の外径が7.5mmを超えるものにあつては、約0.6mm）の厚さの外部編組又はこれと同等以上の機械的強度を有する被覆を施してあること。被覆が絶縁体と別の層であつて、その被覆の厚さが外部編組の厚さ以上のものにあつては、「同等以上の機械的強度を有する被覆」とみなす。「より糸又はこれと同等以上の耐摩耗性を有する糸」には、ポリアミド等の化学繊維の単糸を含む。

(ニ) 絶縁体に天然ゴム混合物またはスチレンブタジエンゴム混合物を使用するものにあつては、外部編組は、防湿剤を施してあること。

(ホ) 引込用ビニル絶縁電線又は引込用ポリエチレン絶縁電線にあつては、次に適合すること。

a より合わせ形のものにあつては、線心2本又は3本を層心径の約60倍のピッチでより合わせたものであること。

b 平形のものにあつては、一体にした2本以上の線心が平行に配列され、かつ、分離したとき絶縁体の厚さが均分されるものであること。

c 卷付け形のもの（引込用ポリエチレン絶縁電線を除く。）にあつては、硬アルミ単線若しくは硬アルミ同心より線を使用した1本又は2本の線心をその外径の約60倍のピッチで、1本の鋼心アルミ同心より線を使用した線心の周りに巻き付けたものであること。

#### ロ 絶縁耐力

附表第十の試験を行ったとき、これに適合すること。

#### ハ 絶縁抵抗

屋外用ビニル絶縁電線以外のものにあつては、附表第十一の試験をロに規定する試験の直後に行ったとき、これに適合すること。

#### ニ 耐食性

めっきを施した銅線または鋼線にあつては、附表第十二の試験を行ったとき、これに適合すること。

#### ホ 巻付け強度および曲げ強度

半硬アルミ線にあつては、附表第十三の試験を行ったとき、これに適合すること。

#### ヘ ねじり強度

鋼心アルミ同心より線の鋼線にあつては、適当な長さの試料をその直径の100倍の間隔でつかみ、毎分約60回の速さでねじったとき、試料が切断するまでの回数が20回(直径が2.9mm以上のものにあつては、16回)以上であること。

#### ト 絶縁体を使用する絶縁物の性質

##### (イ) 引張強度および伸び

附表第十四の試験を行ったとき、これに適合すること。

##### (ロ) 巻付け加熱

ビニル絶縁電線にあつては、附表第十五の試験を行ったとき、これに適合すること。

##### (ハ) 低温巻付け

ビニル絶縁電線にあつては、附表第十六の試験を行ったとき、これに適合すること。

##### (ニ) 加熱変形

ビニル絶縁電線またはポリエチレン絶縁電線にあつては、附表第十八の試験を行ったとき、これに適合すること。

##### (ホ) 加熱収縮

ビニル絶縁電線(屋外用ビニル絶縁電線および引込用ビニル絶縁電線を除く。)にあつては、附表第十九の試験を行ったとき、これに適合するこ

と。

(へ) 耐油性

a 絶縁体にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものにあつては、附表第二十2の試験を行ったとき、これに適合すること。

b ビニル絶縁電線（屋外用ビニル絶縁電線および引込用ビニル絶縁電線を除く。）にあつては、附表第二十3の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ト) 耐燃性

a 絶縁体にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するゴム絶縁電線にあつては、附表第二十一1の試験を行ったとき、これに適合すること。

b ビニル絶縁電線（屋外用ビニル絶縁電線及び引込用ビニル絶縁電線を除く。）、耐燃性ポリエチレン絶縁電線、耐燃性架橋ポリエチレン絶縁電線又は引込用ポリエチレン絶縁電線にあつては、附表第二十一2の試験を行ったとき、これに適合すること。

(チ) 耐引裂性

絶縁体に機械的強度を強化したけい素ゴム混合物を使用するものにあつては、附表第二十五の試験を行ったとき、これに適合すること。

チ 防湿性

外部編組に防湿剤、防腐剤または塗料を施してあるものにあつては、附表第二十二の試験を行ったとき、これに適合すること。

(3) 蛍光灯電線

イ 材料および構造

(イ) 導体は、附表第八に適合する軟銅集合より線であつて、断面積が0.75mm<sup>2</sup>のものであること。

(ロ) 絶縁体は、次に適合すること。

a 絶縁物は、ビニル混合物又はポリエチレン混合物であること。

b 厚さは、1.6mmを標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の80%以上であること。

ロ 絶縁耐力

附表第十の試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ 絶縁抵抗

附表第十一の試験をロに規定する試験の直後に行ったとき、これに適合すること。

ニ 耐食性

めっきを施した銅線にあつては、附表第十二の試験を行ったとき、これに適合すること。

ホ 絶縁体に使用する絶縁物の性質

(イ) 引張強度および伸び

附表第十四の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ロ) 巻付け加熱

絶縁体にビニル混合物を使用するものにあつては、附表第十五の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ハ) 低温巻付け

絶縁体にビニル混合物を使用するものにあつては、附表第十六の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ニ) 加熱変形

附表第十八の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ホ) 耐油性

絶縁体にビニル混合物を使用するものにあつては、附表第二十3の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ヘ) 耐燃性

絶縁体にビニル混合物又は耐燃性ポリエチレン混合物を使用するものにあつては、附表第二十一2の試験を行ったとき、これに適合すること

(4) ネオン電線

イ 材料および構造

(イ) 導体は、20℃における電気抵抗は、10.1Ω/km(めっきを施してあるものにあつては、11.1Ω/km)以下であり、かつ、引張荷重は360N以上であること。

(ロ) 絶縁体は、次に適合すること。

a 絶縁物は、ビニル混合物又はポリエチレン混合物であること。この場合において、ビニル混合物は、定格電圧が15,000Vのものに使用してはならない。

b 厚さは、次の表に掲げる値を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の80%以上であること。

<u>ネオン電線の定格電圧 (V)</u>	<u>絶縁体の厚さ (mm)</u>	
	<u>ビニル混合物を絶縁体に使用するもの</u>	<u>ポリエチレン混合物を絶縁体に使用するもの</u>
<u>7,500</u>	<u>2.0</u>	<u>1.0</u>
<u>15,000</u>	<u>二</u>	<u>2.0</u>

(ハ) 外装は、次に適合すること。

a 外装に使用する絶縁物は、ビニル混合物であること。

b 厚さは、定格電圧が7,500Vのものにあつては0.8mm、定格電圧が15,000Vのものにあつては1mm(絶縁体がポリエチレン混合物である場合は0.8mm)を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の80%以上であること。

ロ 定格電圧

7,500Vまたは15,000Vであること。

ハ 絶縁耐力

附表第十の試験を行ったとき、これに適合すること。

## ニ 耐食性

めっきを施した銅線にあつては、附表第十二の試験を行ったとき、これに適合すること。

## ホ 耐オゾン性

(イ) 完成品から長さ約250cmの試料をとり、その両端をそれぞれ10cm水面から出した状態で清水中に1時間浸した後に取り出し、表面の水分をふき取り、試料の中央部約200cmを内径約1.3cm、長さ約150cmの金属管(その両端部を外側に漏斗状に広げたものとする。)に収め、導体と金属管との間に、定格電圧が7,500Vのものにあつては12,000V、定格電圧が15,000Vのものにあつては22,500Vの交流電圧を加えたとき、連続して4時間これに耐えること。

(ロ) 完成品から適当な長さの試料をとり、定格電圧が7,500Vのものにあつては直径が約2.5cmの、定格電圧が15,000Vのものにあつては直径が約3cmの金属製の棒に約4cmのピッチで9回巻き付け、導体と棒との間に、定格電圧が7,500Vのものにあつては12,000V、定格電圧が15,000Vのものにあつては22,500Vの交流電圧を加えたとき、連続して1時間これに耐えること。

## ヘ 浴面耐電圧

完成品から長さ約50cmの試料をとり、30分間清水中に浸した後に取り出し、表面の水分をふき取り、直径が約1mmの裸線を試料の中央部の2箇所に20cmの距離を隔てて2箇所に巻き付け、その裸線相互間に、定格電圧が7,500Vのものにあつては15,000V、定格電圧が15,000Vのものにあつては30,000Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。

## ト 絶縁体または外装に使用する絶縁物の性質

### (イ) 引張強度および伸び

附表第十四の試験を行ったとき、これに適合すること。

### (ロ) 巻付け加熱

絶縁体または外装にビニル混合物を使用するものにあつては、附表第十五の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ハ) 低温巻付け

絶縁体または外装にビニル混合物を使用するものにあつては、附表第十六の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ニ) 耐燃性

附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。

(5) ケーブル

イ 材料および構造

(イ) 導体は、次に適合すること。

a 単線（コンクリート直埋用ケーブル用のものを除く。）にあつては、次のいずれかであること。

(a) 附表第一に適合する軟銅線であつて、直径が1mm以上3.2mm以下のものであること。

(b) 附表第三に適合する半硬アルミ線であつて、直径が2.3mm以上5mm以下のもの若しくは硬アルミ線であつて直径が2.0mm以上5mm以下のものであること。

(c) 附表第九に適合する軟アルミ成形単線であつて、断面積が38mm<sup>2</sup>以上のものであること。この場合において、絶縁体は、ビニル混合物又はポリエチレン混合物でなければならない。

b より線（コンクリート直埋用ケーブル用のものを除く。）にあつては、次のいずれかであること。

(a) 附表第四に適合する軟銅同心より線であつて、断面積が0.9mm<sup>2</sup>以上のものであること。

(b) 附表第六に適合する半硬アルミ同心より線又は硬アルミ同心より線であつて、断面積が14mm<sup>2</sup>以上のものであること。

c コンクリート直埋用ケーブルの導体にあつては、次のいずれかであること。

(a) 附表第一に適合する軟銅線であつて、直径が1mm以上2.6mm以下の単線であること。

(b) 附表第四に適合する軟銅同心より線であって、断面積が0.9mm<sup>2</sup>以上14mm<sup>2</sup>以下のものであること。

d アクセスフロア用である旨の表示のあるものにあつては、附表第八に適合する軟銅集合より線であつて、断面積が2.0mm<sup>2</sup>以上22mm<sup>2</sup>以下のものとする事ができる。この場合において、絶縁体はポリエチレン混合物であり、かつ、外装は耐燃性ポリエチレン混合物でなければならない。

e 絶縁体がビニル混合物、ポリエチレン混合物及びふっ素樹脂混合物以外のものであるケーブルの導体に使用する銅線は、すず若しくは鉛又はこれらの合金のめっきを施してあること。ただし、導体上にセパレーターを施すものにあつては、この限りでない。

(ロ) 絶縁体は、次に適合すること。

a 絶縁物は、コンクリート直埋用ケーブルにあつては、けい素ゴム混合物、ビニル混合物又はポリエチレン混合物、その他のものにあつては天然ゴム混合物、ブチルゴム混合物、エチレンプロピレンゴム混合物、けい素ゴム混合物、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はふっ素樹脂混合物であること。

b 厚さは、次の表に掲げる値を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の80%以上であること。

導体の太さ		絶縁体の厚さ (mm)			
より線 (断面積 mm <sup>2</sup> )	単線 (直 径 mm)	天然ゴ ム混合 物、ブチ ルゴム 混合物 又はけ い素ゴ ム混合 物を絶 縁体に	ビニル 混合物 を絶縁 体に使 用する もの	エチレン プロピレ ンゴム混 合物又は ポリエチ レン混合 物を絶縁 体を使用 するもの	ふっ素樹 脂混合物 を絶縁体 に使用するもの

		使用するもの			
3.5以下	2.0以下	1.1	0.8	0.8	0.4
3.5を超え5.5以下	2.0を超え2.6以下	1.1	1.0	1.0	0.5
5.5を超え8以下	2.6を超え3.2以下	1.1	1.2	1.0	0.6
8を超え14以下	3.2を超え4.0以下	1.1	1.4	1.0	0.7
14を超え32以下	4.0を超え5.0以下	1.4	1.6	1.2	0.8
32を超え38以下	＝	1.4	1.8	1.2	0.9
38を超え60以下	＝	1.8	1.8	1.5	0.9
60を超え80以下	＝	1.8	2.0	1.5	1.0
80を超え100以下	＝	2.3	2.0	2.0	1.0

(ハ) 外装は、次に適合すること。

a 外装に使用する絶縁物は、クロロプレンゴム混合物、クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物、けい素ゴム混合物（機械的強度を強化したものに限る。）、ビニル混合物又はポリエチレン混合物であること。

b 厚さは、次の式により計算した値（1.5mm未満の場合は、1.5mm）を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の85%以上（平形のものにあつては、80%以上）であること。ただし、外装の下に（ニ）に規定する金属製の補強層を設けるケーブルにあ

っては計算した値が2mmを超える場合は2mm、クロロプレン外装ケーブルであって外装の上にゴム引き帆布を厚さ1mm以上重ね巻きするものにあつては計算した値から0.5mmを減じた値とすることができる。

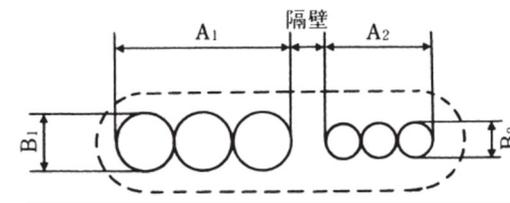
$$T = \frac{D}{25} + 0.8$$

Tは、外装の厚さとし、その単位は、mmとする。(小数点2位以下は、4捨5入する。)

Dは、丸形のものにあつては外装の内径、その他のものにあつては外装の内短径と内長径の和を2で除した値又はその他のものであつて線心を隔壁で分割する場合は、分割したそれぞれの内短径と内長径の和を2で除した値のうち最も大きい値とし、その単位はmmとする(小数点2位以下は、4捨5入する。)。この場合において、隔壁の厚さは、外装の厚さと同等以上でなければならない。

c 線心を隔壁で分割したものの外装の厚さ「D」の算出の例は次の図による。

(a)



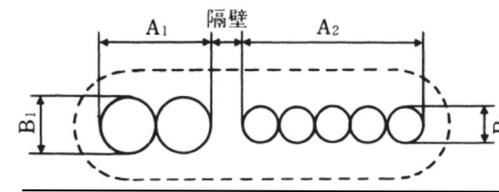
A1、A2：線心又は線心群の内長径

B1、B2：線心又は線心群の内短径

$$\frac{A_1 + B_1}{2} > \frac{A_2 + B_2}{2} \text{ の場合}$$

$$D = \frac{A_1 + B_1}{2}$$

(b)



A1、A2：線心又は線心群の内長径

B1、B2：線心又は線心群の内短径

$$\frac{A_1 + B_1}{2} < \frac{A_2 + B_2}{2} \text{ の場合}$$

$$D = \frac{A_2 + B_2}{2}$$

(二) 金属製の補強層を設けるケーブルにあつては、次に適合すること。

a 金属の種類および厚さは、次の表に掲げるとおりとする。

金属の種類	厚さ(mm)
鉛	0.85 以上
アルミニウム	0.76 以上(0.43 以上)

黄銅	0.35 以上
鋼	0.26 以上

(備考)括弧内の数値は、波付け加工を施したものに適用する。

b 線心と金属製の補強層との間には、セパレーターまたは介在物を施してあること。

(ホ) 多心ケーブルにあつては、次に適合すること。

a 線心相互間および線心と外装との間には、空けきができないように介在物を施してあること。ただし、波付け加工を施した金属製の補強層を有するものにあつては、この限りでない。

b 線心は、外装および介在物から分離しやすい構造であること。

c 丸形のものにあつては、線心を層心径（導体の断面が扇形又は半円形である場合は、線心のより合わせ外径）の30倍以下のピッチでより合わせてあること。ただし、SZよりを施した部分にあつては、この限りでない。

d 丸形以外のものにあつては、線心を平行に配列してあること。

(ヘ) コンクリート直埋用ケーブルにあつては、次に適合すること。

a 外装に使用する絶縁物は、ビニル混合物であること。

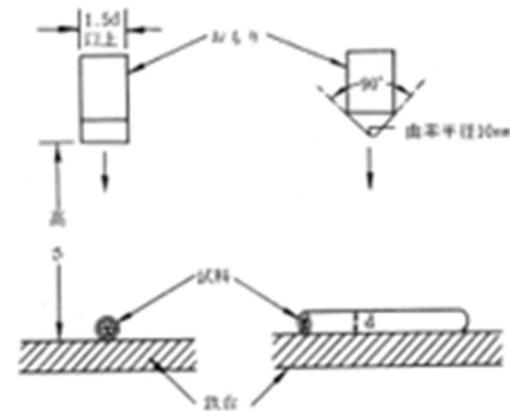
b 保護層を有するものであること。「保護層」とは、絶縁体の上、線心相互間、線心より合せ上、線心並列の上又は外装の上に施してケーブルの圧縮、衝撃等の外力に対する機械的強度を向上させるために設けるものであつて、絶縁体又は外装の絶縁物と異なる層に設ける層についていうものとする。

c 保護層は、次に適合するものであること。

(a) 材料は、天然ゴム混合物、ビニル混合物又はクロロプレンゴム混合物であること。ただし、保護層を外装の上に施す場合は、ビニル混合物に限る。

(b) 厚さは、0.5mm以上であること。

d 完成品から適当な長さの試料を採り、これを次の図の衝撃試験装置の鉄台上に置き、その上に次の表に掲げる質量のおもりを同表に掲げる高さから落下させたとき、絶縁体又は外装にひび、割れその他の異状が生ぜず、かつ、導体が単線のものにあってはその引張強さが附表第一に規定する値以上のもの、導体がより線のものにあっては素線の断線がないものであること。なお、「ひび、割れその他の異状」には、軽微な曲り、くぼみ等は含まない。（以下附表第二十三において同じ。）また、複合線心のものであって、線心の径が異なる場合にあっては、いずれか厳しい条件を適用する。  
 （以下（7）ロ、へ（イ）（ロ）（ハ）において同じ。）



（備考）dは、ケーブルの外径とする。

コンクリート直埋用ケーブルの種類		おもりの質量	高さ
単線	直径2.6mm以下	5kg	0.6m

より線	断面積5.5mm <sup>2</sup> 以下	5kg	0.6m
	断面積5.5mm <sup>2</sup> を超え14mm <sup>2</sup> 以下	5kg	1m

ロ 絶縁耐力

附表第十の試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ 絶縁抵抗

附表第十一の試験をロに規定する試験の直後に行ったとき、これに適合すること。

ニ 耐食性

めっきを施した銅線または鋼線にあつては、附表第十二の試験を行ったとき、これに適合すること。

ホ 巻付け強度および曲げ強度

半硬アルミ線にあつては、附表第十三の試験を行ったとき、これに適合すること。

ヘ 絶縁体または外装に使用する絶縁物の性質

単心のものであつて、絶縁体と外装が一層で製造されたものの試験は、絶縁体又は外装のいずれか厳しい条件を適用する（以下キャブタイヤケーブルにおいても同じ。）。

(イ) 引張強度および伸び

附表第十四の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ロ) 巻付け加熱

絶縁体または外装にビニル混合物を使用するものにあつては、附表第十五の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ハ) 低温巻付け

絶縁体にビニル混合物を使用するものにあつては、附表第十六の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ニ) 耐寒性

外装にビニル混合物またはポリエチレン混合物を使用するものにあつては、附表第十七の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ホ) 加熱変形

絶縁体または外装にビニル混合物またはポリエチレン混合物を使用するものにあつては、附表第十八の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ヘ) 加熱収縮

絶縁体にビニル混合物を使用する単心のビニル外装ケーブルにあつては、附表第十九の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ト) 耐油性

a 外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものにあつては、附表第二十二の試験を行ったとき、これに適合すること。

b 絶縁体または外装にビニル混合物を使用するものにあつては、附表第二十三の試験を行ったとき、これに適合すること。

(チ) 耐燃性

a 外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものにあつては、附表第二十一1の試験を行ったとき、これに適合すること。

b 外装にビニル混合物又は耐燃性ポリエチレン混合物を使用するものにあつては、附表第二十一2の試験を行ったとき、これに適合すること。

(リ) 耐引裂性

絶縁体及び外装に機械的強度を強化したけい素ゴム混合物を使用するものにあつては、附表第二十五の試験を行ったとき、これに適合すること。

(6) コード

イ 材料及び構造

(イ) 導体は、次に適合すること。

a 金糸コード以外のコードにあつては、次のいずれかであること。

(a) 附表第八に適合する軟銅集合より線であつて、断面積が0.5mm<sup>2</sup>以上(キャブタイヤコードにあつては、0.75mm<sup>2</sup>以上)5.5mm<sup>2</sup>以下のものであること。

(b) 附表第八の二に適合する軟銅集合より線(絶縁体にポリエチレン混合物を使用するものを除く。)であつて、断面積が0.5mm<sup>2</sup>以上(ゴムコードにあつては、0.75mm<sup>2</sup>以上)1.5mm<sup>2</sup>以下(キャブタイヤコードにあつては、2.5mm<sup>2</sup>以下)のものであること。

b 金糸コードにあつては、次のいずれかであること。この場合において、その導体の20℃における電気抵抗は、270Ω/km以下でなければならない。

(a) 断面積が0.0074mm<sup>2</sup>以上0.009mm<sup>2</sup>以下の銅線を10mmにつき16回以上の割合でより糸に一樣に巻いたものを18本より合わせたものであること。

(b) より糸に1本以上の銅線を一樣に巻いたものをより合わせたものであること。

(ロ) 絶縁体は、次に適合すること。

a 絶縁物は、次の表に掲げるものであること。

<u>コードの種類</u>	<u>絶縁物</u>
<u>単心ゴムコード、より合わせゴムコード、袋打ちゴムコード及び丸打ちゴムコード</u>	<u>天然ゴム混合物、スチレンブタジエンゴム混合物、クロロプレンゴム混合物、エチレンプロピレンゴム混合物、クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物又はけい素ゴム混合物</u>
<u>単心ビニルコード、より合わせビニルコード</u>	<u>ビニル混合物</u>

<u>袋打ちビニルコード 及び丸打ちビニルコード</u>	
<u>単心ポリエチレンコード</u>	ポリエチレン混合物
<u>単心ポリオレフィンコード</u>	ポリオレフィン混合物
<u>ゴムキャブタイヤコード</u>	天然ゴム混合物、スチレンブタジエンゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物
<u>ビニルキャブタイヤコード</u>	天然ゴム混合物、スチレンブタジエンゴム混合物、エチレンプロピレンゴム混合物又はビニル混合物
<u>ポリエチレンキャブタイヤコード</u>	ポリエチレン混合物
<u>ポリオレフィンキャブタイヤコード</u>	ポリオレフィン混合物
<u>金糸コード</u>	ビニル混合物又はポリオレフィン混合物
<u>その他のコード</u>	天然ゴム混合物、スチレンブタジエンゴム混合物、クロロプレンゴム混合物、エチレンプロピレンゴム混合物、クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物

b 厚さは、次に適合すること。

(a) 外部編組若しくは外装を有するA種コード（(イ) a (a)に規定する導体を使用するコードをいう。以下この表において同じ。）又は絶縁体にビニル混合物、ポリエチレン混合物若しくはポリオレフィン混合物を使用するA種コードにあつては厚さは、次の表に掲

げる値を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の80%以上であること。ただし、定格電圧が150V以下のコードであって、導体の断面積が0.8mm<sup>2</sup>未満のもの（絶縁体にけい素ゴム混合物を使用するものに限る。）にあつては、0.4mm以上とすることができる。

導体の断面積 (mm <sup>2</sup> )	絶縁体の厚さ (mm)	
	天然ゴム混合物、スチレンブタジエンゴム混合物、クロロプレンゴム混合物、クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物又はけい素ゴム混合物を絶縁体を使用するもの	エチレンプロピレンゴム混合物、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物を絶縁体を使用するもの
2.0 以下	0.8(0.6)	0.8(0.6)
2.0 を超え 3.5 以下	1.1(0.8)	0.8(0.6)
3.5 を超え 5.5 以下	1.1(0.8)	1.0(0.8)

(備考) 括弧内の数値は、ゴムキャブタイヤコード、ビニルキャブタイヤコード、ポリエチレンキャブタイヤコード又はポリオレフィンキャブタイヤコードに適用する。

(b) 外部編組又は外装を有しないA種コードであって、絶縁体にビニル混合物、ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物以外の絶縁物を使用するものにあつては、厚さは、次の表に掲げる値を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の80%以上であること。

<u>導体の断面積(mm<sup>2</sup>)</u>	<u>絶縁体の厚さ(mm)</u>
<u>0.5以上2.0以下</u>	<u>1.0</u>
<u>2.0を超え5.5以下</u>	<u>1.3</u>

(c) A種金糸コード（(イ) b (a) に規定する導体を使用する金糸コードをいう。以下この表において同じ。）にあつては、厚さは、次の表に掲げる値を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の80%以上であること。

<u>外装の有無</u>	<u>絶縁体の厚さ(mm)</u>
<u>外装を有しないもの</u>	<u>0.6</u>
<u>外装を有するもの</u>	<u>0.5</u>

(d) B種コード（(イ) a (b) に規定する導体を使用するコードをいう。以下この表において同じ。）であつてキャブタイヤコード以外のもの及びB種金糸コード（(イ) b (b) に規定する導体を使用する金糸コードをいう。以下この表において同じ。）にあつては、絶縁体の厚さの平均値は0.76 mm以上、最小値は0.62 mm以上であること。

(e) B種コードであってキャブタイヤコードであるものの絶縁体の厚さは、次の表に掲げる値以上であること。

導体の断面積 (mm <sup>2</sup> )	絶縁体の厚さ (mm)			
	ゴムキャブタイヤ コード		ビニルキャブタイヤ コード	
	平均値	最小値	平均値	最小値
0.75以下	0.6	0.44	0.5	0.35
0.75を超え1.0以下	0.6	0.44	0.6	0.44
1.0を超え1.5以下	0.8	0.62	0.7	0.53
1.5を超え2.5以下	0.9	0.71	0.8	0.62

(ハ) アース線を有するコードのアース線は、次に適合すること。

a アース線には、厚さが0.3mm以上の天然ゴム混合物、合成ゴム混合物又は合成樹脂の被覆を施してあること。

b 完成品から適当な長さのアース線の線心を取り、これを1時間清水中に浸し、導体と大地との間に1,000Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。

(ニ) 単心ゴムコードにあつては、線心の上により糸又はこれと同等以上の耐摩耗性を有する糸で密に外部編組を施してあること。「より糸又はこれと同等以上の耐摩耗性を有する糸」には、ポリアミド等の化学繊維の単糸を含む。以下(ヘ)(ト)においても同様。

(ホ) より合わせゴムコードにあつては、単心ゴムコード2本以上を層心径の20倍以下のピッチでより合わせてあること。

(ヘ) 袋打ちゴムコードにあつては、綿糸等で密に下打ち編組を施した線心又はゴム引き布テープを巻いた線心2本以上を層心径の30倍以下のピッチでより合わせ、又は平行に配列したものの上に、さらにより糸又は

これと同等以上の耐摩耗性を有する糸で密に外部編組を施してあること

（ト）丸打ちゴムコードにあつては、綿糸等で密に下打ち編組を施した線心又はゴム引き布テープを巻いた線心を介在物とともに層心径の30倍以下のピッチで丸形により合わせ、さらにより糸又はこれと同等以上の耐摩耗性を有する糸で密に外部編組を施してあること。

（チ）単心ビニルコードであつて、外部編組を施すものにあつては、線心上にこれを施してあること。

（リ）より合わせビニルコードにあつては、単心ビニルコード2本以上を層心径の20倍以下のピッチでより合わせてあること。

（ヌ）袋打ちビニルコードにあつては、線心2本以上を層心径の30倍以下のピッチでより合わせ、又は平行に配列したものの上に、さらに外部編組を施してあること。

（ル）丸打ちビニルコードにあつては、介在物とともに層心径の30倍以下のピッチで丸形により合わせ、さらに外部編組を施してあること。

（ヲ）キャブタイヤコードにあつては、次に適合すること。

a 線心相互間および線心と外装との間には、空げきができないように介在物を施してあること。

b 線心は、外装および介在物から分離しやすい構造であること。

c A種のものであつて丸形のものにあつては線心2本以上を層心径の20倍以下のピッチでより合わせたものに、その他のものにあつては線心2本以上を平行に配列したものに外装を施してあること。

d B種のものにあつては、2本以上5本以下の線心をより合わせ、又は平行に配列したものであること。

e 外装は、ゴムキャブタイヤコードにあつては天然ゴム混合物、クロロプレンゴム混合物又は耐燃性エチレンゴム混合物、ビニルキャブタイヤコードにあつてはビニル混合物、ポリエチレンキャブタイヤコードにあつてはポリエチレン混合物、ポリオレフィンキャブタイヤコードにあつてはポリオレフィン混合物であること。

f A種のもの外装の厚さは、ゴムキャブタイヤコードにあつては (a) の式、ビニルキャブタイヤコード、ポリエチレンキャブタイヤコード及びポリオレフィンキャブタイヤコードにあつては (b) の式により計算した値 (1mm未満の場合は、1mm) を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の70%以上であること。

$$(a) T = \frac{D}{10} + 0.5$$

$$(b) T = \frac{D}{25} + 0.5$$

Tは、A種のもの外装の厚さとし、その単位は、mmとする。  
(小数点2位以下は、4捨5入する。)

Dは、丸形のものにあつてはA種のもの外装の内径、その他のものにあつてはA種のもの外装の内短径と内長径の和を2で除した値又はその他のものであつて線心を隔壁で分割する場合は、分割したそれぞれの内短径と内長径の和を2で除した値のうち最も大きい値とし、その単位はmmとする (小数点2位以下は、4捨5入する。)。この場合において隔壁の厚さは、外装の厚さと同等以上でなければならない。

又、線心を隔壁で分割したものの外装の厚さ [D] の算出の例は、(5) イ (ハ) cの図による。

g B種のもの外装の厚さは、次の表に掲げる値以上であること。

B種 キャ ブタ	導体の断 面積 (mm <sup>2</sup> )	外装の厚さ (mm)			
		線心数が2 のもの	線心数が3 のもの	線心数が4 のもの	線心数が5 のもの

イヤ コー ドの 種類		平均 値	最小 値	平均 値	最小 値	平均 値	最小 値	平均 値	最小 値
ゴム キャ ブタ イヤ コー ド	<u>0.75</u>	<u>0.8</u>	<u>0.58</u>	<u>0.9</u>	<u>0.66</u>	<u>0.9</u>	<u>0.66</u>	<u>1.0</u>	<u>0.75</u>
	<u>0.75を超 え1.0以 下</u>	<u>0.9</u>	<u>0.66</u>	<u>0.9</u>	<u>0.66</u>	<u>0.9</u>	<u>0.66</u>	<u>1.0</u>	<u>0.75</u>
	<u>1.0を超 え1.5以 下</u>	<u>1.0</u>	<u>0.75</u>	<u>1.0</u>	<u>0.75</u>	<u>1.1</u>	<u>0.83</u>	<u>1.1</u>	<u>0.83</u>
	<u>1.5を超 え2.5以 下</u>	<u>1.1</u>	<u>0.83</u>	<u>1.1</u>	<u>0.83</u>	<u>1.2</u>	<u>0.92</u>	<u>1.3</u>	<u>1.00</u>
ビニ ルキ ャブ タイ ヤコ ード	<u>0.5</u>	<u>0.6</u>	<u>0.41</u>	<u>0.6</u>	<u>0.41</u>	＝	＝	＝	＝
	<u>0.5を超 え0.75以 下</u>	<u>0.6</u>	<u>0.41</u>	<u>0.6</u>	<u>0.41</u>	<u>0.8</u>	<u>0.58</u>	<u>0.9</u>	<u>0.66</u>
	<u>0.75を超 え1.0以 下</u>	<u>0.8</u>	<u>0.58</u>	<u>0.8</u>	<u>0.58</u>	<u>0.9</u>	<u>0.66</u>	<u>0.9</u>	<u>0.66</u>
	<u>1.0を超 え1.5以 下</u>	<u>0.8</u>	<u>0.58</u>	<u>0.9</u>	<u>0.66</u>	<u>1.0</u>	<u>0.75</u>	<u>1.1</u>	<u>0.83</u>

	<u>1.5 を超 え 2.5 以 下</u>	<u>1.0</u>	<u>0.75</u>	<u>1.1</u>	<u>0.83</u>	<u>1.1</u>	<u>0.83</u>	<u>1.2</u>	<u>0.92</u>
--	---------------------------------	------------	-------------	------------	-------------	------------	-------------	------------	-------------

(ワ) 金糸コードにあつては、次に適合すること。

a 外装を有しないものにあつては、一体にした2本以上の線心をより  
合わせ、又は平行に配列したものであつて、分離したとき絶縁体の  
厚さが均分されるものであること。

b 外装を有するものにあつては、次に適合すること。

(a) 線心相互間及び線心と外装との間には、空けきができないよう  
に介在物を施してあること。

(b) 線心は、外装及び介在物から分離しやすい構造であること。

(c) 丸形のものにあつては線心2本以上を層心径の20倍以下のピッチ  
でより合わせたものの上に、その他のものにあつては線心2本以上を  
平行に配列したものの上に外装を施してあること。

(d) 外装は、天然ゴム混合物、クロロブレンゴム混合物、ビニル混  
合物又は耐燃性ポリオレフィン混合物であること。

(e) 外装の厚さは、0.8mmを標準値とし、その平均値が標準値の90%  
以上、その最小値が標準値の70%以上であること。

(カ) 単心ゴムコード、より合わせゴムコード、袋打ちゴムコード、丸打  
ちゴムコード、単心ビニルコード、より合わせビニルコード、袋打ちビ  
ニルコード、丸打ちビニルコード、単心ポリエチレンコード、単心ポリ  
オレフィンコード、キャブタイヤコード及び金糸コード以外のコードは  
、一体にした2本以上の線心をより合わせ、若しくは平行に配列したも  
のであつて、分離したとき絶縁体の厚さが均分されるもの又はB種コード  
であつて、2本以上の線心をより合わせ、かつ、外部編組を有するもので  
あること。

ロ 定格電圧

コードの定格電圧は、300V以下であること。

#### ハ 絶縁耐力

(イ) A種コード及びA種金糸コードにあつては、附表第十の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ロ) B種コード及びB種金糸コードにあつては、附表第十の二の試験を行ったとき及び同試験を附表第二十六の試験（B種金糸コードにあつては、チ（ロ）bに規定する試験）の直後に行ったとき、これに適合すること。

#### ニ 絶縁抵抗

附表第十一の試験をハに規定する試験の直後に行ったとき、これに適合すること。

#### ホ 導体加熱変色

絶縁体にビニル混合物、ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物以外の絶縁物を使用するコードであつて、めっきを施していない銅線を使用するものにあつては、完成品を $130^{\circ}\text{C} \pm 3^{\circ}\text{C}$ の温度に6時間保ったとき、銅線の表面が金属色を失わないこと。

#### ヘ 絶縁体または外装に使用する絶縁物の性質

(イ) 引張強度および伸び

附表第十四の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ロ) 巻付け加熱

絶縁体または外装にビニル混合物を使用するものにあつては、附表第十五の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ハ) 低温巻付け

絶縁体または外装にビニル混合物を使用するものにあつては、附表第十六の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ニ) 加熱変形

絶縁体又は外装にビニル混合物、ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物を使用するものにあつては、附表第十八の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ホ) 耐燃性

a 絶縁体又は外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものにあつては、附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。

b 絶縁体又は外装にビニル混合物、耐燃性ポリエチレン混合物、耐燃性ポリオレフィン混合物又は耐燃性エチレンゴム混合物を使用するものにあつては、附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ヘ) 耐寒性

外装に耐燃性ポリエチレン混合物又は耐燃性ポリオレフィン混合物を使用するものにあつては、附表第十七の試験を行ったとき、これに適合すること。

ト 防湿性

外部編組に防湿剤、防腐剤または塗料を施すものにあつては、附表第二十二の試験を行ったとき、これに適合すること。

チ 機械的強度

(イ) より合わせ強度

断面積が3.5mm<sup>2</sup>未満の多心ゴムコード（平形ゴムコードを除く。）にあつては、完成品から適当な長さの試料を採り、その中央に、断面積が1mm<sup>2</sup>未満のものにあつては質量が0.3kg、1mm<sup>2</sup>以上のものにあつては質量が0.5kgのおもりをつるし、その部分を二つ折りにして試料の両端を持ち、線心のより方向に10回より合わせた後に試料の両端に張力を加えてよりを解き、次に張力を緩めてよりを戻す操作を30回行ったとき、導体の素線の断線率が50%以下であること。

(ロ) 曲げ強度

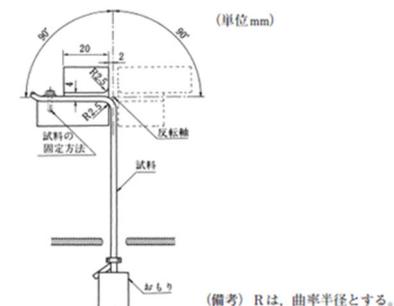
a 断面積が0.75mm<sup>2</sup>以上の多心コードであつて、外部編組又は外装を有しないものにあつては、次に適合すること。

(a) 完成品から適当な長さの試料を採り、その一端を直径が5mmの円筒2本の間にはさみ、他の一端に導体の断面積1mm<sup>2</sup>につき150gの質量

(500g未満となる場合は、500g)のおもりをつるし、試料に許容電流に等しい電流を通じ、電線をすべらさずに2本の円筒の軸方向の中心線を軸として左右にそれぞれ約180°ずつ交互に回転させて試料を屈曲させる操作を毎分約10回の速さで連続して100回行ったとき、導体の素線の断線率が50%以下であること。

(b) 完成品から適当な長さの試料を採り、これを100°Cの温度に48時間保ったのち、(a)に規定する方法により1の線心が断線するまで屈曲を行ったとき、線間短絡が生ぜず、かつ、絶縁体にひび、割れその他の異状が生じないこと。

b B種金糸コードにあっては、完成品から適当な長さの試料を1本採り、これを次の図の曲げ試験装置に取り付け、試料の固定端から50cmの位置に500gの質量のおもりをつるし、導体に約0.1Aの電流を通じ、試料が鉛直になった位置を中心にして左右おのおの90°の角度で毎分120回(左右おのおのを1回と数える。)の割合で連続して120,000回往復を行ったとき、試験中に電流が遮断しないこと。この場合において、電流が遮断した場合にあっては、更に2本の試料について試験を行ったとき、2本とも試験中に電流が遮断しないこと。



(ハ) 移動曲げ強度

B種コードにあつては、附表第二十六の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ニ) 引張衝撃強度

B種金糸コードにあつては、完成品から適当な長さの試料を採り、その一端を固定し、固定端から50cmの位置に500gの質量のおもりをつるし、約0.1Aの電流を通じておもりを固定端まで持ち上げ落下させる操作を5回行ったとき、試験中に電流が遮断しないこと。5回行ったとき、試験中に電流が遮断しないこと。

(ホ) 耐震性

キャブタイヤコードであつて、耐震型のものにあつては、附表第二十四の試験を行ったとき、これに適合すること。

(7) キャブタイヤケーブル

イ 材料および構造

(イ) 導体は、次に適合すること。

a 附表第八に適合する軟銅集合より線であつて、断面積が0.75mm<sup>2</sup>以上（3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル、4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル及び4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルにあつては、2.0mm<sup>2</sup>以上）のものであること。

b 絶縁体がビニル混合物、ポリエチレン混合物及びポリオレフィン混合物以外のものであるキャブタイヤケーブルの導体に使用する銅線は、すず若しくは鉛又はこれらの合金のめっきを施してあること。ただし、導体上にセパレーターを施すものにあつては、この限りでない。

(ロ) 絶縁体は、次に適合すること。

a 絶縁物は、次の表に掲げるものであること。

<u>キャブタイヤケーブルの種類</u>	<u>絶縁物</u>
<u>1種キャブタイヤケーブル</u>	<u>天然ゴム混合物</u>
<u>2種キャブタイヤケーブル、 2種クロロプレンキャブタイヤケーブル、2種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、2種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル、3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル、4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル及び4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル</u>	<u>天然ゴム混合物、ブチルゴム混合物又はエチレンプロピレンゴム混合物</u>
<u>けい素ゴムキャブタイヤケーブル</u>	<u>けい素ゴム混合物（機械的強度を強化したものに限る。）</u>

<u>その他のキャブタイヤケーブル</u>	<u>天然ゴム混合物、ブチルゴム混合物、エチレンプロピレンゴム混合物、ビニル混合物、ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物</u>
-----------------------	---

b 厚さは、次の表に掲げる値を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の80%以上であること。

<u>導体の断面積</u> <u>(mm<sup>2</sup>)</u>	<u>絶縁体の厚さ (mm)</u>		
	<u>天然ゴム混合物、ブチルゴム混合物又はけい素ゴム混合物を絶縁体を使用するもの</u>	<u>ビニル混合物を絶縁体を使用するもの</u>	<u>エチレンプロピレンゴム混合物、ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物を絶縁体を使用するもの</u>
<u>0.75以上3.5以下</u>	<u>1.1(1.4)</u>	<u>0.8</u>	<u>0.8(1.2)</u>
<u>3.5を超え5.5以下</u>	<u>1.1(1.4)</u>	<u>1.0</u>	<u>1.0(1.2)</u>
<u>5.5を超え8以下</u>	<u>1.1(1.4)</u>	<u>1.2</u>	<u>1.0(1.2)</u>
<u>8を超え14以下</u>	<u>1.4(1.4)</u>	<u>1.4</u>	<u>1.0(1.2)</u>
<u>14を超え22以下</u>	<u>1.4(1.8)</u>	<u>1.6</u>	<u>1.2(1.6)</u>

<u>22を超え30以下</u>	<u>1.8(1.8)</u>	<u>1.6</u>	<u>1.2(1.6)</u>
<u>30を超え38以下</u>	<u>1.8(1.8)</u>	<u>1.8</u>	<u>1.2(1.6)</u>
<u>38を超え60以下</u>	<u>1.8(2.3)</u>	<u>1.8</u>	<u>1.5(2.1)</u>
<u>60を超え100以下</u>	<u>2.3(2.3)</u>	<u>2.0</u>	<u>2.0(2.1)</u>
<u>(備考) 括弧内の数値は、3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル、4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル及び4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルに適用する。</u>			

(ハ) 外装は、次に適合すること。

- a 単心キャブタイヤケーブルにあつては線心に、丸形多心キャブタイヤケーブルにあつては線心を層心径の20倍以下のピッチでより合わせたものに、平形キャブタイヤケーブルにあつては線心2本以上を平行に配列したものに、それぞれ次の表に掲げる絶縁物を被覆したものであること。

<u>種類</u>	<u>外装に使用する絶縁物</u>
<u>1種キャブタイヤケーブル、2種キャブタイヤケーブル、3種キャブタイヤケーブル及び4種キャブタイヤケーブル</u>	<u>天然ゴム混合物</u>

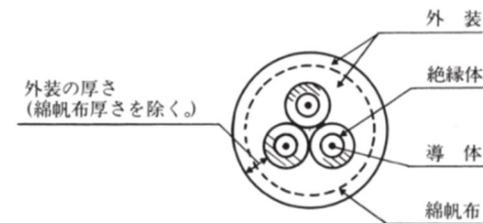
<u>2種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル及び4種クロロプレンキャブタイヤケーブル</u>	<u>クロロプレンゴム混合物</u>
<u>2種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル及び4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル</u>	<u>クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物</u>
<u>2種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル及び3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル</u>	<u>耐燃性エチレンゴム混合物</u>
<u>けい素ゴムキャブタイヤケーブル</u>	<u>けい素ゴム混合物（機械的強度を強化したものに限る。）</u>
<u>その他のキャブタイヤケーブル</u>	<u>ビニル混合物又は耐燃性ポリオレフィン混合物</u>

b 厚さは、次の表に掲げる計算式により計算した値を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の85%以上（平行のものにあつては、80%以上）であること。

<u>種類</u>	<u>計算式</u>
<u>1種キャブタイヤケーブル、2種キャブタイヤケーブル、2種クロロプレンキャブタイヤ</u>	$T = \frac{D}{15} + 1.3$

<u>ケーブル、2種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、2種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル、けい素ゴムキャブタイヤケーブル及びその他のキャブタイヤケーブル</u>	
<u>3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレ ンキャブタイヤケーブル、3種クロロスル ホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル及 び3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケ ーブル</u>	$T = \frac{D}{15} + 2.2$
<u>4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレ ンキャブタイヤケーブル及び4種クロロス ルホン化ポリエチレンキャブタイヤケー ブル</u>	$T = \frac{D}{15} + 2.6$
<p>(備考) 1 Tは、外装に使用する絶縁物の厚さとし、その単位は、mmとする。(小数点2位以下は、4捨5入する。)</p> <p>2 Dは、丸形のものにあつては外装の内径、その他のものにあつては外装の内短径と内長径の和を2で除した値又はその他のものであつて線心を隔壁で分割する場合は、分割したそれぞれの内短径と内長径の和を2で除した値のうち最も大きい値とし、その単位はmmとする(小数点2位以下は、4捨5入する。)。この場合において、隔壁の厚さは、外装の厚さと同等以上でなければならない。また、線心を隔壁で分割したものの外装の厚さ [D] の算出例は、(5)イ(ハ) cの図による。</p> <p>3 外装を二層とする場合には、外側層の厚さは内側層の厚さ以上とすること。</p>	

又、次の図に示すように、外装と同等の材料により、個々の線心を被覆する形で構成された4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル及び4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルにあつては、斜線の部分を外装の厚さに含める。



c 3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル、4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル及び4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルにあつては、線心上、線心より合わせ上又は外装の中間に綿帆布テープ（外装の中間に綿帆布テープを施す場合にあつては、その下の外装の材料は天然ゴム混合物とすることができる。）を突き合わせて巻き、又は綿糸、麻若しくは合成繊維の糸による編組若しくはこれらと同等以上の補強層（外装の中間に補強層を施す場合にあつては、その下の外装の材料は天然ゴム混合物とすることができる。）を施してあること。

この場合において、綿帆布テープ、編組又は補強層と外装に使用する絶縁物とは、粘着していなければならない。

「綿糸、麻若しくは合成繊維の糸による編組」とは、次の性能を有するものをいう。

(a) 編組密度は、40%以上であること。

(b) 糸は、20番手の綿糸その他これと同等以上の強さを有すること。

(二) 多心キャブタイヤケーブルにあつては、次に適合すること。

a 線心相互間および線心と外装との間には、空げきができないように介在物を施してあること。

b 線心は、外装および介在物から分離しやすい構造であること。

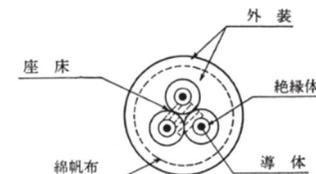
c 4種キャブタイヤケーブル、4種クロロプレンキャブタイヤケーブル及び4種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルにあつては、各線心の間にゴム座床を設けること。この場合において、ゴム座床の厚さは、次の式により計算した値を標準値とし、その平均値が標準値の90%以上、その最小値が標準値の70%以上でなければならない。

$$T = \frac{D}{10} + 1.4$$

tは、ゴム座床の厚さとし、その単位は、mmとする。(小数点2位以下は、切り上げる。)

dは、線心の外径とし、その単位は、mmとする。

なお、次の図に示すように、外装と同等の材料により、個々の線心を被覆する形で構成されたものにあつては、斜線の部分を座床とみなす。



ロ 絶縁耐力

附表第十の試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ 絶縁抵抗

附表第十一の試験をロに規定する試験の直後に行ったとき、これに適合すること。

ニ 耐食性

めっきを施した銅線または鋼線にあつては、附表第十二の試験を行ったとき、これに適合すること。

ホ 絶縁体または外装に使用する絶縁物の性質

(イ) 引張強度および伸び

附表第十四の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ロ) 巻付け加熱

絶縁体または外装にビニル混合物を使用するものにあつては、附表第十五の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ハ) 低温巻付け

絶縁体または外装にビニル混合物を使用するものにあつては、附表第十六の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ニ) 加熱変形

絶縁体または外装にビニル混合物、ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物を使用するものにあつては、附表第十八の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ホ) 耐油性

a 外装に天然ゴム混合物を使用するものにあつては、附表第二十1の試験を行ったとき、これに適合すること。

b 絶縁体又は外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものにあつては、附表第二十2の試験を行ったとき、これに適合すること。

c 絶縁体または外装にビニル混合物を使用するものにあつては、附表第二十3の試験を行ったとき、これに適合すること。

d 外装に耐燃性エチレンゴム混合物又は耐燃性ポリオレフィン混合物を使用するものにあつては、附表第二十四の試験を行ったとき、これに適合すること。

(へ) 耐燃性

a 外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものにあつては、附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。

b 外装にビニル混合物、耐燃性エチレンゴム混合物又は耐燃性ポリオレフィン混合物を使用するものにあつては、附表第二十一の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ト) 耐引裂性

絶縁体及び外装に機械的強度を強化したけい素ゴム混合物を使用するものにあつては、附表第二十五の試験を行ったとき、これに適合すること。

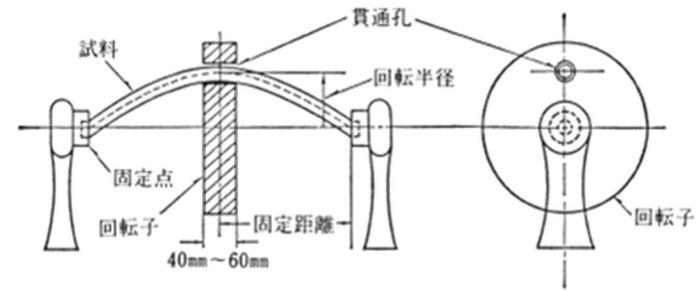
(チ) 耐寒性

外装に耐燃性ポリオレフィン混合物を使用するものにあつては、附表第十七の試験を行ったとき、これに適合すること。

へ 機械的強度

(イ) 曲げ強度

a 導体の断面積が38mm<sup>2</sup>以下の丸形のものにあつては、完成品から適当な長さの試料を採り、これを次の図の曲げ試験装置に次の表に掲げる回転半径及び固定距離で取り付け、回転子を毎分約20回の速さで連続して200回回転させたとき、絶縁体又は外装にひび、割れその他の異状が生ぜず、かつ、導体の素線の断線率が30%以下であること。この場合において、導体補強線を有するものにあつては、導体補強線の素線が断線しないこと。

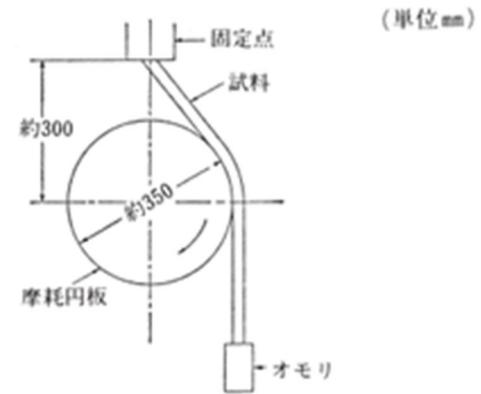


導体の断面積 (mm <sup>2</sup> )	回転半径 (mm)	固定距離 (mm)
3.5以下のもの	150	200
3.5を超えるもの	100	300

b 平形のものにあつては、完成品から適当な長さの試料を採り、ケーブルの短径の5倍の直径を有する円筒の円弧に沿って90°屈曲させた後に直線状に戻し、次に反対方向に90°屈曲させた後に直線状に戻す操作を毎分10回（断面積が38mm<sup>2</sup>を超えるものにあつては、毎分6回）の速さで連続して200回行ったとき、絶縁体又は外装にひび、割れその他の異状が生ぜず、かつ、導体の素線の断線率が30%以下であること。この場合において、導体補強線を有するものにあつては、導体補強線の素線が断線しないこと。

(ロ) 耐摩耗性

ゴムキャブタイヤケーブルにあつては、完成品から適当な長さの試料を採り、その一端を次の図の摩耗試験装置の固定点に固定し、他端に次の表に掲げる質量のおもりを取り付け、試料の表面を摩耗円板の円周に接触させ、この円板をおもりの重力と同じ方向に毎分約60回の速さで連続して同表に掲げる回転数だけ回転させたとき、その外装が摩耗して内部の絶縁体が露出しないこと。



種類	導体の 断面積( mm <sup>2</sup> )	おもりの 質量(kg)	摩耗円盤の回転数(回)	
			1種	3種
			2種キャブ タイヤケー ブル、2種 クロロプ レンキャブ タイヤケー ブル、2種 クロロス ルホン化ポ リエチレン キャブタイ ヤケー ブル、2種 耐燃性エチ レンゴム キャブタイ ヤケー ブル又は はけい素 ゴムキャ ブタイヤ ケー ブル	3種キャブ タイヤ ケー ブル、3 種クロ プロ レン キャ ブタイ ヤ ケー ブル、3 種ク ロ ス ル ホ ン 化 ポ リ エ チ レ ン キ ャ ブ タイ ヤ ケー ブル、3 種耐 燃 性 エ チ レ ン ゴ ム キ ャ ブ タイ ヤ ケー ブル、4 種キ ャ ブ タイ ヤ ケー ブル、4 種ク ロ プ レ ン キ ャ ブ タイ ヤ ケー ブル 又は 4種ク ロ ス ル ホ ン 化 ポ リ

					<u>エチレンキャブ タイヤケーブル</u>
単 心 の も の	<u>3.5以下</u>	<u>1</u>	<u>200</u>	<u>250</u>	<u>350</u>
	<u>3.5を 超え14以 下</u>	<u>1</u>	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>600</u>
	<u>14を 超え38以 下</u>	<u>2.5</u>	<u>400</u>	<u>500</u>	<u>750</u>
	<u>38を 超えるも の</u>	<u>2.5</u>	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>900</u>
多 心 の も の	<u>3.5以下</u>	<u>1</u>	<u>300</u>	<u>400</u>	<u>500</u>
	<u>3.5を 超え14以 下</u>	<u>2.5</u>	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>750</u>
	<u>14を 超え38以 下</u>	<u>5</u>	<u>750</u>	<u>750</u>	<u>1,100</u>
	<u>38を 超えるも の</u>	<u>10</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>	<u>1,500</u>

(ハ) 耐衝撃性

3種キャブタイヤケーブル、3種クロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、3種耐燃性エチレンゴムキャブタイヤケーブル、4種キャブタイヤケーブル、4種クロプレンキャブタイヤケーブル及び4種クロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルにあつては、附表第二十三の試験を行ったとき、これに適合すること。

(二) 耐震性

耐震型のものにあつては、附表第二十四の試験を行ったとき、これに適合すること。

(8) 平形導体合成樹脂絶縁電線

イ 材料及び構造

(イ) 導体は、JIS H 3100(1981)「銅及び銅合金の板及び条」に規定するC1100RC-0のもの又はこれと同等以上の導電率を有する銅条であつて、20℃における電気抵抗が15A用のものにあつては8.92Ω/km以下、20A用のものにあつては5.65Ω/km以下、30A用のものにあつては3.35Ω/km以下であること。この場合において20A用及び30A用以外のものの電気抵抗は、内挿法により求めた値とし、電気抵抗を20℃以外の温度で測定する場合にあつては、次の式により20℃における電気抵抗に換算しなければならない。

$$R_{20}=R_t/(1+0.00393(t-20))$$

R<sub>20</sub>は、20℃における電気抵抗とし、その単位は、Ωとする。

R<sub>t</sub>は、t℃における電気抵抗とし、その単位は、Ωとする。

tは、測定時の温度とし、その単位は、℃とする。

(ロ) 絶縁体の絶縁物は、ビニル混合物（耐熱性ビニル混合物以外のものに限る。）、ポリエステル混合物、ポリエチレン混合物、ポリプロピレン混合物又はポリカーボネート混合物であること。

(ハ) 導体を並行に配列したものの上に（ロ）の絶縁材料を被覆したものであること。

(ニ) 隣接する導体相互間の距離は、3.5mm以上であること。

(ホ) (イ)の導体の寸法以上のアース線を有するものであり、かつ、ア

ース線の線心には、アース用である旨を表示してあること。ただし、コンクリート直天井用である旨を表示するものにあつては、この限りでない。「アース用である旨を表示してある」とは、緑と黄の配色による識別又は保護アース、保護接地、PEの文字若しくはⓍの記号をアース線に表示することをいう。ただし、当分の間、緑による識別もアース用である旨を表示してあるものとみなす。

#### ロ 定格

平形導体合成樹脂絶縁電線の定格電圧は、300V以下であること。

#### ハ 絶縁耐力

完成品を1時間清水中に浸し、導体相互間及び導体と大地との間に1,500Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。

#### ニ 絶縁抵抗

(イ) 完成品を1時間清水中に浸し、導体と大地との間に100V以上600V以下の直流電圧を1分間加えたとき、測定した絶縁体の20℃における絶縁抵抗は、50MΩ-km以上であること。

(ロ) 絶縁体にビニル混合物を使用するものにあつては、(イ)に掲げる試験のほか、完成品から適当な長さの試料を採り、これを60℃±3℃の清水中に浸した状態において、絶縁体の温度が一定となった後に導体と大地との間に100V以上600V以下の直流電圧を1分間加えたとき、測定した絶縁抵抗は、0.15MΩ-km以上であること。

#### ホ 絶縁体に使用する絶縁物の性質

##### (イ) 引張強度及び伸び

完成品から導体を取り除いて試料を採り、附表第十四の図1のダンベル状にして標点を記し、16℃以上32℃以下の温度において引張試験機を使用して3本の試料について毎分50mm以上200mm以下(ビニル混合物

にあつては毎分 200 mm以上 500 mm以下) の速さで引張強さ及び伸びの試験を行ったとき、その平均値が次の表に適合すること。

絶縁物の種類	引張強さ(MPa)	伸び(%)
ビニル混合物	10 以上	100 以上
ポリエステル混合物	150 以上	60 以上
ポリエチレン混合物	10 以上	350 以上
ポリプロピレン混合物	30 以上	250 以上
ポリカーボネート混合物	56 以上	60 以上

(備考) 複合材料とした場合は、引張強さは断面積配分で比例し、伸びは、材料の最小値とする。

#### (ロ) 耐寒性

絶縁体とする前の絶縁コンパウンドから試料を採り、これを練って長さ 38 mm±2 mm、幅 6 mm±0.4 mm、厚さ 2 mm±0.2 mmの試験片を 3 個作り、-15℃±0.5℃、ポリエチレン混合物(耐燃性ポリエチレン混合物を除く。)にあつては-50℃±3℃の温度に約 150 秒間保った後、JIS K 6723(1983)「軟質ポリ塩化ビニルコンパウンド」の「6. 6 耐寒性試験」の試験方法により試験を行ったとき、試験片がいずれも破壊しないこと。

#### (ハ) 加熱変形

絶縁体とする前の絶縁コンパウンドから試料を採り、これを練ってシート状の試験片を作成し、JIS K 6723(1983)「軟質ポリ塩化ビニルコンパウンド」の「6. 5 加熱変形試験」の試験方法により試験を行ったとき、厚さの減少率が 50%以下であること。ただし、ポリエチレン混合物のものにあつては、加熱温度は 75℃±3℃とする。

#### (ニ) 加熱収縮

附表第十九の試験を行ったとき、これに適合すること。

#### (ホ) 耐油性

完成品から適当な長さの試料を採り、これを70℃±3℃の温度に保たれたJIS K 6301(1983)「加硫ゴム物理試験方法」の試験用二号油に4時間浸した後に取り出し、表面の油をふき取り、96時間以内において、室温で4時間以上放置した後、ハの試験を行ったとき、これに適合すること。

#### (ヘ) 耐燃性

完成品から長さ約300mmの試料を採り、これを水平面に対して約60°に傾斜させ、その下端を酸化炎の長さが約130mmのブンゼンバーナーの還元炎で燃焼させ、その炎を取り去ったとき、自然に消えること。

#### ヘ 機械的強度

##### (イ) 耐摩耗性

完成品から適当な長さの試料を採り、これを(7)へ(ロ)の試験方法により試験を行ったとき、導体が露出しないこと。この場合において、つるすおもりの質量は1kg、回転数は250回とする。

##### (ロ) 傾斜衝撃

完成品から適当な長さの試料を採り、これを水平面に対して45°に傾斜させた櫂または櫂と同等以上の堅さの木板上に取り付け、鉛直方向に取り付けられた内径が22mmのガイドパイプの内面に沿い、質量が454ggで半径が10mmの球面を有する直径20mmの円筒形の鋼製のおもりを試料の各線心の長さ及び幅方向の中心へ46cmの高さから1回落下させた後ハの試験を行ったとき、これに適合すること。

#### (9) 表示

附表第二十七に規定する表示の方式により表示すること。

## 2 電気温床線

### (1) 材料および構造

イ 材料が正しく、かつ、通常の使用状態における温度に耐えること。

ロ 発熱体は、次に適合すること。

(イ) 均質な単線の金属線又はこれをより合わせたものであること。

(ロ) 発熱体の太さは、単心温床線及びより合わせ形温床線にあつては直径が 0.6 mm 又は断面積が 0.26 mm<sup>2</sup>、平行形温床線及び集合形温床線にあつては直径が 0.5 mm 又は断面積が 0.18 mm<sup>2</sup> 以上であること。ただし、直径が 0.1 mm 以上の金属線(断面積がこれと同等以上の箔糸状のものを含む。)を、直径が 0.6 mm 以上の太さを有するジュートその他の繊維質の物のしんにらせん状に巻き付けてある場合は、この限りでない。

ハ 絶縁体および外装は、次に適合すること。

(イ) 単心温床線にあつては、発熱体(ロ(ロ)のただし書の場合にあつては、繊維質の物のしんを含む。以下この別表において同じ。)の上に天然ゴム混合物、ブチルゴム混合物、クロロプレンゴム混合物、ビニル混合物またはポリエチレン混合物を被覆したものであること。この場合において、天然ゴム混合物、ブチルゴム混合物、クロロプレンゴム混合物、ビニル混合物またはポリエチレン混合物の厚さは、次の表に掲げる値を標準値とし、その平均値が標準値の 90% 以上、その最小値が標準値の 80% 以上でなければならない。

絶縁物	厚さ(mm)
天然ゴム混合物	1.1
ブチルゴム混合物	1.1
クロロプレンゴム混合物	1.1
ビニル混合物	0.8

(ロ) より合わせ形温床線にあつては、単心温床線 2 本以上を層心径の 30 倍以下のピッチでより合わせたものであること。

(ハ) 平行形温床線にあつては、発熱体 2 本以上を 1.5 mm 以上の間隔で平行に配列したものの上に天然ゴム混合物、ブチルゴム混合物、クロロプレンゴム混合物、ビニル混合物またはポリエチレン混合物を (イ) の表に掲げる値以上の厚さに被覆したものであること。

(ニ) 集合形温床線にあつては、発熱体に天然ゴム混合物、ブチルゴム混合物、クロロプレンゴム混合物、ビニル混合物、ポリエチレン混合物、ガラス繊維等を施したものを 2 本以上をそのまま、またはジュートを介在させて集合し、発熱体にビニル混合物またはポリエチレン混合物を施してある場合はその上にビニル混合物またはポリエチレン混合物を、発熱体にその他のものを施してある場合はその上に天然ゴム混合物、クロロプレンゴム混合物、ビニル混合物またはポリエチレン混合物を (イ) の表に掲げる値以上の厚さに被覆したものであること。ただし、発熱体の上に施してある天然ゴム混合物、ブチルゴム混合物、クロロプレンゴム混合物、ビニル混合物またはポリエチレン混合物が (イ) の表に掲げる値以上の厚さを有する場合にあつては、その上に被覆する天然ゴム混合物、クロロプレンゴム混合物、ビニル混合物またはポリエチレン混合物の厚さは、(イ) の表に掲げる値から 0.5 mm を減じた値とすることができる。

ニ 附属電線は、次に適合すること。

(イ) 軟銅より線を使用する絶縁電線若しくはケーブル、コード又はキャブタイヤケーブルであつて、導体の断面積が 0.75 mm<sup>2</sup> 以上のものである

こと。この場合において、外部編組を施してある絶縁電線又はコードにあっては、外部編組に防湿剤を施してあるものでなければならない。

(ロ) 許容電流が電気温床線の定格消費電力に相当する電流以上のものであること。

(ハ) 附属電源電線にあっては、長さが2m以上であり、かつ、発熱体の一端または両端に接続してあること。

(ニ) 附属電源電線以外のものにおいて、絶縁物を施した発熱体（以下「発熱線心」という。）に接続してはならない。ただし、発熱線心と附属電源電線との接続部にあっては、この限りでない。

ホ 発熱体相互間の接続部、発熱体と附属電線との接続部または附属電線相互間の接続部は、圧縮接続管、圧着端子、ろう付け等によって接続され、かつ、次の表に掲げる絶縁物および厚さにより圧着その他の容易にはがれない方法で被覆されていること。

<u>絶縁物</u>	<u>厚さ(mm)</u>
<u>天然ゴム混合物</u>	<u>1.2以上</u>
<u>ブチルゴム混合物</u>	<u>1.2以上</u>
<u>クロロプレンゴム混合物</u>	<u>1.2以上</u>
<u>ビニル混合物</u>	<u>1.0以上</u>
<u>ポリエチレン混合物</u>	<u>1.0以上</u>
<u>ふっ素樹脂混合物</u>	<u>1.0以上</u>

へ 多心のものにおいて発熱体の一端のみに附属電線を接続する構造のものにあっては、他の一端で発熱体相互を接続し、その接続部にホの表に掲げる絶縁物および厚さで被覆されたものであること。

ト 多心のものにおいて、発熱体と附属電線との接続部において、圧縮

接続管相互間、圧着端子相互間もしくはろう付け部相互間またはこれらのものの相互間に施された絶縁物およびその厚さは、次の表に掲げるとおりとする。

<u>絶縁物</u>	<u>厚さ(mm)</u>
<u>天然ゴム混合物</u>	<u>1.5以上</u>
<u>ブチルゴム混合物</u>	<u>1.5以上</u>
<u>クロロプレンゴム混合物</u>	<u>1.5以上</u>
<u>ビニル混合物</u>	<u>1.0以上</u>
<u>ポリエチレン混合物</u>	<u>1.0以上</u>
<u>ふっ素樹脂混合物</u>	<u>1.0以上</u>

チ 発熱体と絶縁体との間に熱緩衝層を設けるものにあつては、熱緩衝層は、綿、絹その他の繊維質の物であること。

リ 自動温度調節器および温度過昇防止装置以外の附属品は、発熱線心(発熱体と附属電線との接続部を除く。)に設けてはならない。

ヌ 自動温度調節器または温度過昇防止装置を設けるものにあつては、次に適合すること。

(イ) 自動温度調節器または温度過昇防止装置を附属電源電線(発熱体と附属電源電線との接続部を含む。)から附属電源電線以外の附属電線により分岐して設けるものにあつては、自動温度調節器または温度過昇防止装置は、適当な防水成形加工を施し、または防水型器具におさめてあること。

(ロ) 自動温度調節器または温度過昇防止装置を附属電源電線以外の箇所に設けるものおよび附属電源電線(発熱体と附属電源電線との接続部を含む。)に(イ)に規定する方法以外の方法により設けるものにあつて

は、自動温度調節器または温度過昇防止装置は、発熱体または附属電源電線と直接に接続し、かつ、その接続部にホの表に掲げる絶縁物および厚さにより圧着その他の容易にはがれない方法で被覆してあること。この場合において、自動温度調節器もしくは温度過昇防止装置の端子部とこれらに接続しない発熱体もしくは附属電線の導体との間または自動温度調節器もしくは温度過昇防止装置の端子部相互間に施された絶縁物およびその厚さは、トの表に掲げるとおりとする。

ル 附属電線に接続する接続器は、電源接続用のものを除き、別表第四1および6の規定に適合する防水型のものであること。

## (2) 絶縁耐力

イ 完成品を1時間清水中に浸し、発熱体と大地との間に1,500Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。

ロ より合わせ形、平行形または集合形のものにあつては、発熱体相互を接続してない半製品の状態で、発熱体相互間に2,000Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。

## (3) 絶縁抵抗

イ (2)イに規定する試験の直後にそのままの状態、発熱体と大地との間に100V以上600V以下の直流電圧を1分間加えた後に測定した絶縁体の20℃における絶縁抵抗は、次の表に掲げる値以上であること。

<u>絶縁物</u>	<u>20℃における絶縁抵抗(MΩ)</u>
<u>天然ゴム混合物</u>	<u>1,500</u>
<u>ブチルゴム混合物</u>	<u>600</u>
<u>クロロプレンゴム混合物</u>	<u>100</u>

ビニル混合物	300
ポリエチレン混合物	3,000

ロ 完成品から適当な長さの試料をとり、60℃±3℃の水中に浸し、絶縁体の温度が一定となった後、発熱体と大地との間に100V以上600V以下の直流電圧を1分間加えた後に測定した絶縁抵抗を基礎として計算した完成品の全長の絶縁抵抗は、1MΩ以上であること。

#### (4) 温度上昇

完成品から適当な長さの試料をとり、自動温度調節器または温度過昇防止装置を有するものにあつてはその接点を短絡し、自動温度調節器または温度過昇防止装置を有しないものにあつてはそのまま、その試料を空气中に水平に取り付け、完成品に定格電圧に等しい電圧を加えたときにその発熱体に通ずる電流に等しい電流を試料の発熱体に通じ、絶縁体の温度がほぼ一定となった時に測定した試料の中央部の表面の温度上昇（上面の温度上昇と下面の温度上昇との平均値とする。）が50deg以下であること。

#### (5) 消費電力

完成品から適当な長さの試料をとり、(4)の温度上昇の値に25℃を加えた値の温度に保ち、発熱体の温度が一定となった時に測定した発熱体の電気抵抗を基礎として計算した完成品の全長の消費電力は、定格消費電力の±10%以内であること。

#### (6) 絶縁体または外装に使用する絶縁物の性質

イ 附表第十四 1 (1) に規定する方法により天然ゴム混合物、ブチルゴム混合物、クロロプレンゴム混合物、ビニル混合物またはポリエチレン混合物の試料をとり、同表 1 (2) および (3) に規定する引張強さおよび伸びの試験を行い、室温における引張強さおよび伸びならびに加熱後の引張強さおよび伸びの残率が次の表の値以上であること。ただし、この場合における加熱条件は、次の表によるものとする。

絶縁体又は外装に使用する絶縁物の種類	室温における値		加熱後の残率		加熱条件	
	引張強さ (MPa)	伸び (%)	引張強さ (%)	伸び (%)	加熱温度 (°C)	加熱時間 (時間)
天然ゴム混合物	8	250	65	65	120±3	48
ブチルゴム混合物	4	300	80	80	120±3	96
クロロプレンゴム混合物	8	250	65	65	120±3	48
ビニル混合物	10	120	95	80	120±3	96
ポリエチレン混合物	10	350	80	65	90±2	96

ロ 絶縁体または外装にビニル混合物またはポリエチレン混合物を使用するものにあつては、次に適合すること。

(イ) 単心温床線、平行形温床線または集合形温床線のうち外装にビニル混合物もしくはポリエチレン混合物を使用するものにあつては完成品を、より合わせ形温床線または集合形温床線のうち絶縁体にビニル混合物

もしくはポリエチレン混合物を使用するものにあつては発熱線心を次の表に掲げる直径を有する円筒に密に6回巻き付け、ビニル混合物にあつては $120^{\circ}\text{C}\pm 3^{\circ}\text{C}$ 、ポリエチレン混合物にあつては $90^{\circ}\text{C}\pm 2^{\circ}\text{C}$ の温度に1時間保ったとき、ビニル混合物もしくはポリエチレン混合物にひび、割れその他の異状が生じないこと。

種類		円筒の直径	
単心温床線又は平行形温床線		温床線の外径が5 mm未満のもの	温床線の外径の1倍
		温床線の外径が5 mm以上のもの	温床線の外径の2倍
より合わせ形温床線	絶縁体にビニル混合物又はポリエチレン混合物を使用するもの	発熱線心の外径が5 mm未満のもの	発熱線心の外径の1倍
		発熱線心の外径が5 mm以上のもの	発熱線心の外径の2倍
又は集合形温床線	外装にビニル混合物又はポリエチレン混合物を使用するもの	温床線の外径が5 mm未満のもの	温床線の外径の1倍
		温床線の外径が5 mm以上のもの	温床線の外径の2倍

(備考) 丸形以外のものにあつては、外径は、短径とする。

(ロ) 単心温床線、平行形温床線または集合形温床線のうち外装にビニル混合物もしくはポリエチレン混合物を使用するものにあつては完成品を、より合わせ形温床線または集合形温床線のうち絶縁体にビニル混合物もしくはポリエチレン混合物を使用するものにあつては発熱線心を $-10^{\circ}\text{C}\pm 1^{\circ}\text{C}$ の温度に1時間保った直後に完成品または発熱線心の外径の3倍の直径を有する円筒に密に6回巻き付けたとき、ビニル混合物もしくはポリエチレン混合物にひび、割れその他の異状が生じないこと。

(ハ) 絶縁体又は外装にビニル混合物又はポリエチレン混合物を使用するものにあつては、完成品から長さ30mmのビニル混合物又はポリエチレン混合物の試料を採り、その厚さを測り、試料と測定装置をあらかじめビニル混合物にあつては $120^{\circ}\text{C}\pm 3^{\circ}\text{C}$ 、ポリエチレン混合物にあつては $75^{\circ}\text{C}\pm 3^{\circ}\text{C}$ の温度に30分間保った後に測定装置の平行板の間に試料を置き、これにビニル混合物にあつては3N、ポリエチレン混合物にあつては5Nの荷重を加え、さらにビニル混合物にあつては $120^{\circ}\text{C}\pm 3^{\circ}\text{C}$ 、ポリエチレン混合物にあつては $75^{\circ}\text{C}\pm 3^{\circ}\text{C}$ の温度に30分間保った後、そのままの状態です料の厚さを測定したとき、その厚さの減少率が、ビニル混合物にあつては25%以下、ポリエチレン混合物にあつては10%以下であること。

ハ 絶縁体（外装を有するものを除く。）又は外装にクロロプレンゴム混合物、ビニル混合物又は耐燃性ポリエチレン混合物を使用するものにあつては、完成品から適当な長さの試料を採り、これを水平に保ち、その中央部を酸化炎の長さが約130mmのブンゼンバーナーの還元炎で燃焼させ、その炎を取り去ったとき、自然に消えること。

(7) 表示

附表第二十七に規定する表示の方式により表示すること。

附表第一 軟銅線（単線）

直径 (mm)	20℃における電気抵抗 (Ω/km)				引張 強さ (MPa)	伸び (%)
	めっきを 施してな いもの		めっきを 施してあ るもの			
	単 心 又 は 平 形 の も の に 使 用 す る 単 線	丸 形 多 心 の も の に 使 用 す る 単 線	単 心 又 は 平 形 の も の に 使 用 す る 単 線	丸 形 多 心 の も の に 使 用 す る 単 線		
0.80	35. 7以 下	＝	37. 2以 下	＝	196 以上	20.0 以上
0.90	28. 2以 下	＝	29. 4以 下	＝	196 以上	20.0 以上

<u>1.00</u>	<u>22.</u> <u>8以</u> <u>下</u>	<u>23.</u> <u>3以</u> <u>下</u>	<u>23.</u> <u>8以</u> <u>下</u>	<u>24.</u> <u>3以</u> <u>下</u>	<u>196</u> <u>以上</u>	<u>20.0</u> <u>以上</u>
<u>1.20</u>	<u>15.</u> <u>8以</u> <u>下</u>	<u>16.</u> <u>1以</u> <u>下</u>	<u>16.</u> <u>5以</u> <u>下</u>	<u>16.</u> <u>8以</u> <u>下</u>	<u>196</u> <u>以上</u>	<u>20.0</u> <u>以上</u>
<u>1.40</u>	<u>11.</u> <u>6以</u> <u>下</u>	<u>11.</u> <u>9以</u> <u>下</u>	<u>12.</u> <u>1以</u> <u>下</u>	<u>12.</u> <u>3以</u> <u>下</u>	<u>196</u> <u>以上</u>	<u>20.0</u> <u>以上</u>
<u>1.60</u>	<u>8.9</u> <u>2以</u> <u>下</u>	<u>9.1</u> <u>0以</u> <u>下</u>	<u>9.2</u> <u>9以</u> <u>下</u>	<u>9.4</u> <u>8以</u> <u>下</u>	<u>196</u> <u>以上</u>	<u>20.0</u> <u>以上</u>
<u>1.80</u>	<u>7.0</u> <u>5以</u> <u>下</u>	<u>7.1</u> <u>9以</u> <u>下</u>	<u>7.3</u> <u>4以</u> <u>下</u>	<u>7.4</u> <u>9以</u> <u>下</u>	<u>196</u> <u>以上</u>	<u>20.0</u> <u>以上</u>
<u>2.00</u>	<u>5.6</u> <u>5以</u> <u>下</u>	<u>5.7</u> <u>6以</u> <u>下</u>	<u>5.8</u> <u>3以</u> <u>下</u>	<u>5.9</u> <u>5以</u> <u>下</u>	<u>196</u> <u>以上</u>	<u>20.0</u> <u>以上</u>
<u>2.30</u>	<u>4.2</u> <u>7以</u> <u>下</u>	<u>4.3</u> <u>6以</u> <u>下</u>	<u>4.4</u> <u>1以</u> <u>下</u>	<u>4.5</u> <u>0以</u> <u>下</u>	<u>196</u> <u>以上</u>	<u>20.0</u> <u>以上</u>
<u>2.60</u>	<u>3.3</u> <u>5以</u> <u>下</u>	<u>3.4</u> <u>2以</u> <u>下</u>	<u>3.4</u> <u>5以</u> <u>下</u>	<u>3.5</u> <u>2以</u> <u>下</u>	<u>196</u> <u>以上</u>	<u>20.0</u> <u>以上</u>
<u>2.90</u>	<u>2.6</u> <u>9以</u> <u>下</u>	<u>2.7</u> <u>4以</u> <u>下</u>	<u>2.7</u> <u>7以</u> <u>下</u>	<u>2.8</u> <u>3以</u> <u>下</u>	<u>196</u> <u>以上</u>	<u>25.0</u> <u>以上</u>
<u>3.20</u>	<u>2.2</u> <u>1以</u> <u>下</u>	<u>2.2</u> <u>5以</u> <u>下</u>	<u>2.2</u> <u>8以</u> <u>下</u>	<u>2.3</u> <u>3以</u> <u>下</u>	<u>196</u> <u>以上</u>	<u>25.0</u> <u>以上</u>
<u>3.50</u>	<u>1.8</u> <u>5以</u> <u>下</u>	—	<u>1.9</u> <u>0以</u> <u>下</u>	—	<u>196</u> <u>以上</u>	<u>25.0</u> <u>以上</u>

3.70	$\frac{1.6}{7}$ 以下	=	$\frac{1.7}{2}$ 以下	=	196以上	25.0以上
4.00	$\frac{1.41}{6}$ 以下		$\frac{1.4}{6}$ 以下		196以上	25.0以上
4.30	$\frac{1.23}{7}$ 以下		$\frac{1.2}{7}$ 以下		196以上	25.0以上
4.50	$\frac{1.12}{5}$ 以下		$\frac{1.1}{5}$ 以下		196以上	25.0以上
5.00	$\frac{0.90}{4}$ 以下		$\frac{0.9}{32}$ 以下		196以上	25.0以上

(備考)

1 電気抵抗を 20℃以外の温度において測定する場合にあっては、測定値は、次の式により 20℃における電気抵抗に換算しなければならない。

$$R_{20} = R_t / (1 + 0.00393(t - 20))$$

R<sub>20</sub> は、20℃における電気抵抗とし、その単位は、Ωとする。

R<sub>t</sub> は、t℃における電気抵抗とし、その単位は、Ωとする。

t は、測定時の温度とし、その単位は、℃とする。

2 直径の許容差は、次の表に掲げるとおりとする。

直径(mm)	許容差(mm)
1.00未満	±0.02
1.00以上3.20未満	±0.03
3.20以上	±0.04

3 導体の直径が表に掲げる値以外のものの電気抵抗は、内挿法により求めた値とする。

4 導体の引張試験は、JIS B 7721(1952)「引張試験機」に規定する引張試験機その他これと同等以上の性能を有するものを用いて、次の表の試験条件で行う。(以下、附表第二から附表第九までにおいて同じ。)

試験条件	軟銅		硬銅		半硬アルミ・硬アルミ及び銅心アルミ		軟アルミ成型単線	鋼線
	単線又はより線の素線	より線	単線又はより線の素線	より線	単線又はより線の素線	より線		
試料長 (mm)	約400	＝	約400	＝	約400	＝	約400	約400
標点距離 (mm)	250	＝	250	＝	250	＝	250	250
つかみ間隔 (mm)	＝	500以上	＝	500以上	＝	500以上	＝	＝
引張速度 (mm/分)	300以下	100以下	100以下	100以下	100以下	100以下	100以下	100以下

附表第二 硬銅線（単線）

直径 (mm)	20°Cにおける電気抵抗(Ω/km)				引張強さ (MPa)	
	めっきを施していないもの		めっきを施してあるもの		めっきを施していないもの	めっきを施してあるもの
	単心又は平形のものに使用する単線	引込用ビニル絶縁電線又は引込用ポリエチレン絶縁電線のより合わせ形のものに使用する単線	単心又は平形のものに使用する単線	引込用ビニル絶縁電線又は引込用ポリエチレン絶縁電線のより合わせ形のものに使用する単線		
0.80	37.2以下	—	37.9以下	—	430以上	345以上
0.90	29.4以下	—	30.0以下	—	429以上	345以上
1.00	23.8以下	—	24.0以下	—	428以上	345以上
1.20	16.5以下	—	16.7以下	—	426以上	345以上
1.40	12.1以下	—	12.3以下	—	424以上	345以上
1.60	9.29以下	—	9.39以下	—	422以上	345以上
1.80	7.34以下	—	7.42以下	—	420以上	345以上
2.00	5.83以下	5.89以下	5.89以下	5.95以下	418以上 (397以上)	335以上 (319以上)
2.30	4.41以下	4.45以下	4.45以下	4.49以下	415以上 (394以上)	335以上 (319以上)
2.60	3.45以下	3.48以下	3.48以下	3.51以下	412以上 (390以上)	335以上 (319以上)
2.90	2.77以下	2.80以下	2.80以下	2.83以下	409以上 (388以上)	335以上 (319以上)
3.20	2.28以下	2.30以下	2.30以下	2.32以下	406以上 (385以上)	335以上 (319以上)
3.50	1.90以下	1.92以下	1.92以下	1.94以下	403以上 (382以上)	335以上 (319以上)

<u>3.70</u>	<u>1.72以下</u>	<u>1.74以下</u>	<u>1.74以下</u>	<u>1.75以下</u>	<u>401以上</u> ( <u>380以上</u> )	<u>335以上</u> ( <u>319以上</u> )
<u>4.00</u>	<u>1.46以下</u>	<u>1.47以下</u>	<u>1.47以下</u>	<u>1.48以下</u>	<u>389以上</u> ( <u>369以上</u> )	<u>328以上</u> ( <u>312以上</u> )
<u>4.30</u>	<u>1.27以下</u>	<u>1.28以下</u>	<u>1.28以下</u>	<u>1.29以下</u>	<u>386以上</u> ( <u>367以上</u> )	<u>328以上</u> ( <u>312以上</u> )
<u>4.50</u>	<u>1.15以下</u>	<u>1.16以下</u>	<u>1.16以下</u>	<u>1.17以下</u>	<u>384以上</u> ( <u>365以上</u> )	<u>328以上</u> ( <u>312以上</u> )
<u>5.00</u>	<u>0.932以</u> <u>下</u>	<u>0.941以</u> <u>下</u>	<u>0.942以</u> <u>下</u>	<u>0.951以</u> <u>下</u>	<u>379以上</u> ( <u>361以上</u> )	<u>328以上</u> ( <u>312以上</u> )

(備考)

- 1 括弧内の数値は、引込用ビニル絶縁電線又は引込用ポリエチレン絶縁電線に適用する。
- 2 電気抵抗の測定については、附表第一の備考1を準用する。
- 3 直径の許容差は、次の表に掲げるとおりとする。

<u>直径(mm)</u>	<u>許容差(mm)</u>
<u>1.00未満</u>	<u>±0.02</u>
<u>1.00以上3.20未満</u>	<u>±0.03</u>
<u>3.20以上</u>	<u>±0.04</u>

- 4 導体の直径が表に掲げる値以外のものの電気抵抗は、内挿法により求めた値とする。

附表第三 半硬アルミ線および硬アルミ線 (単線)

<u>直</u> <u>径</u> <u>(</u>	<u>20℃にお</u> <u>ける電気抵抗</u> <u>(Ω/km)</u>	<u>引張強さ(MPa)</u>	<u>伸び</u> <u>(%)</u>

<u>mm</u> )	単心又は平形のもの	丸形多心のもの	半硬アルミ線	硬アルミ線	
<u>2</u> : <u>0</u> <u>0</u> <u>0</u>	<u>9.2</u> <u>7</u> 以下	<u>9.46</u> 以下	—	<u>164</u> 以上	<u>0.8</u> 以上
<u>2</u> : <u>3</u> <u>0</u> <u>0</u>	<u>7.0</u> <u>1</u> 以下	<u>7.15</u> 以下	<u>88</u> 以上 <u>158</u> 未満	<u>158</u> 以上	<u>0.9</u> 以上
<u>2</u> : <u>6</u> <u>0</u> <u>0</u>	<u>5.4</u> <u>8</u> 以下	<u>5.59</u> 以下	<u>88</u> 以上 <u>152</u> 未満	<u>152</u> 以上	<u>0.9</u> 以上
<u>2</u> : <u>9</u> <u>0</u> <u>0</u>	<u>4.4</u> <u>1</u> 以下	<u>4.50</u> 以下	<u>88</u> 以上 <u>149</u> 未満	<u>149</u> 以上	<u>1.0</u> 以上
<u>3</u> : <u>2</u> <u>0</u> <u>0</u>	<u>3.6</u> <u>2</u> 以下	<u>3.69</u> 以下	<u>88</u> 以上 <u>146</u> 未満	<u>146</u> 以上	<u>1.0</u> 以上
<u>3</u> : <u>5</u> <u>0</u> <u>0</u>	<u>3.0</u> <u>3</u> 以下	<u>3.09</u> 以下	<u>88</u> 以上 <u>146</u> 未満	<u>146</u> 以上	<u>1.0</u> 以上

<u>3</u> : <u>7</u> <u>0</u> <u>0</u>	<u>2.7</u> <u>1</u> 以 下	<u>2.76</u> 以 下	<u>88以上</u> <u>146未滿</u>	<u>146</u> 以 上	<u>1.1</u> 以 上
<u>3</u> : <u>8</u> <u>0</u> <u>0</u>	<u>2.5</u> <u>7</u> 以 下	<u>2.62</u> 以 下	<u>88以上</u> <u>146未滿</u>	<u>146</u> 以 上	<u>1.1</u> 以 上
<u>4</u> : <u>0</u> <u>0</u> <u>0</u>	<u>2.3</u> <u>2</u> 以 下	<u>2.37</u> 以 下 ( <u>2.3</u> <u>4</u> 以 下)	<u>88以上</u> <u>143未滿</u>	<u>143</u> 以 上	<u>1.1</u> 以 上
<u>4</u> : <u>2</u> <u>0</u> <u>0</u>	<u>2.1</u> <u>0</u> 以 下	<u>2.14</u> 以 下 ( <u>2.1</u> <u>2</u> 以 下)	<u>88以上</u> <u>143未滿</u>	<u>143</u> 以 上	<u>1.2</u> 以 上
<u>4</u> : <u>5</u> <u>0</u> <u>0</u>	<u>1.8</u> <u>3</u> 以 下	<u>1.87</u> 以 下 ( <u>1.8</u> <u>5</u> 以 下)	<u>88以上</u> <u>143未滿</u>	<u>143</u> 以 上	<u>1.2</u> 以 上
<u>5</u> : <u>0</u> <u>0</u> <u>0</u>	<u>1.4</u> <u>8</u> 以 下	<u>1.51</u> 以 下 ( <u>1.4</u> <u>9</u> 以 下)	<u>88以上</u> <u>143未滿</u>	<u>143</u> 以 上	<u>1.2</u> 以 上

(備考)

1 括弧内の数値は、より合わせ形の引込用ビニル絶縁電線に適用する。

2 電気抵抗を 20℃以外の温度において測定する場合にあっては、測定値は、次の式により 20℃における電気抵抗に換算しなければならない。

$$R_{20} = R_t / (1 + 0.00393(t - 20))$$

$R_{20}$  は、20℃における電気抵抗とし、その単位は、Ω とする。

$R_t$  は、t℃における電気抵抗とし、その単位は、Ω とする。

t は、測定時の温度とし、その単位は、℃ とする。

3 直径の許容差は、次の表に掲げるとおりとする。

直径 (mm)	許容差 (mm)
3.20未満	±0.03
3.20以上	±0.04

4 導体の直径が表に掲げる値以外のものの電気抵抗及び引張強さは、内挿法により求めた値とする。

#### 附表第四 軟銅同心より線

1 非圧縮より線にあっては、軟銅線をより合わせ、表 1 に適合すること

。

表 1 軟銅線 (非圧縮より線)

断面積	20℃における電気抵抗 (Ω/km)				引張荷重 (N)
	めっきを施していないもの		めっきを施したあるもの		
(mm <sup>2</sup> )	単心又は平形のもの	丸形多心のもの	単心又は平形のもの	丸形多心のもの	

$\frac{0}{9}$	$\frac{20.9}{\text{以下}}$	$\frac{21.3}{\text{以下}}$	$\frac{22.1}{\text{以下}}$	$\frac{22.5}{\text{以下}}$	$\frac{180}{\text{以上}}$
$\frac{1}{25}$	$\frac{16.5}{\text{以下}}$	$\frac{16.8}{\text{以下}}$	$\frac{17.5}{\text{以下}}$	$\frac{17.9}{\text{以下}}$	$\frac{250}{\text{以上}}$
$\frac{2}{0}$	$\frac{9.24}{\text{以下}}$	$\frac{9.42}{\text{以下}}$	$\frac{9.63}{\text{以下}}$	$\frac{9.82}{\text{以下}}$	$\frac{390}{\text{以上}}$
$\frac{3}{5}$	$\frac{5.20}{\text{以下}}$	$\frac{5.30}{\text{以下}}$	$\frac{5.41}{\text{以下}}$	$\frac{5.52}{\text{以下}}$	$\frac{690}{\text{以上}}$
$\frac{5}{5}$	$\frac{3.33}{\text{以下}}$	$\frac{3.40}{\text{以下}}$	$\frac{3.47}{\text{以下}}$	$\frac{3.54}{\text{以下}}$	$\frac{1,080}{\text{以上}}$
$\frac{8}{}$	$\frac{2.31}{\text{以下}}$	$\frac{2.36}{\text{以下}}$	$\frac{2.41}{\text{以下}}$	$\frac{2.46}{\text{以下}}$	$\frac{1,570}{\text{以上}}$
$\frac{1}{0}$	$\frac{1.92}{\text{以下}}$	$\frac{1.96}{\text{以下}}$	$\frac{1.99}{\text{以下}}$	$\frac{2.03}{\text{以下}}$	$\frac{1,860}{\text{以上}}$
$\frac{1}{4}$	$\frac{1.30}{\text{以下}}$	$\frac{1.33}{\text{以下}}$	$\frac{1.35}{\text{以下}}$	$\frac{1.38}{\text{以下}}$	$\frac{2,610}{\text{以上}}$
$\frac{2}{2}$	$\frac{0.824}{\text{以下}}$	$\frac{0.840}{\text{以下}}$ (0.832 以下)	$\frac{0.849}{\text{以下}}$	$\frac{0.866}{\text{以下}}$	$\frac{4,100}{\text{以上}}$
$\frac{3}{0}$	$\frac{0.623}{\text{以下}}$	$\frac{0.635}{\text{以下}}$ (0.629 以下)	$\frac{0.642}{\text{以下}}$	$\frac{0.655}{\text{以下}}$	$\frac{5,590}{\text{以上}}$
$\frac{3}{8}$	$\frac{0.487}{\text{以下}}$	$\frac{0.497}{\text{以下}}$ (0.492 以下)	$\frac{0.502}{\text{以下}}$	$\frac{0.512}{\text{以下}}$	$\frac{7,080}{\text{以上}}$

		以下)			
$\frac{5}{0}$	$\frac{0.378}{\text{以下}}$	$\frac{0.386}{\text{以下}}$ (0.382 以下)	$\frac{0.394}{\text{以下}}$	$\frac{0.402}{\text{以下}}$	$\frac{8,820}{\text{以上}}$
$\frac{6}{0}$	$\frac{0.303}{\text{以下}}$	$\frac{0.309}{\text{以下}}$ (0.306 以下)	$\frac{0.313}{\text{以下}}$	$\frac{0.319}{\text{以下}}$	$\frac{10,600}{\text{以上}}$
$\frac{8}{0}$	$\frac{0.229}{\text{以下}}$	$\frac{0.234}{\text{以下}}$ (0.231 以下)	$\frac{0.237}{\text{以下}}$	$\frac{0.242}{\text{以下}}$	$\frac{14,100}{\text{以上}}$
$\frac{1}{0}$	$\frac{0.180}{\text{以下}}$	$\frac{0.184}{\text{以下}}$ (0.182 以下)	$\frac{0.185}{\text{以下}}$	$\frac{0.189}{\text{以下}}$	$\frac{17,600}{\text{以上}}$

(備考)

- 1 括弧内の数値は、より合わせ形の引込用ビニル絶縁電線又は引込用ポリエチレン絶縁電線に適用する。
  - 2 電気抵抗の測定については、附表第一の備考1を準用する。
  - 3 導体の断面積が表に掲げる値以外のものの電気抵抗又は引張荷重は、内挿法により求めた値とする。
- 2 圧縮より線にあっては、軟銅線をより合わせ、表2に適合すること。

表2 軟銅線 (圧縮より線)

導体の太 さ	20℃における電気抵抗 (Ω/km)	引張荷 重(N)
-----------	--------------------	-------------

断面積( mm <sup>2</sup> )	円形の圧縮より線の外径( mm)	めっきを施していないもの		めっきを施してあるもの		
		単心のもの	丸形多心のもの	単心のもの	丸形多心のもの	
8	3.4	2.29以下	2.34以下	2.38以下	2.43以下	1,570以上
14	4.4	1.31以下	1.34以下	1.36以下	1.39以下	2,740以上
22	5.5	0.832以下	0.849以下	0.857以下	0.874以下	4,310以上
30	6.5	0.610以下	0.622以下	0.629以下	0.642以下	5,880以上
38	7.3	0.481以下	0.491以下	0.496以下	0.506以下	7,450以上
50	8.5	0.366以下	0.373以下	0.381以下	0.389以下	9,800以上
60	9.3	0.305以下	0.311以下	0.314以下	0.320以下	11,800以上
80	10.8	0.229以下	0.234以下	0.236以下	0.241以下	15,700以上
100	12.0	0.183以下	0.187以下	0.189以下	0.193以下	19,600以上

(備考)

- 1 電気抵抗の測定については、附表第一の備考1を準用する。
- 2 導体の断面積が表に掲げる値以外のものの外径、電気抵抗又は引張荷重は、内挿法により求めた値とする。

附表第五 硬銅同心より線

1 非圧縮より線にあつては、硬銅線をより合わせ、表1に適合すること

表1 硬銅線（非圧縮より線）

断面積 ( $\text{mm}^2$ )	20°Cにおける電気抵抗( $\Omega/\text{km}$ )				引張荷重(N)	
	めっきを施して ないもの		めっきを施してあ るもの			
	単心 又は 平形 のもの の	丸形多 心のも の	単心又 は平形 のもの の	丸形多 心のも の	めっき を施し てない もの	めっき を施し てある もの
0.9	21.7 以下	22.1以 下	=	=	360以 上	=
1.25	17.1 以下	17.4以 下	=	=	460以 上	=
2.0	9.63 以下	9.82以 下	=	=	810以 上	=
3.5	5.41 以下	5.52以 下	5.53以 下	5.64以 下	1,430 以上	1,150以 上
5.5	3.47 以下	3.54以 下	3.50以 下	3.57以 下	2,230 以上	1,790以 上
8	2.41 以下	2.46以 下 (2.43 以下)	2.43以 下	2.48以 下	3,190 以上	2,590以 上
14	1.35 以下	1.38以 下 (1.36 以下)	1.37以 下	1.40以 下	5,630 以上	4,600以 上
22	0.849 以下	0.866 以下	0.858以 下	0.875以 下	8,710 以上	6,980以 上

30	<u>0.642</u> 以下	<u>0.655</u> 以下	<u>0.649以</u> 下	<u>0.662以</u> 下	<u>11,500</u> 以上	<u>9,230以</u> 上
38	<u>0.502</u> 以下	<u>0.512</u> 以下	<u>0.508以</u> 下	<u>0.518以</u> 下	<u>14,500</u> 以上	<u>11,800</u> 以上
50	<u>0.394</u> 以下	<u>0.402</u> 以下	<u>0.398以</u> 下	<u>0.406以</u> 下	<u>19,200</u> 以上	<u>15,800</u> 以上
60	<u>0.313</u> 以下	<u>0.319</u> 以下	<u>0.316以</u> 下	<u>0.322以</u> 下	<u>23,600</u> 以上	<u>18,900</u> 以上
80	<u>0.237</u> 以下	<u>0.242</u> 以下	<u>0.239以</u> 下	<u>0.244以</u> 下	<u>31,100</u> 以上	<u>25,200</u> 以上
100	<u>0.185</u> 以下	<u>0.189</u> 以下	<u>0.187以</u> 下	<u>0.191以</u> 下	<u>39,400</u> 以上	<u>32,000</u> 以上

(備考)

- 1 括弧内の数値は、より合わせ形の引込用ビニル絶縁電線又は引込用ポリエチレン絶縁電線に適用する。
- 2 電気抵抗の測定については、附表第一の備考1を準用する。
- 3 導体の断面積が表に掲げる値以外のものの電気抵抗又は引張荷重は、内挿法により求めた値とする。

2 圧縮より線にあつては、硬銅線をより合わせ、表2に適合すること。

表2 硬銅線 (圧縮より線)

導体の 太さ		20℃における電気抵抗(Ω/km)				引張荷重(N)	
		めっきを施して ないもの		めっきを施してあ るもの		めっき を施し てない もの	めっきを 施してあ るもの
断 面 積 ( $\text{mm}^2$ )	円 形 の 圧 縮 よ り	単心の もの	丸形多 心のも の	単心の もの	丸形多 心のも の		

	線の 外径 ( mm )						
<u>8</u>	<u>3.</u> <u>4</u>	<u>2.38以</u> <u>下</u>	<u>2.43以</u> <u>下</u>	<u>2.41以</u> <u>下</u>	<u>2.46以</u> <u>下</u>	<u>3,230</u> <u>以上</u>	<u>2,610以</u> <u>上</u>
<u>14</u>	<u>4.</u> <u>4</u>	<u>1.36以</u> <u>下</u>	<u>1.39以</u> <u>下</u>	<u>1.38以</u> <u>下</u>	<u>1.41以</u> <u>下</u>	<u>5,600</u> <u>以上</u>	<u>4,570以</u> <u>上</u>
<u>22</u>	<u>5.</u> <u>5</u>	<u>0.857</u> <u>以下</u>	<u>0.874</u> <u>以下</u>	<u>0.866以</u> <u>下</u>	<u>0.883</u> <u>以下</u>	<u>8,710</u> <u>以上</u>	<u>6,990以</u> <u>上</u>
<u>30</u>	<u>6.</u> <u>5</u>	<u>0.629</u> <u>以下</u>	<u>0.642</u> <u>以下</u>	<u>0.635以</u> <u>下</u>	<u>0.648</u> <u>以下</u>	<u>11,800</u> <u>以上</u>	<u>9,530以</u> <u>上</u>
<u>38</u>	<u>7.</u> <u>3</u>	<u>0.496</u> <u>以下</u>	<u>0.506</u> <u>以下</u>	<u>0.501以</u> <u>下</u>	<u>0.511</u> <u>以下</u>	<u>14,800</u> <u>以上</u>	<u>12,100以</u> <u>上</u>
<u>50</u>	<u>8.</u> <u>5</u>	<u>0.381</u> <u>以下</u>	<u>0.389</u> <u>以下</u>	<u>0.385以</u> <u>下</u>	<u>0.393</u> <u>以下</u>	<u>19,300</u> <u>以上</u>	<u>15,900以</u> <u>上</u>
<u>60</u>	<u>9.</u> <u>3</u>	<u>0.314</u> <u>以下</u>	<u>0.320</u> <u>以下</u>	<u>0.318以</u> <u>下</u>	<u>0.324</u> <u>以下</u>	<u>23,000</u> <u>以上</u>	<u>19,000以</u> <u>上</u>
<u>80</u>	<u>10</u> <u>.8</u>	<u>0.236</u> <u>以下</u>	<u>0.241</u> <u>以下</u>	<u>0.238以</u> <u>下</u>	<u>0.243</u> <u>以下</u>	<u>30,300</u> <u>以上</u>	<u>25,400以</u> <u>上</u>
<u>100</u>	<u>12</u> <u>.0</u>	<u>0.189</u> <u>以下</u>	<u>0.193</u> <u>以下</u>	<u>0.191以</u> <u>下</u>	<u>0.195</u> <u>以下</u>	<u>37,400</u> <u>以上</u>	<u>31,800以</u> <u>上</u>

(備考)

- 1 電気抵抗の測定については、附表第一の備考1を準用する。
- 2 導体の断面積が表に掲げる値以外のものの外径、電気抵抗又は引張荷重は、内挿法により求めた値とする。

附表第六 半硬アルミ同心より線および硬アルミ同心より線

1 非圧縮より線にあつては、半硬アルミ線又は硬アルミ線をより合わせ、表1に適合すること。

表1 半硬アルミ線及び硬アルミ線（非圧縮より線）

断面 積( mm <sup>2</sup> )	20°Cにおける電気抵抗(Ω/km)		硬アルミ同 心より線の 引張荷重 (N)	半硬アルミ同 心より線の引 張荷重(N)
	単心のもの 又は平形の もの	丸形多心のもの		
14	2.13以下	2.17以下	2,130以上	1,120以上
22	1.35以下	1.38以下	3,240以上	1,740以上
30	1.02以下	1.04以下	4,140以上	2,310以上
38	0.799以下	0.815以下	5,080以上	2,950以上
50	0.620以下	0.632以下	7,140以上	3,840以上
60	0.497以下	0.507以下	8,810以上	4,740以上
80	0.376以下	0.384以下	11,200以上	6,270以上
100	0.294以下	0.300以下	13,800以上	8,010以上

(備考)

1 電気抵抗の測定については、附表第三の備考2を準用する。  
2 導体の断面積が表に掲げる値以外のものの電気抵抗又は引張荷重は、内挿法により求めた値とする。

2 圧縮より線にあつては、硬アルミ線をより合わせ、表2に適合すること。

表2 硬アルミ線（圧縮より線）

導体の太さ		20℃における電気抵抗(Ω/km)			引張荷重 (N)
断面 積( mm <sup>2</sup> )	円形の 圧縮よ り線の 外径( mm)	単心のもの 又は平形の もの	丸形多心の もの	引込用ビニル 絶縁電線であ って、より合 わせ形又は巻 付け形のもの	
14	4.4	2.14以下	2.18以下	—	2,110以上
22	5.5	1.36以下	1.39以下	1.37以下	3,240以上
30	6.5	1.00以下	1.02以下	1.01以下	4,260以上
38	7.3	0.789以下	0.805以下	0.797以下	5,180以上
50	8.5	0.600以下	0.612以下	0.606以下	6,550以上
55	8.8	0.545以下	0.556以下	0.550以下	7,200以上
60	9.3	0.500以下	0.510以下	0.505以下	7,860以上
80	10.8	0.375以下	0.383以下	0.379以下	10,300以上
95	11.4	0.316以下	0.322以下	0.319以下	12,300以上
100	12.0	0.300以下	0.306以下	0.303以下	12,800以上

(備考)

- 1 電気抵抗の測定については、附表第三の備考2を準用する。
- 2 導体の断面積が表に掲げる値以外のものの外径、電気抵抗又は引張荷重は、内挿法により求めた値とする。

附表第七 鋼心アルミ同心より線（圧縮より線）

鋼線の周囲に硬アルミ線をより合わせ、次の表に適合すること。

導体の太さ		20℃における電気 抵抗(Ω/km)	引張荷重(N)
断面積(mm <sup>2</sup> )	外径(mm)		
12	4.4	2.50以下	4,200以上
19	5.5	1.58以下	6,550以上
25	6.3	1.20以下	8,500以上
32	7.2	0.937以下	10,700以上
58	9.7	0.517以下	18,600以上
95	12.0	0.316以下	23,200以上

(備考) 電気抵抗の測定については、附表第三の備考2を準用する。

附表第八 軟銅集合より線

断面積( mm <sup>2</sup> )	20℃における電気抵抗(Ω/km)			
	めっきを施していないもの		めっきを施してあるもの	
	単心、平形又は長 円形のもの	その他のもの	単心、平形 又は長円形 のもの	その他の もの
0.5	36.7以下	37.8以下	38.6以下	39.8以下
0.75	24.4以下	25.1以下	25.8以下	26.6以下
1.25	14.7以下	15.1以下	15.5以下	16.0以下
2.0	9.50以下(9.65以 下)	9.79以下	9.91以下	10.2以下
3.5	5.09以下(5.27以 下)	5.24以下	5.38以下	5.54以下

<u>5.5</u>	<u>3.27以下(3.31以下)</u>	<u>3.37以下</u>	<u>3.46以下</u>	<u>3.56以下</u>
<u>8</u>	<u>2.32以下</u>	<u>2.39以下</u>	<u>2.45以下</u>	<u>2.52以下</u>
<u>14</u>	<u>1.32以下</u>	<u>1.36以下</u>	<u>1.39以下</u>	<u>1.43以下</u>
<u>22</u>	<u>0.844以下(0.896以下)</u>	<u>0.869以下</u>	<u>0.892以下</u>	<u>0.919以下</u>
<u>30</u>	<u>0.625以下(0.657以下)</u>	<u>0.644以下</u>	<u>0.661以下</u>	<u>0.681以下</u>
<u>38</u>	<u>0.496以下(0.519以下)</u>	<u>0.511以下</u>	<u>0.525以下</u>	<u>0.541以下</u>
<u>50</u>	<u>0.389以下</u>	<u>0.401以下</u>	<u>0.411以下</u>	<u>0.423以下</u>
<u>60</u>	<u>0.311以下</u>	<u>0.320以下</u>	<u>0.329以下</u>	<u>0.339以下</u>
<u>80</u>	<u>0.230以下</u>	<u>0.237以下</u>	<u>0.243以下</u>	<u>0.250以下</u>
<u>100</u>	<u>0.183以下</u>	<u>0.188以下</u>	<u>0.193以下</u>	<u>0.199以下</u>

(備考)

- 1 括弧内の数値は、口出し用絶縁電線に適用する。
- 2 耐震型のものにあつては、20℃における導体の電気抵抗は、単心、平形又は長円形のもの欄に掲げる値に線心のより込み率を乗じた値とする。
- 3 電気抵抗の測定は、附表第一の備考1を準用する。
- 4 導体の断面積が表に掲げる値以外のものの電気抵抗は、内挿法によ

り求めた値とする。

附表第八の二 B種コードに使用する軟銅集合より線

断面積(mm <sup>2</sup> )	20°Cにおける電気抵抗(Ω/km)	
	<u>めっきを施してないもの</u>	<u>めっきを施してあるもの</u>
<u>0.5</u>	<u>39.0以下</u>	<u>40.1以下</u>
<u>0.75</u>	<u>26.0以下</u>	<u>26.7以下</u>
<u>1.0</u>	<u>19.5以下</u>	<u>20.0以下</u>
<u>1.5</u>	<u>13.3以下</u>	<u>13.7以下</u>
<u>2.5</u>	<u>7.98以下</u>	<u>8.21以下</u>

(備考)

- 1 耐震型のものにあつては、20°Cにおける導体の電気抵抗は、表に掲げる値に線心のより込み率を乗じた値とする。
- 2 電気抵抗の測定は、附表第一の備考1を準用する。
- 3 導体の断面積が表に掲げる値以外のものの電気抵抗は、内挿法により求めた値とする。

附表第八の三 軟アルミ集合より線

断面積(mm <sup>2</sup> )	20°Cにおける電気抵抗(Ω/km)
<u>38</u>	<u>0.808以下</u>
<u>50</u>	<u>0.633以下</u>
<u>60</u>	<u>0.506以下</u>

<u>80</u>	<u>0.375以下</u>
<u>100</u>	<u>0.298以下</u>

(備考)

- 1 電気抵抗の測定については、附表第三の備考2を準用する。
- 2 導体の断面積が表に掲げる値以外のものの電気抵抗は、内挿法により求めた値とする。

#### 附表第九 軟アルミ成形単線

形状が半円形または扇形であって、次の表に適合すること。

<u>断面積 (mm<sup>2</sup>)</u>	<u>20℃における</u>		<u>伸び (%)</u>
	<u>電気抵抗</u> <u>(Ω/km)</u>	<u>引張強さ (MPa)</u>	
<u>38</u>	<u>0.789以下</u>	<u>59以上</u>	<u>12以上</u>
<u>50</u>	<u>0.600以下</u>	<u>59以上</u>	<u>12以上</u>
<u>60</u>	<u>0.500以下</u>	<u>59以上</u>	<u>12以上</u>
<u>80</u>	<u>0.375以下</u>	<u>59以上</u>	<u>12以上</u>
<u>100</u>	<u>0.300以下</u>	<u>59以上</u>	<u>12以上</u>

(備考)

- 1 電気抵抗の測定については、附表第三の備考2を準用する。
- 2 導体の断面積が表に掲げる値以外のものの電気抵抗、引張強さ又は伸びは、内挿法により求めた値とする。

#### 附表第十 絶縁耐力試験

電線の種類に従い、1の試験条件において試験を行ったとき、2の基準に適合すること。なお、線心の構造が異なるものに対する絶縁耐力試験電圧は、その各線心のうちの最も厳しい条件における値を適用する。

#### 1 試験条件

(1) 導体（金属製の導体補強線を含む。）以外の金属は、接地すること。

(2) 遮へい又は金属製の補強層を有するものにあつては、次によること。

イ 単心のものは、導体と大地との間に、コードにあつては1,500V、その他のものにあつては2,000V（断面積が32 mm<sup>2</sup>を超えるものにあつては、2,500V）の交流電圧を加えること。

ロ 多心のものは、導体相互間及び導体と大地との間に、コードにあつては1,500V（キャブタイヤコードの導体相互間にあつては、2,000V）、その他のものにあつては2,000V（断面積が32 mm<sup>2</sup>を超えるものにあつては、2,500V）の交流電圧を加えること。

(3) 遮へいまたは金属製の補強層を有しない絶縁電線（屋外用ビニル絶縁電線、蛍光灯電線およびネオン電線を除く。）およびケーブルにあつては、完成品を1時間清水中に浸し、単心のものは導体と大地との間に、多心のものは導体相互間および導体と大地との間に次の表に掲げる交流電圧を加えること。

導体の太さ		交流電圧(V)
より線(断面積 mm <sup>2</sup> )	単線(直径 mm)	
8.0以下	3.2以下	1,500
8.0を超え32以下	3.2を超え5.0以下	2,000
32を超え100以下	＝	2,500

(4) 遮へいまたは金属製の補強層を有しない蛍光灯電線、ネオン電線、コ

ード及びキャブタイヤケーブルにあつては、完成品を1時間（ネオン電線にあつては、12時間）清水中に浸し、単心のものは導体と大地との間に、多心のものは導体相互間および導体と大地との間に次の表に掲げる交流電圧を加えること。

<u>電線の種類</u>		<u>交流電圧 (V)</u>
<u>蛍光灯電線</u>		<u>3,000</u>
<u>ネオン電線</u>	<u>15,000Vのもの</u>	<u>25,000</u>
	<u>7,500Vのもの</u>	<u>15,000</u>
<u>コード</u>	<u>外装を有しないもの</u>	<u>1,000</u>
	<u>外装を有するもの</u>	<u>1,000 (2,000)</u>
<u>キャブタイヤケーブル</u>		<u>3,000</u>

(備考) 括弧内の数値は、外装を有する多心コードの導体相互間に適用する。

(5) 屋外用ビニル絶縁電線にあつては、完成品から長さ約 1.5m の試料を 3 本とり、その中央部 1m を 1 時間清水中に浸した後、それぞれ導体と大地との間に 3,000V の交流電圧を加える。

## 2 基準

(1) 屋外用ビニル絶縁電線以外のものにあつては、連続して 1 分間耐えること。

(2) 屋外用ビニル絶縁電線にあつては、2 本以上の試料が連続して 1 分間耐えること。

## 附表第十の二 B種コード及びB種金糸コードの絶縁耐力試験

### 1 完成品の試験

(1) の試験条件において試験を行ったとき、(2) の基準に適合すること。

#### (1) 試験条件

イ 試料の長さは、10m 以上（附表第二十六の試験の直後に行う場合は、約 5m）とすること。

ロ 試料を水温 20℃±5℃の清水中に 1 時間以上浸した後、次の試験を行うこと。

(イ) 単心のものにあつては、導体と大地との間に 2,000V の交流電圧を加えること。

(ロ) 多心のものにあつては、導体相互間及び導体と大地との間に 2,000V（B種金糸コードであつて、1（6）チ（ロ）bに規定する曲げ試験の直後に行うものにあつては、1,500V）の交流電圧を加えること。

#### (2) 基準

連続して 5 分間耐えること。

### 2 線心の試験

B種コードにあつては、(1) の試験条件において試験を行ったとき、(2) の基準に適合すること。

#### (1) 試験条件

イ 試料は、次に掲げるものであること。

(イ) 平形コードにあつては、長さ 5m の完成品から線心間の絶縁体に短

い切込みを入れ、3mの長さを残し線心を手で引き裂いたものであること。

(ロ) 平形コード以外のものにあつては、長さ5mの完成品から外装、外部編組、介在物等を取り除いたものであること。

ロ 試料を水温 20℃±5℃の清水中に1時間以上浸した後、導体と大地との間に次の表に掲げる交流電圧を加えること。

<u>絶縁体の厚さ(mm)</u>	<u>電圧(V)</u>
<u>0.6以下</u>	<u>1,500</u>
<u>0.6を超えるもの</u>	<u>2,000</u>

(2) 基準

連続して5分間耐えること。

#### 附表第十一 絶縁抵抗試験

1 遮へいまたは金属製の補強層を有するものにあつては完成品を大気中において、遮へいまたは金属製の補強層を有しないものにあつては完成品を清水中に浸した状態において、導体と大地との間に100V以上600V以下の直流電圧を1分間加えたとき、測定した絶縁抵抗は、次の表に掲げる値以上であること。この場合において、導体(金属製の導体補強線を含む。)以外の金属は、接地しなければならない。

2 絶縁体にビニル混合物を使用するもの(ケーブル又はキャブタイヤケーブルであつて、絶縁体にビニル混合物を使用するものを除く。)にあつては、1の試験のほか、完成品から適当な長さの試料をとり、これを60℃±3℃(絶縁体に耐熱性を有するビニル混合物を使用するものにあつては、7

5℃±3℃)の清水中に浸した状態において、絶縁体の温度が一定となった後に導体と大地との間に100V以上600V以下の直流電圧を1分間加えたとき、測定した絶縁抵抗は、次の表に掲げる値以上であること。この場合において、導体(金属製の導体補強線を含む。)以外の金属は、接地しなければならない。

電線の種類	導体の太さ		使用する絶縁体の種類別・絶縁抵抗(MΩ-km)											
			20℃における値										60℃ における 値	75℃ における 値
			より線 (断面積mm <sup>2</sup> )	単線 (直径mm)	天然ゴム混合物	スチレン・ブタジエンゴム混合物	ブチルゴム混合物	クロロブレンコ ム混合物又は クロロスルホン 化ポリエチレン ゴム混合物	エチレン・プロ ピレン・ゴム混 合物	けい素ゴム混 合物	ビニル混合物	ポリエチレン混 合物又はポリ オレフィン混 合物		
絶縁電線(屋外用) ビニル絶縁電線、 蛍光灯電線、ネ オン電線及び平形 導体合成樹脂絶	1.25 未 満	1.6 未 満	1,000	100	500	6	500	100	50	2,500(50)	2,500	0.2	0.05	
	1.25 以 上	1.6 以 上	1,000	100	500	6	500	100	50	2,500(50)	2,000	0.2	0.05	

緑電線を除く。)及びケーブル	上 2.0 未 満	上 2.0 未 満											
	2.0 以 上 5.5 未 満	2.0 以 上 2.6 未 満	1,000	100	500	6	500	100	50	2,500(50)	1,500	0.15	0.05
	—	2.6 以 上 3.2 未 満	1,000	100	500	5	500	100	50	2,500(50)	1,500	0.15	0.05
	5.5 以 上 8 未 満	—	900	90	500	5	500	90	50	2,500(50)	1,500	0.15	0.05
	—	3.2 以 上 4.0 未 満	900	90	500	5	400	90	50	2,000(50)	1,500	0.15	0.05
	8以 上 14 未 満	—	800	80	400	5	400	80	50	2,000(50)	1,500	0.15	0.05
	—	4.0 以 上 5.0 未 満	700	70	400	5	400	70	50	2,000(50)	1,500	0.15	0.05
	14 以 上 22 未 満	—	700	60	400	5	300	60	40	1,500(40)	1,500	0.1	0.04
	—	5.0 以 下	800	80	400	4	400	80	40	2,000(40)	1,500	0.1	0.04
	22 以 上 30 未 満	—	700	70	400	4	300	70	40	1,500(40)	1,000	0.1	0.04
	30 以 上 38	—	600	60	300	4	300	60	40	1,500(40)	900	0.1	0.04

		未 満													
		38 以上 50未 満	=	500	50	300	4	300	50	40	1,500(40)	900	0.1	0.04	
		50 以上 60未 満	=	600	60	300	3	300	60	30	1,500(30)	800	0.1	0.03	
		60 以上 80未 満	=	500	50	300	3	300	50	30	1,500(30)	700	0.07	0.03	
		80 以上 100未 満	=	500	50	300	3	200	50	30	1,000(30)	700	0.07	0.03	
		100	=	500	50	300	3	300	50	30	1,500(30)	600	0.07	0.03	
	蛍光灯電線	0.75	=	=	=	=	=	200	=	20	1,000(20)	=	0.07	0.02	
	コード	3.5 未 満	=	400	40	=	1	300	100	5	2,500(50)	=	0.01	$\frac{0.00}{5}$	
		3.5 以上	=	600	60	=	1	500	150	5	2,500(50)	=	0.01	$\frac{0.00}{5}$	
キャブタイヤケーブル	3種キャブタイヤケーブル、3種クロロプレンキャブタイヤケーブル、3種クロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブル、3種耐燃性エチレン	8未 満	=	1,000	=	500	=	500	=	=	=	=	=	=	
		8以上 14未 満	=	900	=	500	=	400	=	=	=	=	=	=	
		14以上 22未 満	=	700	=	400	=	400	=	=	=	=	=	=	=
		22以上 30未 満	=	700	=	400	=	300	=	=	=	=	=	=	=
		30以上 80	=	600	=	300	=	300	=	=	=	=	=	=	=

ゴムキ ャブタ イヤケ ニブル 、4種 キヤブ タイヤ ケーブ ル、4 種クロ ロプレ ンキヤ ブタイ ヤケニ ブル及 び4種 クロロ スルホ ン化ボ リエチ レンキ ャブタ イヤケ ニブル	未 満												
	80 以 上 100 未 満	=	500	=	300	=	300	=	=	=	=	=	=
ゴムキ ャブタ イヤケ ニブル 、4種 キヤブ タイヤ ケーブ ル、4 種クロ ロプレ ンキヤ ブタイ ヤケニ ブル及 び4種 クロロ スルホ ン化ボ リエチ レンキ ャブタ イヤケ ニブル	100	=	500	=	300	=	200	=	=	=	=	=	=
	3.5 未 満	=	=	=	=	=	=	100	=	=	=	=	=
けい素 ゴムキ ャブタ イヤケ ニブル	3.5 以 上 5.5 未 満	=	=	=	=	=	=	100	=	=	=	=	=
	5.5 以 上 <sup>8</sup> 未 満	=	=	=	=	=	=	90	=	=	=	=	=
	8以 上 14未 満	=	=	=	=	=	=	80	=	=	=	=	=
	14以 上 22未 満	=	=	=	=	=	=	70	=	=	=	=	=
	22以 上 38未 満	=	=	=	=	=	=	60	=	=	=	=	=
	38以 上 50	=	=	=	=	=	=	60	=	=	=	=	=

	未 満												
	50 以上 80 未 満	=	=	=	=	=	=	50	=	=	=	=	=
	80 以上 100 未 満	=	=	=	=	=	=	50	=	=	=	=	=
	100	=	=	=	=	=	=	50	=	=	=	=	=
その 他 の キ ャ プ タ イ ヤ ケ ニ ブ ル	3.5 未 満	=	1,000	=	500	=	500	100	50	2,500(50)	=	=	=
	3.5 以上 5.5 未 満	=	1,000	=	500	=	400	100	40	2,000(40)	=	=	=
	5.5 以上 8 未 満	=	900	=	500	=	400	90	40	2,000(40)	=	=	=
	8 以上 14 未 満	=	800	=	400	=	400	80	40	2,000(40)	=	=	=
	14 以上 22 未 満	=	700	=	400	=	300	70	40	1,500(40)	=	=	=
	22 以上 38 未 満	=	600	=	300	=	300	60	30	1,500(30)	=	=	=
	38 以上 50 未 満	=	600	=	300	=	200	60	30	1,000(30)	=	=	=
	50 以上 80 未 満	=	500	=	300	=	200	50	30	1,000(30)	=	=	=

		80 以上 100 未満	=	500	=	300	=	300	50	30	1,500(30)	=	=	=
		100	=	500	=	300	=	200	50	20	1,000(20)	=	=	=

(備考) 1 絶縁抵抗は、測定時の温度及び絶縁体の種類に従い、20℃における値を次の表に掲げる絶縁抵抗換算係数で除した値とする。この場合において、絶縁体にポリエチレン混合物、ポリオレフィン混合物又はふっ素樹脂混合物を使用するものにあつては、測定時の温度にかかわらず20℃における値とする。

2 括弧内の数値は、耐燃性ポリエチレン混合物又は耐燃性ポリオレフィン混合物を使用するものに適用する。

測定時の温度(℃)	絶縁体に天然ゴム混合物を使用するもの	絶縁体にスチレンブタジエンゴム混合物を使用するもの	絶縁体にブチルゴム混合物を使用するもの	絶縁体にクロロプレンゴム混合物を使用するもの	絶縁体にエチレンプロピレンゴム混合物を使用するもの	絶縁体にクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するもの	絶縁体にけい素ゴム混合物を使用するもの	絶縁体にビニル混合物を使用するもの
-----------	--------------------	---------------------------	---------------------	------------------------	---------------------------	--------------------------------	---------------------	-------------------

		用 す る も の		も の	用 す る も の	混 合 物 を 使 用 す る も の		
<u>0</u>	$\frac{0.3}{7}$	$\frac{0.3}{4}$	$\frac{0.}{34}$	$\frac{0.1}{4}$	$\frac{0.4}{2}$	$\frac{0.0}{5}$	$\frac{0.2}{6}$	$\frac{0.}{42}$
<u>1</u>	$\frac{0.3}{9}$	$\frac{0.3}{6}$	$\frac{0.}{35}$	$\frac{0.1}{5}$	$\frac{0.4}{3}$	$\frac{0.0}{6}$	$\frac{0.2}{8}$	$\frac{0.}{43}$
<u>2</u>	$\frac{0.4}{1}$	$\frac{0.3}{8}$	$\frac{0.}{38}$	$\frac{0.1}{7}$	$\frac{0.4}{5}$	$\frac{0.0}{7}$	$\frac{0.3}{0}$	$\frac{0.}{44}$
<u>3</u>	$\frac{0.4}{3}$	$\frac{0.4}{0}$	$\frac{0.}{40}$	$\frac{0.1}{9}$	$\frac{0.4}{8}$	$\frac{0.0}{8}$	$\frac{0.3}{2}$	$\frac{0.}{45}$
<u>4</u>	$\frac{0.4}{5}$	$\frac{0.4}{2}$	$\frac{0.}{42}$	$\frac{0.2}{1}$	$\frac{0.5}{0}$	$\frac{0.0}{9}$	$\frac{0.3}{4}$	$\frac{0.}{46}$
<u>5</u>	$\frac{0.4}{8}$	$\frac{0.4}{4}$	$\frac{0.}{44}$	$\frac{0.2}{3}$	$\frac{0.5}{2}$	$\frac{0.1}{0}$	$\frac{0.3}{7}$	$\frac{0.}{48}$
<u>6</u>	$\frac{0.5}{0}$	$\frac{0.4}{7}$	$\frac{0.4}{6}$	$\frac{0.2}{5}$	$\frac{0.5}{4}$	$\frac{0.1}{2}$	$\frac{0.4}{0}$	$\frac{0.4}{9}$
<u>7</u>	$\frac{0.5}{3}$	$\frac{0.5}{0}$	$\frac{0.4}{9}$	$\frac{0.2}{8}$	$\frac{0.5}{6}$	$\frac{0.1}{4}$	$\frac{0.4}{3}$	$\frac{0.5}{0}$
<u>8</u>	$\frac{0.5}{5}$	$\frac{0.5}{3}$	$\frac{0.5}{2}$	$\frac{0.3}{1}$	$\frac{0.5}{9}$	$\frac{0.1}{6}$	$\frac{0.4}{6}$	$\frac{0.5}{2}$
<u>9</u>	$\frac{0.5}{8}$	$\frac{0.5}{6}$	$\frac{0.5}{4}$	$\frac{0.3}{4}$	$\frac{0.6}{2}$	$\frac{0.1}{9}$	$\frac{0.4}{9}$	$\frac{0.5}{3}$
<u>10</u>	$\frac{0.6}{1}$	$\frac{0.5}{9}$	$\frac{0.5}{8}$	$\frac{0.3}{7}$	$\frac{0.6}{5}$	$\frac{0.2}{2}$	$\frac{0.5}{2}$	$\frac{0.5}{5}$

<u>11</u>	$\frac{0.6}{4}$	$\frac{0.6}{2}$	$\frac{0.6}{1}$	$\frac{0.4}{1}$	$\frac{0.6}{8}$	$\frac{0.2}{5}$	$\frac{0.5}{6}$	$\frac{0.5}{7}$
<u>12</u>	$\frac{0.6}{7}$	$\frac{0.6}{5}$	$\frac{0.6}{4}$	$\frac{0.4}{5}$	$\frac{0.7}{0}$	$\frac{0.3}{0}$	$\frac{0.6}{0}$	$\frac{0.6}{0}$
<u>13</u>	$\frac{0.7}{1}$	$\frac{0.6}{9}$	$\frac{0.6}{8}$	$\frac{0.4}{9}$	$\frac{0.7}{4}$	$\frac{0.3}{5}$	$\frac{0.6}{4}$	$\frac{0.6}{3}$
<u>14</u>	$\frac{0.7}{4}$	$\frac{0.7}{3}$	$\frac{0.7}{2}$	$\frac{0.5}{4}$	$\frac{0.7}{7}$	$\frac{0.4}{0}$	$\frac{0.6}{9}$	$\frac{0.6}{6}$
<u>15</u>	$\frac{0.7}{8}$	$\frac{0.7}{7}$	$\frac{0.7}{6}$	$\frac{0.6}{0}$	$\frac{0.8}{0}$	$\frac{0.4}{7}$	$\frac{0.7}{2}$	$\frac{0.7}{0}$
<u>16</u>	<u>0.82</u>	<u>0.81</u>	<u>0.81</u>	<u>0.66</u>	<u>0.84</u>	<u>0.54</u>	<u>0.78</u>	<u>0.74</u>
<u>17</u>	<u>0.86</u>	<u>0.85</u>	<u>0.85</u>	<u>0.73</u>	<u>0.86</u>	<u>0.64</u>	<u>0.83</u>	<u>0.79</u>
<u>18</u>	<u>0.91</u>	<u>0.90</u>	<u>0.90</u>	<u>0.81</u>	<u>0.91</u>	<u>0.74</u>	<u>0.87</u>	<u>0.85</u>
<u>19</u>	<u>0.95</u>	<u>0.95</u>	<u>0.96</u>	<u>0.90</u>	<u>0.95</u>	<u>0.86</u>	<u>0.93</u>	<u>0.92</u>
<u>20</u>	<u>1.00</u>							
<u>21</u>	<u>1.05</u>	<u>1.09</u>	<u>1.07</u>	<u>1.10</u>	<u>1.05</u>	<u>1.14</u>	<u>1.07</u>	<u>1.11</u>
<u>22</u>	<u>1.10</u>	<u>1.18</u>	<u>1.14</u>	<u>1.20</u>	<u>1.10</u>	<u>1.30</u>	<u>1.14</u>	<u>1.24</u>
<u>23</u>	<u>1.16</u>	<u>1.27</u>	<u>1.22</u>	<u>1.30</u>	<u>1.15</u>	<u>1.50</u>	<u>1.23</u>	<u>1.39</u>
<u>24</u>	<u>1.22</u>	<u>1.36</u>	<u>1.30</u>	<u>1.45</u>	<u>1.20</u>	<u>1.70</u>	<u>1.31</u>	<u>1.55</u>
<u>25</u>	<u>1.28</u>	<u>1.45</u>	<u>1.38</u>	<u>1.60</u>	<u>1.25</u>	<u>1.93</u>	<u>1.40</u>	<u>1.74</u>
<u>26</u>	<u>1.35</u>	<u>1.55</u>	<u>1.45</u>	<u>1.75</u>	<u>1.30</u>	<u>2.20</u>	<u>1.50</u>	<u>1.96</u>
<u>27</u>	<u>1.42</u>	<u>1.70</u>	<u>1.55</u>	<u>1.95</u>	<u>1.35</u>	<u>2.50</u>	<u>1.61</u>	<u>2.22</u>
<u>28</u>	<u>1.49</u>	<u>1.85</u>	<u>1.65</u>	<u>2.15</u>	<u>1.42</u>	<u>2.85</u>	<u>1.73</u>	<u>2.52</u>
<u>29</u>	<u>1.56</u>	<u>2.00</u>	<u>1.77</u>	<u>2.35</u>	<u>1.48</u>	<u>3.25</u>	<u>1.87</u>	<u>2.87</u>
<u>30</u>	<u>1.64</u>	<u>2.15</u>	<u>1.89</u>	<u>2.60</u>	<u>1.55</u>	<u>3.70</u>	<u>2.01</u>	<u>3.25</u>
<u>31</u>	<u>1.72</u>	<u>2.30</u>	<u>2.00</u>	<u>2.90</u>	<u>1.62</u>	<u>4.20</u>	<u>2.16</u>	<u>3.75</u>
<u>32</u>	<u>1.81</u>	<u>2.50</u>	<u>2.15</u>	<u>3.20</u>	<u>1.70</u>	<u>4.75</u>	<u>2.32</u>	<u>4.25</u>
<u>33</u>	<u>1.90</u>	<u>2.70</u>	<u>2.32</u>	<u>3.50</u>	<u>1.78</u>	<u>5.40</u>	<u>2.49</u>	<u>4.90</u>
<u>34</u>	<u>2.00</u>	<u>2.90</u>	<u>2.50</u>	<u>3.80</u>	<u>1.84</u>	<u>6.15</u>	<u>2.68</u>	<u>5.60</u>
<u>35</u>	<u>2.10</u>	<u>3.20</u>	<u>2.69</u>	<u>4.20</u>	<u>1.90</u>	<u>7.05</u>	<u>2.88</u>	<u>6.45</u>

## 附表第十二 耐食性試験

### 1 すずもしくは鉛またはこれらの合金のめっき試験

すずもしくは鉛またはこれらの合金のめっきを施したものにあっては、完成品から適当な長さの試料をとり、単線にあってはそのまま、より線にあってはこれを解体し、めっき面をアルコール、ベンジン、石油エーテル等によく洗った後、十分に水洗いして清浄なやわらかい布でふき取り、室温で乾燥させて（１）の試験条件において試験を行ったとき、（２）の基準に適合すること。

#### （１）試験条件

イ 試験部分の長さの合計が次の式により計算した値になるように試料をとり、その両端末の銅が露出しないようにワックス等で両端末を密封すること。

$$L = \frac{300}{d}$$

Lは、試験部分の長さの合計とし、その単位は、mmとする。

dは、試料の公称直径とし、その単位は、mmとする。

ロ 試験液は、過硫酸アンモニウム（JIS K 8252(1961)「過硫酸アンモニウム（試薬）」に規定する一級のものとする。）10gを500ミリリットルの蒸留水に溶かし、これに75ミリリットルのアンモニア水（JIS K 8085(1961)「アンモニア水（試薬）」に規定する一級のものであって、20℃における比重が0.90のものとする。）を加え、さらにこの液が1,000ミリリットルになるように蒸留水でうすめること。

ハ 比色標準液は、0.20gの無水硫酸銅（JIS K 8984(1972)「硫酸銅（無水）（試薬）」に規定する一級のものとする。）を蒸留水に溶かし、これに75ミリリットルのアンモニア水（JIS K 8085(1972)「アンモニア水（試薬）」に規定するものであって、20℃における比重が0.90のものとする。）を加え、さらにこの液が1,000ミリリットルになるように蒸留水でうすめること。

ニ イに規定する試料を18℃±3℃の試験液100ミリリットルを入れた試験管の中に15分間完全に浸し、試料を取り出した後、試験液の色と同種の試験管に試験液と同じ深さだけ入れた比色標準液の色とを比較すること。

(2) 基準

試験液の色が比色標準液の色より暗くないこと。

2 亜鉛のめっき試験

亜鉛めっきを施したものにあっては、JIS H 0401(1963)「熔融亜鉛メッキ試験方法」の「3. 2. 2W」および「4. 1. 2W」の試験方法により試験を行ったとき、次の表に掲げる亜鉛めっき特性に適合すること

<u>直径(mm)</u>	<u>亜鉛めっき特性</u>	
	<u>付着量(g/m<sup>2</sup>)</u>	<u>均一性(終止点に達しない回数)</u>
<u>1.6未満</u>	<u>200以上</u>	<u>1以上</u>
<u>1.6以上2.3未満</u>	<u>215以上</u>	<u>2以上</u>
<u>2.3以上2.6未満</u>	<u>230以上</u>	<u>2以上</u>
<u>2.6以上2.9未満</u>	<u>230以上</u>	<u>3以上</u>

2.9以上3.5未満	245以上	4以上
3.5以上4.2未満	260以上	4以上
4.2以上4.5以下	275以上	4以上

#### 附表第十三 半硬アルミ線の試験

##### 1 巻付け試験

完成品から適当な長さの素線を取り、その直径と等しい直径の円筒に密に8回巻き付け、6回巻きもどした後、さらに6回巻き付けたとき、素線にひび、割れその他の異状が生じないこと。

##### 2 曲げ試験

完成品から適当な長さの素線を3本とり、その直径に等しい直径を有する円筒の円弧に沿って90°屈曲させた後に直線状にもどし、次に反対方向に90°屈曲させた後に直線状にもどす操作を各素線について切断するまで行ったとき、各素線の操作の回数の合計が6以上であること。

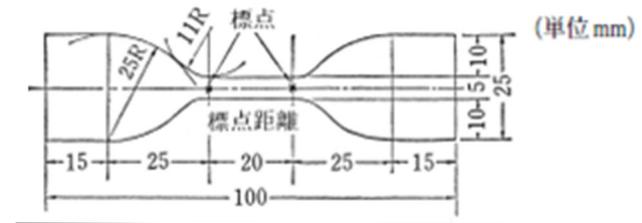
#### 附表第十四 引張強さおよび伸びの試験

絶縁体または外装に使用する絶縁物は、1の試験条件において引張強さおよび伸びの試験を行ったとき、2の基準に適合すること。

##### 1 試験条件

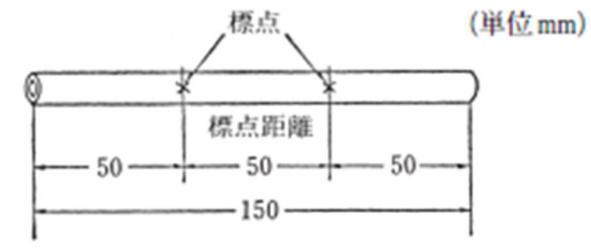
(1) 試料は、完成品から導体、テープその他の附属物を取り除き、次の図1のダンベル状にして標点を記したものとする。この場合において、ダンベル状とすることが著しく困難なものにあつては、次の図2の管状のものに標点を記したものとすることができる。

図1 ダンベル状



(備考) 試料の幅を 25 mm とすることができない場合にあつては、その幅を 25 mm 未満とすることを妨げない。

図2 管状



(2) 16℃以上 32℃以下の温度において、引張試験機を使用して、3本の試料について毎分 200 mm以上 500 mm以下 (ポリエチレン混合物及びポリオレフィン混合物にあつては 50 mm以上 200 mm以下) の速さで引張強さ及び伸びの試験を行い、その平均値を試験結果とすること。

(3) 試料を次の表に掲げる加熱温度に同表に掲げる加熱時間保った後、96時間以内において、室温で4時間以上放置した後に(2)の方法により試

験を行うこと。

絶縁物の種類		加熱温度 (°C)	加熱時間 (時間)
天然ゴム混合物		100±2	48
クロロプレンゴム混合物	袋打ちコード若しくは丸打ちコードであって、外部編組の下にガラス繊維を施してあるものの絶縁体又はクロロプレン外装ケーブルの外装に使用するもの	100±2	96
	その他のもの	100±2	48
クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物		120±3	120
けい素ゴム混合物		220±3	96
ビニル混合物	耐熱性を有するもの	120±3	120
	その他のもの	100±2	48
ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物	架橋したもの	120±3	96
	その他のもの	90±2	96
ふっ素樹脂混合物	耐熱性を有するもの	250±3	96
	その他のもの	200±3	96
その他のもの		100±2	96

## 2 基準

室温における引張強さおよび伸びならびに加熱後の引張強さおよび伸びの残率は、次の表に掲げる値以上であること。

絶縁体と外装の別	絶縁物の種類	室温における値		加熱後の残率	
		引張強さ (MPa)	伸び (%)	引張強さ (%)	伸び (%)
絶縁体	天然ゴム混合物	6	250	60	60
	スチレンブタジエンゴム混合物	5	300	70	70
	クロロプレンゴム混合物	6	250	60	60
	ブチルゴム混合物	4	300	80	80
	エチレンプロピレンゴム混合物	7	400	80	80
	エチレンプロピレンゴム混合物	4	300	80	80

	クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物	<u>8</u>	<u>300</u>	<u>80</u>	<u>70</u>
けい素 ゴム混 合物	機械的強度 を強化した もの	<u>7</u>	<u>200</u>	<u>70</u>	<u>60</u>
	その他のもの	<u>4</u>	<u>200</u>	<u>70</u>	<u>60</u>
ビニル 混合物	耐熱性を有 するもの	<u>10</u>	<u>120</u>	<u>90</u>	<u>75</u>
	その他のもの	<u>10</u>	<u>100</u>	<u>85</u>	<u>80</u>
ポリエ チレン 混合物	架橋したもの	<u>10</u>	<u>200</u>	<u>80</u>	<u>80</u>
	その他のもの	<u>10</u>	<u>350</u>	<u>80</u>	<u>65</u>
ポリオ レフィ ン混合 物	架橋したもの	<u>7(8)</u>	<u>200</u>	<u>80</u>	<u>80</u>
	その他のもの	<u>5(8)</u>	<u>200</u>	<u>80</u>	<u>65</u>
ふっ素 樹脂混 合物	耐熱性を有 するもの	<u>10</u>	<u>200</u>	<u>80</u>	<u>80</u>
	その他のもの	<u>20</u>	<u>100</u>	<u>80</u>	<u>80</u>

外装	天然ゴム混合物	1種キャブ タイヤケー ブル	<u>10</u>	<u>300</u>	<u>50</u>	<u>50</u>
		2種キャブ タイヤケー ブル、3種 キャブタイ ヤケーブル 及び4種キ ャブタイヤ ケーブル	<u>14</u>	<u>430</u>	<u>50</u>	<u>50</u>
		その他のもの	<u>8</u>	<u>300</u>	<u>50</u>	<u>50</u>
	クロロ プレ ン ゴム混 合物	金糸コード	<u>6</u>	<u>250</u>	<u>60</u>	<u>60</u>
		ゴムキャブ タイヤコー ド	<u>10</u>	<u>300</u>	<u>65</u>	<u>65</u>
		キャブタイ ヤケーブル	<u>13</u>	<u>300</u>	<u>65</u>	<u>65</u>
		その他のもの	<u>10(8 )</u>	<u>300(2 50)</u>	<u>60</u>	<u>60</u>
		クロロ スルホ ン化ポ リエチ	キャブタイ ヤケーブル	<u>13</u>	<u>300</u>	<u>80</u>
		その他のもの	<u>8</u>	<u>300</u>	<u>80</u>	<u>70</u>

レンゴ ム混合 物					
けい素ゴム混合物(機 械的強度を強化した もの)		7	200	70	60
耐燃性エチレンゴム 混合物		7	300	80	80
ビニル 混合物	耐熱性を有 するもの	10	120	90	80
	その他のもの	10	120	85	80
ポリエ チレン 混合物	架橋したも の	10	200	80	80
	その他のもの	10	350	80	65
耐燃性 ポリオ レフィン混合 物	架橋したも の	8	200	80	80
	その他のもの	8	200	80	65
(備考) 1 絶縁体のポリオレフィン混合物の項中括弧内の 数値はコードに、外装のクロロプレンゴム混合物の項中括 弧内の数値は、クロロプレン外装ケーブルであって、外装					

のクロロプレンゴム混合物の上にゴム引き帆布があるものに適用する。

2 ポリオレフィン混合物は、エチレン、プロピレン、エチレンプロピレン、エチレンビニルアセテート、エチレンエチルアクリレートを用いた樹脂混合物（ポリエチレンを除く。）とする。耐燃性ポリオレフィン混合物は、これらポリオレフィン混合物に耐燃性を付与した混合物とする。

3 耐燃性エチレンゴム混合物には、耐燃性を付与したエチレンプロピレンゴム混合物、エチレンプロピレンジエンゴム混合物（EPDM）、エチレンビニルアセテートゴム混合物を含める。

#### 附表第十五 卷付け加熱試験

絶縁体にビニル混合物を使用するものにあつては絶縁体の上の被覆物を取り除いた線心を、外装にビニル混合物を使用するものにあつては完成品を次の表に掲げる直径を有する円筒に密に同表の回数だけ巻き付け、120℃±3℃の温度に1時間加熱したとき、ビニル混合物にひび、割れその他の異状が生じないこと。

<u>絶縁体と外装の別</u>	<u>電線の種類</u>	<u>絶縁体又は外装の外径 (mm)</u>	<u>巻付け回数</u>	<u>円筒の直径</u>
-----------------	--------------	----------------------------	--------------	--------------

絶縁体	屋外用ビニル絶縁電線	4未満	<u>6</u>	絶縁体の外径の4倍
		4以上	<u>1/2</u>	絶縁体の外径の8倍
	引込用ビニル絶縁電線であって、導体に鋼心アルミ同心より線を使用するもの	すべてのもの	<u>1/2</u>	絶縁体の外径の8倍
	その他のもの	6.5未満	<u>6</u>	絶縁体の外径の1倍
		6.5以上10.5未満	<u>6</u>	絶縁体の外径の2倍
		10.5以上12.0未満	<u>1</u>	絶縁体の外径の2倍
		12.0以上	<u>1/2</u>	絶縁体の外径の2倍
外装	ネオン電線及びビニルキャブタイヤコード	すべてのもの	<u>6</u>	外装の外径の2倍
	その他のもの	15未満	<u>6</u>	外装の外径の5倍
		15以上20未満	<u>1/2</u>	外装の外径の8倍
		20以上	<u>1/2</u>	外装の外径の10倍

(備考) 丸形以外のものにあつては、外装の外径は、短径とする。

附表第十六 低温巻付け試験

絶縁体にビニル混合物を使用するものにあつては絶縁体の上の被覆物を取り除いた線心を、外装にビニル混合物を使用するものにあつては完成品を-10℃±1℃の温度に1時間保った直後に次の表に掲げる直径を有する円筒に密に同表に掲げる回数だけ巻き付けたとき、ビニル混合物にひび、割れその他の異状が生じないこと。

絶縁体と外装の別	電線の種類	絶縁体又は外装の外径(mm)	巻付け回数(回)	円筒の直径
絶縁体	屋外用ビニル絶縁電線	4.0未満	6	絶縁体の外径の4倍
		4.0以上	1/2	絶縁体の外径の8倍
	引込用ビニル絶縁電線であつて、導体に鋼心アルミ同心より線を使用するもの	すべてのもの	1/2	絶縁体の外径の8倍
	その他のもの	6.5未満	6	絶縁体の外径の3倍
		6.5以上10.5未満	3	絶縁体の外径の4倍
		10.5以上15.5未満	1/2	絶縁体の外径の5倍
		15.5以上	1/2	絶縁体の外径の6倍

外装	ビニルキャブタイヤコード	すべてのもの	6	外装の外径の3倍
	ネオン電線	すべてのもの	6	外装の外径の5倍
	その他のもの	15未満	6	外装の外径の5倍
		15以上20未満	1/2	外装の外径の8倍
20以上		1/2	外装の外径の10倍	

(備考) 丸形以外のものにあつては、外装の外径は、短径とする。

#### 附表第十七 耐寒性試験

外装とする前のビニル混合物、ポリエチレン混合物又は耐燃性ポリオレフィン混合物のコンパウンドから試料をとり、これを練って長さ  $38\text{ mm} \pm 2\text{ mm}$ 、幅  $6\text{ mm} \pm 0.4\text{ mm}$ 、厚さ  $2\text{ mm} \pm 0.2\text{ mm}$  の試験片を3個作り、ビニル混合物、耐燃性ポリエチレン混合物及び耐燃性ポリオレフィン混合物にあつては  $-15^{\circ}\text{C} \pm 0.5^{\circ}\text{C}$ 、ポリエチレン混合物（耐燃性ポリエチレン混合物を除く。）にあつては  $-50^{\circ}\text{C} \pm 3^{\circ}\text{C}$  の温度に約150秒間保った後、JIS K 6723:1995「軟質ポリ塩化ビニルコンパウンド」の「6.6 耐寒性試験」の試験方法により試験を行ったとき、試験片がいずれも破壊しないこと。

#### 附表第十八 加熱変形試験

線心または完成品から長さが  $30\text{ mm}$  のビニル混合物、ポリエチレン混合物又はポリオレフィン混合物の試料をとり、その厚さを測り、試料と測定装置をあらかじめ、ビニル混合物にあつては  $120^{\circ}\text{C} \pm 3^{\circ}\text{C}$ 、ポリエチレン混合

物及びポリオレフィン混合物にあつては 75℃±3℃（架橋したものにあつては、120℃±3℃）の温度に 30 分間保つた後、測定装置の平行板の間に試料を置き、これに次の表に掲げる荷重を加え、さらにビニル混合物にあつては 120℃±3℃、ポリエチレン混合物及びポリオレフィン混合物にあつては 75℃±3℃（架橋したものにあつては、120℃±3℃）の温度に 30 分間保つた後、そのままの状態です試料の厚さを測定したとき、その厚さの減少率が次の表に掲げる値以下であること。

絶縁体と外装の別	絶縁物の種類	電線の種類	導体の大きさ		外装の外径(mm)	荷重(N)	減少率(%)
			単線(直径mm)	より線(断面積mm <sup>2</sup> )			
絶縁体	ビニル混合物	屋外用ビニル絶縁電線	2.0以下	＝	＝	3	30
			2.0を超えるもの	38以下	＝	5	
			＝	38を超えるもの	＝	7	
		その他の	1.0以下	0.9以下	＝	3	50(30)
			1.0を超え1.2以下	0.9を超え1.25以下	＝	4	
			1.2を超え3.2以下	1.25を超え8以下	＝	5	

		もの	<u>3.2を超えるもの</u>	<u>8を超え38以下</u>	=	<u>7</u>	
			=	<u>38を超え80以下</u>	=	<u>10</u>	
			=	<u>80を超えるもの</u>	=	<u>15</u>	
	ポリエチレン混合物	すべてのもの	<u>1.2以下</u>	<u>1.25以下</u>	=	<u>5</u>	<u>10(40)</u>
			<u>1.2を超えるもの</u>	<u>1.25を超え14以下</u>	=	<u>10</u>	
			=	<u>14を超え50以下</u>	=	<u>15</u>	
			=	<u>50を超え80以下</u>	=	<u>20</u>	
			=	<u>80を超えるもの</u>	=	<u>25</u>	
	ポリオレフィン混合物	コニド	=	<u>0.75以下</u>	=	<u>3</u>	<u>10(40)</u>
			=	<u>0.75を超え1.25以下</u>	=	<u>4</u>	
			=	<u>1.25を超え5.5以下</u>	=	<u>5</u>	
	ポリオレフィン混合物	その他のもの	<u>1.2以下</u>	<u>1.25以下</u>	=	<u>5</u>	<u>10(40)</u>
			<u>1.2を超えるもの</u>	<u>1.25を超え14以下</u>	=	<u>10</u>	
			=	<u>14を超え50以下</u>	=	<u>15</u>	
			=	<u>50を超え80以下</u>	=	<u>20</u>	
			=	<u>80を超えるもの</u>	=	<u>25</u>	
外装	ビニル混	ビニルキ	=	<u>0.75以下</u>	=	<u>5</u>	<u>50</u>
			=	<u>0.75を超えるもの</u>	=	<u>7</u>	

化合物	セブタイヤユニド						
		その他のもの	=	=	8未 満	5	50
			=	=	8以 上 12未 満	7	
	=		=	12以 上	10		
	ポリエチレン混合物	すべてのもの	=	=	10未 満	10	10(4 0)
			=	=	10以 上 20未 満	15	
=			=	20以 上 25未 満	20		

			=	=	<u>25</u> 以上 30 未満	<u>25</u>	
			=	=	<u>30</u> 以上 35 未満	<u>29</u>	
			=	=	<u>35</u> 以上 45 未満	<u>34</u>	
			=	=	<u>45</u> 以上	<u>39</u>	
	ポリオレフィン混合物	キャブタイヤコンド	=	<u>0.75以下</u>	=	5	
		その他	=	<u>0.75を超えるもの</u>	=	7	<u>10(40)</u>
		その他	=	=	<u>10</u> 未満	<u>10</u>	<u>10(40)</u>

の も の	=	=	10 以上 20 未満	15
	=	=	20 以上 25 未満	20
	=	=	25 以上 30 未満	25
	=	=	30 以上 35 未満	29
	=	=	35 以上 45 未満	34
	=	=	45 以上	39

(備考) 1 絶縁体のビニル混合物の項中括弧内の数値は引込用ビニル絶縁電線及び耐熱性を有するビニル混合物を使用する電線に、絶縁体及び外装のポリエチレン混合物及びポリオレフィン混合物の項中括弧内の数値は架橋したものに適用する。

2 丸形以外のものにあつては、外装の外径は、短径と長径との和を2で除した値とする。

#### 附表第十九 加熱収縮試験

完成品（ビニル外装ケーブルにあつては線心）から長さが約 150 mmの試料をとり、その両端からそれぞれ約 5 mmの絶縁体をはぎ取り、試料の中央部に相互の距離が 100 mmの 2 個の標点をしるし、100℃±2℃の温度に 1 時間保ち、さらに室温で 1 時間放置した後、その標点間の距離を測定したとき、その収縮率が 3%以下であること。

#### 附表第二十 耐油性試験

##### 1 天然ゴム混合物の耐油性試験

完成品から適当な長さの試料を採り、その仕上がり外径の 5 倍の内径の輪に 1 回以上巻き、その両端を残して 95℃±3℃の電気絶縁油（JIS C 2320: 1999「電気絶縁油」に規定する絶縁油 Aのうち種類が 1 種 2 号のものとする。）の中に 3 時間浸したとき、ケーブルの仕上がり外径の増加が単心のもの又は断面積が 14 mm<sup>2</sup> 以下の多心のものにあつては 3 mm以下、断面積が 14 mm<sup>2</sup> を超える多心のものにあつてはその仕上がり外径の 10%以下であること。

## 2 クロロプレンゴム混合物及びクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物の耐油性試験

附表第十四 1 (1) に規定する方法によりクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物の試料をとり、これを 120℃±2℃の絶縁油 (JIS K 6258:2003「加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—耐液性の求め方」に規定する試験用潤滑油のうちの No.2 油又はこれと同等以上のものとする。) の中に 18 時間浸した後に取り出し、表面の油をふき取り、48 時間以内において、室温で約 4 時間以上放置した後、附表第十四 1 (2) に規定する引張強さ及び伸びの試験を行ったとき、室温における引張強さ及び伸びがいずれも同表 1 (1) 及び (2) の規定による引張強さ及び伸びの試験により得られた値の 60%以上 (クロロプレンキャブタイヤケーブル又はクロロスルホン化ポリエチレンキャブタイヤケーブルであって試料の厚さが 1 mm 以下のものにあつては、50%以上) であること。

## 3 ビニル混合物の耐油性試験

附表第十四 1 (1) に規定する方法によりビニル混合物の試料をとり、これを 70℃±3℃ (耐熱性を有するビニル混合物にあつては、85℃±3℃) の電気絶縁油 (JIS C 2320:1999「電気絶縁油」に規定する絶縁油 A のうち種類が 1 種 2 号のもの又は JIS K 6258:2003「加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—耐液性の求め方」に規定する試験用潤滑油のうちの No.2 油又はこれと同等以上のものとする。) に 4 時間浸した後に取り出し、表面の油をふき取り、48 時間以内において、室温で 4 時間以上放置した後、附表第十四 1 (2) に規定する引張強さ及び伸びの試験を行ったとき、室温における引張強さ及び伸びがいずれも同表 1 (1) 及び (2) の規定による引張強さ及び伸びの試験により得られた値の 85%以上 (ダンベル状のものにあつては、それぞれ 80%以上及び 60%以上) であること。

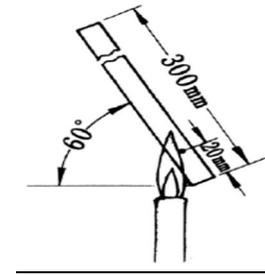
#### 4 耐燃性エチレンゴム混合物及び耐燃性ポリオレフィン混合物の耐油性試験

附表第十四 1 (1) に規定する方法により耐燃性エチレンゴム混合物又は耐燃性ポリオレフィン混合物の試料をとり、これを 70°C±3°C の絶縁油 (JIS C 2320:1999 「電気絶縁油」に規定する絶縁油 A のうち種類が 1 種 2 号のもの又は JIS K 6258:2003 「加硫ゴム及び熱可塑性ゴム—耐液性の求め方」に規定する試験用潤滑油のうちの No. 2 油又はこれと同等以上のものとする。) に 4 時間浸した後に取り出し、表面の油をふき取り、48 時間以内において、室温で 4 時間以上放置した後、附表第十四 1 (2) に規定する引張強さ及び伸びの試験を行ったとき、室温における引張強さ及び伸びがいずれも同表 1 (1) 及び (2) の規定による引張強さ及び伸びの試験により得られた値のいずれも 60% 以上であること。

#### 附表第二十一 耐燃性試験

##### 1 クロロプレンゴム混合物及びクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物の耐燃性試験

(1) 完成品から長さ約 300 mm の試料をとり、コードにあつてはこれを水平面に対して約 60° に傾斜させ、その他のものにあつてはこれを水平に保ち、コードにあつてはその下端を、その他のものにあつてはその中央部を酸化炎の長さが約 130 mm のブンゼンバーナーの還元炎で燃焼させ、その炎を取り去ったとき、自然に消えること。「その下端を……燃焼させ」とは、次の図による。また、「自然に消える」とは、60 秒以内に消えることをいう。



(2) 試験条件は、次による。

a 電線の断面が円形でないものにあつては、その長径面に接炎するものとする。

b 燃料は、約 37MJ/m<sup>3</sup> の工業用メタンガス又はこれと同等以上の発熱量を有するものを使用するものとする。(参考 約 37MJ/m<sup>3</sup> は、9,000kcal/m<sup>3</sup> に相当する。)

## 2 ビニル混合物、耐燃性ポリエチレン混合物、耐燃性ポリオレフィン混合物及び耐燃性エチレンゴム混合物の耐燃性試験

(1) 完成品から長さ約 300 mm の試料を採り、ネオン電線にあつてはこれを水平に保ち、その他のものにあつてはこれを水平面に対して約 60° に傾斜させ、ネオン電線にあつてはその中央部を、その他のものにあつてはその下端を酸化炎の長さが約 130 mm のベンゼンバーナーの還元炎で燃焼させ、その炎を取り去ったとき、自然に消えること。「その下端を……燃焼させ」とは、前の図に同じ。また、「自然に消える」とは、60 秒以内に消えることをいう。

(2) 試験条件は、次による。

a 電線の断面が円形でないものにあつては、その長径面に接炎するものとする。

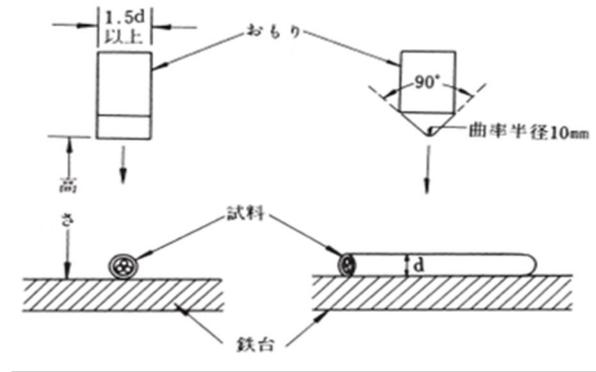
b 燃料は、約 37MJ/m<sup>3</sup> の工業用メタンガス又はこれと同等以上の発熱量を有するものを使用するものとする。（参考 約 37MJ/m<sup>3</sup> は、9,000kcal/m<sup>3</sup> に相当する。）

#### 附表第二十二 防湿性試験

- 1 完成品を周囲温度が 10℃以上 30℃以下の状態において、外部編組の外径の 3 倍の直径を有する円筒に密に 10 回巻き付けたとき、外部編組が切れ、または防湿剤もしくは塗料がはがれないこと。
- 2 完成品を白色の模造紙にのせ、周囲温度が 45℃±2℃の状態において 30 分間放置したとき、模造紙の上に著しいしみが残らないこと。

#### 附表第二十三 衝撃試験

完成品から適当な長さの試料を採り、これを次の図の衝撃試験装置の鉄台上に置き、その上に次の表に掲げる質量のおもりを同表に掲げる高さから落下させたとき、絶縁体又は外装にひび、割れその他の異状が生ぜず、かつ、導体、金属製の導体補強線又は補強索の素線の断線率がそれぞれ 30% 以下であること。



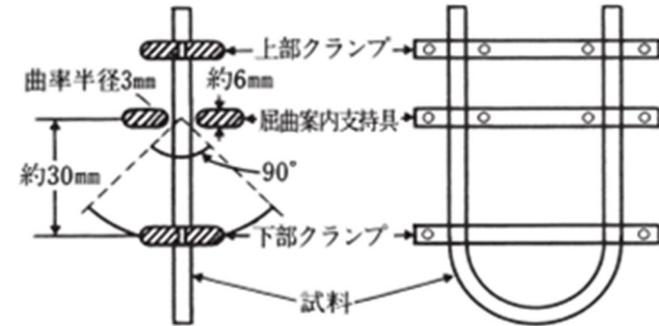
(備考) dは、ケーブルの外径とする。

種類	導体の断面積(mm <sup>2</sup> )	おもりの質量(kg)	高さ(m)	
			3種キャブ タイヤケー ブル、3種ク ロロプレ ンキャブ タイヤケー ブル、3種ク ロロスル ホン化ポ リエチレ ンキャブ タイヤケー ブル又は3 種耐燃性 エチレン ゴムキャ ブタイヤ ケーブル	4種キャブ タイヤケー ブル、4種 クロロプ レンキャブ タイヤケー ブル又は 4種クロ ロスルホ ン化ポリ エチレン キャブ タイヤ ケーブル
単心の	14以下	3	0.2	＝
	14を超え 38以下	5	0.3	＝

<u>もの</u>	<u>38を超えるもの</u>	<u>5</u>	<u>0.5</u>	<u>—</u>
<u>多心のもの</u>	<u>3.5以下</u>	<u>5</u>	<u>0.3</u>	<u>0.5</u>
	<u>3.5を超え14以下</u>	<u>10</u>	<u>0.5</u>	<u>0.7</u>
	<u>14を超え38以下</u>	<u>20</u>	<u>0.7</u>	<u>1.0</u>
	<u>38を超えるもの</u>	<u>30</u>	<u>1.0</u>	<u>1.3</u>

附表第二十四 耐震試験

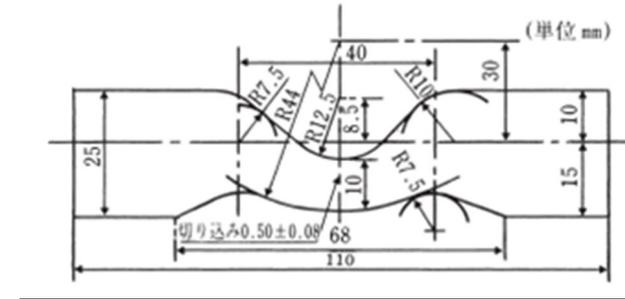
完成品から適当な長さの試料をとり、これをU字形に曲げ、その両端を次の図の耐震試験装置の上部クランプで固定し、下部クランプを屈曲案内支持具を支点として左右にそれぞれ45°振動させて試料を屈曲させる操作を毎分約200回の速さで連続して2,000回行ったとき、絶縁体または外装にひび、割れその他の異状が生ぜず、かつ、導体の素線の断線率が30%以下であること。この場合において、金属製の導体補強線を有するものにあつてはその素線が断線せず、補強索を有するものにあつてはその素線の断線率が10%をこえないこと。



(備考) 電線の外径が 15 mm をこえるものにあつては、屈曲案内支持具と下部クランプとの間げきは、電線の外径の 2 倍とする。

#### 附表第二十五 引裂試験

次の図に示す試験片 3 個を完成品の外装及び絶縁体から (完成品の外装及び絶縁体から採ることができない場合には、完成品とする前のけい素ゴム混合物のコンパウンドから) 採り、16℃以上 32℃以下の温度において、引張試験機により毎分 500 mm ± 25 mm の速さでそれぞれの試験片を切断するまで引張ったとき、次の式により計算した引裂強さの平均値が 250N/cm 以上であること。この場合において、試験片の幅を 25 mm とすることができないときにあつては、その幅を 25 mm 未満とすることができる。



(備考)

- 1 厚さは、2.3 mm以上2.8 mm以下とする。
- 2 試験片のくぼみの内面の中央部には、深さ 0.50 mm±0.08 mmの切込みを施すこと。

$$TR = \frac{F}{t}$$

TRは、引裂強さとし、その単位は、N/cmとする。

Fは、最大荷重とし、その単位は、Nとする。

tは、試験片の試験部分の厚さとし、その単位は、cmとする。

#### 附表第二十六 移動曲げ試験

完成品から約 5m の試料を採り、これを表 1 の左欄に掲げるコードの種類に応じ、同表の中欄に掲げる直径の滑車を取り付けた移動台車を有する次の図の移動曲げ試験装置に各滑車間の部分が水平になるように取り付け、その両端に同表右欄に掲げる質量のおもりをつるし、当該移動台車を毎秒約 0.33m の速度で 1m 以上の距離を左右に同一場所において 15,000 回往復

させたとき、線間短絡が生ぜず、かつ、絶縁体及び外装にひび、割れその他の異状が生じないこと。この場合において、試料には、線心が2本のものについては線心間に約 220V の交流電圧を加え、線心が3本のものについては3本の線心に3相交流電圧 380V を加え、線心が3本を超えるものについては3本の線心に3相交流電圧 380V を加え、かつ、他のすべての線心を中性線に接続し、これらの線心に表2の左欄に掲げるコードの分類及び中欄に掲げる導体の断面積に応じ、同表の右欄に掲げる電流を通ずること。

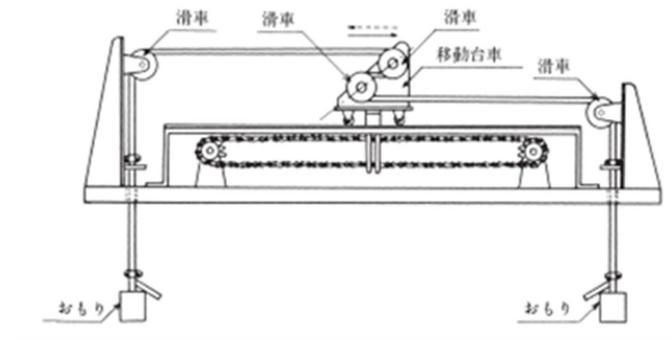


表 1

コードの種類	滑車の直径 (mm)	おもりの質量 (kg)
単心ビニルコード、より合わせビニルコード及びその他のビニルコード	60	1.0
外部編組を有するコード及びキャブタイヤコード (導体の断面積が1.5mm <sup>2</sup> 未満のもの)	80	1.0

キャブタイヤコード(導体の断面積が 1.5mm <sup>2</sup> 以上のもの)	120	1.5
--	-----	-----

表2

コードの分類	導体の断面積(mm <sup>2</sup> )	電流
ビニルコード	0.5を超え2.5以下	1A/mm <sup>2</sup>
ゴムコード	0.75	9A
	0.75を超え1.0以下	11A
	1.0を超え1.5以下	14A
	1.5を超え2.5以下	20A

附表第二十七 電気用品の表示の方式

電気用品	表示の方式	
	表示すべき事項	表示の方法
電線	1 ネオン電線にあつては、その定格電圧	1 ふっ素樹脂絶縁電線以外のも のにあつては、電線の表面に1m 以下ごとに(600Vゴム絶縁電線、 ゴムコードその他の表面に表示 することが困難なものにあつて は、電線の被覆中に入れたテー プに連続して)容易に消えない 方法で表示すること。 2 ふっ素樹脂絶縁電線にあつて は、容易に消えない方法で1巻ご とに荷札に表示すること。 3 専らプレハブ住宅等の構成材 パネル等に組み込まれた形で使 用されるものにあつては、当該 構成材パネル等に容易に消えな い方法で表示する場合は、これ を省略することができる。
	2 平形導体合成樹脂絶縁電線にあつては、その定格電流	
	3 すえ置き型の機械器具以外のものに使用できないものにあつては、その旨	
	4 1種キャブタイヤケーブルにあつては、その旨	
	5 機械的強度を強化したけい素ゴム混合物を使用するものにあつては、その旨	
	6 耐熱性ビニル混合物、耐熱性ふっ素樹脂混合物、耐燃性ポリエチレン混合物、耐燃性エチレンゴム混合物又は耐燃性ポリオレフィン混合物	

	<u>を使用するものにあつては、その旨</u> <u>7 コンクリート直埋用のものにあつては、その旨</u> <u>8 耐震型のものにあつては、その旨</u> <u>9 アクセスフロア用のものにあつては、その旨</u> <u>10 コンクリート直天井用のものにあつては、その旨</u>	
電気 温床 線	<u>1 定格電圧</u> <u>2 定格消費電力</u>	<u>発熱体と口出し線との接続部又はこれに近接する部分の絶縁被覆の表面に容易に消えない方法で表示すること。</u>

別表第二・別表第三  
(略)

別表第四 配線器具

別表第十二に掲げる基準のうち配線器具に該当する基準を適用するものとする。

(削除)

別表第二・別表第三  
(略)

別表第四 配線器具

(新設)

1 共通の事項

(1) 材料

イ 器体の材料は、通常の使用状態における温度に耐えること。

(イ) 「通常の使用状態」とは、一般的にねじ等で固定して使用するものはその位置に固定し、その他のものは普通使用する状態にし、平常温度上昇試験（定格電圧のもとで使用者の調整を期待する調整器は、最も厳

しい条件に設定する。)の状態で作動した場合をいう。

(ロ) 次のいずれかに適合するものは「温度に耐える」とみなす。

a 外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあつては、別表第三2(1)ロ(ニ)a又はbに適合すること。この場合において、試験品から試験片を採ることが困難なものにあつては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。

b 電線と一体に形成した熱可塑性樹脂成形品及びゴム成形品のものにあつては、JIS C 8306(1996)「配線器具の試験方法」の14.(耐熱試験)によって試験を行ったとき、軟化、変形、膨れ、その他使用上有害な異常を生じないこと。この場合において、試験温度は80℃、試験時間は7時間とする。

ロ 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接した部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。ただし、吸湿性の熱絶縁物であつて、通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

(イ) 「接触」には、2Nの力を加えたとき接触し、かつ、力を取り去っても接触している場合を含む。

(ロ) 「近接」には、2Nの力を加えている間だけ接触している場合を含み、その絶縁物が絶縁物の種類ごとに別表第十一第1章(電気用品に使用される絶縁物の使用温度の上限値)に掲げる温度に40℃を加えた値を超える部分に接触している場合は、「温度に十分耐え」ないものとみなす。

(ハ) 次のいずれかに適合するものが使用されている場合は、「温度に十分耐え」るものとみなす。

a その絶縁物が50℃に達しない温度のもとで使用されている場合

- b 別表第十一第1章の左欄に掲げる絶縁物が同表の左欄の種類及び区分の別ごとに同表の右欄のその1に掲げる使用温度の上限値（以下「温度限度」という。）以下の温度のもとで使用されている場合。ただし、当分の間、別表第十一第1章の右欄にその2の温度限度が掲げられている絶縁物が、同表の左欄の種類及び区分の別ごとに同表の右欄のその1の温度限度を超えてその2の温度限度以下の範囲で使用されている場合であって、そのもの又はそのものと同一のもの別表第十一第2章（絶縁物の使用温度の上限値を決定する試験方法）による熱劣化推定温度（40,000時間を経過した後における絶縁破壊電圧、引張強さ、耐衝撃性その他の特性が初期値の50%以下に低下しないと推定される温度。以下同じ。）を客観的に確認し、かつ、その確認された温度と同等以下の温度のもとで使用されている場合にあつては、この限りでない。
- c 別表第十一第1章の左欄に掲げる絶縁物が同表の右欄のその2に掲げる温度限度を超えて使用されている場合及び別表第十一第1章に掲げられていない絶縁物（同表に掲げられている絶縁物であつて、その種類の材料相互を化学的又は物理的に結合したものを含む。）が使用されている場合であつて、そのもの又はそのものと同一のもの熱劣化推定温度をbのただし書きに掲げると同様客観的データに基づき確認し、かつ、その確認された温度と同等以下の温度のもとで使用されている場合
- d 別表第十一第1章に掲げる絶縁物であつて、同表の右欄のその1に掲げる温度限度並びにb及びcにより確認された温度限度に次の（a）に掲げる電気用品の階級ごとに次の（b）の温度限度を加えた値の状態において使用されている場合

(a) 電気用品の階級

階級 1 年間を通じ電源に接続され、かつ、実使用時間が長いと推定されるもの

階級 2 季節使用と推定されるもの並びに階級 1 及び階級 3 以外のもの

階級 3 使用時に限って電源に接続され、使用後は電源から分離されると推定されるもの

(b) 使用温度の上限値の補正值

階級 1 0℃

階級 2 8℃

階級 3 16℃

(二) 充電部を保持する絶縁物であって、熱可塑性のものが別表第三 2 (1)

ロ (二) a から e までのいずれかに適合するものが使用される場合は、耐熱性があるものとみなす。この場合において、試験品から試料片を採ることが困難なものにあつては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。

(ホ) 天然繊維、合成繊維その他これに類するもので、パラフィン（乾燥した場所で使用するものに限る。） 、ワニス又は絶縁性樹脂等で十分な含浸処理を行ったものは「吸湿性の少ないもの」とみなす。

(ヘ) (ホ) に掲げるものを充電部相互間及び充電部と非充電金属部間に密着して使用する場合であつて、外気に触れ易いもの及び高い湿度のもとで使用されるものにあつては、100℃で 1 時間乾燥後室温の水に 1 時間浸した後に表面の水をふき取った状態でその重量が水に浸す前の 110%以下であること。

(ト) 器体の内部の電源電線等の絶縁物は、別表第十一第 1 章に規定する

電源電線等以外の電線の絶縁物とみなし、(ハ) dの規定を適用する。

ハ 機器の部品及び構造材料は、ニトロセルローズ系セルロイドその他これに類する可燃性物質でないこと。

「これに類する可燃性物質」とは、着火したとき爆発的に燃焼するものをいう。

ニ アークが達するおそれのある部分に使用する電気絶縁物は、アークにより有害な変形、有害な絶縁低下等の変質が生じないものであること。

(イ) 「アークが達するおそれのある部分」とは、開閉試験又は短絡遮断試験において、ふくれ、焼け焦げその他の変質を生ずるおそれのある部分をいう。

(ロ) 「有害」とは、火災、感電及び傷害のおそれのあることをいう。

(ハ) 「変形」とは、ふくれ、ひび、割れ等をいう。

(ニ) 「絶縁低下」とは、開閉試験又は短絡遮断試験後の絶縁性能試験に適合しないことをいう。

ホ 屋外用のもの外かくの材料は、耐候性及び耐熱性を有するものであること。

(イ) 壁埋込み器具の屋外側部分は、「屋外用のもの」とみなす。

(ロ) 「耐候性及び耐熱性を有するもの」とは、陶磁器のもの、さび止め処理を施した鉄又は鋼のもの、さび難い金属のもの、合成ゴムのも又は2(2)ニに適合する合成樹脂のものをいう。

ヘ 導電材料は、次に適合すること。

「導電材料」とは、電流の通路となる部分の材料をいい、導電部相互を電氣的に接続するための締め金具、リベット、ねじ、当て金、端子用バインドねじ等の単純な充電金属部分は、「導電材料」とはみなさない。

(イ) 刃及び刃受けの部分にあっては、銅又は銅合金であること。

ヒューズのクリップは、「刃及び刃受け」に含まない。

(ロ) (イ) 以外の部分にあっては、銅、銅合金、ステンレス鋼又は別表第三附表第四に規定する試験を行ったとき、これに適合するめっきを施した鉄若しくは鋼（ステンレス鋼を除く。）若しくはこれらと同等以上の電氣的、熱的及び機械的な安定性を有するものであること。

ただし、めっきを施さない鉄若しくは鋼又は弾性を必要とする部分その他の構造上やむを得ない部分に使用するものであって危険が生ずるおそれのないときは、この限りでない。

a 「同等以上の電氣的、熱的及び機械的な安定性を有するもの」には、銅覆鋼を含む。

b 「弾性を必要とする部分その他の構造上やむを得ない部分」とは、ばね性を必要とする部分、機械的強度が銅又は銅合金では不足する部分、特殊機能を必要とする部分等であって、次のものをいう。

(a) 抵抗体、発熱体、巻線、可溶体、バイメタル、接点、カーボンブラシ等

(b) 真空管、半導体、コンデンサー等電子部分の内部

(c) ばね、摩耗しやすいばね受け、シャーシー、ガラス封じ端子、シーズヒーターの溶接端子、コンデンサー端子、真空管の端子、半導体の端子、抵抗器の端子等

(d) ねじ締め部、圧力保持部、スポット溶接による接続部等機械的強度を要する部分

(e) 温度が 100℃以上の接続部

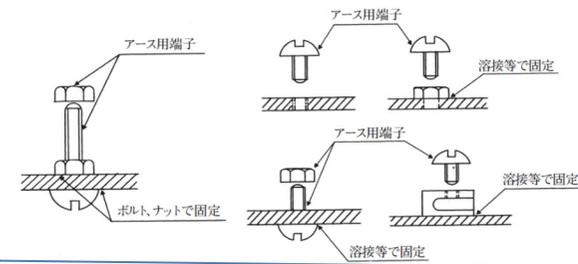
(f) 電球口金、小型電球受金等消耗品に類する短寿命の交換部品

(g) 高周波電流導電部、高圧微小電流回路、アース回路、制御回路、表示回路等の発熱するおそれのない部分に用いるものであって最大通電容量が 10W 以下で、かつ、100mA 以下の部分。

(h) 対地電圧及び線間電圧が交流 30V 以下、直流 45V 以下であって、最大通電容量が 10W 以下の部分。この場合において、当分の間、当該電圧のもとで最大電流 1A 以下の部分にも適用できるものとする。

ト アース用端子の材料は、十分な機械的強度を有するさび難いものであること。

(イ) 「アース用端子」とは、感電等による危険防止を目的としたアース線（アース用口出し線を含む。）を接続する端子をいう。（以下別表第四において同じ。）



(ロ) 銅、銅合金及びステンレス鋼は、「十分な機械的強度を有するさび難いもの」とみなす。

チ 鉄及び鋼（ステンレス鋼を除く。）は、めっき、塗装、油焼きその他の適当なさび止めを施してあること。ただし、さびにより危険が生ずるおそれのない部分に使用するものにあつては、この限りでない。

「危険が生ずるおそれのない部分」とは、導電部のねじ接続箇所以外の箇所であつて固定した後に緩むことのない部分及びシャフト、鉄心その他

の構造材等であつてさびの発生が安全をそこなわない部分をいう。

## (2) 構造

イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであつて、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。

(イ) 「通常の使用状態において危険が生ずるおそれのない」とは、機器に適合する電線を取り付け、機器に表示された定格及び機器の普通の使用方法により電源に接続した場合並びに運転した場合に感電、火災及び傷害を生ずるおそれのないことをいう。

(ロ) 次の場合も、「通常の使用状態」とみなす。

a 中間スイッチ又は器体スイッチを有するものにあつては、これらのスイッチを開路の状態に電源に接続した場合

b 遠隔操作及び無人運転の機器（タイマーでOFFするものを含む。）を無負荷によつて運転した場合

c コードかけを有する機器にあつては、コードかけにコードを巻き付けて、機器の外方に100N（自重の3倍が10kg未満の場合は10Nにkgの単位で表わした自重の3倍の値を乗じた値とし、最低30Nとする。）の力を15秒間加えた場合

d コードかけ等を有する機器であつて、そのコードかけ等の近傍に、コードが容易に器体内部に入る開口がある機器にあつては、その開口からコードを器体内部に押し込んだ場合

(ハ) 機械器具に組み込まれるもの（平成20年6月5日付経済産業省商務情報政策局製品安全課通達「電気用品の範囲等の解釈について」において「対象外」とされたものを除く。（以下別表第四において同じ。））及び電灯器具に組み込まれるもの（以下別表第四において「機器組み

用点滅器等」という。)にあっては、機械器具に組み込まれた後の使用状態以外の状態は、「通常の使用状態」とはみなさない。(以下別表第四において同じ。)

(ニ)「危険が生ずるおそれのない」には、平形導体合成樹脂絶縁電線用の接続器であって、1の極配置に2以上の定格電圧を表示した刃受け又は2以上の異なる極配置の刃受けを有するものにあつては、それぞれの刃受けの部分又はこれらの近傍に容易に消えない方法でこれらの刃受けから安全に供給することができる供給電源電圧を明確に表示することを含む。

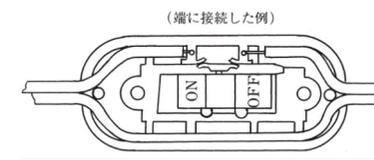
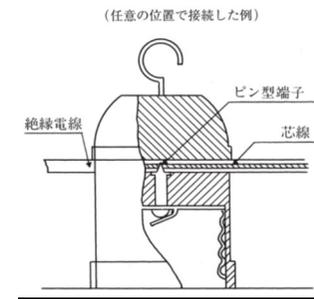
(ホ)「形状が正しく、組立てが良好」には、次のことを含む。

a 手に持って使用するものであつて成型加工(合成樹脂、磁器等)されている外郭の外面にあるつき合わせ面(段違い、切り込み等のあるものを除く。)にあっては、JIS B 7524(1962)「すきまゲージ」に定めるA形の厚さ0.5mmのすきまゲージを挿入したとき入らないこと。

b 附属の接続器としてコンセントを有するものであつて、極性を有する電源プラグを使用するものにあつては、そのコンセントは電源プラグの極性に対応した極性であること。

(ヘ)平形導体合成樹脂絶縁電線用のものを除き、ピンを電線の被覆に差し込んで接続するピン端子構造のものであつて、次に掲げるものは、「危険が生ずるおそれ」のあるものとみなす。

a 電線の端(電線の2心のうち1心を切断したその端を含む。)に接続するもの以外のもので、電線の任意の位置で接続できる構造のもの



b 定格電流が7Aを超えるもの

(ト) 人体検知センサー付きの機器であって、次に掲げるものは、「危険が生ずるおそれ」があるものとみなす。この場合において、人体検知センサー付きの機器とは、センサーにより電源回路を開・閉する機構を有するものであって、人体から発生する赤外線を検知して動作するもの及び超音波を本体から発生して、本体と人体との距離の変位を検知して動作するもの並びにこれらに類するものをいう。

a 負荷が照明用、警報用（インターホンを含む。）、音響機器用、換気扇用及び温風機用である旨の表示を有しないもの。

b 負荷側に政令品名の差込み接続器、ねじ込み接続器、ライティングダクト、ライティングダクトの附属品、ライティングダクト用接続器、ソケット、ローゼット及びジョイントボックスが接続されているもの。ただし、照明用である旨の表示を有するねじ込み接続器、ソケット及びローゼットを除く。

c 定格電流が 3A を超えるもの（照明専用及び換気扇点検用の手動強制 OFF 機能のスイッチを設けた換気扇用のものにあつては、15A を超えるもの）

ロ 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によつては、電源回路の閉路を行えないものであること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない

。

(イ) 「器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によつては、電源回路の閉路を行えないもの」とは、次に適合するものをいう。この場合において、感度調整可能なものは、最大感度とするものとする。

a 赤外線を利用した遠隔操作機構

電源電圧を定格電圧の±10%とした状態で次のいずれにも適合すること。

(a) 20W 2 灯式白色蛍光灯及び 100W の赤外線ランプを受光器前面 10cm の距離に保持し、おのおのにつき連続 2 分間点灯したとき及び 1 秒点灯、1 秒消灯の操作を 60 回行ったとき閉路しないもの

(b) 20W 2 灯式白色蛍光灯を受光面から 10cm の距離に保持し、遠隔操作機構に使用されている周波数（連続正弦波）で蛍光灯を連続 2 分間点灯したとき及び 1 秒点灯、1 秒消灯の操作を 60 回行ったとき閉路しないもの。この場合において、蛍光灯に印加する電圧は 50Hz 又は 60Hz の 100V 電源により、上記蛍光灯を点灯した場合の輝度とほぼ同じ輝度を発光する電圧とする。

b 電力線搬送波を利用した遠隔操作機構

次の誤動作試験のいずれにも適合すること。

(a) 試験条件

i 試験環境

周囲温度 15℃～35℃

相対湿度 45%～75%

気圧 68kPa～106kPa

ii 試験は、シールドルームを利用して行うか、さもなければ外来ノイズの影響の少ない場所で行う。

(b) 電圧変動

(a) 及び次の i から iv までに掲げる試験条件において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加えた状態で、瞬時低下にあつては、その電圧を 90%及び 50%に等しい電圧に 0.5 秒間それぞれ低下したとき及び電圧瞬断にあつては、その電圧を 20ms、0.5 秒及び 60 秒間それぞれ瞬断したとき、負荷側回路は閉路せず、かつ、各部に異状が生じないこと。

i 開路した試験品を通常の使用状態に取り付ける。

ii 瞬時低下及び電圧瞬断の回数を 3 回とし、各回ごとに十分な休止時間をおく。

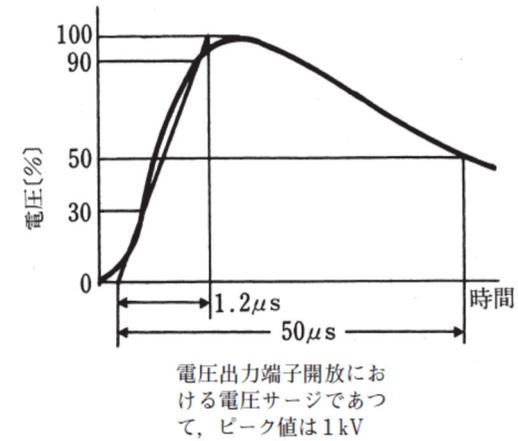
iii 瞬時低下及び電圧瞬断の開始の電圧位相はランダムとする。

iv 試験品とコントローラーとの距離は、可能な限り短くする。

(c) 電圧サージ

(a) 及び次の i から v までに掲げる試験条件において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加えた状態で、試験品の電源端子間及び電源端子の一端とアース端子のあるものにあつてはそのアース端子との間に、ないものにあつては試験品の下に配置する金属板との間に、次の図に示す出力を有する試験装置

を用いて、電圧サージを印加したとき負荷側回路は、閉路せず、かつ、各部に異状が生じないこと。



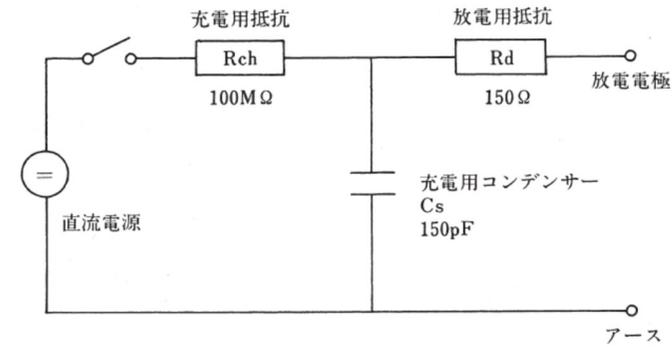
(備考) 電圧サージにあつては、規約波頭長±30%、規約波尾長±20%及び波高値±3%の裕度とする。

- i 開路した試験品を、通常の使用状態に取り付ける。
- ii 試験品とコントローラーとの距離は、可能な限り短くする。
- iii サージの印加は、それぞれ 3 回行い、各回につき正負のパルスを印加する。
- iv 電圧サージを印加する場合にはその試験装置の出力側に 100 Ωの直列抵抗を挿入する。
- v 各回ごとに十分な休止時間をおく。

(d) 静電耐圧試験

(a) 及び次の i から iii までに掲げる試験条件において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加えた状態で、人が触

れるおそれのある箇所とアース端子があるものにあつてはそのアース端子との間に、アース端子がないものにあつては試験品の下に配置する金属板との間に、下図に示す直流電圧 4kV で充電された 150pF の容量のコンデンサーの電荷を 150Ω の抵抗を通じて正負それぞれ 3 回印加したとき、負荷側回路は閉路せず、かつ、各部に異状が生じないこと。



- i 放電電極の先端部の形状は、 $\phi 8 \text{ mm} \pm 0.05 \text{ mm}$ の球状とする。
- ii 開路した試験品を、通常の使用状態に取り付ける。
- iii 試験品とコントローラーとの距離は、可能な限り短くする。

#### (e) インパルスノイズ

(a) 及び次の i から iii までに掲げる試験条件において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加えた状態で、試験品の電源端子間に波高値 600V、波幅  $1 \mu\text{s}$  のパルス電源周波数に同期して正負それぞれ 1 分間重畳したとき、負荷側回路は閉路せず、かつ、各部に異状が生じないこと。

- i 開路した試験品を、通常の使用状態に取り付ける。
- ii 試験品とコントローラーとの距離は、可能な限り短くする。
- iii 波高値は、出力端子を 50Ω の抵抗で終端したときの値とし、

パルスの立ち上がりは1ns以下とする。

(f) チャンネル間誤動作（複数のチャンネルを有するものに限る。）

(a) に掲げる試験条件において、通常の使用状態に取り付け、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加えた状態で、試験品以外のチャンネルのコントローラーの操作を行ったとき、試験品の負荷側回路は閉路しないこと。

(ロ) 「危険が生ずるおそれのないもの」とは、次の a 又は b のいずれかのものをいう。

a 音声を利用した遠隔操作機構を有する屋内用の接続器であって、遠隔操作により閉路できる容量が300W以下でその旨の表示が器体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示してあり、かつ、接続できるものとして、次に掲げる全部又は一部の電気用品に限定する旨を器体の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示してあること。

(a) 電気スタンド

(b) 家庭用つり下げ型蛍光灯器具

(c) ハンドランプ

(d) 白熱電灯器具

(e) 放電灯器具

(f) エル・イー・ディー・電灯器具

(g) 庭園灯器具

(h) 装飾用電灯器具

(i) テレビジョン受信機

(j) ラジオ受信機、テープレコーダー、レコードプレーヤー、その他の音響機器

(k) 電灯付家具

b 通信回線（イ）に掲げるものを除く。）を利用した遠隔操作機構を有する配線器具であって、次の全てに適合するもの。

(a) 配線器具は、接続できるものとして、遠隔操作に伴う危険源がない又はリスク低減策を講じることにより遠隔操作に伴う危険源がない負荷機器に限定されているものであること。

(b) 通信回線が故障等により途絶しても遠隔操作される配線器具及び負荷機器が安全状態を維持し、通信回線に復旧の見込みがない場合は遠隔操作される配線器具の安全機能により安全な状態が確保できること。ただし、接続できるものとして、連続通電可能な負荷機器に限定している場合はこの限りでない。

(c) 負荷機器の近くにいる人の危険を回避するため、次に掲げる対策を配線器具に講じていること。

i 手元操作が最優先されること

ii 負荷機器の近くにいる人により、容易に通信回線の切り離しができること

(d) 遠隔操作による動作が確実に行われるよう、次に掲げるいずれかの対策を配線器具に講じること。

i 操作結果のフィードバック確認ができること

ii 動作保証試験の実施及び使用者への注意喚起の取扱説明書等への記載

(e) 通信回線（イ）に掲げるもの及び公衆回線を除く。）において、次の対策を遠隔操作される配線器具に講じていること。

- i 操作機器の識別管理
- ii 外乱に対する誤動作防止
- iii 通信回線接続時の再接続（常時ペアリングが必要な通信方式に限る）

(f) 通信回線のうち、公衆回線を利用するものにあつては、回線の一時的途絶や故障等により安全性に影響を与えない対策が配線器具に講じられていること。

(g) 同時に外部の2箇所以上から負荷機器の近くにいる人に危険が生ずるおそれのある相反する遠隔操作を受けつけない対策を配線器具に講じること。

(h) 配線器具は、適切な誤操作防止対策を講じること。

(i) 配線器具は、出荷状態において、遠隔操作機能を無効にすること。

ハ 充電部には、(ハ)に掲げるものを除き、通常の使用状態において、次の図に示す試験指が触れないこと。この場合において、試験指に加える力は30Nとする。ただし、接続器の刃受け穴又は溝ぶたの開口部には力を加えないものとする。

(イ) ランプを接続して使用する接続器にあつては、適合するランプを装着した状態を「通常の使用状態」とみなし、その状態で接続器の充電部に触れないこと。

(ロ) 次に掲げるものは、「試験指が触れない」とみなす。

- a 電磁開閉器の扉、ふた等を開けた状態で調整ダイヤル、リセットボタン等を指で操作するとき、指が触れない充電部
- b プルスイッチ等であつて器具内に金属製の鎖等を引きひもとして用いるものにあつては、鎖等を内部のあらゆる方向に引っ張ったと

き充電部に触れないもの。この場合において、ストッパーが容易に取り外せるものは取り外すものとする。

c 盤内用の表示があるもの又は端子部の構造、取り付け方法等から見て容易に盤内用のものと判別できるもの

d 埋込用の表示があるもの又は端子部の構造、取り付け方法等から見て容易に埋込用のものと判別できるもの

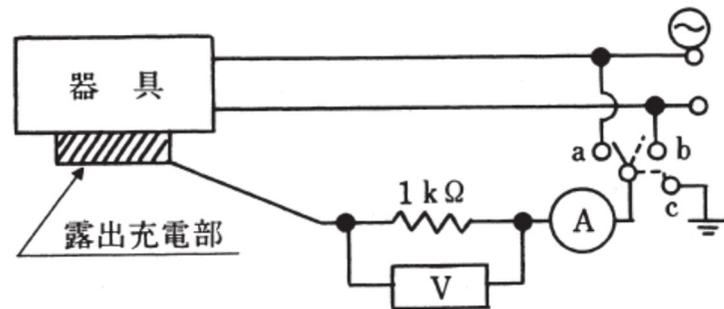
(ハ) この試験を要しないもの

a ニに掲げる部分

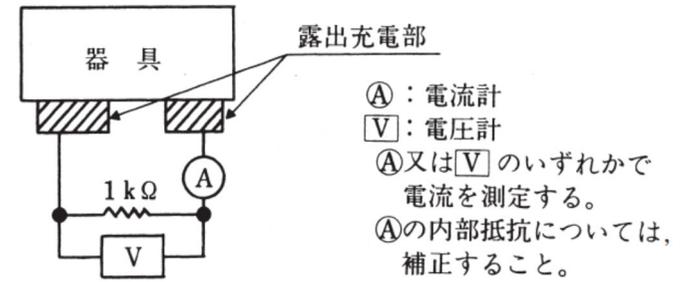
b 構造上充電部を露出して使用することがやむを得ない器具の露出する充電部であって、絶縁変圧器に接続された2次側の回路の対地電圧及び線間電圧が交流にあっては30V以下、直流にあっては45V以下のもの並びに1kΩの抵抗を大地との間及び線間に接続した場合に当該抵抗に流れる電流が、商用周波数以上の周波数において感電の危険が生ずるおそれのない場合を除き、1mA以下のもの。

(a) 「抵抗に流れる電流」の測定は、次の図に示す方法により行う。(以下別表第四において同じ。)

i 大地との間

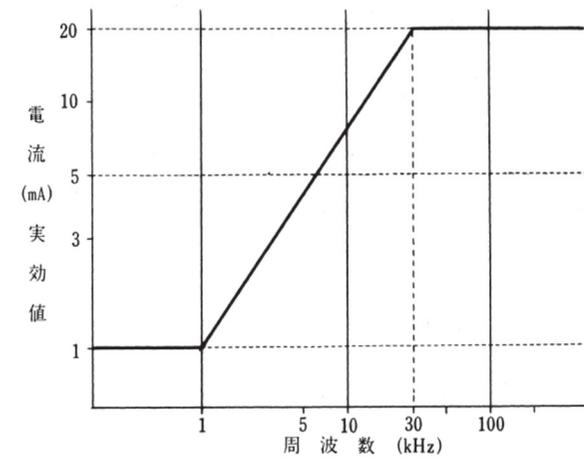


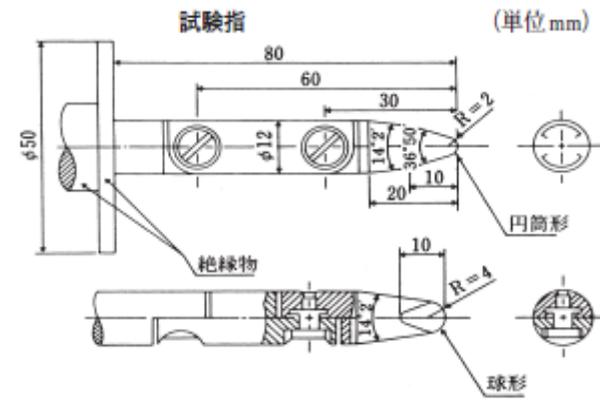
ii 線間



(b) 「抵抗に流れる電流」の測定において、 $1k\Omega$ の抵抗を接続した場合に回路の動作が停止する等の、正規の機能を発揮しない場合にあつては、機能を発揮できる $1k\Omega$ を超える抵抗を接続することができる。この場合において、接続する抵抗の最大値は、 $50k\Omega$ とする。(以下別表第四において同じ。)

(c) 「商用周波数以上の周波数において感電の危険が生ずるおそれのない場合」とは、次の図に示す電流値(周波数が $30kHz$ 以上の場合にあつては $20mA$ とする。)を超えない場合をいう。(以下別表第四において同じ。)





(備考)

- 1 角度の許容差は $\pm 5'$ とする。
- 2 寸法の許容差は、寸法が 25 mm未満にあつては  $\begin{matrix} +0 \\ -0.05 \end{matrix}$  mm、25 mm以上にあつては $\pm 0.2$  mmとする。

ニ 台の裏面、通常の使用状態において人が触れるおそれのある外面、電線取付け部及びカバー付ナイフスイッチの充電部は、次に適合すること

。

(イ) 用語の定義

- a 「人が触れるおそれのある」とは、試験指が触れることをいう。  
(以下別表第四において同じ。)
- b 「外面」には、次に掲げる部分を含む。  
(a) 露出型のものであつて固定して使用するものにあつては、取付け面以外の外面

(b) 埋込用のものにあつては、プレート等と電氣的に接触するおそれのある外面及びとつ手等の部分

(c) 機器組込み用点滅器等にあつては、機械器具に取り付けた後、機械器具の外郭と電氣的に接触し、又はその表面に露出するおそれのある外面及びとつ手等の部分

c 「台の裏面」とは、取付け面のみでなく裏面全体をいう。

d 「台の取付け面」とは、造営材に接する面を含む平面をいう。

(ロ) 試験及び基準

a 台の裏面の充電部は、造営材に取り付ける屋外用のものにあつては台の裏面から、その他のものにあつては台の取付け面からそれぞれ3mm以上（熱硬化性樹脂を充てんするものにあつては、1mm以上）の深さとし、かつ、その上を電気絶縁物（65℃（配線用遮断器及び漏電遮断器にあつては、75℃）の温度で軟化しない耐水質のもの（硫黄を除く。）に限る。）により覆つてあること。ただし、屋内用のものであつて、台の裏面の充電部が台の取付け面から6mm以上の深さにあるものにあつては、この限りでない。

この場合において、「軟化しない」とは、規定温度の空气中に放置したとき、流出しないことをいう。（以下同じ。）

b 通常の使用状態において人が触れるおそれのある外面に露出するおそれのある充電部は、外面から3mm以上（熱硬化性樹脂を充てんするものにあつては、1mm以上）の深さとし、かつ、その上を電気絶縁物（65℃（配線用遮断器及び漏電遮断器にあつては、75℃）の温度で軟化しない耐水質のもの（硫黄を除く。）に限る。）により覆つてあること。

c 電線取付け部の充電部は、この表に特別に規定するものを除き、外かくの外表面からの深さが次の値以上であること。

(a) 電線取付け部の穴の短径が 3 mm 以下のものにあつては、1.2 mm

(b) 電線取付け部の穴の短径が 3 mm を超え 7 mm 以下のものにあつては、1.5 mm

(c) 電線取付け部の穴の短径が 7 mm を超えるものにあつては、3 mm

d カバー付ナイフスイッチは、刃と刃受けを接触させた状態（切替え式のものにあつては、刃を立てた状態及び刃と刃受けを接触させた状態）において、クロスバーとカバーとの間に直径が 10 mm の丸棒をあてたとき、丸棒が刃及び刃受けに触れないこと。

ホ 開閉機構を有するものにあつては、次に適合すること。

(イ) 通常の使用状態において、開閉の操作が円滑に、確実に、かつ、安全にできること。

(ロ) 通常の使用状態において、重力、振動等により開閉するおそれがないこと。

(ハ) つまみ、押しボタン又はとっ手が任意の位置に止まるものであつて、開閉の状態が容易に確認できないものにあつては、開閉の状態を容易に確認できるような表示又は装置等が施されていること。

(ニ) (ハ) に掲げるもの以外のものにあつては、開閉の操作又は開閉の状態を見易い箇所に文字又は色等により表示してあること。ただし、開閉の状態が容易に確認できるもの、表示することが機構上困難なもの及び用途上必要のないものにあつては、この限りでない。

この場合において、

a 「見易い箇所」とは、スイッチ本体の外表面に出る部分又はスイッチ取付け部の器体表面若しくはスイッチの操作部分をいう。

b 「文字又は色等」とは、例えば ON-OFF、入切、点滅等の文字、青赤等の色分け、ボッチ、|等の記号であって一般に理解できるものをいう。

c 「表示することが機構上困難なもの」には、単ボタンスイッチ、引きひもスイッチ、キースイッチ等を含む。

d 「用途上必要のないもの」には、三路スイッチ、四路スイッチ、機器組込み用点滅器等を含む。

へ 導電部の接続部は、電氣的接続が確実であること。

(イ) 次に適合するものは、「電氣的接続が確実である」とみなす。この場合において、100℃以上の部分の接続にあつては、f 及び g 以外の方法によること。

a 合成樹脂を介して締め付け、かしめ等により接続するもの（平形導体合成樹脂絶縁電線と充電部との接続部を除く。）の合成樹脂にあつては、別表第十一第1章の左欄に掲げる絶縁物の種類ごとに同表の右欄に掲げる使用温度の上限値以下で使用されるものであつて、かつ、次に適合するもの

(a) 熱硬化性樹脂のもの

(b) バネ、座金等の金属弾性体で歪を補う処置を施した熱可塑性樹脂のもの。この場合において、最大電流が 1A 以下の部分に使用するものに限る。

b ねじ止めの場合は、金属の機械ねじ（JIS B 1115(1976)「すりわり付きタッピンねじ」、JIS B 1122(1976)「十字穴付きタッピンねじ」及び JIS B 1123(1976)「六角タッピンねじ」で規定する B 形 3種のタッピンねじを含む。）により、その材料は、亜鉛、アルミニウム等の軟らかなものでなく、かつ、かん合する有効ねじ山はね

じ込まれる部分の材料が金属の場合には2山以上、合成樹脂の場合には5山以上のものであって、次によるもの

- (a) 頭部で締め付けるもの（ボルト、ナットによるものを含む。）  
。この場合において、より線を接続するものにあつてはより線が導体外径の1/4以上はみ出さず（座金を用いても良い。）、内部配線（部品のリード線を含む。以下（イ）及び（ロ）において同じ。）をより合わせて環状にして接続するものにあつてはねじ頭からはみ出さないこと。
- (b) 引締め型端子又は押し締め型端子によるもの。この場合において、より線を接続するものにあつては、端子から導体はみ出さないこと。
- (c) 圧着端子（取り付けられる電線に適合した大きさであること。）を用いて接続しているもの
- c かしめ又は溶接によるもの
- d スリーブ等を用いてそれを圧着してあるもの
- e 平形接続端子（ファストン端子）、速結端子（スプリング式ねじなし端子）等によるもの。この場合において、これらの端子は、取り付けられる電線に適合した大きさであること。
- f ねじ込み式の閉端接続子（傘型コネクタ）であつて、絶縁テープ、スプリング等を用いて緩み止めを施したもの。
- g ラッピング接続であつて、電線が重なることなく16箇所以上密着し、端子の角に20箇所以上接触しており、かつ、巻き付けてある線全体を端子の軸方向に30Nの力で引張ったとき、その線が抜けないもの。ただし、微小電流回路（100mA以下とする。）で発熱するおそれのない回路又は表示回路等であつて、30Nの力で外れた場

合にその部分に 2N の力を加えて移動させたとき、1 (2) ヨ (イ)、(ロ) 及び (ハ) に適合し、かつ、充電部露出、短絡、誤接続等による危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

(ロ) 次に掲げる部分は、「電氣的接続が確實である」とはみなさない。

a 内部配線相互又は端子と内部配線を機械的にからげただけの部分 ( (イ) g のものを除く。)

b アルミニウムとアルミニウム以外のものとを接続するものにあつては、その接続部を空気から遮断する電食防止の対策、熱サイクルによるアルミニウムのクリープ防止加工等を施していないもの

ト 硬貨その他これに類するもの (以下「硬貨等」という。) を使用して電気回路を閉路するものにあつては、硬貨等を導電回路の一部として使用しないこと。ただし、硬貨等を導電回路の一部として使用するものであつて、通常の設定状態において硬貨等を多数個投入したとき硬貨等が露出充電部とならないものにあつては、この限りでない。

チ 固定すべき導電金具及び取付け金具は、通常の使用状態においてゆるみを生じないように取り付けてあること。

次に適合するものにあつては、「ゆるみを生じないように取り付けてある」ものとみなす。

(イ) ねじ又はリベットで 2 箇所以上で止めたもの

(ロ) 回り止めのボッチ、溝、土手等を設け固定したもの

(ハ) E26 未満の受金を有するものの中心接触片が回転しても電線接続端子が回らないもの

リ 導電部に使用する座金の公称厚さは、0.3 mm 以上であること。

ヌ 電源電線 (口出し線を含む。以下この表において同じ。) の取付け端

子のねじ及びヒューズ取付け端子のねじは、次に適合すること。

この場合において、「電源電線」には、開閉器、中間スイッチ等の負荷側電線を含む。

(イ) 電源電線の取付け端子のねじは、電源電線以外のものの取付けに兼用しないこと。ただし、電源電線を取り付け、又は取りはずした場合において、電源電線以外のものが脱落するおそれのないものにあつては、この限りでない。

(ロ) ヒューズの取付け端子のねじは、ヒューズ以外の部品の取付けに兼用しないこと。ただし、ヒューズを取り付け、又は取りはずした場合においてヒューズ以外の部品の取付けがゆるむおそれのないものにあつては、この限りでない。

(ハ) 有効ねじ部の長さは、呼び径が 8 mm未満のものにあつては 2 ピッチ以上、呼び径が 8 mm以上のものにあつては呼び径の 40%以上であること。ただし、端子枠内面に部分ねじ部を有する呼び径が 8 mm以上のものであつて、次に適合するものにあつては、この限りでない。

この場合において、裏出し加工部に施したねじ部で割れ目のある部分は、「有効ねじ部」には含まない。

a 全ねじ部の有効長さが呼び径の 25%以上であり、かつ、全ねじ部と部分ねじ部の有効長さの和が呼び径の 55%以上であること。

b 附表第一の試験を 5 回繰り返して行ったとき、これに適合すること。

ル 電線付きの一体成型のものにあつては、端子とその電線との接続部は、かしめ止め、溶接等で完全に接続してあること。

ヲ 金属製のふた又は箱のうちアークが達するおそれのある部分にあつては、その部分に燃え難い電気絶縁物を取り付けてあること。

この場合において、

(イ) 「アークが達するおそれのある部分」とは、開閉試験又は短絡遮断試験において、アーク発生部に面する部分をいう。この場合において、検査用ヒューズが溶断したときは、「アークが達する」ものとみなす。

(ロ) 「燃え難い電気絶縁物を取り付け」とは、アークに対する絶縁性を有するものであって、1 (2) レの規定を満足する厚さの絶縁物を貼付(単なる塗布、焼付けは貼付とはみなさない。)することをいう。

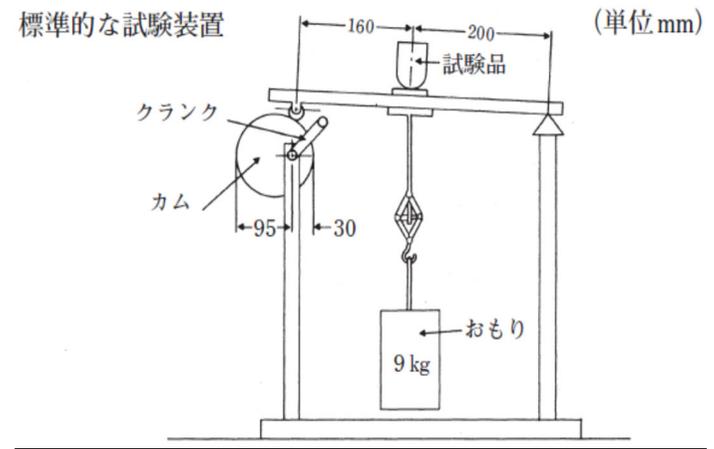
ワ 電源電線、器具間を接続する電線及び機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線(機械器具に組み込まれるものを除く。以下「電源電線等」という。)であって固定して使用するもの以外のものを器体の外方に向かって、90Nの張力を1秒間加える操作を25回繰り返したとき、及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部にずれがなく、かつ、異状が生じないこと。

この場合において、

(イ) 「機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線」には、その露出する長さが80mm以下のものを含まない。(以下別表第四において同じ。)

(ロ) 天井取り付け又はつり下げ用のローゼット、ソケット等であって、通常の使用状態において電源電線等に押し込み力の加わるおそれのない場合は、「押し込んだとき」の規定は適用しない。

(ハ) 「接続部にずれがなく」とは、電源電線等の引き止め部の破損がなく、かつ、試験前に電源電線等の被覆につけた印が25回の操作終了後2mmを超えてずれないことをいう。この場合において、操作終了後の電源電線等に張力を加えた状態で接続部のずれを測定すること。



(二) 電線付きのものにあつてはその状態で、その他のものにあつては次に規定する電線及び接続方法で電線を取り付けて試験を行う。

a 電線の種類及び太さ

(a) 器具本体（ラベル、タグ等を含む。）又は包装箱に電線の指定があるものは、そのもの

(b) (a) 以外のものは、その器具の用途、定格に応じ JIS C 3306(1980)「ビニルコード」に適合したビニルコード（平形）又は JIS C 3301(1980)「ゴムコード」に適合したゴム絶縁袋打ゴムコード。この場合において、電線の太さは、JIS C 8306(1982)「配線器具の試験方法」の表 2 によるものとする。

b 接続方法

(a) 電線を端子ねじの頭部で直接締め付ける巻締め端子のものにあつては図例 1 に従つて結線し、その他の端子方式のものにあつては器具の意図した方法によつて結線する。図例 2 は不適当な結線方法の例を示す。

例 1



導体は $\frac{3}{4}$ 周以上1周以下の範囲内で巻く。

例 2



(b) 締付けトルクは、3 (3) トの表による。

カ 電源電線等の貫通孔は、保護スプリング、保護ブッシングその他の適当な保護装置を使用してある場合を除き、電源電線等を損傷するおそれのないように面取りその他の適当な保護加工を施してあること。ただし、貫通部が金属以外のものであって、その部分がなめらかであり、かつ、電源電線等を損傷するおそれのないものにあつては、この限りでない

。

この場合において、「面取りその他の適当な保護加工」とは、半径 2 mm 以上の面取り又はカールすることをいう。

ヨ 器体の内部の配線は、次に適合すること。

この場合において、「器体の内部の配線」には、電源電線等の器体内部の部分を含む。

(イ) 2N の力を電線に加えた場合に高温部に接触するおそれのあるものにあつては、接触したときに異状が生ずるおそれのないこと。

この場合において、

a 内部配線をまとめて固定したものにあつては、その状態で「2Nの力」を加えるものとし、固定が確実でないものにあつては、各々に「2Nの力」を加える。（以下、ヨにおいて同じ。）

b 次の場合は、「異状が生ずるおそれ」があるものとみなす。

(a) 2Nの力を取り去っても、その配線の絶縁物の種類ごとに別表第十一第1章に掲げる値を超える部分に接触している場合

(b) 2Nの力を加えている間だけ、その配線の絶縁物の種類ごとに別表第十一第1章に掲げる温度に40℃を加えた値を超える部分に接触している場合

(ロ) 2Nの力を電線に加えたときに可動部に接触するおそれのないこと。

この場合において、「可動部に接触するおそれのない」とは、可動部近傍の内部配線をまとめて外郭内側に固定する等、可動部に触れるおそれのないように処理してあることをいう。

(ハ) 被覆を有する電線を固定する場合、貫通孔を通す場合又は2Nの力を電線に加えたときに他の部分に接触する場合は、被覆を損傷しないようにすること。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあつては、この限りでない。

a 次に適合する場合は、「被覆を損傷しない」とみなす。

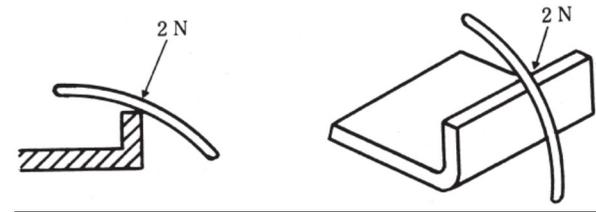
(a) 電線を金具で固定するものにあつては、その金具の端部にカー  
ル、適当な介在物をはさんで固定等の処理を施してある場合

(b) 貫通孔にあつては、金属板が0.7mmを超える厚さを有するものは面取りを、確実に固定したチュービング（電線の被覆を損傷しない適当な厚さを有する絶縁テープを含む。）を有するものはバリ取りを施してある場合

(c) 電線と接触する可能性のある部分がなめらかで、電線と平行している等電線の被覆を損傷しない状態である場合

b 「損傷」とは、傷及び破れをいい、次の方法により判定する。この場合において、傷には単なるへこみは含まない。

(a) 次の図例により、電線に 2N の力を加えながら可動範囲内で左右に 1 回動かす。



(b) 傷の判定は、試験後、接触した電線の被覆にチョークを塗布し、これを布でふきとり、そのあとにチョーク粉が残されているか否かによって行う。

c 被覆を二重にした電線の場合であって 2 の試験を行ったとき、この電線の内部被覆に傷が達しない場合は、「危険が生ずるおそれのない場合」とみなす。

(二) 接続器によって接続したものにあっては、5N の力を接続した部分に加えたとき、外れないこと。ただし、2N 以上 5N 未満の力を加えて外れた場合において危険が生ずるおそれのない部分にあっては、この限りでない。

a 「5N の力」は、5 回の抜き差し後に加える。

b 「危険が生ずるおそれのない」とは、コネクタが外れた場合、その部分に 2N の力を加えて移動させたとき、1 (2) ヽ (イ) 、

(ロ) 及び (ハ) に適合し、かつ、充電部露出、短絡、誤接続等による危険が生ずるおそれがないことをいう。

タ 極性が異なる充電部相互間及び充電部とアースするおそれのある非充電金属部又は人が触れるおそれのある非金属部の表面との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、街灯スイッチ、開閉器（ミシン用コントローラーを除く。）、蛍光灯用ソケット及び蛍光灯用スターターソケット並びに（3）ト及びチに掲げるものを除き、（イ）の基準において次の表に掲げる値以上であること。ただし、絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路等の構造上やむを得ない部分であつて、（ロ）の試験を行ったとき、これに適合するものにあつては、この限りでない。

線間電圧 又は対地 電圧 (V)	空間距離（沿面距離を含む。）（mm）					
	極性が異なる充電部相互間			充電部とアースするおそれのある非充電金属部又は人が触れるおそれのある非金属部の表面との間		
	端子部	端子部以外の固定している部分であつて、金属粉が付着し難い箇所	その他の箇所	端子部	端子部以外の固定している部分であつて、金属粉が付着し難い箇所	その他の箇所
15V以下	二	1	1	二	1	1
15Vを超え50V以下	二	1.2	1.5	二	1.2	1.2
50Vを超え100V未満	二	1.5 (1.2)	2.5 (1.5)	二	1.5 (1.2)	2 (1.5)

100V以上 150V未満	機械器具に組み込まれるもの	3	<u>1.5</u> (1.2)	<u>2.5</u> (1.5)	<u>2.5</u>	<u>1.5</u> (1.2)	<u>2</u> (1.5)
	その他のもの	3	<u>1.5</u> (1.2)	<u>3</u> (1.5)	3	<u>1.5</u> (1.2)	<u>3</u> (1.5)
	150V以上 300V以下	3	<u>2</u> (1.5)	<u>3</u> (2)	3	<u>2</u> (1.5)	<u>3</u> (2)

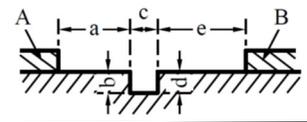
(備考)

- 1 空間距離（沿面距離を含む。）は、器具の外面にあっては30N、器具の内部にあっては2Nの力を距離が最も小さくなるように加えて測定したときの距離とする。この場合において、「器具の外表面」とは、機器組込み用点滅器等にあっては、機械器具に取付けられた後、機械器具の表面に露出するおそれのある部分をいい、これ以外の外表面の部分は「器具の内部」とみなす。
- 2 括弧内の数値は、受け金の公称直径が26mm未満のねじ込み接続器及びソケットに適用する。
- 3 外郭のつき合わせ面の間げきが0.3mm以下のものにあっては、充電部と人が触るおそれのある非金属部の表面との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、1.5mm以上とすることができる。ただし、造営材（分電盤を含む。）に取り付けるものの取付け面を除く。
- 4 線間電圧又は対地電圧が15V以下の部分であって、耐湿性の絶縁被膜を有するものにあっては、その空間距離（沿面距離を含む。）は、0.5mm以上とすることができる。

(イ) 基準

- a 「アースするおそれのある非充電金属部」には、人が触れるおそれのある組立ねじ、かしめ鉚、取付け用ねじ、導電性銘板等の金属部を含む。
- b 「空間距離」とは、空気を介する部分の最短距離（の和）をいい、「沿面距離」とは、絶縁物表面に沿った最短距離（の和）をいう。
- c 「空間距離（沿面距離を含む。）」の測定方法は、次の図例によるものとし、スイッチの可動片、可動金属部等はその可動範囲内のあらゆる位置で測定するものとする。なお、図例中Gは空間距離、Lは沿面距離、A及びBは充電部又はアースするおそれのある非充電金属部、Eはアースするおそれのない非充電金属部をそれぞれ示す。

例 1

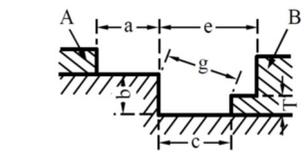


$$L = a + b + c + d + e \quad (c \geq 1\text{mm})$$

$$L = a + c + e \quad (c < 1\text{mm})$$

$$G = a + c + e$$

例 2

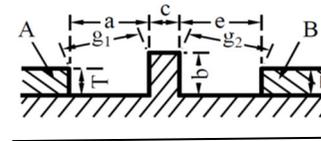


$$L = a + b + c \quad (c \geq 1\text{mm})$$

$$L = a + (b - d) + c \quad (c < 1\text{mm})$$

$$G = a + e \text{ 又は } a + g \text{ のいずれか小さい方}$$

例 3



$$\underline{L=a+2b+c+e} \quad (a \geq 1\text{mm}, e \geq 1\text{mm})$$

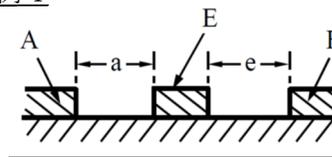
$$\underline{L=a+2(b-f)+c+e} \quad (a < 1\text{mm}, e < 1\text{mm})$$

$$\underline{L=a+b+(b-f)+c+e} \quad (a \geq 1\text{mm}, e < 1\text{mm})$$

$$\underline{G=g_1+c+g_2} \quad (b > f)$$

$$\underline{G=a+c+e} \quad (b \leq f)$$

例 4



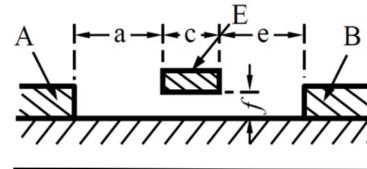
$$\underline{L=G}$$

$$\underline{G=a+e} \quad (a \geq 1\text{mm}, e \geq 1\text{mm})$$

$$\underline{G=a} \quad (e < 1\text{mm})$$

$$\underline{G=e} \quad (a < 1\text{mm})$$

例 5



$$\underline{L=a+c+e} \quad (f \geq 1\text{mm})$$

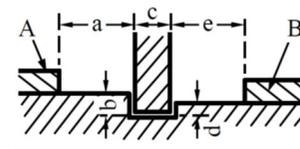
$$\underline{L=a+e+2f \text{ 又は } a+c+e \text{ のいずれか小さい方}} \quad (f < 1\text{mm})$$

$$\underline{G=a+e} \quad (a \geq 1\text{mm}, e \geq 1\text{mm})$$

$$\underline{G=a} \quad (e < 1\text{mm})$$

$$\underline{G=e} \quad (a < 1\text{mm})$$

例 6



$$\underline{L=G}$$

$$\underline{L=a+b+c+d+e}$$

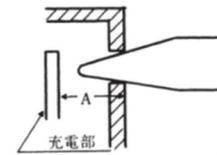
(絶縁物の接合部は単純な突き合わせである)

d 機能を発揮するために設ける特殊目的をもった放電ギャップ等の電極間には、「空間距離（沿面距離を含む。）」の規定は適用しない。

e 絶縁変圧器以外のもを用いて電圧降下をさせている充電部の電圧は、極性が異なる充電部相互間にあつてはその電圧とし、充電部とその他の部分間にあつては入力電圧とする。

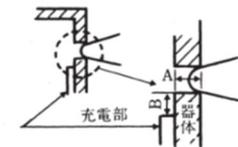
f 「充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間」の空間距離（沿面距離を含む。）は、開口部（くぼみを含む。）を有するものにあつては、次の図例による。この場合において、試験指に30Nの力を加えたとき変形するものは、変形した位置から測定する。

例1



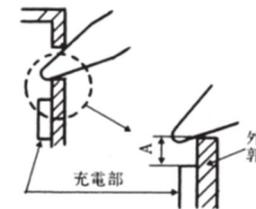
Aに対して規定の距離が要求される。

例2



A+Bに対して規定の距離が要求される。

例3



Aに対して規定の距離が要求される。

- g 非金属製外郭のつき合わせ面を通して人が触れる部分と充電部との間は、「充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間」とみなす。ただし、つき合わせ面が接着剤で固定してある場合は、空間距離（沿面距離を含む。）は適用しない。
- h 「絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路等」の「等」とは、機器の入力電源の一端と回路の一部とを短絡したとき、電源電流が定常的に10A以下（機器の定格電流が7A以上のものにあつては、定格電流の150%以下）の回路をいう。
- i 「構造上やむを得ない部分」には、次のものを含む。ただし当該部分中空間距離（沿面距離を含む。）が表の値に満たない箇所を、個々に短絡した時、電源電流が定常的に10A（機器の定格電流が7A以上のものにあつては、定格電流の150%）を超えて流れる部分は含まないものとする。
- (a) 絶縁変圧器の2次側の回路及び整流後の回路であつて、電子部品（半導体素子、コンデンサー、電子管等）を有する部分
- (b) hに規定する回路に用いるパイロットランプ（ネオン管を含む。）、整流器、半導体素子（サイリスタ、トライアック等）等であつて、高インピーダンスによって保護される部分
- j 主回路の通電電流を小型変流器で検出しランプを点灯させ通電表示を行う方式の回路であつて、次の各項に適合するもの主回路と通電表示回路間は、「極性が異なる充電部相互間」には含めない。
- (a) 点灯回路の充電部とアースするおそれのある非充電部又は人が触れるおそれのある非金属部との間の絶縁距離は、主回路電圧に対応して要求される値以上であること。

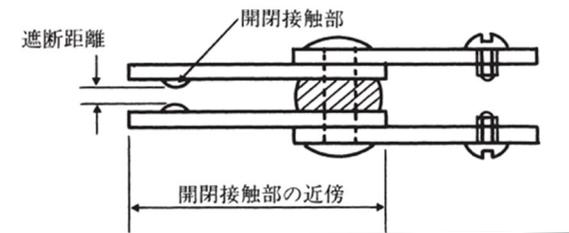
(b) 通電点灯回路の充電部は、1 (2) ハの試験指で試験したとき充電部に触れない構造であること。

(c) 変流器に1次-2次間を電氣的に接続したとき、火災、感電等の危険が生じないこと。

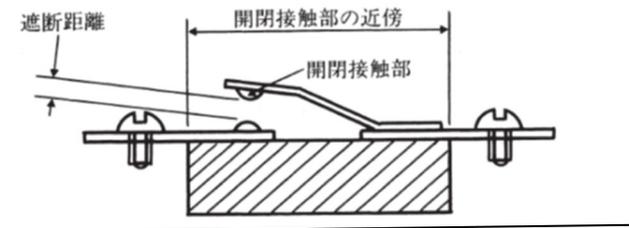
k 次の箇所の閉路したとき同極となり開路したとき異極となる部分の極間には、空間距離（沿面距離を含む。）の規定は適用しない。

(a) 点滅器及び開閉器（開放ナイフスイッチを除く。）の遮断距離及び開閉接触部の近傍図例を次に示す。

例 1



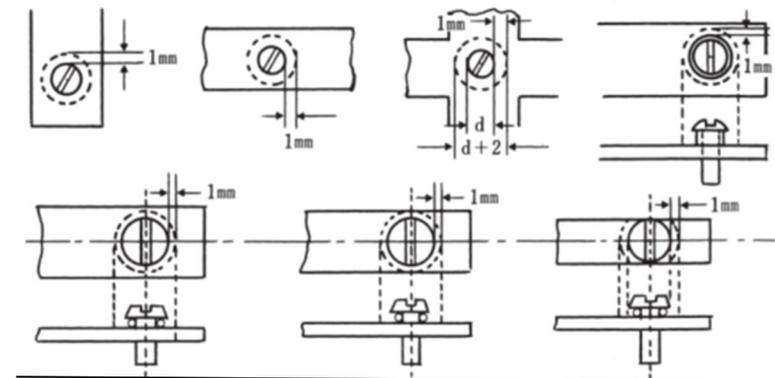
例 2



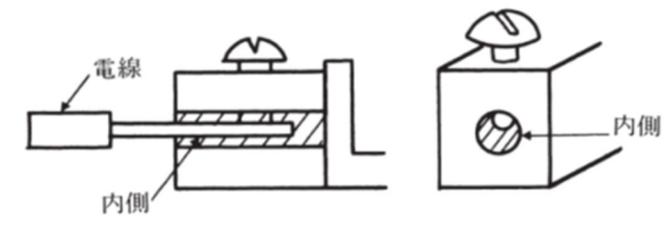
(b) 漏電引外し（動作）テスト装置の遮断距離及び開閉接触部の近傍

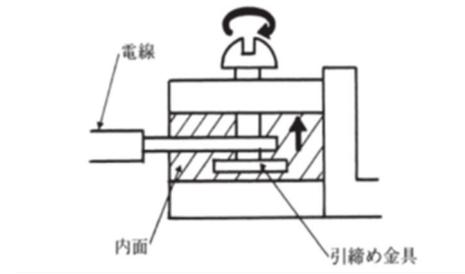
1 「端子部」とは、電源及び負荷用接続端子の端子金具をいい、次の部分を含む。なお、電線の接続箇所を特定できないものは、端子金具を端子部とみなす。

(a) 端子ねじの頭部で電線（又はコード）、座金等を締め付ける端子構造のものにあつては、端子ねじの頭径から1mm大きい範囲内（座金、当金を含む。）の頭側



(b) 端子ねじの先端で電線（又はコード）、当金を押し締める端子構造のもの及び端子ねじに設けた引締め金具で電線（又はコード）を引き締める構造のものにあつては、端子ねじ、当金（引締め金具を含む。）、端子金具の電線挿入孔内面



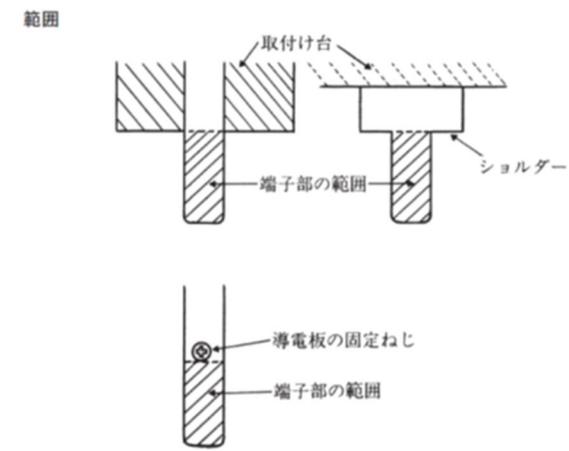


(c) (a) 及び (b) を併用できる端子構造のものにあっては、

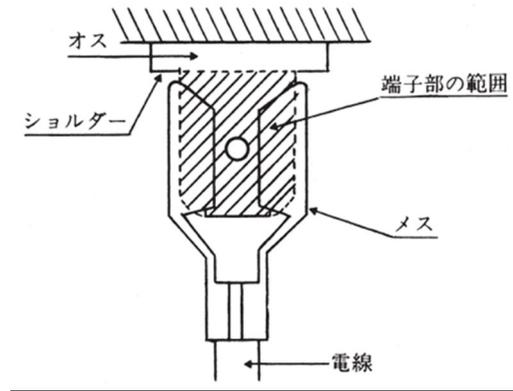
(a) 及び (b) 項を適用した範囲

(d) 端子にはんだ付け、かしめ又は溶接するものにあつては、端子

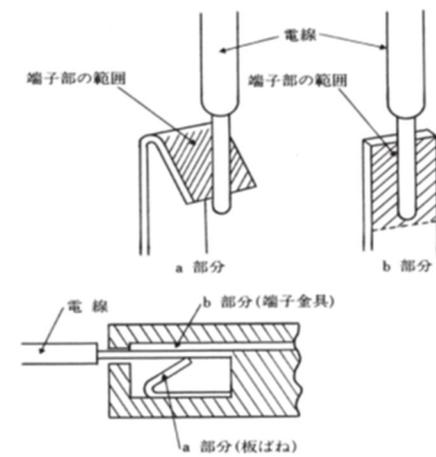
金具のうちこれらの加工を施すことができる範囲



(e) 平形接続端子 (ファストン端子) にあつては、オス側端子金具のショルダー以外の部分



(f) 連結端子 (スプリング式ねじなし端子) にあつては、端子金具のうち電線を挿入した状態において接触し得る部分



m 「極性が異なる充電部相互間」の「端子部」の空間距離（沿面距離を含む。）の測定は、次の図例による。

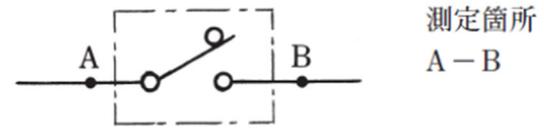


図 1

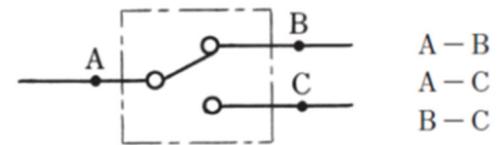


図 2

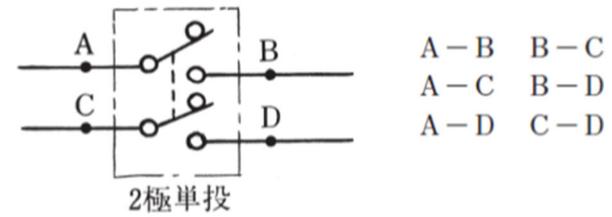


図 3

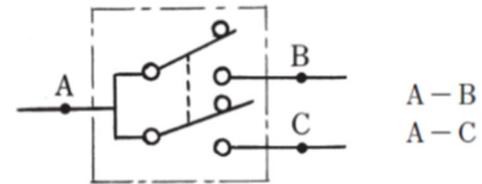
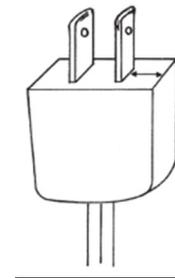


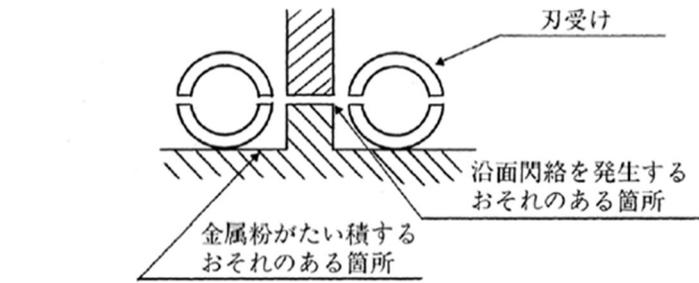
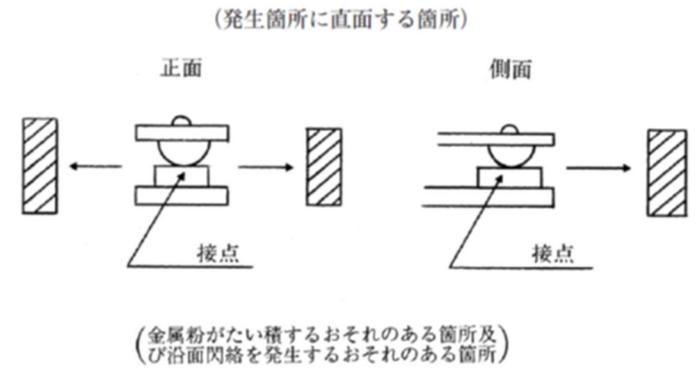
図4

- n 「端子部とその他の箇所との間」及び「端子部」は、電線を取り付けた状態で距離が変化するものにあつては、器具の定格に応じた太さの電線及び取り付けることができる最小の太さの電線を附表第一に規定するトルクを加えて取り付けたときの距離をいう。
- o 口出し線付きのものその口出し線の接続が器具内部の端子部にはんだ付け、かしめ、溶接してあるものであつて、器具がリベット等で組み立てられ容易に解体できないものの口出し線取付け部は、「端子部」には含まない。
- p 平形差込みプラグ等の刃と外郭の側面との距離（図例の矢印）は、「端子部以外の固定している部分であつて金属粉が付着し難い箇所」を適用する。



- q 「固定している部分」には、導電金具が開閉動作等によって定められた範囲内を移動するものを含む。

r 開閉動作により発生する金属粉の発生箇所<sup>1</sup>に直面する箇所及びこれらの金属粉がたい積するおそれのある箇所であって、沿面閃絡が発生するおそれのない箇所<sup>2</sup>にあつては、「金属粉が付着し難い箇所」とみなす。



(ロ) 試験

a 極性が異なる充電部相互間を短絡した場合に、短絡回路に接続された部品が燃焼しないこと。ただし、当該回路に接続されている 1

の部品が燃焼した場合において他の部品が燃焼するおそれのないもの  
にあつては、この限りでない。

この場合において、

(a) 「短絡」は、回路間、部品相互間及び部品の端子間で、空間距離（沿面距離を含む。）が規定値を満足しない箇所を一箇所ずつ行う。

(b) 「短絡回路に接続された部品」には、変圧器（入力電源に用いるものに限る。）を有するものにあつては当該変圧器の1次及び2次巻線、整流回路を有するものにあつては整流器（入力電源に用いるものに限る。）を含む。この場合において、これらのものが燃焼した場合にあつては、「1の部品が燃焼した場合において他の部品が燃焼するおそれ」があるものとみなす。

(c) 「1の部品」に施したスリーブ、チューブ等はそれらを含めて「1の部品」とみなす。

(d) 「燃焼するおそれ」には、単なる発煙、焦げ等は含まない。

b 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間を接続した場合に、その非充電金属部又は露出する充電部が次のいずれかに適合すること。

(a) 対地電圧及び線間電圧が交流にあつては30V以下、直流にあつては45V以下であること。「対地電圧及び線間電圧」とは、使用中に継続的に発生する電圧又は無負荷の電圧のうちいずれか高いものをいう。（以下別表第四において同じ。）

(b) 1k $\Omega$ の抵抗を大地との間及び線間並びに非充電金属部と充電部との間に接続したとき、当該抵抗に流れる電流は、商用周波数以

上の周波数において感電の危険が生ずるおそれのない場合を除き、1mA 以下であること。

c a の試験の後に 5 0 0 ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部（対地電圧及び線間電圧が交流にあつては 30V 以下、直流にあつては 45V 以下のもの並びに 1kΩ の抵抗を大地との間及び線間に接続した場合に当該抵抗に流れる電流が 1mA 以下（商用周波数以上の周波数において、感電の危険が生ずるおそれのない場合は、1mA 以下であることを要しない。）のものを除く。）と人が触れるおそれのある非充電金属部との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ 以上であること。

「試験の後」とは、試験後約 2 分を経過した時をいう。

レ 絶縁物の厚さは、次に適合すること。

（イ）器体の外被の材料が絶縁体を兼ねる場合にあつては、機械器具に組み込まれる部分を除き、絶縁物の厚さは、0.8 mm（人が触れるおそれのないものにあつては、0.5 mm）以上であつて、かつ、ピンホールのないものであること。ただし、質量が 250g で、ロックウェル硬度 R100 の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mm の球面を有するおもりを次の表の左欄に掲げる種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる高さから垂直に 3 回落としたとき、又はこれと同等の衝撃力をロックウェル硬度 R100 の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mm の球面を有する衝撃片によつて 3 回加えたとき、感電、火災等の危険が生ずるおそれのあるひび、割れその他の異状が生じないものであつて、かつ、ピンホールのないものにあつては、この限りでない。

<u>種類</u>	<u>高さ (cm)</u>
<u>人が触れるおそれのないもの</u>	<u>14</u>
<u>その他のもの</u>	<u>20</u>

a 次に掲げる部分は、「外被」とみなす。

(a) 試験指のつばが挿入できる外被の開口部の内部にある絶縁物であって、試験指が触れる部分

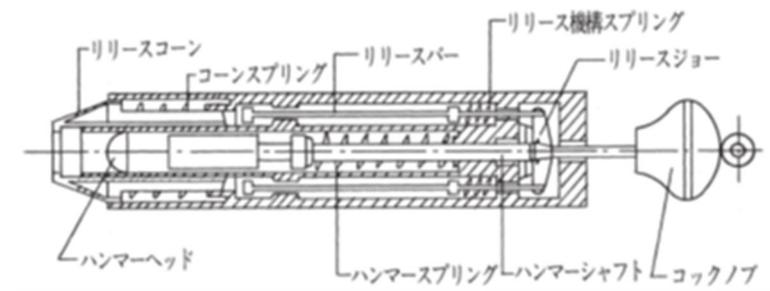
(b) 外被の開口部の内部にある絶縁物であって、直径 20 mmの球が触れる部分

(c) 通常の使用中に開閉する扉、ふた等の内部

b 別表第一の規定（別表第十二の規定に適合する場合を含む。以下別表第四において同じ。）に適合する電線が器体の外被の一部として用いられている場合の絶縁物の厚さについては、別表第一の規定の絶縁体の厚さについての規定を適用することができる。

c 「器体の外被の材料が絶縁体を兼ねる場合」には、外部から外被に 30N の力で、内部から 2N の力で押したとき充電部と外被の絶縁物が接触する場合を含む。この場合において、力は同時には加えない。

d 下図の衝撃試験機を用いた 0.35Nm 又は 0.5Nm の衝撃力は、それぞれ 14cm 又は 20cm の高さからおもりを落下させたときのものと「同等の衝撃力」とみなす。



e 次の試験を行ったときこれに適合するものは、「ピンホールのないもの」とみなす。この場合において、絶縁物が数種類の絶縁物によって構成されているものにあつては、全体として試験を行うものとする。

(a) チューブ状のもの以外の絶縁物にあつては、2%の食塩水を十分浸みこませたスポンジの上に試料を置き、その上に電極をのせて30分間放置した後、電極とスポンジとの間に交流1,000Vの電圧を1分間加えたとき、これに耐えること。この場合において、水温は常温とし、JIS C 2110(1975)「固体電気絶縁材料の絶縁耐力の試験方法」7.1による。

(b) チューブ状のものにあつては、チューブの内部に2%の食塩水を注入したものを、2%の食塩水中に30分間浸した後、チューブの内外面間に交流1,000Vの電圧を1分間加えたとき、これに耐えること。この場合において、水温は常温とする。

(ロ) (イ) 以外のものであつて外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁物(タの規定に適合するために使用するものに限る。以下レにおいて同じ。)の厚さは、0.3mm以上であつて、かつ、ピンホールのないものであること。ただし、次のbの試験を行ったときこれに適合するものであつて、かつ、ピンホールのないものにあつては、この限りでない。

#### a 用語及び基準

(a) 「外傷を受けるおそれのある部分」とは、絶縁物が通常の使用状態において摩耗、衝撃、動的な機械的外力等を受けるおそれのある部分をいう。

(b) 「外傷を受けるおそれのある部分」には、器体の開口部から試験指を挿入したとき、試験指が触れる部分を含む。

(c) 編組絶縁物の「厚さ」は、次に適合すること。

i 編組絶縁チューブ以外の編組絶縁物にあつては、絶縁物に確実な含浸処理を施したものであつて、かつ、含浸された部分の厚さが規定値以上であること。

ii 編組絶縁チューブにあつては、絶縁チューブに絶縁ワニスに確実な含浸処理したものであつて、かつ、編組を含む全体の厚さが規定値以上であること。

(d) 1 (2) レ (イ) e に適合すること。

(e) 編組絶縁チューブについて、1 (2) レ (ロ) に規定する試験を行うときは、長さ 100 mm のチューブの内径に密着する金属棒を挿入して内部電極とし、その外側中央部に 50 mm 幅の金属箔を巻き付けて外部電極とし、両極に試験電圧を加えるものとする。

#### b 試験

(a) 次の表の左欄に掲げる絶縁物が使用される電圧の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間これに耐えること。

<u>絶縁物が使用される電圧の区分</u>	<u>交流電圧</u>
<u>30V以下</u>	<u>500V</u>
<u>30Vを超え150V以下</u>	<u>1,000V</u>
<u>150Vを超え300V以下</u>	<u>1,500V</u>
<u>300Vを超え1,000V以下</u>	<u>絶縁物が使用される電圧の2倍に1,000Vを加えた値</u>
<u>1,000Vを超え3,000V以下</u>	<u>絶縁物が使用される電圧の1.5倍に500Vを加えた値</u>

	<u>(3,000V未満となる場合は、3,000V)</u>
<u>3,000Vを超えるもの</u>	<u>絶縁物が使用される電圧の1.5倍(5,000V未満となる場合は、5,000V)</u>

(b) JIS K 5400(1979)「塗料一般試験方法」の6. 1 4に規定する鉛筆引っかき試験を行ったとき、試験片の破れが試験板に届かないこと。この場合において、鉛筆引っかき値は、JIS S 6006(1984)「鉛筆及び色鉛筆」に規定する濃度記号が8Hのものとする。

(ハ) 外傷を受けるおそれのない部分に用いる絶縁物(変圧器に定格周波数の2倍以上の周波数の定格1次電圧の2倍に等しい電圧を連続して5分間加えたときこれに耐える変圧器のコイル部とコイルの立ち上がり引き出し線との間の部分及び電動機のコイル部とコイルの立ち上がり引き出し線との間の部分を除く。)は、(ロ)のa(a)及びa(b)の基準の下にb(a)の試験を行ったときこれに適合するものであって、かつ、ピンホールのないものであること。ただし、絶縁物の厚さが0.3mm以上であって、かつ、ピンホールのないものにあつては、この限りでない。

この場合において、

a 「外傷を受けるおそれのない部分」とは、絶縁物が通常の使用状態において衝撃、摩耗等を受けない部分をいう。

b 「外傷を受けるおそれのない部分」には、次の部分を含む。

(a) 静的な外力を受ける部分

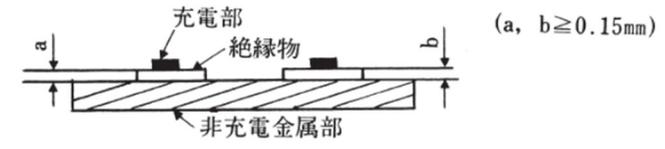
(b) 調整のためのほとんど開けることのない扉、ふた等の内部

c 「変圧器」には、リレー等を含む。

d 「定格周波数の2倍以上の周波数の定格1次電圧の2倍に等しい電圧を連続して5分間加えた」とは、定格周波数の10倍の周波数を定格周波数の2倍以上の試験周波数で除した値を分で表した時間に等しい時間連続して試験品に加えることとすることができる。ただし、2分間以上とする。

e 1 (2) レ (イ) eに適合すること。

f アースするおそれのない非充電金属部が介在する極性が異なる充電部間の絶縁物の厚さは、各々の厚さが0.15 mm以上である場合に限る「0.3 mm以上」とみなす。



ソ 屋外用のものにあつては、通常の使用状態において、充電部に水がかからない構造であること。

ツ 引きひもを有するものにあつては、その貫通孔は、なめらかであること。

ネ アース線（アース用口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。以下この表において同じ。）及びアース用端子の表示は、次に適合すること。

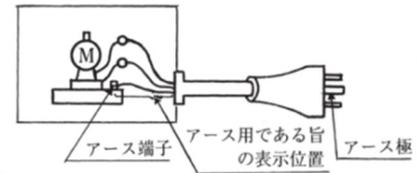
(イ) アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあつては、この限りでない。

この場合において、

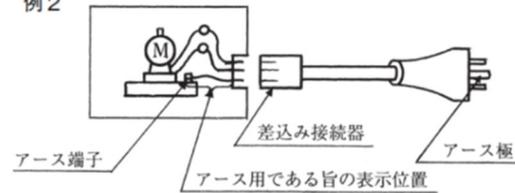
a 「アース用である旨の表示」は、感電等による危険防止を目的としたアース線に保護アース、保護接地、PEの文字若しくはの記号をもって表示することをいう。ただし、接地、接地端子、アース、E、G等の文字若しくは等の記号は、当分の間使用することができる。(以下別表第四において同じ。)

b 「アース用である旨の表示」の位置は、次の図例による。

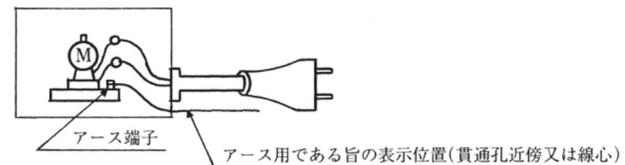
例 1



例 2



例 3



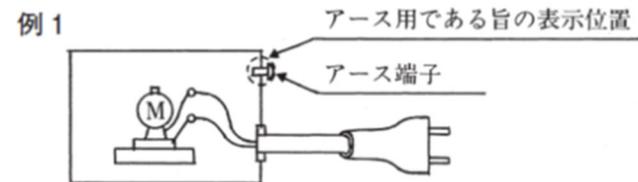


ロ) アース用端子には、そのもの（容易に取り外せる端子ねじを除く。）  
又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付して  
あること。ただし、器体の内部にあるものであってアース線を取り換える  
ことができないものにあつては、この限りでない。

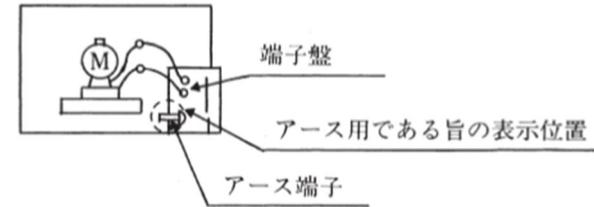
a アース用端子の位置とその表示が同一面でないものであって、ア  
ース用端子の位置を示す矢印等を付してある場合は、「その近傍」  
の表示とみなす。

b アース用端子に座金等を使用するものであって取り外せるアース  
用端子を取り外したとき容易に取り外すことのできる座金等自体へ  
の表示は、「容易に消えない方法」で表示されたものとはみなさな  
い。

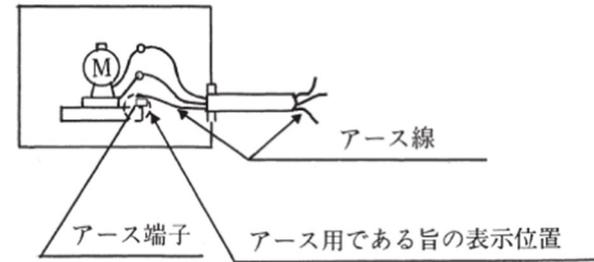
c 「アース用である旨の表示」の位置は、次の図例による。



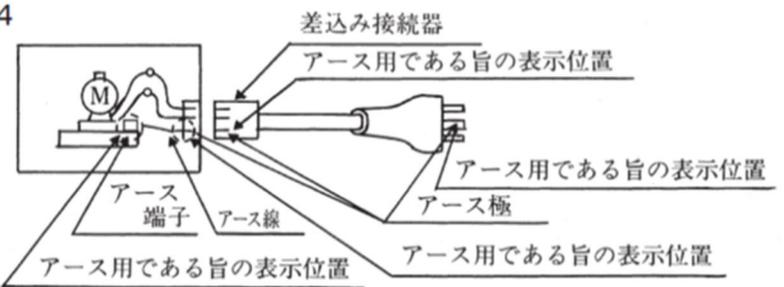
例2 (電源電線の設置工事を伴う場合)



例3



例4



d 「取り換えることができないもの」とは、器体を壊さなければ取り換えられないものをいう。

ナ アース用端子を有するものにあつては、その端子は、次に適合すること。

(イ) アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。

この場合において、次の接続方法によるものは、「確実に取り付けることができる」とみなす。

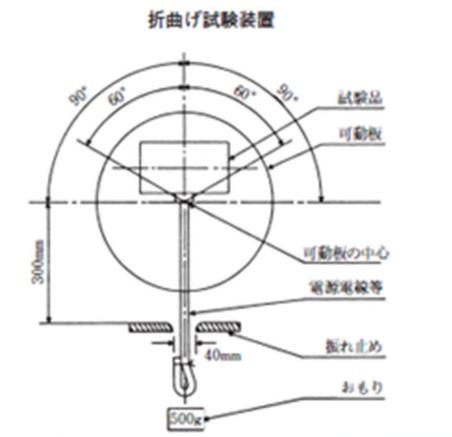
a アース用端子にアース線等を取り付けたとき、その機械ねじのかん合する有効ねじ山が2山以上のもの

b 通常の使用状態で外部に露出しない速結端子（スプリング式ねじなし端子）（附表第一3に適合するものに限る。）

(ロ) ねじ端子にあつては、その呼び径は、4 mm以上（押し締めねじ型のもの、定格電流が15A以下の差し込み接続器に使用するもの、溝付六角頭ねじ及び大頭丸平小ねじにあつては、3.5 mm以上）であること。この場合において、「大頭丸平小ねじ」には、大きさが大頭丸平小ねじの頭径以上の座金を使用したものを含む。

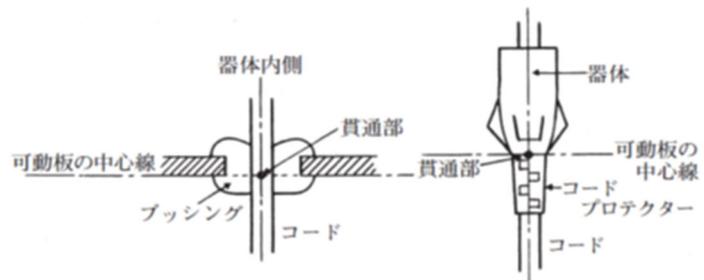
(ハ) アース線以外のものの取り付けに兼用しないこと。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあつては、この限りでない。

ラ 電源電線等（器具間を接続する電線又は機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線であつて、線間電圧又は対地電圧が60V以下のものを除く。以下ラにおいて同じ。）を有し、かつ、当該電源電線等が器体を貫通するものにあつては、次の図に示す試験装置の可動板の中心と貫通部とを一致させて、電源電線等が可動範囲の中央で折り曲がらずに鉛直になるように器体を取り付け、電源電線等の先に質量が500gのおもりをつるして可動板を左右交互におのおの60°の角度で毎分40回（左右おのおのを1回と数える。）の割合で連続して2,000回往復する操作を行ったとき、電源電線等が短絡せず、かつ、素線の断線率が30%以下であること。ただし、固定して使用するもの及び電源電線等を収納する巻取り機構を有するものにあつては、この限りでない。



この場合において、

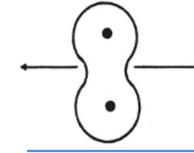
(イ) 「試験装置の可動板の中心と貫通部とを一致」とは、次の図例による。



電源電線等が器体を貫通するもの  
(形状は一例を示す。)

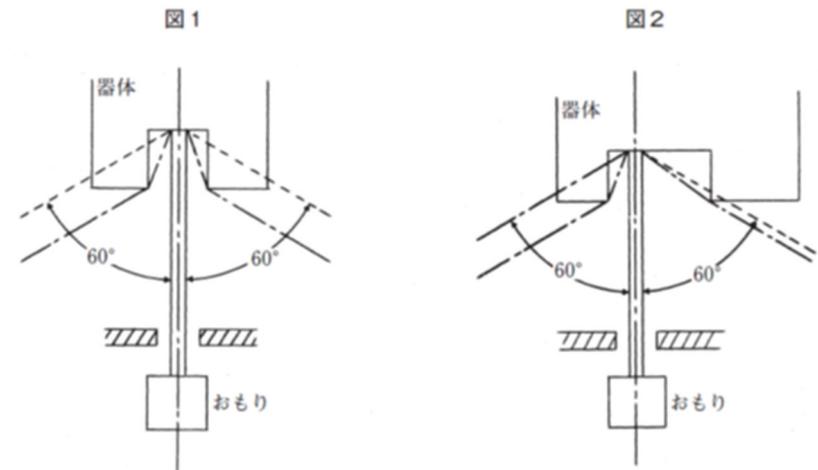
器体と電源電線等が一体成型されて  
いるもの (形状は一例を示す。)

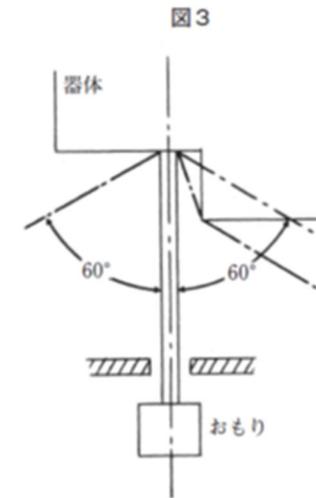
(ロ) 電源電線等の折曲げは、電源電線等が平形コードの場合にあつては次の図の矢印方向、その他のものにあつては当該機器において最も曲り易い方向について行うものとする。



(ハ) 貫通部以外の箇所では器体に容易に外れない方法で固定している電源電線等にあつては、固定部を貫通部とみなす。又、器体にある角度を有して取り付けられている電源電線等にあつては、その自然な角度を基準として「鉛直」になるように器体を取り付けて行うものとする。

(ニ) 構造上、器体の奥などに貫通部を有するもので電源電線等の折り曲げる角度が器体の形状により規定の  $60^\circ$  に達しない場合は次の図例による。





(ホ) 「断線率」は、各線心ごとに適用する。

(へ) 電源電線が絶縁電線のものにあつては、「固定して使用するもの」とみなす。

ム 刃形構造のものにあつては、刃とヒンジクリップとの接続部は、常に圧力が加わっていること。

ウ 電線接続端子（アルミニウム電線及び平形導体合成樹脂絶縁電線を直接に接続するもの並びに速結端子（スプリング式ねじなし端子であつて、機器組込用でないものに限る。以下ウにおいて同じ。）に限る。）は、次に適合すること。

(イ) アルミニウム電線の接続の方法は、巻締め型又は引締め型であること。

(ロ) 直接通電を目的とする端子のねじは、銅又は銅合金であること。

(ハ) 速結端子を使用するものにあつては、附表第三4の試験を行ったとき、これに適合すること。

- a 平形導体合成樹脂絶縁電線用の接続器にあつては、試験品を厚さが10mm以上の木台の上に取り付けて試験を行うことができる。
- b ジョイントボックス（平形導体合成樹脂絶縁電線用のものに限る。）であつて別表第四の規定に適合する開閉器を取り付ける構造の空間を有しているものにあつては、開閉器を取り付けて試験を行うものとする。この場合において、開閉器は、当該ジョイントボックスの定格に見合ったものであること。
- c 電源送り端子を有するものであつて、送り容量が加わる端子にあつては、表示された送り容量を「定格電流」とみなす（以下2(1)ロ(イ)の表、6(1)ロ(イ)の表及び附表第三四において同じ。）。
- d 速結端子の試験方法は、JIS C 8303「配線用差込接続器」及びJIS C 8306「配線器具の試験方法」による。

(二) 電線を接続した端子に定格電流の1.5倍（定格電流が20Aを超える器具中の速結端子にあつては1.25倍）に相当する電流を45分間通電し45分間休止する操作を125回繰り返したとき、25回目の通電の終りと125回目の通電の終りとの温度の差が8℃を超えないこと。

キ 電源電線を収納する巻取機構を有するものにあつては、次の表の左欄に掲げる種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる電線を使用すること。

種類	電源電線
定格電圧が125V以下及び定格電流が10A以下の屋内用である旨の表示を有するものであつて、かつ、電源電線の長さが6m未満の携帯型のもの	別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するコード又はキャブタイヤケーブルであつて、断面積が0.75mm <sup>2</sup> 以上のもの
定格電圧が125V以下及び定格電流が15A以下の屋内用である旨の表	別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコー

<u>示を有するものであって、かつ、電源電線の長さが10m未満の携帯型のもの</u>	<u>ド又はキャブタイヤケーブルであって、断面積が0.75mm<sup>2</sup>以上のもの</u>
<u>その他のもの</u>	<u>別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤケーブルであって、断面積が0.75mm<sup>2</sup>以上のもの</u>

ノ さし込みプラグ及びコードコネクタボディは、容易にさし込み、かつ、引き抜きができるようにすべり止めを施してあること。

オ コンデンサーを有するものであって、差し込み刃により電源に接続するものにあつては、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧は1秒後において、45V以下であること。ただし、差し込み刃側から見た回路の総合静電容量が0.1μF以下であるものにあつては、この限りでない。

ク 電子管、コンデンサー、半導体素子、抵抗器等を有する絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路等にあつては、(イ)の基準の下に(ロ)の試験を行ったとき、その回路に接続された部品が燃焼しないこと。ただし、当該回路に接続されている1の部品が燃焼した場合において他の部品が燃焼するおそれのないものにあつては、この限りでない。

(イ) 基準

a 抵抗器については、開放試験のみとする。ただし、2,500V以上の尖頭電圧が加わる抵抗器は、短絡及び開放試験を行う。

b 「その回路に接続された部品」には、変圧器（入力電源に用いるものに限る。）を有するものにあつては当該変圧器の1次及び2次巻線、整流回路を有するものにあつては整流器（入力電源に用いるものに限る。）を含む。この場合において、これらのものが燃焼し

た場合にあっては、「1の部品が燃焼した場合において他の部品が燃焼するおそれ」があるものとみなす。

c 「1の部品」に施したスリーブ、チューブ等はそれらを含めて「1の部品」とみなす。

d 「燃焼するおそれ」には、単なる発煙、焦げ等は含まない。

(ロ) 試験

a 電子管、表示灯等にあつては、端子相互間を短絡すること（タ（ロ）の試験を行ったとき、これに適合する場合を除く。以下クにおいて同じ。）及びヒーター又はフィラメント端子を開放すること。この場合において、「短絡」又は「開放」は、一箇所ずつ行う。（以下クにおいて同じ。）

b コンデンサー、半導体素子、抵抗器、変圧器、コイルその他これらに類するものにあつては、端子相互間を短絡し又は開放すること

c a及びbに掲げるものであつて、金属ケースに収めたものにあつては、端子と金属ケースとの間を短絡すること。ただし、部品内部で端子に接続された部分と金属ケースとが接触するおそれのないものにあつては、この限りでない。

d a、b及びcの試験において短絡又は開放したとき500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ以上であること。この場合において、「絶縁抵抗」は、試験後約2分を経過した時に測定する。

ヤ 器具間を接続する電線を有するものにあつては、当該電線が短絡、過電流等の異状を生じたとき動作するヒューズ、過電流保護装置その他の保護装置を設けること。ただし、短絡、過電流等の異状が生じた場合において、部品の燃焼、充電部の露出等の危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

この場合において、別表第一の規定に適合する電線を使用するものにあつては、「危険が生ずるおそれのないもの」とみなす。

(3) 部品及び附属品

イ 部品又は附属品の定格電圧、定格電流及び許容電流は、これらに加わる最大電圧又はこれらに流れる最大電流以上であること。

この場合において、

(イ) 「部品又は附属品の定格電圧、定格電流」とは、その部品等に表示された値をいう。

(ロ) 「最大電圧」及び「最大電流」とは、定常的に生ずるものの最大をいい、過渡的なものは含まない。

(ハ) 電源電線等の「許容電流」は、次によること。

a 周囲温度が 30℃の場合の許容電流

(a) コード

断面積 (mm <sup>2</sup> )	素線数 ／直径 (本／ mm)	電気絶縁物の使用温度の上限値			
		60℃の もの	75℃の もの	80℃の もの	90℃の もの
		許容電流 (A)			
0.75	30/0.18	7	8	9	10
1.25	50/0.18	12	14	15	17
2.0	37/0.26	17	20	22	24
3.5	45/0.32	23	28	29	32
5.5	70/0.32	35	42	45	49

(b) キャブタイヤケーブル (電気絶縁物の使用温度の上限値が 60℃のもの)

断面積 (mm <sup>2</sup> )	素線数 ／直径 (本／mm)	許容電流 (A)			
		単心	2心	3心	4心及 び5心
0.75	30/0.18	14	12	10	9

<u>1.25</u>	<u>50/0.18</u>	<u>19</u>	<u>16</u>	<u>14</u>	<u>13</u>
<u>2.0</u>	<u>37/0.26</u>	<u>25</u>	<u>22</u>	<u>19</u>	<u>17</u>
<u>3.5</u>	<u>45/0.32</u>	<u>37</u>	<u>32</u>	<u>28</u>	<u>25</u>
<u>5.5</u>	<u>70/0.32</u>	<u>49</u>	<u>41</u>	<u>36</u>	<u>32</u>
<u>8.0</u>	<u>50/0.45</u>	<u>62</u>	<u>51</u>	<u>44</u>	<u>39</u>
<u>14</u>	<u>88/0.45</u>	<u>88</u>	<u>71</u>	<u>62</u>	<u>55</u>
<u>22</u>	<u>7/20/0.45</u>	<u>115</u>	<u>95</u>	<u>83</u>	<u>74</u>
<u>30</u>	<u>7/27/0.45</u>	<u>140</u>	<u>100</u>	<u>98</u>	<u>89</u>
<u>38</u>	<u>7/34/0.45</u>	<u>165</u>	<u>130</u>	<u>110</u>	<u>100</u>

(備考) 中性線、接地線及び制御回路用電線は、心線数に含めない。

(c) 絶縁電線（電気絶縁物の使用温度の上限値が60℃のもの）

導体			許容電流 (A)	
単線、 より線 の別	断面積 (mm <sup>2</sup> )	素線数/ 直径 (本/ mm)	導体が銅	導体がア ルミのも の
			のもの	の
単線	—	<u>1.0</u>	<u>16</u>	<u>12</u>
	—	<u>1.2</u>	<u>19</u>	<u>15</u>
	—	<u>1.6</u>	<u>27</u>	<u>21</u>
	—	<u>2.0</u>	<u>35</u>	<u>27</u>
	—	<u>2.6</u>	<u>48</u>	<u>37</u>
	—	<u>3.2</u>	<u>62</u>	<u>48</u>
	—	<u>4.0</u>	<u>81</u>	<u>63</u>
	—	<u>5.0</u>	<u>107</u>	<u>83</u>
より線	<u>0.9</u>	<u>7/0.4</u>	<u>17</u>	<u>13</u>
	<u>1.25</u>	<u>7/0.45</u>	<u>19</u>	<u>15</u>
	<u>2</u>	<u>7/0.6</u>	<u>27</u>	<u>21</u>

	<u>3.5</u>	<u>7/0.8</u>	<u>37</u>	<u>29</u>
	<u>5.5</u>	<u>7/1.0</u>	<u>49</u>	<u>38</u>
	<u>8</u>	<u>7/1.2</u>	<u>61</u>	<u>48</u>
	<u>14</u>	<u>7/1.6</u>	<u>88</u>	<u>69</u>
	<u>22</u>	<u>7/2.0</u>	<u>115</u>	<u>90</u>
	<u>30</u>	<u>7/2.3</u>	<u>139</u>	<u>108</u>
	<u>38</u>	<u>7/2.6</u>	<u>162</u>	<u>126</u>

d) (b) 及び (c) において電気絶縁物の使用温度の上限値が 60°C 以外のものの許容電流は、電気絶縁物の使用温度の上限値に応じた次の許容電流補正係数を許容電流に乗じた値とする。

<u>電気絶縁の使用温度の上限値</u>	<u>許容電流補正係数</u>
<u>75°Cのもの</u>	<u>1.22</u>
<u>80°Cのもの</u>	<u>1.29</u>
<u>90°Cのもの</u>	<u>1.41</u>

(備考) 許容電流の値は、小数点以下 1 位を 7 捨 8 入すること。

b 周囲温度が 40°C の場合の許容電流は、電気絶縁物の使用温度の上限値に応じた次の許容電流減少係数を許容電流に乗じた値とする。

°

<u>電気絶縁の使用温度の上限値</u>	<u>許容電流補正係数</u>
<u>60°Cのもの</u>	<u>0.82</u>
<u>75°Cのもの</u>	<u>1.08</u>
<u>80°Cのもの</u>	<u>1.15</u>
<u>90°Cのもの</u>	<u>1.29</u>

(備考) 許容電流の値は、小数点以下 1 位を 7 捨 8 入すること

。

c 電線管工事により配線される絶縁電線の許容電流は、次の許容電流減少係数を許容電流に乗じた値とする。

<u>同一管内の 電線数</u>	<u>許容電流減少 係数</u>
<u>3以下</u>	<u>0.79</u>
<u>4</u>	<u>0.63</u>
<u>5又は6</u>	<u>0.56</u>

(備考) 許容電流の値は、小数点以下 1 位を 7 捨 8 入すること

。

d コード及びキャブタイヤケーブルであって a (a) 及び (b) の表にない断面積を有するものの許容電流は、各断面積の許容電流の値を直線で結ぶ内挿法により求めた値とする。

(二) 適用電動機の定格容量を表示するものにあつては、別表第三附表第三による全負荷電流を「定格電流」とみなす。ただし、過電流引外し装置を有するものにあつては、定格設定電流（設定電流調整機構を有するものにあつては、その最大電流）を「定格電流」とする。（以下別表第四において同じ。）

(ホ) コンデンサーであつて、その定格電圧の表示のないもの及び回路電圧の 2 倍の値以上の定格電圧の表示を有するものにあつては、回路電圧の 2 倍の値を「定格電圧」とみなす。

ロ 電源電線等は、次に適合すること。

(イ) 電源電線は、この表に特別に規定するものを除き、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するものであつて、かつ、次のいずれかに

適合すること。

- a コード又はキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm<sup>2</sup>以上（信号線にあつては、0.5 mm<sup>2</sup>以上）のものであること。
- b 差込みプラグ（定格電流が 3A 以下、定格遮断電流が 500A 以上のヒューズを有するものに限る。）に附属するコード又はキャブタイヤケーブルであって、その長さが 2m 以下、断面積が 0.5 mm<sup>2</sup>以上のものであること。
- c 定格電流が 0.5A 以下の器具に使用する金糸コードであって、その長さが 2.5m 以下のものであること。

(ロ) 器具間を接続する電線及び機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線は、次のいずれかに適合すること。

- a 次の表の左欄に掲げる接続される回路の電圧の区分ごとに同表の右欄に適合するものであり、かつ、100N の引張荷重を 15 秒間加えたとき、素線の断線、絶縁物の異状等が生じないこと。ただし、電子回路の入出力信号の微小電流回路、地絡電流が 1mA 以下（商用周波数以上の周波数において危険が生ずるおそれのない場合にあつては、1mA 以下であることを要しない。）の回路等に使用するものであつて、適切な絶縁被覆を有するものにあつては、この限りでない。この場合において、「電子回路の入出力信号の微小電流回路」には、中性線欠相保護機能付き漏電遮断器の中性線欠相検出用口出し線を含む。

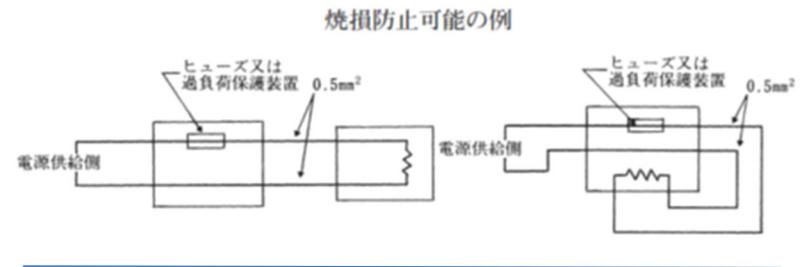
<u>接続される回路の電圧の区分</u>	<u>電線</u>
----------------------	-----------

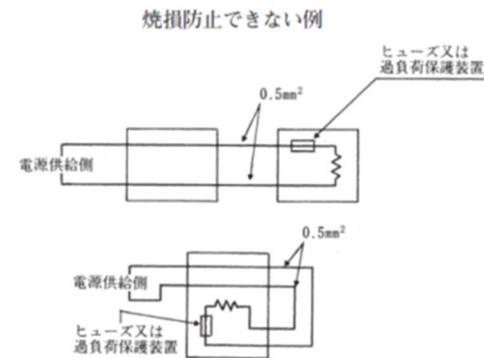
<u>交流にあっては30V以下、直流にあっては45V以下</u>	<u>試料2mを1時間清水中に浸し、単心のものは導体と大地との間に、多心のものは導体相互間及び導体と大地との間に500Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えるもの</u>
<u>交流にあっては30Vを超え60V以下、直流にあっては45Vを超え60V以下</u>	<u>試料2mを1時間清水中に浸し、単心のものは導体と大地との間に、多心のものは導体相互間及び導体と大地との間に1,000Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えるもの</u>
<u>60Vを超え150V以下</u>	<u>別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、断面積が0.75mm<sup>2</sup>以上のもの又は断面積が0.75mm<sup>2</sup>（手持ち形の部分（コントローラーを含む。）に至る0.5A以下の回路に使用するもの）にあっては、0.5mm<sup>2</sup>）以上であって、試料2mを1時間清水中に浸し、単心のものは導体と大地との間に、多心のものは導体相互間及び導体と大地との間に1,000Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えるもの</u>
<u>150Vを超え300V以下</u>	<u>断面積が0.75mm<sup>2</sup>以上であって、試料2mを1時間清水中に浸し、単心のものは導体と大地との間に、多心のものは導体相互間及び導体と大地との間に1,500Vの交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えるもの</u>

<u>300Vを超えるもの</u>	断面積が $0.75\text{mm}^2$ 以上であって、試料 $2\text{m}$ を1時間清水中に浸し、単心のは導体と大地との間に、多心のは導体相互間及び導体と大地との間に回路電圧の2倍に $1,000\text{V}$ を加えた値の交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えるもの
-------------------	---

b 別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するものであって、その長さが $2\text{m}$ 以下、断面積が $0.5\text{mm}^2$ 以上であること（電源供給側の器具の内部に定格電流が $3\text{A}$ 以下であって、定格遮断電流が $500\text{A}$ 以上のヒューズ又は過負荷保護装置を備えてある場合に限る。）。

この場合において、「ヒューズ又は過負荷保護装置」とは、器具間を接続する電線及び機能上やむを得ず 器体の外部に露出する電線の短絡時の焼損防止用をいう。





ハ アース線は、次のいずれかであること。

(イ) 直径が 1.6 mm の軟銅線又はこれと同等以上の強さ及び太さを有する  
容易に腐食し難い金属線

(ロ) 断面積が 1.25 mm<sup>2</sup> 以上の単心コード又は単心キャブタイヤケー  
ブル

(ハ) 断面積が 0.75 mm<sup>2</sup> 以上の 2 心コードであって、その 2 本の導体を  
両端でより合わせ、かつ、ろう付け又は圧着したもの

(ニ) 断面積が 0.75 mm<sup>2</sup> 以上の多心コード（より合わせコードを除く  
。）又は多心キャブタイヤケーブルの線心の 1

ニ 附属する点滅器（線間電圧が交流にあつては 30V 以下、直流にあつて  
は 45V 以下であつて、かつ、100mA 以下の回路に使用するものであつて  
、感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあつては  
、 2（1）イ、ロ及びハ並びに（2）へ、ト、リ及びヌの規定に適合す  
ること。この場合において、附表第二 1 の開閉試験における負荷の力率  
は、約 1 とすることができる。

この場合において、

(イ) 開閉試験はその回路の遮断時の電流及び電圧で行う。(以下ホ及びへにおいて同じ。)

(ロ) 「附表第二1の開閉試験」の開閉試験9は白熱電球以外の負荷を特定できるものにあつては適用しない。

ホ 附属する開閉器(線間電圧が交流にあつては30V以下、直流にあつては45V以下であつて、かつ、100mA以下の回路に使用するものであつて、感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。)にあつては、3(1)(ホ及びリを除く。)及び(3)(ハ、ホ、へ、ト、チ、リ及びタを除く。)の規定に適合すること。この場合において、附表第二2の開閉試験における負荷の力率は、約1とすることができる。

へ 附属する接続器(線間電圧が交流にあつては30V以下、直流にあつては45V以下であつて、かつ、100mA以下の回路に使用するものであつて、感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。)にあつては6(1)(へ、ト及びチを除く。)及び(3)(ロ、ホ及びルを除く。)の規定に適合すること。この場合において、組立て時の便宜性のため使用する器内配線相互の接続用部品は、へにおいて「接続器」とはみなさない。

ト 変圧器及び電圧調整器は、別表第六1(1)(リを除く。)並びに(2)イ、ハ、ホ、へ、ト、チ、ヌ、タ、ツ及びネの規定に適合すること。

チ コンデンサーは、次に適合すること。

(イ) 次の表の左欄に掲げるコンデンサーの種類に応じ、同表の中欄に掲げる試験箇所ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる試験方法で絶縁耐力を試験したとき、これに耐えること。ただし、電子回路に用いられる場合であつて、短絡することにより危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

この場合において、

a 「電子回路に用いられる」コンデンサーとは、絶縁変圧器の2次側の回路及び整流後の回路で電子部品を用いた部分であつて、その

コンデンサーを短絡したとき、電源電流が定常的に 10A 以下（機器の定格電流が 7A 以上のものにあつては、定格電流の 150%以下）の実用上危険が生じない回路に用いられるものをいう。

b 「端子を一括したものとアースするおそれのある非充電金属部」とは、コンデンサーを取り付けた状態で 2N の力を加えたとき、コンデンサーの非充電金属部がアースするおそれのある非充電金属部に触れるものをいう。

c 「端子を一括したものとケース」とは、コンデンサーを取り付けた状態で 2N の力を加えたとき、ケースが異極となる充電部又はアースするおそれのある非充電金属部に触れるものをいう。

d 雑音防止器等であつて、コンデンサーを単体として取り出すことが困難なものは、全体を「コンデンサー」とみなす。

e コンデンサーであつて、その定格電圧の表示のないもの及び回路電圧の 2 倍の値以上の定格電圧の表示を有するものにあつては、次の表において回路電圧の 2 倍の値を「定格電圧」とみなす。

<u>コンデンサーの種類</u>	<u>試験箇所</u>	<u>試験方法</u>
<u>交流用電解コンデンサー（雑音防止用のもの及び絶縁用のものを除く。）</u>	<u>端子相互間</u>	<u>定格電圧の 1.2 倍の値の交流電圧を連続して 2 分間、かつ、定格電圧の 1.4 倍の値の交流電圧を連続して 30 秒間加える。</u>
	<u>端子を一括したものとアースするおそれのある非充電金属部との間</u>	<u>1,500V の交流電圧を連続して 1 分間加える。</u>
<u>直流用電解コンデンサー</u>	<u>端子相互間</u>	<u>定格電圧が 200V 未満のものにあつては、定格電圧の 1.25 倍の値の直流電圧を連続して 30 秒間加える。</u>

		定格電圧が200V以上のものにあつては、定格電圧の1.11倍の値の直流電圧を連続して30秒間加える。
	ケースとアースするおそれのある非充電金属部との間（絶縁形コンデンサーに限る。）	定格電圧が300V未満のものにあつては、1,000Vの直流電圧を連続して1分間加える。
		定格電圧が300V以上のものにあつては、1,500Vの直流電圧を連続して1分間加える。
はく電極コンデンサー（油入コンデンサーを含み、かつ雑音防止用のもの及び絶縁用のものを除く。）	端子相互間	定格電圧が1,000V以下のものにあつては、定格電圧の2.3倍の値の電圧を連続して1分間加える。
		定格電圧が1,000Vを超えるものにあつては、定格電圧の2倍の値(2,300V未満となる場合は、2,300V)の電圧を連続して1分間加える。
	端子を一括したものとケースとの間及び端子を一括したものとアースするおそれのある非充電金属部との間	定格電圧が150V以下のものにあつては、1,000Vの電圧を連続して1分間加える。
		定格電圧が150Vを超え300V以下のものにあつては、1,500Vの電圧を連続して1分間加える。
		定格電圧が300Vを超えるものにあつては、定格電圧の2倍に1,000Vを加えた値の電圧を連続して1分間加える。
蒸着電極コンデンサー（雑音防止用のもの及び絶縁用のものを除く。）	端子相互間	定格電圧の1.75倍の値の電圧を連続して1分間加える。
		定格電圧が150V以下のものにあつては、1,000Vの電圧を連続して1分間加える。
	端子を一括したものとケースとの間及び端子を一括したものとアースするおそれのある非充電金属部との間	定格電圧が150Vを超え300V以下のものにあつては、1,500Vの電圧を連続して1分間加える。

		<u>れのある非充電金属部との間</u>	<u>定格電圧が300Vを超えるものにあつては、定格電圧の2倍に1,000Vを加えた値の電圧を連続して1分間加える。</u>
<u>その他のコンデンサー（雑音防止用の及び絶縁用のものを除く。）</u>		<u>端子相互間</u>	<u>定格電圧の2.3倍の値の電圧を連続して1分間加える。</u>
		<u>端子を一括したものとケースとの間及び端子を一括したものとアースするおそれのある非充電金属部との間</u>	<u>定格電圧が150V以下のものにあつては、1,000Vの電圧を連続して1分間加える。</u>
			<u>定格電圧が150Vを超えるものにあつては、1,500Vの電圧を連続して1分間加える。</u>
<u>雑音防止用コンデンサー及び絶縁用コンデンサー</u>	<u>端子相互間</u>	<u>充電部相互間に接続するもの</u>	<u>定格電圧の2.3倍の値の電圧を連続して1分間加える。</u>
		<u>充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間に接続するもの</u>	<u>定格電圧が150V以下のものにあつては、1,000Vの電圧を連続して1分間加える。</u>
			<u>定格電圧が150Vを超えるものにあつては、1,500Vの電圧を連続して1分間加える。</u>
		<u>端子を一括したものとケースとの間（絶縁用コ</u>	<u>定格電圧が150V以下のものにあつては、1,000Vの電圧を連続して1分間加える。</u>

	<u>ンデンサーに限る。)及び端子を一括したものとアースするおそれのある非充電金属部との間</u>	<u>定格電圧が150Vを超えるものに対しては、1,500Vの電圧を連続して1分間加える。</u>
--	---	---

(備考) 試験方法の欄中、単に電圧とは、コンデンサーが接続される回路の電圧が、交流のものにあっては交流電圧、直流のものにあっては直流電圧とする。

(ロ) 機器の交流側電源回路に使用するコンデンサーは、次の a 及び b に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。

a 絶縁抵抗試験

(a) 紙コンデンサー又は金属化紙コンデンサーであって、公称静電容量が  $0.1\mu\text{F}$  以下のものに対しては、コンデンサーの端子相互間に次の表に掲げる直流電圧を連続して1分間加えたのちに測定した絶縁抵抗が、 $1,000\text{M}\Omega$  以上であること。

<u>コンデンサーの使用される回路電圧 (V)</u>	<u>直流電圧 (V)</u>
50以下	250
50を超えるもの	500

(b) 紙コンデンサー又は金属化紙コンデンサーであって、公称静電容量が  $0.1\mu\text{F}$  を超え  $0.47\mu\text{F}$  以下のものに対しては、 $\mu\text{F}$  で表した公称静電容量の値に、コンデンサーの端子相互間に (a) の表に掲げる直流電圧を連続して1分間加えたのちに測定した  $\text{M}\Omega$  で表した絶縁抵抗の値を乗じて得た値が、100 以上であること。

(c) 紙コンデンサー及び金属化紙コンデンサー以外のコンデンサーであって、公称静電容量が  $0.47\mu\text{F}$  以下のものにあつては、コンデンサーの端子相互間に (a) の表に掲げる直流電圧を連続して1分間加えたのちに測定した絶縁抵抗が、 $2,000\text{M}\Omega$  以上であること。

(d) 電解コンデンサーにあつては、端子を一括したものと取付け金具との間に  $500\text{V}$  の直流電圧を連続して1分間加えたのちに測定した絶縁抵抗が、 $10\text{M}\Omega$  以上であること。電解コンデンサー以外のコンデンサーにあつては、端子を一括したものとケース又は取付け金具との間に  $500\text{V}$  の直流電圧を連続して1分間加えたのちに測定した絶縁抵抗が、 $1,000\text{M}\Omega$  をコンデンサーの端子の数で除して得た値以上であること。

#### b 耐湿絶縁試験

コンデンサーを  $40^\circ\text{C}\pm 2^\circ\text{C}$ 、相対湿度 90%以上 98%以下の状態に8時間保持したのち、室内に16時間放置する操作を5回繰り返したのちに (イ) 及び (ロ) a に規定する試験を行ったとき、これに適合すること。この場合において、(ロ) a で規定する絶縁抵抗の値は、 $1/2$  とすることができる。

(ハ) コンデンサーの外部端子の空間距離 (沿面距離を含む。) は、次の表の左欄に掲げる線間電圧又は対地電圧ごとに同表の右欄に掲げる値以上であること。ただし、絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路等の構造上やむを得ない部分であつて、(2) タ (ロ) の試験を行ったとき、これに適合するものにあつては、この限りでない。

線間電圧又は対地電圧 (V)	空間距離 (沿面距離を含む。) (mm)	
	極性が異なる充電部 間	充電部とアースするお それのある非充電金属 部との間

	<u>固定して いる部分 であって 、じんあ いが侵入 し難く、 かつ、金 属粉が付 着し難い 箇所</u>	<u>その他の 箇所</u>	<u>固定してい る部分であ って、じん あいが侵入 し難く、か つ、金属粉 が付着し難 い箇所</u>	<u>その他の 箇所</u>
<u>50以下</u>	<u>1</u>	<u>1.2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>50を超え 150以下</u>	<u>1.5</u>	<u>2</u>	<u>1.5</u>	<u>1.5</u>
<u>150を超え 300以下</u>	<u>2</u>	<u>2.5</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
<u>300を超え 600以下</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>4</u>
<u>600を超え 1000以下</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>5</u>
<u>1,000を超 え1,500以 下</u>	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>6</u>	<u>6</u>
<u>1,500を超 え2,000以 下</u>	<u>7</u>	<u>7</u>	<u>7</u>	<u>7</u>
<u>2,000を超 え3,000以 下</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>
<u>3,000を超 え4,000以 下</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>13</u>

<u>4,000 を超え 5,000 以下</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>20</u>
<u>5,000 を超え 6,000 以下</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	<u>25</u>
<u>6,000 を超え 7,000 以下</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>30</u>	<u>30</u>
<u>7,000 を超え 12,000 以下</u>	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>40</u>	<u>40</u>
<u>12,000 を超えるもの</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>50</u>

リ 印刷回路用積層板及びフレキシブル印刷配線板（いずれも 15W を超える電力が供給されるものに限る。）は、次に適合すること又はこれと同等の難燃性を有すること。

ただし、質量が 4g 以下のフレキシブル印刷配線板又は内部で発生した炎が外部に拡散しないような外郭で囲われた印刷回路用積層板及びフレキシブル印刷配線板についてはこの限りでない。

(イ) 印刷回路用積層板にあつては、JIS C 60695-11-10「耐火性試験—電気・電子—第 11-10 部：試験炎—50W 試験炎による水平及び垂直燃焼試験方法」の燃焼性分類が V-0 に適合するもの。

(ロ) フレキシブル印刷配線板にあつては、次のいずれかに適合するもの

。

a 通常動作状態で、交流(ピーク)又は直流 400V 以下の電圧で動作する回路部分に使用する基板の基材は、JIS K 7341(2006)「プラスチック—小火炎に接触する可とう性フィルムの垂直燃焼性試験方

法」の燃焼性分類がVTM-1に適合するもの又はJIS C 60695-11-10の燃焼性分類がV-1に適合するもの。

b 通常動作状態で、交流(ピーク)又は直流400Vを超える電圧で動作する回路部分に使用する基板の基材は、JIS K 7341(2006)の燃焼性分類がVTM-0に適合するもの又はJIS C 60695-11-10の燃焼性分類がV-0に適合するもの。

(4) 欠番

(5) 表示

附表第七に規定する表示の方式により表示すること。

## 2 点滅器(電磁開閉器操作用スイッチを除く。)

(1) 構造

イ 定格電流が15Aを超えるものにあつては、街灯スイッチを除き、ヒューズ取付け端子がないこと。

ロ 電線接続端子は、次に適合すること。

(イ) 端子ねじの呼び径は、次の表に掲げる値以上であること。

定格電流(A)	端子ねじの呼び径(mm)		
	頭部で締め付けるもの及び引締め型のもの	1本のねじの先端で押し締めるもの	2本以上のねじの先端で押し締めるもの
<u>7以下</u>	<u>3.5(3)</u>	<u>3(2.5)</u>	<u>3(2.5)</u>
<u>7を超え10以下</u>	<u>3.5(3)</u>	<u>3.5(3)</u>	<u>3(2.5)</u>
<u>10を超え15以下</u>	<u>3.5</u>	<u>3.5</u>	<u>3.5(3)</u>
<u>15を超え20以下</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>3.5</u>

<u>20を超える もの</u>	<u>4.5</u>	<u>4.5</u>	<u>4</u>
----------------------	------------	------------	----------

(備考) かつこ内の数値は、コードを接続するもの及び機械器具に組み込まれるものに適用する。

(ロ) 電線を容易に、かつ、確実に接続できること。

この場合において、

a それぞれの電線の上にナット又は座金を用いて2以上の電線を1の取付け部に締め付ける場合は、「確実に接続できる」とみなす。  
この場合において、座金を使用するときは、座金の大きさは大頭丸平小ねじの頭径以上であること（以下3（1）イ及び6（1）ロにおいて同じ。）。

b 機器組み込み用点滅器等であって次に適合する端子構造のものは、「確実に接続できる」とみなす。

(a) 接続される電線に適合した大きさのラグ端子、圧着端子等

(b) より線（導体）がはみ出さない押し締め型端子

(c) より線が導体外径の1/4以上はみでない端子ねじ

c 速結端子（スプリング式ねじなし端子）にあつては、接続できる電線の種類、直径及び差し込まれる導体の長さ（ストリップゲージ）を外郭の表面の見やすい箇所又は端子近傍に容易に消えない方法で表示してあること。

ただし、機器組み込み用である旨（例、機器用又はキ）の表示があるものにあつては、この限りでない。（以下別表第四において同じ。）

(ハ) 電線を端子ねじの頭部で直接に締め付けるものの端子ねじは、次に適合すること。

a 機械器具に組み込まれるものは、なべ小ねじ、丸平小ねじ又はこれらと同等以上の締め付け効果を有するものであること。

b aに掲げるもの以外のものは、大頭丸平小ねじ又はこれと同等以上の締付け効果を有するものであること。

c 端子ねじの頭部で覆われる端子金具の面積は、それぞれのねじの頭部の面積以上であること。

d (ハ)において、

(a) 「これと同等以上」には、すりわり付き六角頭小ねじを含む。

(b) 大頭丸平小ねじ及びすりわり付き六角頭小ねじの頭径は、JIS C 8303 (1983) 「配線用差込接続器」による。この場合において、ねじの呼び径が6 mmのものの頭径は、 $13 \pm 0.5$  (mm) とする。

ハ ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付けるものにあつては、次に適合すること。

(イ) ヒューズを容易に、かつ、確実に取り付けることができること。

この場合において、「ヒューズを容易に」とは、ヒューズ交換の際、手又はドライバー等の工具が充電部（スイッチを切った場合に充電している部分）に触れるおそれがないことをいう（以下3（1）ロ及び6（1）ハにおいて同じ。）。

(ロ) 非包装ヒューズを取り付ける端子にあつては、皿形座金その他のヒューズを容易に入れることができる座金を有すること。

(ハ) 非包装ヒューズの可溶体の中心線と器体との間の空間距離は、4 mm 以上であること。

この場合において、「可溶体の中心線と器体との間の空間距離」とは、ヒューズの中心部付近と器体との間の距離をいう。この場合において、「器体」には、ヒューズが溶断したとき、可溶体が垂れ下る方向又はばね方式のもののばねの動作方向にあるヒューズ取付け基板、抵抗器、発熱体、整流器、器内配線等を含む。

(ニ) ヒューズ締付けねじの呼び径およびねじに附属する皿形座金の底面の直径は、次の表に掲げる値であること。

<u>定格電流 (A)</u>	<u>ヒューズ締付けねじの呼び径 (mm)</u>	<u>皿形座金の底面の直径 (mm)</u>
<u>7以下</u>	<u>3以上3.5未満</u>	<u>6以上</u>
	<u>3.5以上</u>	<u>6.5以上</u>
<u>7を超え15 以下</u>	<u>3.5以上4未満</u>	<u>6.5以上</u>
	<u>4以上</u>	<u>7.5以上</u>
<u>15を超え20 以下</u>	<u>4以上4.5未満</u>	<u>7.5以上</u>
	<u>4.5以上5未満</u>	<u>9以上</u>
	<u>5以上</u>	<u>10以上</u>
<u>20を超える もの</u>	<u>4.5以上5未満</u>	<u>9以上</u>
	<u>5以上</u>	<u>10以上</u>

(ホ) 皿形座金を使用するものにあつては、ヒューズ取付け面の大きさは、(ニ)の表に掲げる皿形座金の底面の直径の値以上であること。

(ヘ) ヒューズ締付けねじの中心間距離は、糸ヒューズを取り付けるものにあつては20mm以上、その他のものにあつては別表第三の規定に適合するヒューズを取り付けることができるものであること。

(ト) ヒューズの取付け部の近傍又は器具の銘板に定格電流を容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることのできないヒューズにあつては、この限りでない。

この場合において、「取り換えることのできないもの」とは、器体を壊さなければ取り換えられないものをいう。

(チ) ヒューズ抵抗器の発熱により、その周囲の充てん物、プリント基板等が炭化又はガス化し、発火するおそれのないこと。

ニ リモートコントロールリレーにあつては、次に適合すること。

(イ) 開閉部にじんあいが入るおそれのないこと。

この場合において、「じんあいが入る」するおそれのないとは、原則として密閉された容器等により空気の流通にさらされないように保護されていることをいい、次に掲げる部分にあっては、これと同等の保護が施されている部分とみなす。

a 開口部のない箱の内部

b じんあいが入るおそれのある空げきがある場合であって、空げきが1 mm以下で、かつ、その空げきから30 mm以上離れている部分又は空げきが0.3 mm以下の部分

(ロ) 口出し線は、次に適合すること。

a 主回路用口出し線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する絶縁電線（屋外用ビニル絶縁電線を除く。）であって、その断面積が2 mm<sup>2</sup>以上のものであること。

b 操作回路用口出し線は、被覆した電線（導体がより線のものに限る。）であって、その断面積が0.5 mm<sup>2</sup>以上のものであること。

(ハ) 電磁石に調整用ねじを有するものにあつては、調整ねじは、ゆるみ止めを施してあること。

この場合において、「ゆるみ止めを施してある」とは、ゆるまないように、かしめ、エナメル、ダブルナット等で固定してあることをいう。

(ニ) 開閉の操作をするときのほかは、操作用電磁コイルに通電する必要がないこと。

この場合において、「開閉の操作」には開閉の保持は含まない。

ホ タイムスイッチにあつては、次に適合すること。

(イ) 時限のセットが容易かつ確実であること。

(ロ) 表示灯又は表示器を内蔵するものにあつては、これらにより機能を害されないこと。

(ハ) 合成樹脂の外かくを有するものにあつては、その外かくの外面の9 cm<sup>2</sup>以上の正方形の平面部分（外かくに9 cm<sup>2</sup>以上の正方形の平面部分を有しないものにあつては、原厚のまま一辺の長さが3 cmの正方形に切り取った試験片。以下ホにおいて同じ。）を水平面に対して約45°に

傾斜させた状態において当該平面部分の中央部に、ノズルの内径が 0.5 mm のガスバーナーの空気口を閉じた状態で燃焼させた長さ約 20 mm の炎の先端を垂直下から 5 秒間あて炎を取り去ったとき、燃焼しないものであること。

この場合において、

a 網目、格子目、コーナー部、エッジ部等は、「平面部分」に含まない。

b 「ガス」は、JIS K 2240(1980)「液化石油ガス (LP ガス)」で定める 1 種 1 号を使用する。

c 穴があいても着火しない場合及び残炎時間が 2 秒以内の場合は、「燃焼しないもの」とみなす。

へ 街灯スイッチにあつては、次に適合すること。

(イ) 口出し線を有するものにあつては、口出し線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する絶縁電線（屋外用ビニル絶縁電線を除く。）であつて、断面積が 0.9 mm<sup>2</sup> 以上で、かつ、有効長さが 15 cm 以上のものであること。

(ロ) 金属製のふたまたは箱の電線の貫通孔には、磁器または耐候性の絶縁ブッシングを取り付けること。

(ハ) とっ手の出口と充電部との間の沿面距離は、10 mm 以上であること。

。

(ニ) 極性が異なる充電部間および充電部とアースするおそれのある非充電金属部または人が触れるおそれのある非金属部との間の空間距離は 6 mm 以上、沿面距離は 10 mm 以上であること。

この場合において、空間距離（沿面距離を含む。）の測定方法は 1

(2) タ (イ) a から j までの基準に同じ。

(ホ) 造営材に取り付けた場合における造営材と台の裏面との間げきは、4 mm 以上であること。ただし、金属箱に収めたものにあつては、この限りでない。

ト 光電式自動点滅器にあつては、次に適合すること。

(イ) 口出し線を有するものにあつては、口出し線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する絶縁電線（屋外用ビニル絶縁電線を除く。）であつて、断面積が $0.9\text{ mm}^2$ 以上で、かつ、有効長さが $15\text{ cm}$ 以上であること。

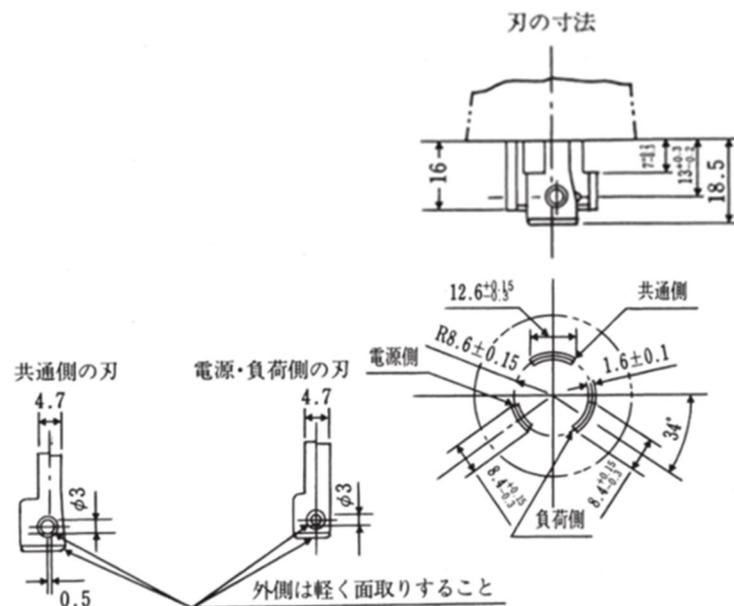
(ロ) 点滅機構部と受台との間に接続部を有するものにあつては、接続部は、6（1）ニの規定に適合すること。

この場合において、「点滅機構部と受台との間に接続部を有するもの」の接続器は、次の図の寸法に適合するものであること。

図1 本体（刃側）の接続部寸法

(1) 100V用

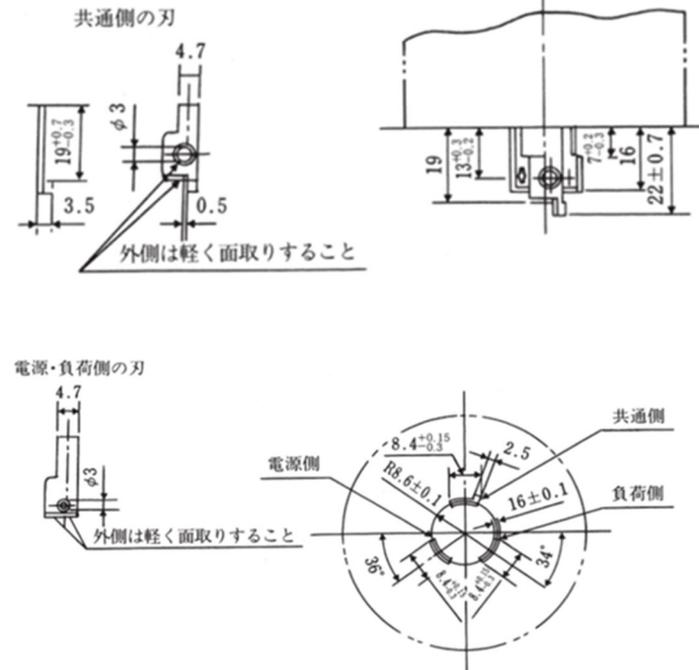
(単位mm)



(備考) 許容差のない寸法は、基準値を示す。

(2) 200V用

(単位mm)

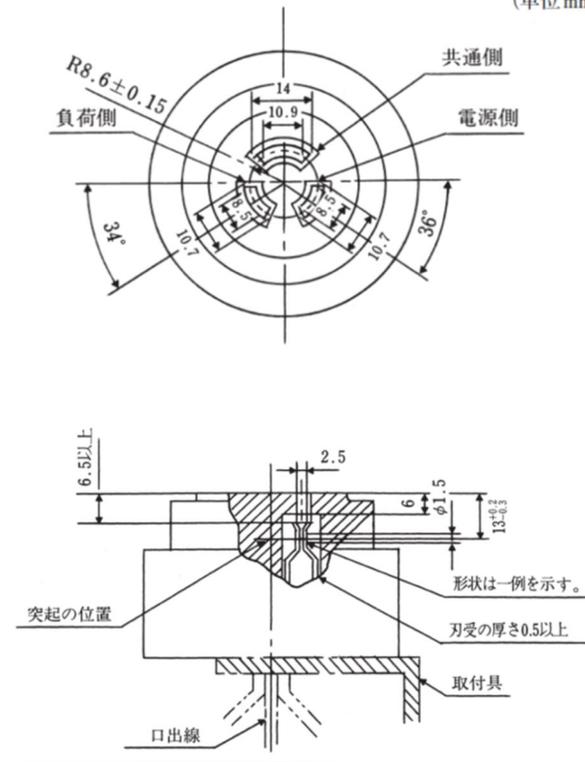


(備考) 許容差のない寸法は、基準値を示す。

図2 受台（刃受側）の接続部寸法

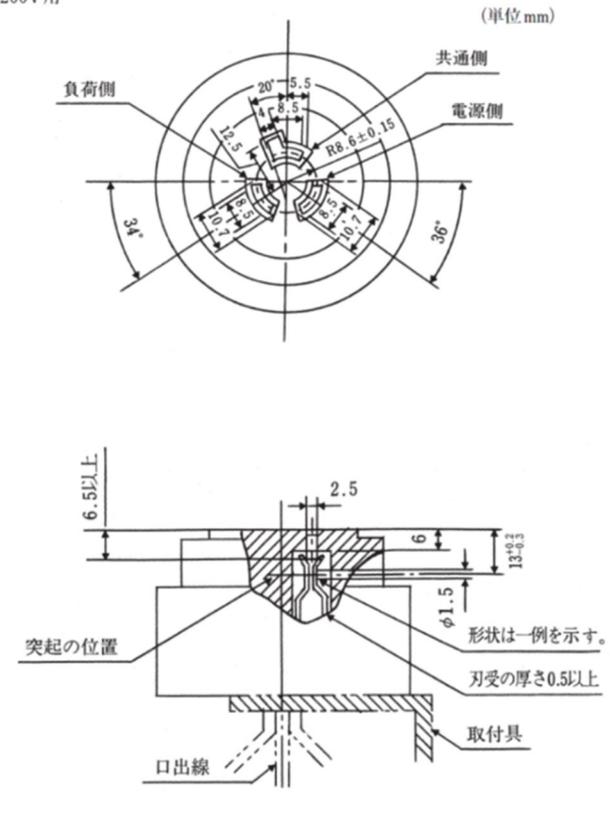
(1) 100V用

(単位mm)



- (備考) 1 許容差のない寸法は、基準値を示す。  
 2 刃受の突起は、刃と接触する外側に付けること。  
 3 刃受穴の刃挿入口先端は、面取りすること。

(2) 200V用



- (備考) 1 許容差のない寸法は、基準値を示す。
- 2 刃受の突起は、刃と接触する外側に付けること。
- 3 刃受穴の刃挿入口先端は、面取りすること。

(2) 性能

イ 端子部の強度

附表第一の試験を行ったとき、これに適合すること。

ロ 外郭の強度

(イ) 床上に置いて使用するものであって、人が踏むおそれのあるものにあつては、試験品を厚さが 10 mm以上の表面が平らな木台の上に通常の使用状態に置き、底面の形状が正方形で、その 1 辺の長さが 100 mm、質量が 60kg のおもりを上部に 1 分間置いたとき、各部にひび、割れその他の異状が生じないこと。

この場合において、

a 「人が踏むおそれのあるもの」とは、中間スイッチ、ペンダントスイッチ、ターンスイッチ等をいう。

b 試験は、厚さ約 5 mmのゴム板の上に試験品をのせ、試験品の上部に荷重が均等に加わるようにゴム板、砂袋等をのせた上に荷重を加えて行う。

(ロ) 中間スイッチ、ペンダントスイッチその他これらに類する器具（機械器具に組み込まれるものを除く。）であつて、通常コードを接続して使用するものにあつては、平面が鉛直となるように固定した厚さが 20 mm以上で短辺の長さが 50 cm以上の表面が平らな堅木の木板の中央部に、その器具に、長さが 1m で、かつ、その定格電流に応じて次の表に示す太さのコードを取り付け、器具を高さ 1m から振子状に 3 回自然に落とすとき、危険を生ずるおそれのある破損が生じないこと。この場合において、試験品は、毎回異なる面があたるように行うものとする。

この場合において、「コード」には、キャブタイヤケーブルを含む。

<u>器具の定格電流(A)</u>	<u>7以下</u>	<u>7を超え10以下</u>	<u>10を超え15以下</u>	<u>15を超え20以下</u>	<u>20を超えるもの</u>
<u>コードの太さ(mm<sup>2</sup>)</u>	<u>0.75</u>	<u>1.25</u>	<u>2</u>	<u>3.5</u>	<u>5.5</u>

(ハ) タイムスイッチにあっては、次に適合すること。

a 床上（卓上を含む。）に置いて使用するものにあっては、試験品を厚さが10 mm以上の表面が平らな木台の上に通常の使用状態に置き、試験品上1 mの高さから直径が20.64 mmで質量が約36 gの鋼球をその上に垂直に落としたとき、危険を生ずるおそれのある破損が生じないこと。

b コンセントに本体をじかにさし込んで使用するもの又は壁、柱等に引っかけて使用するものにあっては、試験品を水平に置いた厚さ20 mm以上で短辺が50 cm以上の長方形の表面が平らな堅木の木板の中央部に70 cmの高さから垂直に3回落としたとき、危険を生ずるおそれのある破損が生じないこと。

#### ハ 引張強度

(イ) 引きひもを使用して開閉操作をするものにあっては、器体と引きひも（引きひもの取換えができるもの）にあっては、引きひもの取付け部との間に70 Nの引張荷重を1分間加えたとき、各部に異状が生じないこと。

(ロ) 口出し線を有するリモートコントロールリレーにあっては、器体と主回路用口出し線との間に50 Nの引張荷重を、器体と操作回路用口出し線との間に20 Nの引張荷重をそれぞれ1分間加えたとき、各部に異状が生じないこと。この場合において、引張荷重は、口出し線1本ごとに加えなければならない。

(ハ) 口出し線を有する光電式自動点滅器にあっては、器体（点滅機構部と受台との間に接続部を有するもの）にあっては、受台と口出し線との間に30 Nの引張荷重を15秒間加えたとき、各部に異状が生じないこと。この場合において、引張荷重は、口出し線1本ごとに加えなければならない。

#### ニ 耐熱性能

屋外用のものであって、外かくに合成樹脂成型品を使用するものにあつては、80℃±3℃の空气中に1時間放置したとき、各部にゆるみ、ふくれ、ひび、割れ、変形その他の異状が生じないこと。この場合において、光電式自動点滅器にあつては、透光性を必要とするカバーを取りはずした状態で試験を行わなければならない。

#### ホ 電圧動作特性

リモートコントロールリレーにあつては、次に適合すること。

(イ) 操作用電磁コイルにその定格電圧の120%に等しい電圧を1分間加えたとき、各部に異状が生じないこと。

(ロ) 操作用電磁コイルの定格電圧に80%に等しい電圧を加えて操作したとき、開閉の操作に支障がないこと。

#### ヘ 開閉性能

(イ) 光電式自動点滅器にあつては、附表第二3の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ロ) 電子応用機械器具に組み込まれるものにあつては、附表第二4の試験を行ったとき、これに適合すること。

この場合において、「電子応用機械器具に組み込まれるもの」とは、電子機器用である旨の表示を付すもののみをいう。(以下別表第四において同じ。)

(ハ) (イ) 及び (ロ) に掲げるもの以外のものにあつては、附表第二1の試験を行ったとき、これに適合すること。

#### ト 温度上昇

ヘ に規定する試験の後において、附表第三1の試験を行ったとき、これに適合すること。

#### チ 異常温度上昇

リモートコントロールリレーであつて、開閉操作中連続して操作用電磁コイルに電流を通じる構造のものにあつては、操作用電磁コイルにその定格電圧の120%に等しい電圧を加え各部の温度上昇がほぼ一定とな

った時または操作用電磁コイルが焼損して断線した時の熱電温度計法により測定した外面の温度上昇は、110K 以下であること。

この場合において、「温度上昇がほぼ一定」とは、30 分間における温度上昇が 0.5K 以下の状態をいう。（以下別表第四において同じ。）

#### リ 絶縁性能

ト に規定する試験の直後において、附表第四の試験を行ったとき、これに適合すること。ただし、絶縁変圧器の 2 次側の回路であって、電圧が 30V 以下の部分にあつては、この限りでない。

#### ヌ 短絡遮断性能

非包装ヒューズの取付け部を有するものにあつては、リに規定する試験の後において、附表第五の試験を行ったとき、これに適合すること。

この場合において、締付け型端子又はつめ型端子を有する包装ヒューズを使用するもので、非包装ヒューズを取り付けられる構造のものであつて、非包装ヒューズを取り付けてはならない旨を、表面の見やすい箇所容易に消えない方法で表示してあるものにあつては、「非包装ヒューズの取付け部を有するもの」とはみなさない（以下別表第四において同じ。）。

### 3 開閉器（ミシン用コントローラーを除く。）および電磁開閉器操作用スイッチ（以下別表第四において「開閉器等」という。）

#### （1）構造

イ 主回路の電線端子部は、次に適合すること。

（イ）電線を容易に、かつ、確実に接続できること。

（ロ）ねじで電線を直接に取り付ける構造のものにあつては、次に適合すること。

a 次の表に掲げる電線を容易に、かつ、確実に接続できること。この場合において、定格電流が 20A を超えるものにあつては、電線の先端を環状に曲げずに接続することができなければならない。

定格電流(A)	電線	
	単線 (直径 mm)	より線 (断面積 mm <sup>2</sup> )
15以下	1.6(2.0)	＝
15を超え20以下	1.6及び2.0 (2.0、2.6及び3.2)	2.0及び5.5
20を超え30以下	2.0及び2.6 (2.6及び3.2)	3.5及び8.0 (14.0)
30を超え50以下	＝	8.0及び14.0 (14.0及び22.0)
50を超え60以下	＝	8.0、14.0及び22.0 (14.0、22.0及び38.0)
60を超え75以下	＝	14.0、22.0及び30.0 (22.0、38.0及び50.0)
75を超えるもの	＝	22.0、30.0及び38.0 (38.0、50.0及び60.0)

(備考) かつこ内の数値は、A 1 及び A 1—C u の文字を表示したものに適用する。

b 端子ねじの呼びは、次の表に掲げる値以上であること。

定格電流 (A)	端子ねじの呼び径 (mm)		
		頭部で締め 付けるもの 及び引締め 型のもの	1本のねじ の先端で押し 締めるもの

7以下	3.5(3)	3(2.5)	3(2.5)
7を超え10以下	3.5(3)	3.5(3)	3(2.5)
10を超え15以下	3.5	3.5	3.5(3)
15を超え20以下	4	4	3.5
20を超え30以下	4.5	4.5	4
30を超え50以下	5	5	4.5
50を超え75以下	6	6	5
75を超えるもの	8	8	6

(備考) 括弧内の数値は、コードを接続するもの及び機械器具に組み込まれるものに適用する。

c 大頭丸平小ねじを使用するものにあつては、端子ねじの頭部でおおわれる端子金具の面積は、大頭丸平小ねじの頭部の面積以上であること。

(ハ) 圧着端子、銅管端子または銅帯を取り付けるものにあつては、次に適合すること。

a 端子ねじの呼び径は、(ロ) bによること。

b 圧着端子、銅管端子または銅帯を容易に、かつ、確実に接続できること。

(ニ) プラグイン式のものにあつては、接続部の接触が確実に、かつ、通常の使用状態において取付けがゆるむおそれのないこと。

ロ ヒューズを取り付けるものにあつては、次に適合すること。

(イ) ヒューズ取付け部は、別表第三の規定に適合するヒューズを容易に、かつ、確実に取り付けることができること。

(ロ) 非包装ヒューズを取り付ける構造のものにあつては、次に適合すること。

a 取付け部の寸法は、次の表に掲げるとおりとする。

定格電流(A)	取付け部の寸法 (mm)	
	ヒューズ締付けねじの呼び径の最小値	ヒューズ取付け面の幅の最小値
15以下	3.5	10
15を超え20以下	4	10
20を超え30以下	4.5	12
30を超え60以下	5	16
60を超えるもの	6	20

b カバー付ナイフスイッチ及び箱開閉器（カバー付スイッチを含む。）にあつては、閉路の状態であつてもふたを開けることができず又はふたを開けるときの自動的開路の状態となり、かつふたを開けた状態でとつ手等により閉路ができないこと。ただし、カバー付ナイフスイッチ又はカバー付スイッチであつて、ふたを開けた状態で閉路してはならない旨を表示してあるものにあつては、この限りでない。

c ヒューズをねじ止めするものにあつては、皿形座金その他のヒューズを容易に入れることができる座金を有すること。

ハ 極数が2以上のものにあつては、各極（極数が3以上のものにあつては、接地側の極以外の極）を同時に開閉できること。

ただし、個別引きはずし機構を有する配線用遮断器を自動遮断する場合は、この限りでない。

この場合において、「接地側の極」とは、見易い箇所に接地側である旨のN又はWの表示を付してあるものをいう。

ニ 箱入りまたはカバー付のものにあつては、次に適合すること。

(イ) ふたをあけずに開閉できること。ただし、ふたに開閉接触子を取り付けたものにあつては、この限りでない。

この場合において、可搬型又は携帯用の漏電遮断器の外箱のふた又はカバーを開けて内蔵されたつまみを用いて開閉する構造のものであって、ふた又はカバーを開けたとき充電部が露出しないものにあつては、「ふたをあけずに開閉できる」ものとみなす。

(ロ) ふたを開閉するとき屈曲するおそれのあるリード線は、可撓性を有し、かつ、ビニルチューブその他の丈夫で絶縁性のあるものに納めてあること。

(ハ) 電線管に直接接続して使用する場合を除き、電線の貫通孔は、電線を損傷するおそれがなく、かつ、金属製のふたまたは箱の電線の貫通孔には絶縁ブッシングを取り付けてあること。

この場合において、「絶縁ブッシング」には、合成樹脂等によりチュービングしたものを含む。

ホ 定格電圧が150Vを超えるものの金属製のふた又は箱は、アース線を取り付けやすい箇所にアース端子があること。ただし、機械器具に組み込まれるものにあつては、この限りでない。

この場合において、「アース端子がある」とは、金属製のふたと箱（台を含む。）とが電氣的に接続されていないものにあつては、ふた及び箱のそれぞれにアース端子を有することをいう。

ヘ ヒューズ以外の短絡保護装置を有するものおよび漏電引きはずし装置を有するものの引きはずし機構は、投入用のつまみまたは押しボタンを投入位置に押えることにより引きはずし動作が妨げられないこと。

ト 過電流引きはずし装置または漏電引きはずし装置を有するものであって、使用者が動作電流を調整できるものにあつては、調整目盛があること。

チ ヒューズ以外の短絡保護装置を有するものであって、排気孔を有するものにあつては、排気孔の大きさは、直径が5mmの球が貫通しない大きさであること。

リ カットアウトスイッチにあつては、次に適合すること。

(イ) つめ付ヒューズを使用するものにあつては、開閉接触部の寸法は、次の表に掲げる値以上であること。

定格電流 (A)	開閉接触部の寸法 (mm)	
	刃の公称厚さ	刃受けの公称厚さ
15以下	1.2	0.5
15を超え30以下	1.6	0.8
30を超え60以下	2.0	1.4
60を超えるもの	2.6	1.8

(ロ) ふたは、次に適合すること。

a 外側に引き輪またはとっ手があること。

b ケースまたは台から容易に脱落しないこと。

c 150° 以上開くこと。ただし、ケースまたは台から取りはずしができるものにあつては、この限りでない。

d 内側にヒューズ取付け部があり、かつ、開いたときヒューズ取付け部が回路から離れること。

(ハ) 閉路の状態において極性が異なる充電部間には、絶縁隔壁があること。ただし、包装ヒューズを取り付けるものにあつては、この限りでない。

ヌ 極性が異なる充電部相互間及び充電部とアースするおそれのある非電金属部又は人が触れるおそれのある非金属部の表面との間の空間距離及び沿面距離は、次の表に掲げる値以上であること。ただし、絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路等の構造上やむを得ない部分であつて、(イ) から (ハ) の試験を行ったとき、これに適合するものにあつては、この限りでない。

この場合において、1(2)タ(イ)の基準に同じ。ただし、「空間距離(沿面距離を含む。)」とあるのは、「空間距離及び沿面距離」と読み替える。

定格電流	空間距離 (mm)						沿面距離 (mm)						
	極性が異なる充電部相互間			充電部とアースするおそれのある非充電金属部又は人が触れるおそれのある非金属部の表面との間			極性が異なる充電部相互間			充電金属部又は人が触れるおそれのある非金属部の表面との間			
	端子部	端子部以外の固定している部分であって、金属が直接接触し難い箇所	その他の箇所	端子部	端子部以外の固定している部分であって、金属が直接接触し難い箇所	その他の箇所	端子部	端子部以外の固定している部分であって、金属が直接接触し難い箇所	その他の箇所	端子部	端子部以外の固定している部分であって、金属が直接接触し難い箇所	その他の箇所	
15A以上のもの	4	4	4	4	4	4	6	6	6	6	6	6	
15A未満で定格電圧が150V以下のもの	機械器具に組み込まれるものであつて	3	1.5	2.5	2.5	1.5	2	3	1.5	2.5	2.5	1.5	2
	その他のもの	3	1.5	3	3	1.5	3	3	1.5	3	3	1.5	3

(備考) 1 空間距離は、器具の外面にあっては30N、器具の内部にあっては2Nの力を距離が最も小さくなるように加え測定したとき

の距離とする。この場合において、ばね、ジャンパー線であって機能上やむを得ない部分には、無理な方向に2Nの力を加えないものとする。

2 外郭のつき合わせ面の間げきが0.3mm以下のものにあつては、充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間の空間距離及び沿面距離は、1.5mm以上とすることができる。ただし、造営材(分電盤を含む。)に取り付けるものの取付け面を除く。

3 定格電流が15A以上のものであつて、ふた又は外郭を使用者が開けることのできない構造のもの端子部以外の箇所にあつては、沿面距離を4mm以上とすることができる。

4 線間電圧又は対地電圧が15V以下の部分であつて、耐湿性の絶縁被膜を有するものにあつては、その空間距離及び沿面距離は、0.5mm以上とすることができる。

5 定格電流が15A以上のもので電流計を部品として使用するものにあつては、電流計の内部の空間距離は3mm以上、沿面距離を4mm以上とすることができる。

6 定格電流が「15A以上のもの」の制御回路及び励磁コイル(過電流引外しコイルは除く。)の極性が異なる充電部相互間(これらの回路と主回路との間は除く。)の空間距離又は沿面距離は、「その他のもの」の欄を適用する。

(イ) 極性が異なる充電部相互間を短絡した場合に、短絡回路に接続された部品が燃焼しないこと。ただし、当該回路に接続されている1の部品が燃焼した場合において他の部品が燃焼するおそれのないものにあつては、この限りでない。

この場合において、1(2)タ(ロ) a(a)から(d)の基準に同じ。この場合において、「空間距離(沿面距離を含む。)」とあるのは、「空間距離及び沿面距離」と読み替える。

(ロ) 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間を接続した場合に、その非充電金属部又は露出する充電部が次のいずれかに適合すること。

a 対地電圧及び線間電圧が交流にあっては30V以下、直流にあっては45V以下であること。

b 1kΩの抵抗を大地との間及び線間並びに非充電金属部と充電部との間に接続したとき、当該抵抗に流れる電流は、商用周波数以上の周波数において感電の危険が生ずるおそれのない場合を除き、1mA以下であること。

(ハ) (イ)の試験の後に500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部(対地電圧及び線間電圧が交流にあっては30V以下、直流にあっては45V以下のもの並びに1kΩの抵抗を大地との間及び線間に接続した場合に当該抵抗に流れる電流が1mA以下(商用周波数以上の周波数において、感電の危険が生ずるおそれのない場合は、1mA以下であることを要しない。)のものを除く。)と人が触れるおそれのある非充電金属部との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ以上であること。

この場合において、「試験の後」とは、試験後約2分を経過したときをいう。

ル 欠番

ヲ 漏電遮断器にあっては、次に適合すること。

(イ) 定格感度電流は、1A以下であること。

(ロ) テスト装置を有するものにおいて、次に適合すること。

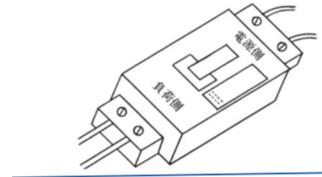
a テスト装置は、押しボタン等の自動復帰式のものであること。

b テスト装置を操作したとき、被保護器のフレームに接続される端子は、充電しないこと。

(ハ) 端子又はその近傍の器体の外面の見やすい箇所に電源側端子及び負荷側端子の別を表示してあること。ただし、端子に電源及び負荷のいずれを接続した場合においても正常な開閉動作が行えるものにおいて、この限りでない。

この場合において、

a 「端子又はその近傍の器体の外面の見やすい箇所」とは、次の図面の箇所をいう。



b 差込式の場合は、「電源側端子及び負荷側端子の別を表示してあること」に含む。

c 「開閉動作」には、テスト装置の動作を含む。

(二) 中性線欠相保護機能付きのものであって、中性線に接続する口出し線を有するものにあつては、口出し線又はその近傍の器体の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で中性線に接続する旨の表示を付してあること。

この場合において、「中性線に接続する旨の表示」とは、N、W又は中性線用と表示することをいう。

(ホ) 本体に栓刃を有し、電源に直接接続するものにあつては、次に適合すること。

a コンセントとの突き合わせ面に接する漏電遮断器の外面であつて、その栓刃（接地極を除く。）に直接接する絶縁材料にあつては、JIS C 2134(2007)に規定するPTIが250以上であること。

b 栓刃間（接地極を除く。）を保持する絶縁材料にあつては、JIS C 60695-2-11(2004)又はJIS C 60695-2-12(2013)に規定する試験を試験温度750℃で行ったとき、これに適合するものであること。ただし、JIS C 60695-2-13(2013)に従ったグローワイヤ着火温度が775℃レベル以上の材料は、この限りでない。

## (2) 定格

包装ヒューズ以外の短絡保護装置を有するものであって定格遮断電流を表示するものの定格遮断電流及び定格コード保護電流を表示するものの定格コード保護電流は、1,000A、1,500A、2,500A、5,000A、7,500A、10,000A、14,000A、18,000A、22,000A、25,000A、30,000A、35,000A、42,000A、50,000A又は50,000Aを超える5,000Aごとの値であること。

## (3) 性能

### イ 試験の順序

へからかまでに規定する試験は、同一試験品について行なうものとし、その順序は、へ、ト、チ、リ、ヌ、ワ、ル、ヲ、ト（開閉後の過電流引外し特性（イ）a 200%引外しに限る。）、チ、カの順（これらの試験のうち一部を行なわなくてよい場合にあっては、その試験を除いた順）とする。

### ロ 端子部の強度

附表第一の試験を行ったとき、これに適合すること。

### ハ 外郭の強度

（イ）カバー付ナイフスイッチ及び箱開閉器（カバー付スイッチを含む。以下ハにおいて同じ。）にあっては、試験品を厚さが10 mm以上の表面が平らな木台の上に置き、カバー付ナイフスイッチにあっては直径が20.64 mmで質量が約36gの鋼球を、箱開閉器にあっては直径が23.8 mmで質量が約55gの鋼球を試験品上1mの高さから垂直に落としたとき、破損しないこと。

（ロ）コンセントに本体をじかに差し込んで使用するものにあっては、試験品を水平に置いた厚さが20 mmで短辺の長さが50 cm以上の表面が平らな長方形の木板の中央部に70 cmの高さから3回落としたとき、危険を生ずるおそれのある破損が生じないこと。

この場合において、

a 「危険を生ずるおそれのある破損が生じない」には、感電、火災及び傷害の発生するおそれのある異状を含む。

b 漏電引外し装置を有するものにあつては、異状には次のことを含む。

(a) 電圧動作型のものにあつては、3 (3) チ (イ) aに規定する漏電引外し特性又は、3 (3) リ (イ) に規定する漏電引外しテスト装置の開閉性能に適合しない。

(b) 電流動作型のものにあつては、3 (3) チ (ロ) aに規定する漏電引外し特性又は、3 (3) リ (ロ) に規定する漏電引外しテスト装置の開閉性能に適合しない。

## ニ 巻取機構性能

電源電線を収納する巻取機構を有するものにあつては、電源電線を引き出し、収納する操作を毎分約 50m の速さで連続して 1,000 回行ったとき、当該電源電線の素線の断線率が 30%以下であり、かつ、各部に異状が生じないこと。

この場合において、電線に引き出し制限印のあるものにあつては、「引き出し、収納する操作」は、その制限印のところまで引き出して行うものとする。ただし、引き出し制限印は、使用者が容易に認識できること (以下 6 (3) ニにおいて同じ。)。

## ホ 耐熱性能

(イ) 屋外用のものであつて、外かくに合成樹脂成型品を使用するものにあつては、80℃±3℃の空气中に 1 時間放置したとき、各部にゆるみ、ふくれ、ひび、割れ、変形その他の異状が生じないこと。

(ロ) カットアウトスイッチにあつては、ヒューズの周囲にあつては 20 0℃±3℃ (定格電流が 15A 以下のものにあつては、150℃±3℃)、その他の部分にあつては 150℃±3℃ (定格電流が 15A 以下のものにあつては、100℃±3℃) の空气中に 1 時間放置したとき、各部にゆるみ、ふくれ、ひび、割れ、変形その他の異状が生じないこと。

この場合において、「ヒューズの周囲」とは、ヒューズ取付け部及びその近傍をいう (以下 5 (3) ロにおいて同じ。)。

## ヘ 越流性能

過電流引きはずし装置およびヒューズ以外の短絡保護装置を有するものであって、定格電流（適用電動機容量の全負荷電流を除く。）が50A以下のものにあつては、次に掲げる試験方法により試験を行ったとき、自動的に遮断せず、または接点が溶着しないこと。

(イ) 点灯状態における電流が定格電流にほぼ等しくなるように定格電圧が100Vで定格消費電力が200Wのタングステン電球を試験品の負荷側（単相3線式のものにあつては、負荷側の中性線と1の電圧側電線）に接続すること。この場合において、電流を調整するために必要な限度で定格消費電力が200W以下の電球を使用することができる。

(ロ) 試験品の電源側端子における無負荷電圧は、100V以上105V以下とする。

(ハ) 定格電流に等しい電流を通じたときの電源側端子における電圧降下は、無負荷時における電源側端子の電圧の5%以下とすること。

(ニ) 試験品に接続したタングステン電球を同時に点灯し、2秒後に開路し、次に2分間自然冷却する操作を連続して3回行なうこと。

(ホ) 個別引きはずし機構を有する配線用遮断器にあつては、各極ごとに試験を行なうこと。

(ヘ) 周囲温度は、室温とすること。

#### ト 過電流引きはずし特性

過電流引きはずし装置を有するものにあつては、通常の使用状態に取り付け、附表第一2の表に掲げる太さの絶縁電線であつて長さが1.0m以上のもので電源に接続したとき、次に適合すること。この場合において、操作回路を有するものにあつては、操作回路に定格操作回路電圧に等しい電圧を加えなければならない。

この場合において、「接続」とは、次の表に示す締付けトルクで試験品に接続することをいう。

端子 ねじ の呼 び径 (mm )	3 以 下	3 を 超え 3.5 以下	3.5 を 超 え 4 以 下	4 を 超え 4.5 以下	4.5 を 超 え 5 以 下	5 を 超え 6 以 下	6 を 超え 8 以 下	8 を 超 えるも の
トル ク (Nm )	0.4	0.6	0.8	1.2	1.5	2	3.7	5

(イ) 定格電流（適用電動機容量の全負荷電流を除く。）または定格遮断電流を表示するものにあつては、周囲温度が  $40^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$  ( $25^{\circ}\text{C}$ の周囲温度を表示するものにあつては、 $25^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$ ) の状態において、次に適合すること。

a 定格電流の 200%に等しい電流を通じたとき、次の表に掲げる動作時間内に自動的に動作すること。この場合において、極数が 2 以上のものにあつては、各極（過電流引きはずし素子を有しない極を除く。）ごとに電流を通じなければならない。

この場合において、「各極」とは、電流動作型の漏電遮断器にあつては、2 極を直列にした回路をいう。

定格電流(A)	動作時間(分)
30 以下	2
30 を超え 50 以下	4
50 を超えるもの	6

b 定格電流の 125%に等しい電流を通じたとき、次の表に掲げる動作時間内に自動的に動作すること。この場合において、極数が 2 以上のものにあつてはそれぞれの極に同時に電流を通じ、個別引きはずし機構を有する配線用遮断器にあつてはそれぞれの極ごとに電流を通じなければならない。

<u>定格電流(A)</u>	<u>動作時間(分)</u>
<u>30 以下</u>	<u>60</u>
<u>30 を超え 50 以下</u>	<u>60</u>
<u>50 を超えるもの</u>	<u>120</u>

c 定格電流に等しい電流を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで通じたとき、過電流引きはずし装置が動作しないこと。

(ロ) 適用電動機容量を表示するものにあつては、周囲温度が  $40^{\circ}\text{C} \pm 2^{\circ}\text{C}$  の状態において、次に適合すること。

a 過電流引きはずし装置の定格電流の 500%に等しい電流を通じたとき、3 秒以上 45 秒以下で開路すること。

b 過電流引きはずし装置の定格電流に等しい電流を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで通じた後、過電流引きはずし装置の定格電流の 200%に等しい電流を通じたとき、4 分以内に開路すること。

c 過電流引きはずし装置の定格電流に等しい電流を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで通じた後、過電流引きはずし装置の定格電流の 125%に等しい電流を通じたとき、60 分以内に開路すること。

(ハ) 電気用品安全法施行規則（別表第三）1（2）の表の右欄に掲げる事項として適用する場合においては、解釈の別表第四 3（3）ト（イ）

a 若しくは b に定める試験の方法によること。

チ 漏電引きはずし特性

漏電引きはずし装置を有するものにあつては、通常の使用状態に取り付け、室温において、次に適合すること。

(イ) 電圧動作型のものにあつては、次に適合すること。

a 試験品の引きはずしコイルと直列に 200 Ω の抵抗器を接続し、その両端に次の表に掲げる電圧を閉路後および閉路と同時に加えたとき、それぞれ同表に掲げる動作時間内に動作すること。

<u>試験電圧 (V)</u>	<u>25</u>	<u>50</u>	<u>定格対地 電圧に等 しい電圧</u>
<u>動作時間 (秒)</u>	<u>0.5</u>	<u>0.2</u>	<u>0.1</u>

b 引きはずしコイルと直列に 200 Ω の抵抗器を接続し、試験品を閉路した状態において、電圧を 30 秒間で 10V から 25V に達するような割合で連続して上昇させたとき、電圧が 25V に達する前に開路すること。

c 引きはずしコイルと直列に 500 Ω の抵抗器を接続し、試験品を閉路した状態において、電圧を 30 秒間で 10V から 50V に達するような割合で連続して上昇させたとき、電圧が 50V に達する前に開路すること。

(ロ) 電流動作型のものにあつては、次に適合すること。

a 定格電圧に等しい電圧を加え、負荷を接続せずに試験品を閉路した後、試験品の 1 極に定格感度電流の 50% に等しいもれ電流を通じたとき開路せず、かつ、次に適合すること。

この場合において、「1極」とは、多極のものにあつてはそれぞれの極をいう（以下3（3）チ（ロ）において同じ。）。

（a）高速型のものにあつては、定格感度電流に等しいもれ電流を通じたとき、0.1秒以内に開路すること。

（b）時延型のものにあつては、定格感度電流に等しいもれ電流を通じたとき、定格動作時間の50%の時間（0.1秒以下となる場合は、0.1秒）を超え150%の時間（2秒以上となる場合は、2秒）までの範囲内に開路すること。

（c）反限時型のものにあつては、定格感度電流に等しいもれ電流を通じたとき0.2秒を超え1秒までの範囲内に、定格感度電流の140%に等しいもれ電流を通じたとき0.1秒を超え0.5秒までの範囲内に、定格感度電流の440%に等しいもれ電流を通じたとき0.05秒以内に開路すること。

b 定格電圧に等しい電圧を加え、定格電流に等しい電流を通じた後、試験品の1極に定格感度電流の50%に等しいもれ電流を重畳したとき開路せず、かつ、次に適合すること。

（a）高速型のものにあつては、定格感度電流に等しいもれ電流を重畳したとき、0.1秒以内に開路すること。

（b）時延型のものにあつては、定格感度電流に等しいもれ電流を重畳したとき、定格動作時間の50%の時間（0.1秒以下となる場合は、0.1秒）を超え150%の時間（2秒以上となる場合は、2秒）までの範囲内に開路すること。

（c）反限時型のものにあつては、定格感度電流に等しいもれ電流を重畳したとき0.2秒を超え1秒までの範囲内に、定格感度電流の140%に等しい電流を重畳したとき0.1秒を超え0.5秒までの範囲内

に、定格感度電流の440%に等しいもれ電流を重畳したとき0.05秒以内に開路すること。

c 定格電圧に等しい電圧を加え、負荷を接続せずに試験品を閉路した後、試験品の1極にもれ電流を30秒間で定格感度電流の50%に等しい電流から100%に等しい電流に達するような割合で連続してもれ電流を増加させたとき、電流が定格感度電流に等しい電流に達する前に開路すること。

d 定格電圧に等しい電圧を加え、負荷を接続せずに試験品を閉路した後、試験品の1極に20Aの電流を通じたとき、高速型のものにあつては0.1秒以内に、時延型のものにあつては定格動作時間の50%の時間(0.1秒以下となる場合は、0.1秒)を超え150%の時間(2秒以上となる場合は、2秒)の範囲内に、反限時型のものにあつては0.05秒以内に開路すること。

(ハ) 電気用品安全法施行規則(別表第三)1(2)の表の右欄に掲げる事項として適用する場合においては、解釈の別表第四3(3)チ(ロ)a(a)及びdに定める方法によること。

リ 漏電引きはずしテスト装置の開閉性能

漏電引きはずしテスト装置を有するものにあつては、試験品を通常の使用状態に取り付け、次に掲げる試験方法により開路させたとき、各部に異状が生じないこと。

(イ) 電圧動作型のものにあつては、定格対地電圧の80%に等しい電圧および110%に等しい電圧を加え、10秒間隔でそれぞれ10回テスト装置を操作すること。この場合において、アース線を接続する端子に500Ωの抵抗器を接続してアースしなければならない。

(ロ) 電流動作型のものにあつては、定格電圧の80%に等しい電圧および1

10%に等しい電圧を加え、10 秒間隔でそれぞれ 10 回テスト装置を操作すること。

(ハ) 定格電圧に等しい電圧を加え、10 秒以内の間隔で 1,000 回テスト装置を操作すること。

この場合において、「10 秒以内の間隔」とは、8 秒から 10 秒の間隔をいう。

#### ヌ 低電圧開閉性能

操作回路を有するものにあつては、通常の使用状態に取り付け、定格操作回路電圧の 85%に等しい電圧を操作回路に加えて開閉の操作を行ったとき、動作が確実であること。

この場合において、「操作回路」とは、主回路を開閉するための電磁操作回路をいう。

#### ル 開閉性能

(イ) カットアウトスイッチにあつては、通常の使用状態に取り付け、定格電圧に等しい電圧を加え、定格電流に等しい電流を通じ、引き輪またはとっ手に力を加えて開路し、閉路する操作を毎分 10 回の割合で連続して 50 回行ったとき、各部に異状が生じないこと。この場合において、負荷の力率は、0.75 以上 0.8 以下としなければならない。

この場合において、「引き輪またはとっ手に力を加えて開路し」とは、取付け面に対し垂直方向に約 45° の角度で下方に引き輪又はとっ手を引いて開けることをいう。

(ロ) カットアウトスイッチ以外のものにあつては、附表第二 2 の試験を行ったとき、これに適合すること。

#### ヲ 耐圧力性能

圧力スイッチにあつては、通常の使用状態に取り付け最大動作圧力の

1.5 倍の圧力を連続して 1 分間加えたとき、各部に異状が生じないこと。

。

#### ワ 温度上昇

附表第三 2 及び 3 の試験を行ったとき、これに適合すること。

#### カ 絶縁性能

附表第四の試験を行ったとき、これに適合すること。ただし、絶縁変圧器又は零相変流器の 2 次側の回路であって、電圧が 30V 以下の部分にあつては、この限りでない。

#### ヨ 短絡遮断性能

非包装ヒューズの取付け部を有するものおよびヒューズ以外の短絡保護装置を有し、定格遮断電流を表示するものにあつては、附表第五の試験を行ったとき、これに適合すること。

#### タ 衝撃波不動性能

衝撃波不動作型の漏電遮断器にあつては、附表第六の試験を行ったとき、これに適合すること。

### 4 ミシン用コントローラ

#### (1) 構造

イ 金属製のふたまたは箱の電線の貫通孔には絶縁ブッシングを取り付けてあること。

ロ 附属の接続器は、1 および 6 の規定に適合するものであること。

ハ 半導体素子を用いて温度、回転速度等を制御するものにあつては、それらの半導体素子が制御能力を失ったとき、制御回路に接続された部品が燃焼するおそれのないこと。

#### (2) 性能

#### イ 外郭の強度

機械器具に組み込まれるもの以外のものにあつては、試験品を厚さが10 mm以上の表面が平らな木台の上に通常の使用状態に置き、底面の形状が正方形で、その1辺の長さが100 mm、質量が60kgのおもりを上部に1分間置いたとき、各部にひび、割れその他の異状が生じないこと。

この場合において、試験は、厚さ約5 mmのゴム板の上に試験品をのせ、試験品の上部に荷重が均等に加わるようにゴム板、砂袋等をのせた上に荷重を加えて行う。

#### ロ 開閉性能

定格電圧に等しい電圧を加え、適用電動機の定格入力または定格出力に対応する電動機の全負荷電流（定格出力が50W以下のものにあつては力率が0.8、定格出力が50Wを超えるものにあつては力率が0.8で効率が0.5として算出したものをいう。以下4において同じ。）を通じるように構成された回路に、試験品を直列に接続し、レバーまたはペタルの操作範囲を往復する操作を連続して5,000回行ったとき、接点の溶着、抵抗体の消耗その他の電氣的または機械的な異状が生じないこと。

#### ハ 温度上昇

(イ) 変圧器式以外のものにあつては、適用電動機の定格電圧の1/2の電圧（半導体式のものにあつては、定格電圧に等しい電圧）を加え、適用電動機の定格入力又は定格出力に対応する入力の1/4の入力に要する電流を連続して1分間通じ、1分間停止する操作を繰り返し、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法（巻線の温度の測定にあつては、抵抗法。）により測定した各部の温度は、次の表に掲げる値以下であること。この場合において、最小電流を通じる操作をしたとき試験品に流れる電流が適用電動機の定格入力又は定格出力に対応する入力の1

1/4 の入力に要する電流を超えるものにあつては、直列に抵抗器を接続して電流を調整することができる。

測定箇所		温度(°C)
巻線	A種絶縁のもの	100
	E種絶縁のもの	115
	B種絶縁のもの	125
	F種絶縁のもの	150
	H種絶縁のもの	170
整流体(交流側電源回路に使用するものに限る。)	セレン製のもの	75
	ゲルマニウム製のもの	60
	シリコン製のもの	135
ヒューズクリップの接触部		90
操作部	金属製のもの、陶磁器製のもの及びガラス製のもの	55
	その他のもの	70
外郭	金属製のもの、陶磁器製のもの及びガラス製のもの	85
	その他のもの	100
試験品を置く木台の表面		95

(備考) 基準周囲温度は、30°Cとする。

(ロ) 変圧器式のものにあつては、変圧器の1次側に変圧器の定格1次電圧に等しい電圧を加え、2次側に適用電動機の定格入力又は定格出力に対応する入力の1/4の入力に要する電流を連続して1分間通じ、1分間停止する操作を繰り返し、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法(巻線の温度の測定にあつては、抵抗法。)により測定した各

部の温度は、(イ)の表に掲げる値以下であること。

## ニ 絶縁性能

ハに規定する試験の直後において、附表第四の試験を行ったとき、これに適合すること。ただし、絶縁変圧器の2次側の回路であって、電圧が30V以下の部分にあつては、この限りでない。

## ホ 異常温度上昇

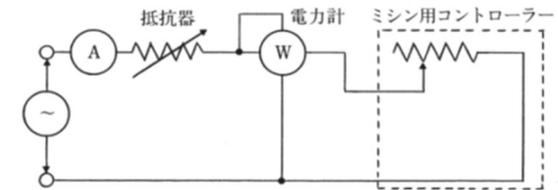
炭素パイル式のものにあつては、次の(イ)及び(ロ)に掲げる試験条件において、定格電圧に等しい電圧を外郭の各部の温度上昇がほぼ一定となるまで(温度ヒューズ又は非自己復帰型の温度過昇防止装置が動作したときは、その時まで)連続して加え、この間において、熱電温度計法により測定した外郭の各部の温度は、150℃(基準周囲温度は30℃とする。)以下であり、かつ、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部とアースするおそれのある非充電金属部(器体の外郭が金属製のもの以外のものにあつては、器体の外郭にすき間なくあてた金属はく)との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ以上であること。ただし、温度ヒューズ又は非自己復帰型の温度過昇防止装置が動作した場合において、試験品、木台又は毛布が燃焼するおそれのないときは、外郭の各部の温度は150℃以下であることを要しない。

(イ) 試験品は、厚さが10mm以上の表面が平らな木台に置き、その上を二枚に重ねた毛布で覆うこと。

(ロ) 抵抗体の発熱が最大になる位置に速度調整機構を調整した状態にすること。

この場合において、「調整した状態」とは、操作部を最大に踏み込んだ状態において、そのミシン用コントローラーと抵抗器を次の図に示すように接続し、適用電動機の定格入力又は定格出力に対応する入力に要

する電流に等しい電流が流れるように抵抗器を調整し、次にそのマシン用コントローラーの操作部の踏み込み位置を変え、電力計の指示が常に最大となるように踏み込み位置を調整することをいう。



## 5 カットアウト

### (1) 構造

イ 電線端子部は、3 (1) イの規定に適合すること。

ロ ヒューズ取付け部は、3 (1) ロの規定に適合すること。

ハ せん形プラグヒューズ用カットアウトにあつては、ふたは、2回転以上のねじ込みで本体に完全にかん合し、かつ、振動によりゆるまないこと。

### (2) 定格

イ 非包装ヒューズを取り付けるものの定格遮断電流は、1,000A、1,500A、2,500A、5,000A、7,500A、10,000A、14,000A、18,000A、22,000A、25,000A、30,000A、35,000A、42,000A、50,000A 又は 50,000A を超える 5,000A ごとの値であること。

ロ ねじ込み形プラグヒューズ用カットアウトにあつては、定格は、次に適合すること。

(イ) 定格電圧は、125V 以下であること。

(ロ) 定格電流は、30A 以下であること。

### (3) 性能

イ 端子部の強度

附表第一の試験を行ったとき、これに適合すること。

ロ 耐熱性能

ヒューズの周囲にあつては 200℃±3℃（定格電流が 15A 以下のものにあつては、150℃±3℃）、その他の部分にあつては 150℃±3℃（定格電流が 15A 以下のものにあつては、100℃±3℃）の空气中に 1 時間放置したとき、各部にゆるみ、ふくれ、ひび、割れ、変形その他の異状が生じないこと。

ハ 温度上昇

附表第三 2 の試験を行ったとき、これに適合すること。

ニ 絶縁性能

ハに規定する試験の直後において、附表第四の試験を行ったとき、これに適合すること。

ホ 短絡遮断性能

非包装ヒューズを取り付けるものにあつては、ニに規定する試験の後において、附表第五の試験を行ったとき、これに適合すること。

6 接続器（ライティングダクトを除く。）

（1）構造

イ 定格電流が 15A を超えるものにあつては、ヒューズ取付け端子がないこと。

ロ 電線接続端子は、次に適合すること。

（イ）端子ねじの呼び径は、次の表に掲げる値以上であること。

<u>定格電流 (A)</u>	<u>端子ねじの呼び径 (mm)</u>		
	<u>頭部で締め 付けるもの 及び引締め 型のもの</u>	<u>1本のねじの 先端で押し締 めるもの</u>	<u>2本以上のね じの先端で押 し締めるもの</u>
<u>7以下</u>	<u>3.5(3)</u>	<u>3(2.5)</u>	<u>3(2.5)</u>
<u>7を超え 10以下</u>	<u>3.5(3)</u>	<u>3.5(3)</u>	<u>3(2.5)</u>

<u>10を超え 15以下</u>	<u>3.5</u>	<u>3.5</u>	<u>3.5(3)</u>
<u>15を超え 20以下</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>3.5</u>
<u>20を超え 30以下</u>	<u>4.5</u>	<u>4.5</u>	<u>4</u>
<u>30を超え るもの</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>4.5</u>

(備考) かつこ内の数値は、コードを接続するもの及び機械器具に組み込まれるものに適用する。

(ロ) 電線を容易に、かつ、確実に接続できること。

(ハ) 電線を端子ねじの頭部で直接に締め付けるものの端子ねじは、次に適合すること。

a 機械器具に組み込まれるものは、なべ小ねじ、丸平小ねじ又はこれらと同等以上の締め付け効果を有するものであること。

b aに掲げるもの以外のは、大頭丸平小ねじ又はこれと同等以上の締め付け効果を有するものであること。

c 端子ねじの頭部でおおわれる端子金具の面積は、それぞれのねじの頭部の面積以上であること。

ハ ヒューズ又はヒューズ抵抗器を取り付けるものにあつては、次に適合すること。

(イ) ヒューズを容易に、かつ、確実に取り付けができること。

(ロ) 非包装ヒューズを取り付ける端子にあつては、皿形座金その他のヒューズを容易に入れることができる座金を有すること。

(ハ) 非包装ヒューズの可溶体の中心線と器体との間の空間距離は、4 mm以上であること。

(ニ) ヒューズ締め付けねじの呼び径およびねじに附属する皿形座金の底面の直径は、次の表に掲げる値であること。

定格電流 (A)	ヒューズ締付けね じの呼び径 (mm)	皿形座金の底 面の直径 (mm)
7以下	3以上3.5未満	6以上
	3.5以上	6.5以上
7を超えるも の	3.5以上4未満	6.5以上
	4以上	7.5以上

(ホ) 皿形座金を使用するものにあつては、ヒューズ取付け面の大きさは、(ニ)の表に掲げる皿形座金の底面の直径の値以上であること。

(ヘ) ヒューズ締付けねじの中心間距離は、糸ヒューズを取り付けるものにあつては20 mm以上、その他のものにあつては別表第三の規定に適合するヒューズを取り付けることができるものであること。

(ト) ヒューズの取付け部の近傍又は器具の銘板に定格電流を容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。

(チ) ヒューズ抵抗器の発熱により、その周囲の充てん物、プリント基板等が炭化又はガス化し、発火するおそれのないこと。

ニ さし込み接続器にあつては、次に適合すること。

(イ) 引掛け型のものにあつては、電線がよじれること等により刃と刃受けとの正常な接触位置から刃が容易に抜け出ない構造のものであること

(ロ) 防水型のものであつて、ふたを有するものにあつては、そのふたは、鎖等につないであること。

(ハ) 中性極又は接地側極を有するものにあつては、接地側である旨の表示を、接地極を有するものにあつては、アース用である旨の表示を、その極に接続する端子の近傍に容易に消えない方法で付すこと。

この場合において、

a 「端子の近傍」には、刃又は刃受け穴の近傍を含む。

b 「接地側である旨」の表示はN又はWとする。

c 「接地極」の表示は、保護アース、保護接地、PEの文字若しくは の記号をもって表示することをいう。

ただし、接地、接地端子、アース、E、G等の文字若しくは等の記号は、当分の間使用することができる。

d 一体成形のものにあつては、刃及びその極に接続された電線又は、刃受け穴の近傍及びその極に接続された電線に表示を付すこと。

ただし、延長コードセットの電線にあつては、この限りではない。

(ニ) 平型の差込みプラグ又はコードコネクタボディであつて定格電流が15A以下のものの電線取付け部の幅は、6.0mm以上であること。この場合において、電線を端子ねじの頭部で直接に締め付けるものにあつては、端子ねじの穴の中心から端子の先端までの長さは、大頭丸平小ねじの頭部の半径以上でなければならない。

(ホ) 寸法は、次に適合すること。

a 差込みプラグ、コンセント、マルチタップ、コードコネクタボディ、アダプターその他の差し込み接続器（アイロンプラグ及び器具用差込みプラグを除く。）であつて、次の表1、表2及び表3の左欄に掲げるものの寸法は、それぞれ表1、表2及び表3の右欄に掲げる図によること。

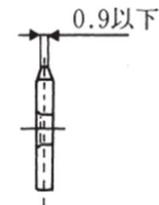
この場合において、

(a) 2枚合わせの刃にあつては、次に適合すること。

i 刃の厚さは、2枚合わせた状態で測定し、その厚さが1.5mm±0.15mmであること。この場合において、それぞれの厚さは0.6mm以上であること。

- ii 刃のつけ根は、開かないように器体内に入っていること。
- (b) 取付け寸法は、刃のつけ根（コンセントの接合面）で測定し、幅及び厚さは、つけ根からほぼ全長（先端の面取りした部分を除く。）の2/3の箇所で測定する。
- (c) 平刃のボッチ穴の面取りは両側とし、平刃受けのボッチは、刃の接する面のいずれか、又は両側に有すること。ただし、引掛け形の平刃のボッチ穴の面取り及び刃受けのボッチは、それぞれ外側とする。
- (d) 器体の刃及び刃受けを有するマルチタップ、その他の差込み接続器又はアダプターであって刃受け穴に極性の区別を有するものにあつては、刃に極性を設け、かつ、接地側の刃受け穴と接地側の刃は同じ極であること。
- (e) 刃の先端部には、刃受け穴に差し込み易いように丸み、面取り等を施すこと。この場合において、図1、図5、図6、図7、図10、図11、図14及び図15の導電極の刃の先端（2枚合わせ刃を除く。）に面取りを施すものにあつては、厚さが0.9mm以下となる面取りを施すこと。

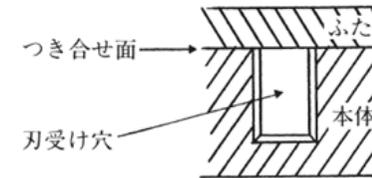
刃の先端部面取り



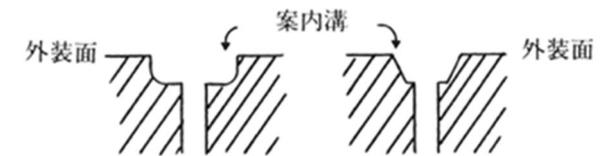
- (f) 接地極を有するものの接地極にあつては、刃受け金具の沈む深さの規定は適用しない。（以下b（b）において同じ。）
- (g) 機器組み込み用コンセント等にあつては、当分の間、極性の区別を省略することができる。（以下b（b）において同じ。）

(h) 刃受け穴の面取りは、次によることができる。

i 本体とふたの突き合わせ面にある刃受け穴の短片側の面取りを省略することができる。



ii 外表面から刃受け面の差し込み口（刃受け穴）が沈んでいるものであって、次に示す刃の案内溝を有するものは、面取りを施したものとみなす。



刃受け穴の断面

表 1

差込みプラグ			寸法
極配置	定格電流 (A)	定格電圧 (V)	
	15 以下	125	図 1
	15 以下	125	図 1 又は図 2

	15 以下	125	図 5
	15 以下	250	図 6
	15 以下	250	図 7
	15 以下	125	図 8
	15 以下	125	図 9
	20 以下	125	図 1 0
	20 以下	125	図 1 1
	20 以下	250	図 1 4
	20 以下	250	図 1 5

表 2

コンセント又はコードコネクタボディ			寸法
極配置	定格電流(A)	定格電圧(V)	
	15 以下	125	図 1 又は図 2
	15 以下	125	図 3
	15 以下	125	図 4
	15 以下	125	図 5
	15 以下	250	図 6
	15 以下	250	図 7
	15 以下	125	図 8
	15 以下	125	図 9

	20 以下	125	図 1 0
	20 以下	125	図 1 1
	20 以下	125	図 1 2
	20 以下	125	図 1 3
	20 以下	250	図 1 4
	20 以下	250	図 1 5

(備考) 1 定格電圧が 125V 以下の 2 極のものであって、刃受け穴に扉を有し、その扉が刃を抜いたときに自動的に閉じる構造のものにあつては、刃受け穴の幅の寸法は、図 1 によることを要しない。

2 コードコネクタボディ及び機械器具に組み込まれるコンセントにあつては、極性を有することを要しない。

3 タイムスイッチ用である旨の表示を付してある機器用コンセントであつて次の図例に示すものは、「図 1」の極配置として取り扱う。

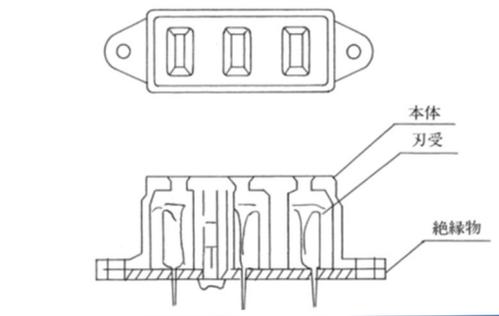


表 3

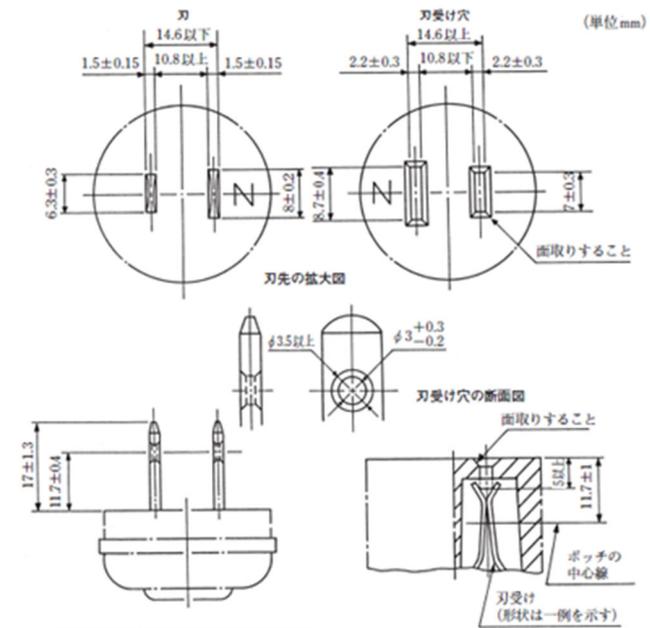
マルチタップ、アダプターその他の差し込み 接続器 (表 1 及び表 2 に掲げるものを除く。)			寸法
極配置	定格電流(A)	定格電圧(V)	
	15 以下	125	図 1
	15 以下	125	図 1 又は図 2
	15 以下	125	図 3
	15 以下	125	図 4
	15 以下	125	図 5
	15 以下	250	図 6
	15 以下	250	図 7
	15 以下	125	図 8
	15 以下	125	図 9

(備考) 1 極性を有しない 2 極のマルチタップにあっては、刃受け穴の縦の長さは、図 1 によることを要しない。この場合において、刃受け穴の縦の長さは、300 mm 以下としなければならない。

2 その他の差し込み接続器であって、内部にリレー、トランス、電子回路等を組み込んだもので構造上やむを得

ないものにあつては、定格電圧を 125V のものは 100V、  
250V のものは 200V とすることができる。

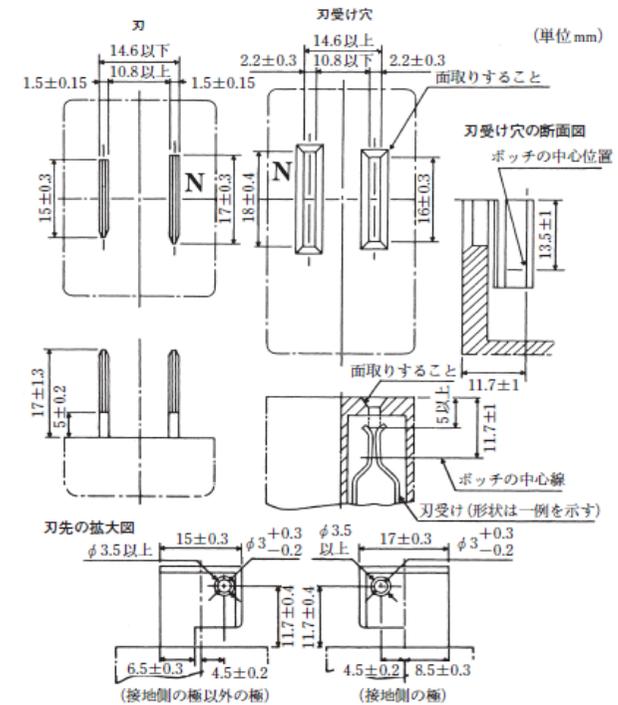
図 1



(備考)

- 1 極性の区別を有しないものにあつては、刃幅は  $6.3 \text{ mm} \pm 0.3 \text{ mm}$ 、  
刃受け穴は  $7 \text{ mm} \pm 0.3 \text{ mm}$  とする。
- 2 刃受けにボッチを有しないものにあつては、 $11.7 \pm 1$  の数値は、  
適用しない。
- 3 N の記号は、接地側の電線の接続される極を表す。

図 2



(備考)

- 1 刃受けにポッチを有しないものにあつては、11.7±1 及び 13.5±1 の数値は、適用しない。
- 2 N の記号は、接地側の電線の接続される極を表す。

図 3

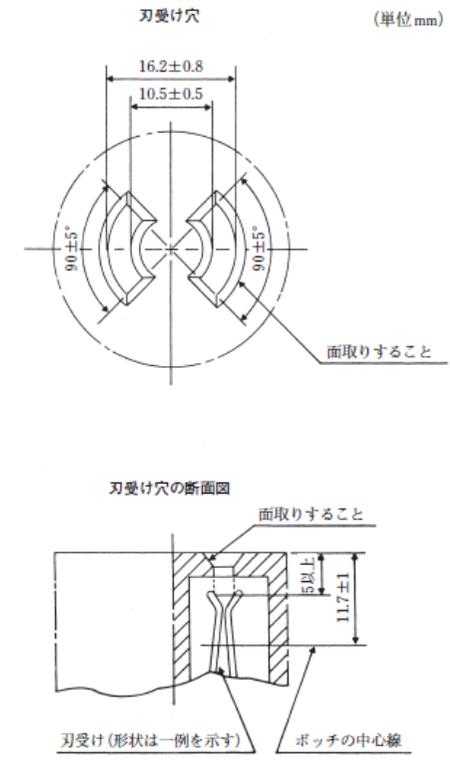
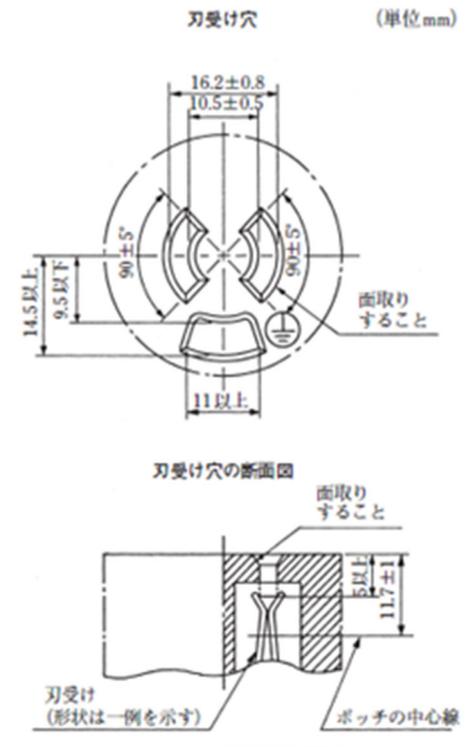


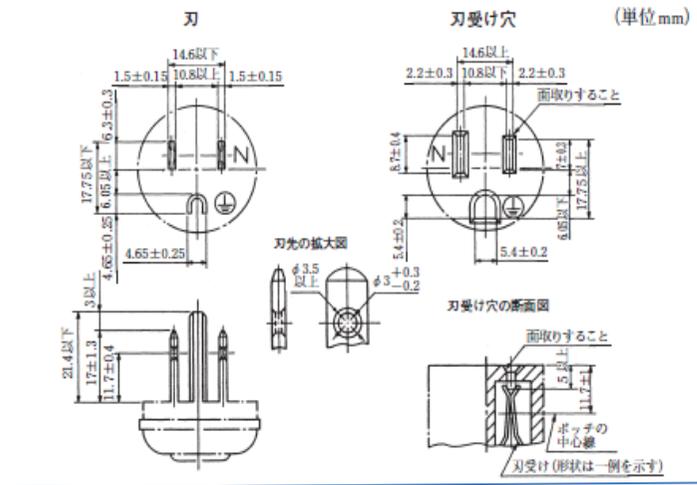
図 4



(備考) 1 接地極にあつては、 $11.7 \pm 1$  の数値及び 5 以上とある規定は、適用しない。

2  $\text{Ⓧ}$  の記号は、接地極を表す。

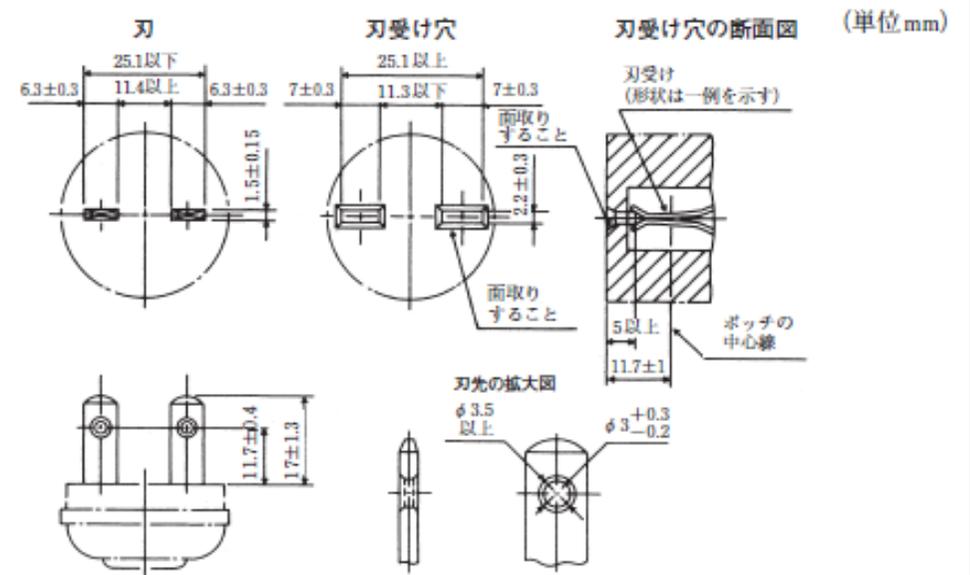
図5



(備考)

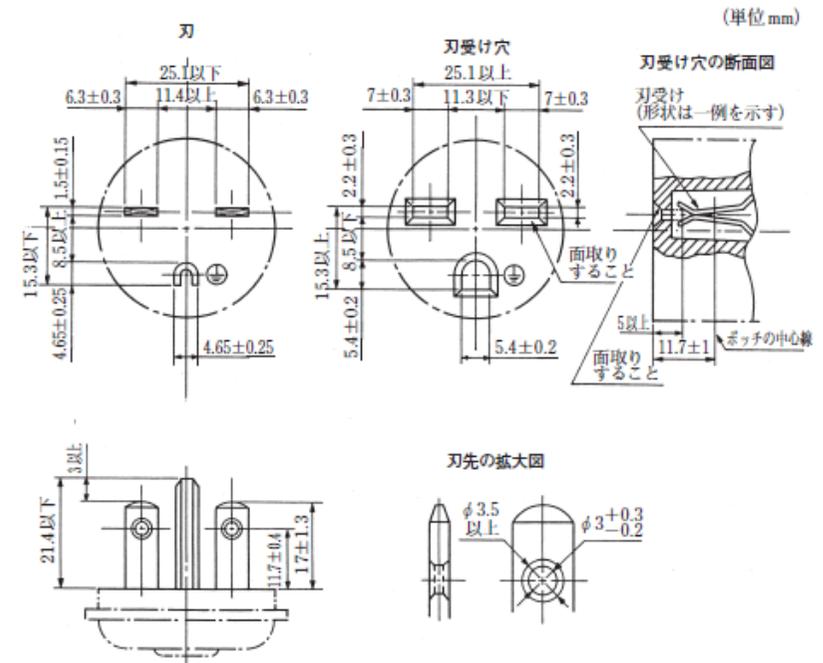
- 1 極性の区別を有しないものにあつては、刃幅は  $7\text{ mm} \pm 0.3\text{ mm}$  とする。
- 2 刃受けにボツツを有しないものにあつては、 $11.7 \pm 1$  の数値は、適用しない。
- 3 接地極の刃は、直径  $4.65\text{ mm} \pm 0.25\text{ mm}$  の丸棒にすることを妨げない。
- 4 Nの記号は、接地側の電線の接続される極を表し、記号⊕は、接地極を表す。
- 5 接地極にあつては、 $11.7 \pm 1$  の数値及び5以上とある規定は、適用しない。

図6



(備考) 刃受けにボッチを有しないものにあつては、11.7±1の数値は、適用しない。

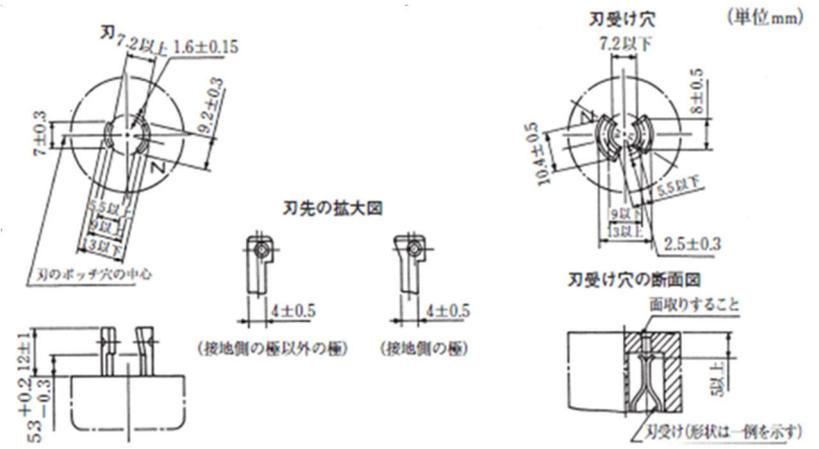
図 7



(備考)

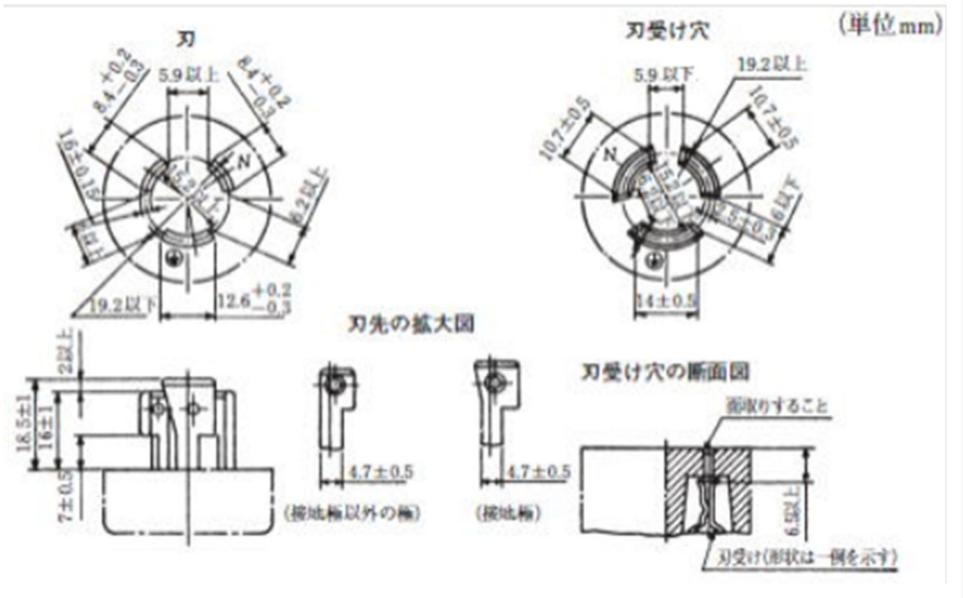
- 1 刃受けにボッチを有しないものにあつては、11.7±1 の数値は、適用しない。
- 2 接地極の刃は、直径 4.65 mm±0.25 mm の丸棒にすることを妨げない。
- 3 ⊕ は、接地極を表す。
- 4 接地極にあつては、11.7±1 の数値及び 5 以上とある規定は、適用しない。

図 8



(備考) Nの記号は、接地側の電線の接続される極を表す。

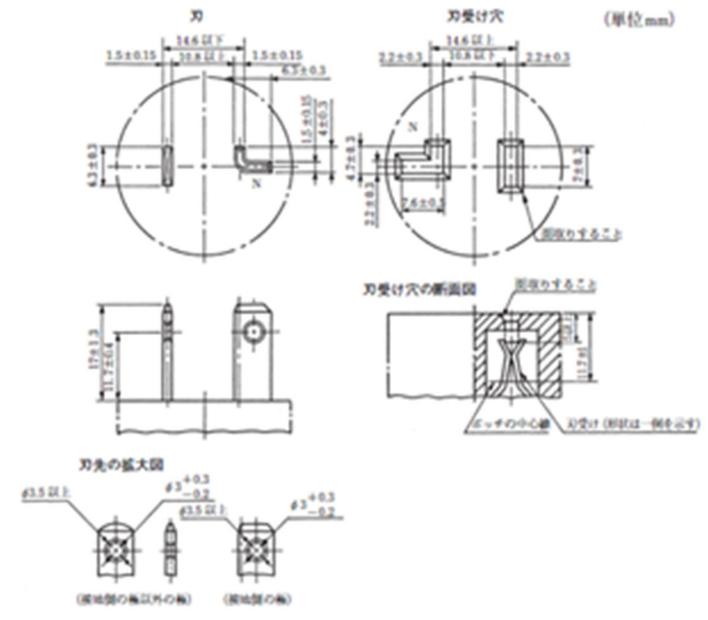
図9



(備考)

- 1 Nの記号は、接地側の電線の接続される極を表し、Ⓧは、接地極を表す。
- 2 接地極にあつては、6.5以上とある規定は、適用しない。

図 1 0

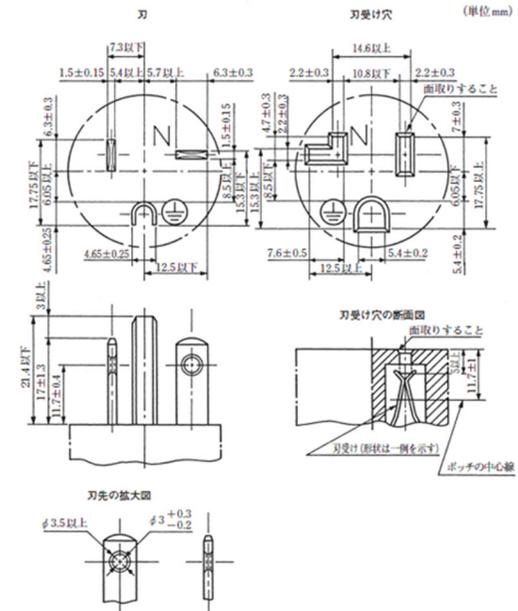


(備考)

- 1 刃受けにボッチを有しないものにあつては、 $11.7 \pm 1$  の数値は、適用しない。
- 2 接地側の刃のボッチ穴の寸法は、刃の幅方向については適用しない。
- 3 Nの記号は、接地側の電線の接続される極を表す。

図 11

図 11



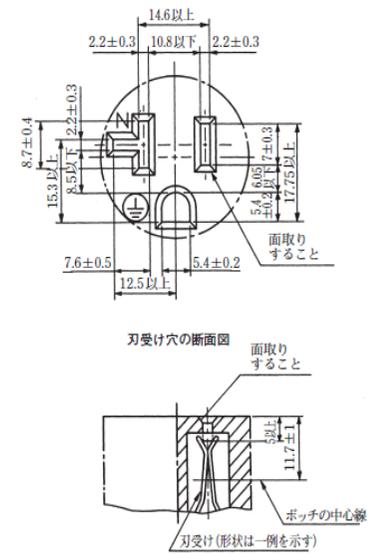
(備考)

- 1 刃受けにポッチを有しないものにあつては、11.7 ± 1 の数値は、適用しない。
- 2 接地極にあつては、11.7 ± 1 の数値及び 5 以上とある規定は、適用しない。
- 3 接地極の刃は、直径 4.65 mm ± 0.25 mm の丸棒にすることを妨げない。
- 4 N の記号は、接地側の電線の接続される極を表し、⊕ は、接地極を表す。



図 13

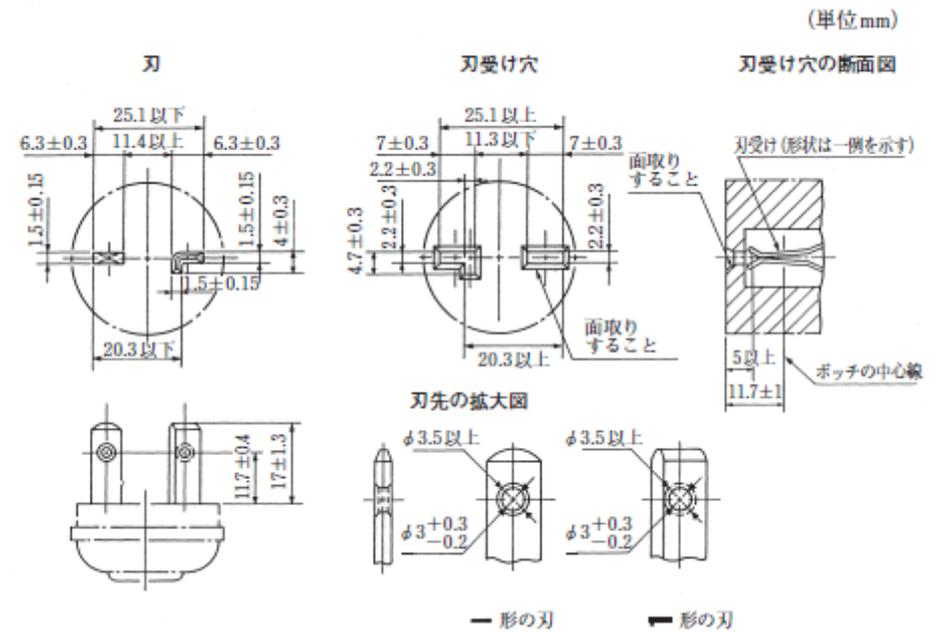
刃受け穴 (単位:mm)



(備考)

- 1 刃受けにボッチを有しないものにあつては、11.7±1の数値は、適用しない。
- 2 接地極にあつては、11.7±1の数値及び5以上とある規定は、適用しない。
- 3 Nの記号は、接地側の電線の接続される極を表し、⊕は、接地極を表す。

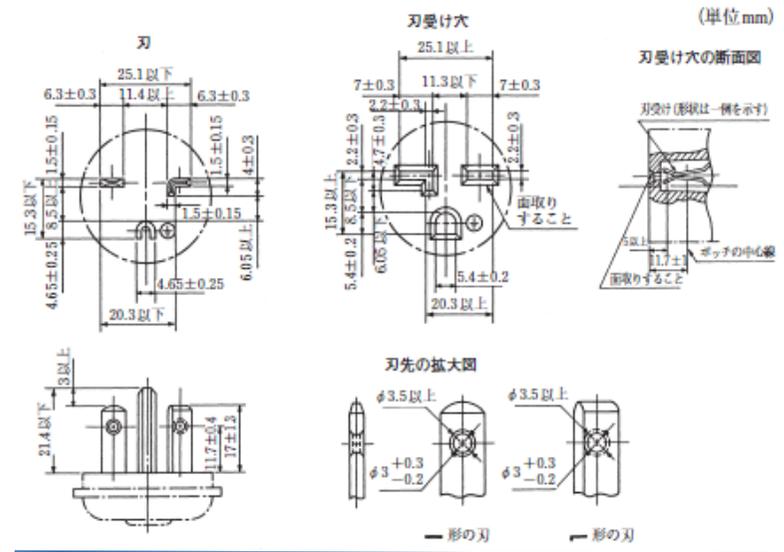
図 1 4



(備考)

- 1 刃受けにボッチを有しないものにあつては、11.7±1の数値は、適用しない。
- 2 ▬の刃のボッチ穴の寸法は、刃の幅方向については適用しない。

図 15



(備考)

- 1 刃受けにボッチを有しないものにあつては、 $11.7 \pm 1$ の数値は、適用しない。
- 2 ┌の刃のボッチ穴の寸法は、刃の幅方向については適用しない。
- 3 接地極の刃は、直径  $4.65 \text{ mm} \pm 0.25 \text{ mm}$ の丸棒にすることを妨げない。
- 4 ⊕は、接地極を表す。
- 5 接地極にあつては、 $11.7 \pm 1$ の数値及び5以上とある規定は、適用しない。

b aに掲げるもの以外のものの寸法は、次に適合すること。

(a) aに掲げるものに 接続して使用することができない寸法 であること。

この場合において、「接続して使用することができない寸法」とは、同形のものを押し込んだとき導電部に接するまで入らないことをいう。

(b) 刃受け金具の沈む深さは、外かくの受け口面から5 mm以上であること。ただし、アイロンプラグ、器具用さし込みプラグ並びに定格電流が10A以下のコンセント及びコードコネクタボディであつて、刃受け穴の直径又は短辺が3 mm以下のものにあつては1.2 mm以上、刃受け穴の直径又は短辺が3 mmを超え5 mm以下のものにあつては1.5 mm以上、刃受け穴の直径又は短辺が5 mmを超えるものにあつては3 mm以上の深さとすることができる。

(へ) 極数が3以上のものであつて接地極または多線式回路の中性線に接続される極を有するものにあつては、その極は、他の極より遅く接続せず、かつ、他の極より早く開路しないものであること。

(ト) 平形導体合成樹脂絶縁電線用のものであつて金属の外郭を使用するものにあつては、アース用端子を設けてあること。ただし、平形導体合成樹脂絶縁電線を接続した場合に、その電線のアース用の導体と当該金属製の外郭とが電氣的に確実に接続されている構造のものにあつては、この限りでない。

この場合において、平形導体合成樹脂絶縁電線のアース用の導体と器体内部において接続され、配線に使用される電線に緑と黄の配色の電線を使用した場合に限り、この電線を「アース用の導体」に含める。

(チ) 平形導体合成樹脂絶縁電線用のものであつて平形導体合成樹脂絶縁電線のアース用の導体が接続される接地極又はその極に接続される電線端子若しくはアース線には、これらのもの（容易に取り外せる端子ねじを除く。）又はこれらの近傍に容易に消えない方法でアース用である旨

の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあっては、この限りでない。

(リ) 刃受け穴の形状が線状であって、その縦の長さが 30 cm を超えるもの（以下「線状差し込み接続器」という。）にあっては、次に適合すること。

a 刃受け穴の縦の長さは、300 cm 以下であること。

b 刃受け金具の沈む深さは、外郭の受け口面から 5 mm 以上であること。

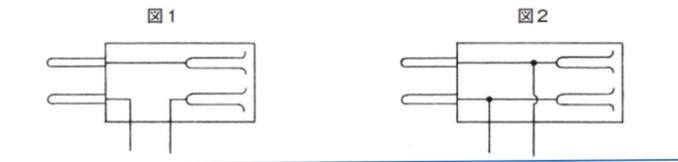
c 極数は 2 のものであること。ただし、接地極を有するものにあつては 3 とすることができる。この場合にあっては、3 極の差し込みプラグを接続したとき、2 極のみがかん合できることのない構造であること。

d 線状差し込み接続器を相互に接続する機構を有しないこと。

e 外郭の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で造営材には取り付けて使用できない旨の表示を付してあること。

(ヌ) 中間口出し線（中間口出し線用端子を含む。以下（ヌ）において同じ。）を有するアダプターにあっては、次に適合すること。

この場合において、「中間口出し線を有する」とは、次に示す構造のものをいう。



a 接続図及び中間口出し線から取り出すことのできる電流を外郭の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示してあること。

b 中間口出し線の断面積は 0.75 mm<sup>2</sup> 以上であること。

ホ ねじ込み接続器（極性の同じ電線を円すいら旋状の接続部にねじ込んで接続するもの（以下「ねじ込み型電線コネクタ」という。）を除く

。)及びソケット(蛍光灯用ソケット及び蛍光灯用スターターソケットを除く。)にあつては、次に適合すること。

(イ)パイプに接続して使用するもののノズルのねじ部の材料は、金属であること。ただし、公称直径が26mm以下の受け金を有するものであつて、ノズルの有効ねじ部の長さが5ピッチ以上のものにあつては、この限りでない。

(ロ)パイプに接続して使用するもののノズルのねじ部には、廻り止め用押し締めねじを有すること。ただし、接続するパイプをロックナットで固定できる構造のものにあつては、この限りでない。

(ハ)露出型のものの受け金は、外かくの受け口面から3mm以上(公称直径が17mm以下の受け金を有するものにあつては、1.2mm以上)の深さにあること。

(ニ)ふたと外かくのかん合が完全であり、かつ、通常の使用状態において脱落するおそれのないこと。

(ホ)刃け金の公称直径が26mmを超えるものにあつては、点滅機構を有しないこと。

(ヘ)点滅機構を有するものにあつては、点滅機構は、中心接触片に接続する極の側にあること。

(ト)口金および受け金を有するものにあつては、口金と受け金とは同じ極であること。

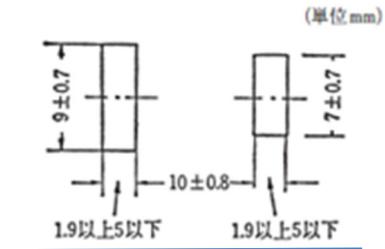
(チ)接地側電線と電圧側電線とを区別して接続する電線端子を有するものにあつては、受け金は、接地側端子と同じ極であること。

(リ)防水ソケットおよび防水型のランプレセプタクルであつて、電線付きのものにあつては、次に適合すること。

a 電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤケーブル(1種キャブタイヤケーブル及びビニルキャブタイヤケーブルを除く。)又は断面積が0.9mm<sup>2</sup>以上の絶縁電線(屋外用ビニル絶縁電線を除く。)であつて、その有効長さが15cm以上のものであること。

- b 電線の取付け部の2線の間には、隔壁を設けてあること。
- c 絶縁電線を使用するものにあつては、2線の出口における離隔距離は、10 mm以上（別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する600ボルトゴム絶縁電線を使用するものにあつては、6 mm以上）であること。ただし、合成樹脂又はゴムで口出し線の2線間を3 mm以上離隔してある構造のものにあつては、この限りでない。
- d 電線の取付け部と器体との間げきには、耐水質の電気絶縁物をつめてあること。この場合において、電気絶縁物の中に埋まる附属電線の長さは、9 mm以上でなければならない。ただし、器体の外郭が合成樹脂又はゴムのものであつて、口出し線の出口を防浸構造にするものにあつては、この限りでない。
- この場合において、
- (a) 「長さ」とは、附属電線の絶縁被覆された部分をいう。
- (b) 「防浸構造」とは、口出し線の貫通口から水が浸入しない構造のものをいう。
- e 通常の使用状態で110℃±3℃の空气中に3時間放置したとき、電気絶縁物が流出しないこと。
- (ヌ) 欠番
- (ル) キーソケットであつてつまみの心棒が充電しているものにあつては、つまみの心棒が器体の外に露出する部分は、1 mmを超えないこと。

(フ) さし込み機構を有するものにあつては、さし込み機構は、6 (1) ニ (ホ) を除く。) ならびに次の図による寸法および形状に適合すること。この場合において、刃受け金具の沈む深さは、外かくの受け口面から 3 mm 以上としなければならない。



へ ねじ込み型電線コネクタにあつては、次に適合すること。

(イ) 内部に円すいら旋状等の金属体の電線取付け部を有し、その外は絶縁物で覆われていること。

(ロ) 電線取付け部の充電部は、ねじ込み口の受け口面から 5 mm 以上の深さであること。

(ハ) 適合する電線の導体を容易に、かつ、確実に接続できること。

この場合において、「適合する電線」とは、導体の直径が 1 mm 以上の単線又は断面積が 0.75 mm<sup>2</sup> 以上のより線であつて、定格電流に相当する許容電流の電線であり、かつ、本体に表示又は包装容器等に表示してある電線の直径、断面積及び差し込まれる導体の長さの電線をいう。

ト けい光灯用ソケットおよびけい光灯用スターソケットにあつては、次に適合すること。

(イ) 口出し線は、次に適合すること。

a 定格電圧が 600V 以下のものにあつては、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する電線 (屋外用ビニル絶縁電線を除く。) であつて、断面積が 0.75 mm<sup>2</sup> 以上 (器具内配線用口出し線にあつては、0.5 mm<sup>2</sup> 以上) のものであること。

b 定格電圧が 600V を超え 1,000V 以下のものにあつては、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するけい光灯電線であること。

(ロ) 絶縁距離は、次に適合すること。

a 極性が異なる電線取付け端子部（ネジ止め以外の口出し線付きのもので器体がリベット等で組立てられ容易に解体できないものの端子部を除く。以下 a において同じ。）間および端子部とアースするおそれのある非充電金属部（けい光灯用ソケットおよびけい光灯用スターターソケットが取り付けられるべき金属の表面を含む。）との間の絶縁距離は、次の表に掲げる値以上であること。

定格電圧(V)	絶縁距離(mm)	
	空間距離	沿面距離
300以下	3	3
300を超え600以下	6	6
600を超えるもの	9	12

(備考) 端子に直径が 1 mm の単線を接続したときの値とする。

b a に掲げる端子部以外の極性が異なる充電部間および a に掲げる端子部以外の充電部とアースするおそれのある非充電金属部（けい光灯用ソケットおよびけい光灯用スターターソケットが取り付けられる金属部の表面を含む。）との間の絶縁距離は、次の表に掲げる値以上であること。

定格電圧(V)	絶縁距離(mm)	
	空間距離	沿面距離
300以下	1.2	1.2
300を超え600以下	3	3
600を超えるもの	9(4.5)	12(4.5)

(備考) かつこ内の数値は、絶縁体に磁器、尿素樹脂または尿素樹脂と同等以上の耐アーク性を有するものを使用するものに適用する。

c 受け金は埋込型のものを除き、外かくの受け口面から 1.2 mm以上の深さにあること。

(ハ) けい光灯またはけい光灯用スターターが容易に取り付け、または取りはずすことができること。

チ ローゼットおよびジョイントボックスにあつては、次に適合すること。

(イ) ふたと外かくとのかん合が完全であり、かつ、通常の使用状態において脱落するおそれのないこと。

(ロ) 金属製のふたと充電部との距離は、6 mm以上で、かつ、金属製のふたのコードの貫通孔には絶縁ブッシングを取り付けてあること。

(ハ) 高台のローゼットにあつては、台の取付け面から電線の貫通孔までの高さは、6 mm以上であること。

(ニ) 引掛け型ローゼットにあつては、接触片が正しい接触位置に止まったとき、常に圧力が加わり、かつ、その位置をふたおよび台に表示してあること。ただし、正しい接触位置が容易にわかるものにあつては、その位置を表示することを要しない。

(ホ) さし込み機構を有するものにあつては、さし込み機構は、6 (1) 二の規定に適合すること。

(ヘ) 平形導体合成樹脂絶縁電線用のジョイントボックスであつて金属の外郭を使用するものにあつては、アース用端子を設けてあること。ただし、平形導体合成樹脂絶縁電線を接続した場合に、その電線のアース用の導体と当該金属製の外郭とが電氣的に確実に接続されている構造のものにあつては、この限りでない。

この場合において、平形導体合成樹脂絶縁電線のアース用の導体と器体内部において接続され、配線に使用される電線に緑と黄の配色の電線を使用した場合に限り、この電線を「アース用の導体」に含める。

(ト) 平形導体合成樹脂絶縁電線用のジョイントボックスであって平形導体合成樹脂絶縁電線のアース用の導体が接続される接地極又はその極に接続される電線端子若しくはアース線には、これらのもの（容易に取り外せる端子ねじを除く。）又はこれらの近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあつては、この限りでない。

(チ) ジョイントボックスであって、極性の同じ電線を板状の接続部に差し込んで接続するもの（以下「差し込み型電線コネクタ」という。）にあつては、次によること。

a 電線の導体は、板ばね等の十分な圧力で確実に支持され、その外部は絶縁物で覆われていること。

b それぞれの差し込み口に電線を挿入したのち、1の電線を取り外したとき、他の電線が緩むことのないものであること。

c 接続できる電線の直径及び差し込まれる導体の長さを、外郭の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示してあること。

d 電線取付け部の充電部は、差し込み口の受け口面から5mm以上の深さであること。

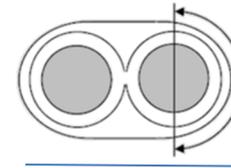
リ 延長コードセットにあつては、次に適合すること。

(イ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード又は別表第一の規定に適合する同表(6)イ(ロ)aの表に掲げるコード（単心コード及び二重被覆のコードを除く。）であつて、保護被覆を施したものであること。

この場合において、

a 「保護被覆」を施したものは、厚さが最低0.2mm以上、最大0.5mm以下、平均が0.3mm以上のものをいう。

b 保護被覆を取り去ったときに、別表第一に規定する技術基準に適合すること。保護被覆の厚さの測定は、下図の矢印の範囲内で行う。



(ロ) マルチタップ、コードコネクタボディ及び差込みプラグの寸法は 6 (1) ニ (ホ) a に規定するものとする。

(ハ) マルチタップ又はコードコネクタボディの極数、差込みプラグの極数及び電源電線の線心数が等しくなるように構成すること。ただし、2 極の差込みプラグ、マルチタップ又はコードコネクタボディにアースリード線又は外部アース端子が付いたものにあつては極数を 3 とみなす。

(ニ) 電線と一体成型された差込みプラグにあつては、主絶縁材料は次に適合すること。

a コンセントとの突き合わせ面に接するプラグの外面であつて、その栓刃（接地極を除く。）に直接接する絶縁材料にあつては、JIS C 2134(2007)「固体絶縁材料の保証及び比較トラッキング指数の測定方法」に規定する PTI が 400 以上であること。

b 栓刃間（接地極を除く。）を保持する絶縁材料にあつては、JIS C 60695-2-11(2004)「耐火性試験—電気・電子—最終製品に対するグローワイヤ燃焼性試験方法」又は JIS C 60695-2-12(2013)「耐火性試験—電気・電子—第 2-12 部：グローワイヤ／ホットワイヤ試験方法—材料に対するグローワイヤ燃焼性指数 (GWFI)」に規定する試験を試験温度 850℃で行ったとき、これに適合するものであること。ただし、JIS C 60695-2-13(2013)「耐火性試験—電気・電

子—第 2-13 部：グローワイヤ／ホットワイヤ試験方法—材料に対するグローワイヤ着火温度指数（GWIT）」に規定するグローワイヤ着火温度が 875℃レベル以上の材料は、この限りでない。

c 差込みプラグの外郭が塩化ビニル混合物のものにあつては、栓刃間（接地極を除く。）を保持する絶縁材料には熱硬化性樹脂を使用すること。

(ホ) 電線の接続部であつて、コードかしめ部、コードはんだ付部、圧着かしめ部及びねじの先端で押し締めるものにあつては、電線を接続した端子に定格電流の 1.2 倍に相当する電流を 45 分間通電し、45 分間休止する操作を 125 回繰り返したとき、25 回目の通電の終りと 125 回目の通電の終りの温度差が 8℃を超えないこと。

(へ) 延長コードセットの器体には、容易に消えない方法で安全に接続することができる最大の電力又は定格電流の値を表示してあること。

この場合において、「安全に接続することができる最大の電力」とは、定格電流が 15A で定格電圧が 125V の場合は 1,500W、定格電流が 20A で定格電圧が 125V の場合は 2,000W、定格電流が 15A で定格電圧が 250V の場合は 3,000W、定格電流が 20A で定格電圧が 250V の場合は 4,000W をいう。

(ト) 栓刃可動形の差込みプラグにあつては、定格電流を通電した状態で、可動範囲において、毎分 20 回の割合で 1,000 回連続して回転する。

(片側動作で 1 回とする。)

その後、定格電流に等しい電流を通じた状態で、温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法により測定した栓刃可動部（接地極の栓刃可動部は除く。）の温度上昇は 35K（基準周囲温度は 30℃とする。）以下であること。温度上昇測定において、差込みプラグの栓刃間（接地極を除く。）を定格電流が 15A のものは直径 1.6 mm、定格電流が 20A のものは直径 2.0 mm の銅単線で接続して測定する。

ヌ 標準型（ニ（ホ）の表1に示すもの。）の差込みプラグ（ゴムプラグは除く。）及び本体に栓刃を有するマルチタップ（ニ（ホ）の表3に示すもの。）にあつては、次に適合すること。

（イ）コンセントとの突き合わせ面に接するプラグ及びマルチタップの外表面であつて、その栓刃（接地極を除く。）に直接接する絶縁材料にあつては、JIS C 2134(2007)に規定するPTIが400以上であること。

（ロ）栓刃間（接地極を除く。）を保持する絶縁材料にあつては、JIS C 60695-2-11(2004)又はJIS C 60695-2-12(2013)に規定する試験を試験温度750℃で行つたとき、これに適合するものであること。ただし、JIS C 60695-2-13(2013)に従つたグローワイヤ着火温度が775℃レベル以上の材料は、この限りでない。

## （2）定格

イ ねじ込み接続器（ねじ込み型電線コネクタを除く。）及びソケット（蛍光灯用ソケット及び蛍光灯用スターターソケットを除く。）の定格は、次に適合すること。

（イ）口金または受け金の公称直径が26mm未満のものゝの定格電流は、3A以下であること。ただし、ハロゲン電球用のものにあつては、この限りでない。

（ロ）口金または受け金の公称直径が26mm以上39mm未満のものゝの定格電流は、6A以下であること。

（ハ）口金または受け金の公称直径が39mm以上のものゝの定格電流は、20A以下であること。

ロ コンセントであつて形状がシーリングボディのもの、差込みプラグであつて形状がシーリングキャップのもの及びローゼットの定格電流は6A以下であること。

ハ 線状差し込み接続器の定格電圧は、125Vであり、定格電流は、15A以下であること。

ニ 延長コードセットの定格電流は 15A 又は 20A とし、かつ、定格電流とマルチタップ又はコードコネクタボディ及び差込みプラグの定格電流と等しくなるように構成すること。

ホ 延長コードセットの定格電圧は 125V 又は 250V とし、かつ、定格電圧とマルチタップ又はコードコネクタボディ及び差込みプラグの定格電圧と等しくなるように構成すること。

### (3) 性能

#### イ 端子部の強度

附表第一の試験を行ったとき、これに適合すること。

#### ロ 外かくの強度

(イ) 床上に置いて使用するものであって、人が踏むおそれのあるものにあつては、試験品を厚さが 10 mm 以上の表面が平らな木台の上に通常の使用状態に置き、底面の形状が正方形で、その 1 辺の長さが 100 mm、質量が 60kg のおもりを上部に 1 分間置いたとき、各部にひび、割れその他の異状が生じないこと。

この場合において、

a 「人が踏むおそれのあるもの」とは、さし込みプラグ、マルチタップ、コードコネクタボディ、アイロンプラグ、器具用さし込みプラグ等をいう。

b 試験は、厚さ約 5 mm のゴム板の上に試験品をのせ、試験品の上部に荷重が均等に加わるようにゴム板、砂袋等をのせた上に荷重を加えて行う。

(ロ) ソケット（外かくの材料が陶磁器製のものを除き、1 の接続器を介してコードに接続されるものを含む。）、さし込み接続器及びねじ込み接続器であつて、通常コードを接続して使用するものにあつては、平面が鉛直となるように固定した厚さが 20 mm 以上で短辺の長さが 50 cm 以上の表面が平らな堅木の木板の中央部に、その器具に、長さが 1m（ソケットにあつては、60 cm）で、かつ、その定格電流に応じて次の表に示す太さのコードを取り付け、器具を高さ 1m（ソケットにあつては、60

cm) から振子状に3回自然に落としたとき、危険を生ずるおそれのある破損が生じないこと。この場合において、試験品は、毎回異なる面が当たるように行うものとする。

この場合において、

a 「1の接続器を介してコードに接続されるもの」には、当該ソケットに分岐ソケット、ねじ込みプラグ等をさし込み又はねじ込み、その後通常コードが接続される状態となるものを含み、固定して使用するものは含まない。

b 「コード」には、キャブタイヤケーブルを含む。

c 「危険が生ずるおそれのある破損」とは、感電、火災及び傷害の発生するおそれのある異状を含む。(以下ロにおいて同じ。)

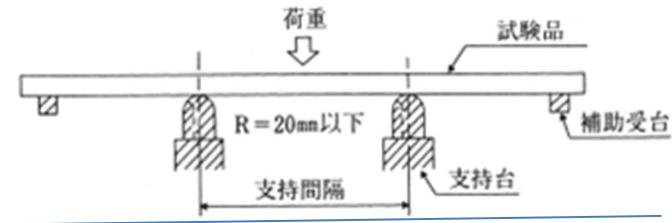
<u>器具の定格 電流(A)</u>	<u>7以下</u>	<u>7を超え 10以下</u>	<u>10を超え 15以下</u>	<u>15を超え 20以下</u>	<u>20を超え るもの</u>
<u>コードの太 さ(mm<sup>2</sup>)</u>	<u>0.75</u>	<u>1.25</u>	<u>2</u>	<u>3.5</u>	<u>5.5</u>

(ハ) コンセントに本体をじかにさし込んで使用するものにあつては、試験品を水平に置いた厚さが20mmで短辺の長さが50cm以上の表面が平らな長方形の木板の中央部に70cmの高さから3回落としたとき、危険を生ずるおそれのある破損が生じないこと。

(ニ) 線状差し込み接続器にあつては、次に適合すること。

a 試験品を厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に置き、試験品上1mの高さから直径が20.64mmで質量が約36gの鋼球をその上に垂直に落としたとき、危険を生ずるおそれのある破損が生じないこと。

b 試験品を次の図に示す支持間隔が 30 cm の支持台の上に試験品の中央部が支持台間の中央に一致するように水平に置き、その中央部に 100N の荷重を連続して 1 分間加えたとき、各部に異状が生じないこと。



#### ハ 保持力および引張強度

(イ) 引掛け型、差し込み引掛け型（引掛け部分に限る。）、ロックナット式又は抜け止め式のもの以外の接続器にあっては、次に適合すること

。

この場合において、器具用差し込みプラグ等の案内ピン又は信号線用ピンを有するものにあつては、試験は案内ピン又は信号線用ピンを含めた全体で行う。

「極数」には、案内ピン、信号ピンを含めない。

a 刃受けを有するものにあつては、差し込みプラグを抜くために要する力は、へに規定する開閉試験の前後において、次の表に掲げるとおりとする。

この場合において、「差し込みプラグを抜くために要する力」は抜く試験を 5 回行い、その平均値とする。

区分	差し込みプラグを抜くために要する力(N)
----	----------------------

<u>定格電流が 15A 以下のものであつて極数が 2 のもの</u>	<u>5 以上 60 以下</u>
<u>定格電流が 15A を超えるものであつて極数が 2 のもの</u>	<u>15 以上 100 以下</u>
<u>定格電流が 15A 以下のものであつて極数が 3 のもの</u>	<u>7.5 以上 60 以下</u>
<u>定格電流が 15A を超えるものであつて極数が 3 のもの</u>	<u>20 以上 120 以下</u>
<u>定格電流が 15A 以下のものであつて極数が 4 以上のもの</u>	<u>10 以上 80 以下</u>
<u>定格電流が 15A を超えるものであつて極数が 4 以上のもの</u>	<u>30 以上 150 以下</u>

(備考) 抜くときは、刃の方向に力を加えるものとする。

b 磁石で保持されるものにあつては、プラグを外すために要する力はへに規定する開閉試験の前後において、次の表に掲げるとおりとする。

区分	<u>差込みプラグを外すために要する力 (N)</u>	
	<u>かん合面と垂直方向にプラグを外すために要する力 (N)</u>	<u>水平又は上下斜め 45° 方向にプラグを外すために要する力 (N)</u>
<u>定格電流が 15A 以下のものであつて極数が 2 のもの</u>	<u>5 以上</u>	<u>20 以下</u>

<u>定格電流が 15A を超えるものであって極数が 2 のもの</u>	<u>15 以上</u>	<u>35 以下</u>
<u>定格電流が 15A 以下のものであって極数が 3 のもの</u>	<u>7.5 以上</u>	<u>25 以下</u>
<u>定格電流が 15A を超えるものであって極数が 3 のもの</u>	<u>20 以上</u>	<u>40 以下</u>
<u>定格電流が 15A 以下のものであって極数が 4 以上のもの</u>	<u>10 以上</u>	<u>30 以下</u>
<u>定格電流が 15A を超えるものであって極数が 4 以上のもの</u>	<u>30 以上</u>	<u>60 以下</u>

- (備考) 1 かん合面と垂直方向にプラグを外すために要する力は、プラグをプラグ受けに取り付けた状態で、かん合面と垂直方向にプラグ受開口部に徐々に引張り荷重を加えてプラグの外れるときの値を 5 回測定し、その平均値とする。
- 2 水平又は上下斜め 45° 方向にプラグを外すために要する力は、プラグをプラグ受けに取り付けた状態で、コードの出口に対して水平及び上下 45° の角度をもってプラグ受開口部に徐々に引張り荷重を加えてプラグの外れるときの値を左右及び上下各々 3 回測定し、その各方向の各々の平均値とする。

(ロ) けい光灯用ソケットにあっては、けい光灯を通常の使用状態に取り付けたときにおける脚 1 本当たりの保持力は、次の表に掲げるとおりとする。

定格電流 (A)	脚 1 本当たりの保持力 (N)	
	つき合わせ型のもの	はさみ込み型のもの 又は差し込み型のもの
0.5 以下	3 以上 10 以下	0.5 以上 5 以下
0.5 を超え 3 以下	5 以上 20 以下	1 以上 8 以下
3 を超えるもの	5 以上	1 以上

(備考)

- 1 つき合わせ型のものにあつては、接触部に加えられている力を測定すること。
- 2 はさみ込み型またはさし込み型のものにあつては、けい光灯を脚の方向に抜くために要する力を測定すること。
- 3 脚数が 2 または 4 のものにあつては、2 脚当たりまたは 4 脚当たりについて測定した値の 1/2 または 1/4 とすること。

(ハ) 引きひもを使用して開閉操作をするものにあつては、器体と引きひも（引きひもの取換えができるものにあつては、引きひもの取付け部）との間に 70N（受け金の公称直径が 26 mm 未満のソケットにあつては 40N、受け金の公称直径が 26 mm のソケットにあつては 50N）の引張荷重を 1 分間加えたとき、各部に異状が生じないこと。

(ニ) 引掛け型、さし込み引掛け型（引掛け部分に限る。）、ロックナット式又は抜け止め式の刃受けを有するさし込み接続器にあつては、次に掲げる引張試験を行ったとき、各部に異状が生じないこと。

a 刃を有するものを刃受けを有するものにさし込み、刃を有するものと刃受けを有するものとの間に次の表に掲げる値の引張荷重を連続して1分間加えること。

定格電流(A)	引張荷重(N)		
	引掛け型のもの 及びロックナツ ト式のもの	抜け止め式の もの	差し込み引掛け 型のもの
15以下のもの	150	100	200
15を超え20以下のもの	200	150	—
20を超えるもの	300	150	—

b 刃を有するもの及び刃受けを有するものにそれぞれコードを接続し、刃を有するものとコードの間及び刃受けを有するものとコードとの間にそれぞれaの表に掲げる値の引張荷重を連続して1分間加えること。

c 差し込み引掛け型のものにあつては、刃受け部分を固定し、この部分に引掛け刃を差し込み、かつ、引掛けた後、これらのかん合面から刃の方向に10cm離れた箇所にかん合面と水平に75Nの引張荷重を連続して1分間加えること。

(ホ) ねじ込み接続器（ねじ込み型電線コネクタを除く。）及びソケット（蛍光灯用ソケット及び蛍光灯用スターターソケットを除く。）にあつては、次に適合すること。

a コードを接続して使用するものにあつては、通常の使用状態に取り付け、外かくとコードとの間に次の表に掲げる引張荷重を1分間連続して加えたとき、各部に異状が生じないこと。この場合において、パイプに接続して使用するもののノズルを有するもの及びコー

下に張力が加わらない方法で固定して使用するものは「コードを接続して使用するもの」とみなさない。

受け金の公称直径 (mm)	引張荷重(N)
26未満	50
26以上	90

b ねじ込み口金又は受け金を有するものにあつては、その口金又は受け金に適合するソケットを使用し、次の表に掲げるトルクでねじ合わせ、1分間保ったとき、口金又は受け金の取付け部に破損その他の異状が生じないこと。

口金又は受け金の公称直径(mm)	12以下のもの	12を超え26未満のもの	26のもの	26を超えるもの
トルク(Nm)	0.5	0.6	2(1.5)	4

(備考) 括弧内の数値は、セパラブルプラグボディに適用する。

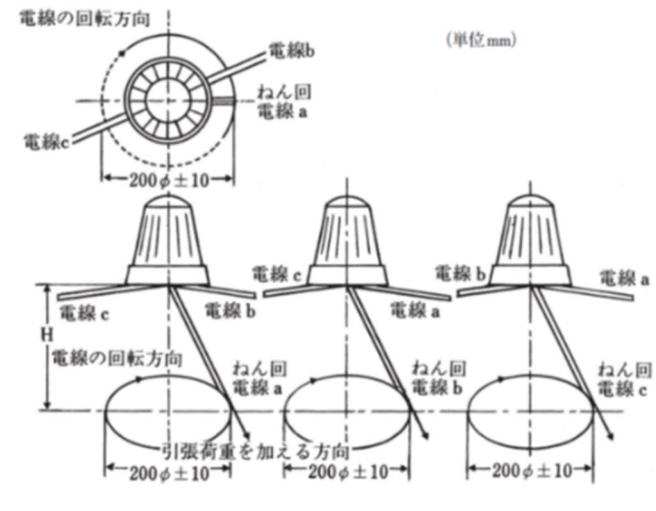
(へ) ねじ込み型電線コネクタにあつては、次に適合すること。

a 適合する電線を取り付け、取り外す操作を5回繰り返した後、接続電線のうちの2本との間及び器具と接続電線の1本との間にそれぞれ50Nの引張荷重を徐々に加え1分間保持したとき、各部に異状が生じないこと。

この場合において、2以上の太さ又は種類の電線を接続できるものにあつては、本体に表示又は包装容器等に表示してある接続できる電線の直径、断面積及び差し込まれる電線の本数及び種類ごとの電線を組合せて試験を行う。(以下ハ(へ)において同じ。)

b 適合する電線を取り付け、その内の1の電線に50Nの引張荷重を加えながらねじ方向に2回転させる操作をそれぞれの電線に行ったとき、各部に異状が生じないこと。

この場合において、「2回転させる操作」とは、次の図に示すように荷重を加えながら、5.5秒間に1回転の速さでねじ込み方向に2回転させることをいう。



(備考) Hは適合する電線の断面積が5.5 mm<sup>2</sup>未満(単線にあつては、2.6 mm未満)のものにあつては、250 mm±10 mm、5.5 mm<sup>2</sup>(単線にあつては、2.6 mm)以上のものにあつては、500 mm±10 mmとする

(ト) 蛍光灯用スターターソケットにあつては、蛍光灯用スターターを通常の使用状態に取り付け、受け金と蛍光灯用スターターとの間に30Nの引張荷重を連続して1分間加えたとき、各部に異状が生じないこと。

(チ) ローゼットにあつては、通常の使用状態に取り付けコードと台又は外郭との間に 200N の引張荷重を連続して 1 分間加えたとき、各部に異状が生じないこと。

(リ) 差し込み型電線コネクタにあつては、(ヘ) a に適合するほか、適合する電線を取り付け、その内の任意の 1 本の電線に 10N の引張り荷重を加えながら電線差し込み孔を中心に 45° 曲げて元に戻し、更に反対側に 45° 曲げて戻す操作を 5 回繰り返したとき、各部に異状が生じないこと。

この場合において、

a 「適合する電線」とは、表示された電線をいう。

b 2 以上の太さ又は種類の電線を接続できるものにあつては、太さ及び種類ごとの電線を組合せて試験を行う。

## ニ 巻取機構の性能

電源電線を収納する巻取機構を有するものにあつては、電線を引き出し、収納する操作を毎分約 50m の速さで連続して 1,000 回行ったとき、素線の断線率が 30%以下であり、かつ、各部に異状が生じないこと。

この場合において、「電線を収納する操作」を自動的に行うものにあつては、試験はその自動収納操作の速さで行う。

## ホ 耐熱性能

(イ) 屋外用のものであつて、外かくに合成樹脂成型品を使用するものにあつては、80℃±3℃の空気中に 1 時間放置したとき、各部にゆるみ、ふくれ、ひび、割れ、変形その他の異状が生じないこと。

この場合において、「変形その他の異状」には、試験を行った後に外郭を取り外し再度取り付けが正常に行えなくなった状態及び水の浸入するおそれのある異状が生じた状態を含む。

(ロ) アイロンプラグにあつては、さし込み口の先端から 20 mm までの部分にあつては 200℃±3℃、さし込み口の先端から 20 mm を超える部分にあつては 150℃±3℃の空気中に 1 時間放置したとき、各部にゆるみ、ふくれ、ひび、割れ、変形その他の異状が生じないこと。

(ハ) 電球を取り付けて使用する接続器（けい光灯用ソケット及びけい光灯用スターターソケットを除く。）にあつては、つまみ又はボタンの部分以外にあつては次の表に掲げる温度の空气中に1時間、つまみ又はボタンにあつては $100^{\circ}\text{C} \pm 3^{\circ}\text{C}$ の空气中に1時間放置したとき、ゆるみ、ふくれ、ひび、割れ、変形その他の異状が生じないこと。

この場合において、プルソケット、分岐ソケット等の引きひもの先端に取り付けられているものには適用しない。

区分		温度(°C)	
ねじ込み型 (引掛け型を含む。)	白熱電球用 のもの	公称直径が 26 mm未満 の受け金を有するもの	$100 \pm 3$
		公称直径が 26 mmの受け金を有するもの	$150 \pm 3$
		公称直径が 26 mmを超える受け金を有するもの	$200 \pm 3$
		ハロゲン電球用のもの	$250 \pm 5$
その他	白熱電球用（シールドビーム用、管形電球用等を含む。）のもの	$150 \pm 3$	
	ハロゲン電球用のもの	$250 \pm 5$	

へ 開閉性能

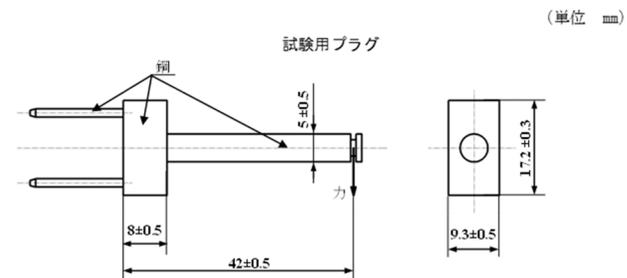
点滅機構又は刃受けを有するものにあつては、附表第二1の試験を行ったとき、これに適合すること。

なお、コンセントで極配置が(1)ニ(ホ)の表2の図1及び図5のものにあっては、附表第二1の試験の前に、コンセントの刃受けに横方向の力を加える下記の試験を実施する。

コンセントの刃受穴(接地極を除く。)が水平で、コンセントの表面が垂直になるように取り付ける。次の図に示す試験用プラグを完全にかん合させ、試験用プラグに加わる力が5Nになるように、おもりを吊り下げる。

試験用プラグを1分後に外し、コンセントを取付面上で180°回し、再度、試験用プラグを完全にかん合させ、試験用プラグに加わる力が5Nになるように、おもりを1分間、吊り下げる。

試験中、試験用プラグがコンセントから抜けてはならない。



極刃の形状はJIS C 8303の附属書Aに示す図A.1-2極差込接続器15A125Vの無極とする。

## ト 温度上昇

差込みプラグ、差し込み接続器(差込みプラグを除く。)であって、固定要素を有する平刃のもの、蛍光灯用ソケット、蛍光灯用スターターソケット、ローゼット(引掛け型のを除く。)及びジョイントボックス(平形導体合成樹脂絶縁電線の接続部の導電部を有するもの及び差し込み電線コネクタを除く。)以外のものにあつては、附表第三1及び3の試験を行ったとき、これに適合すること。この場合において、ハ

又はへに規定する試験を行うものにあつては、ハ又はへに規定する試験の後に行わなければならない。

#### チ 絶縁性能

附表第四の試験を行ったとき、これに適合すること。この場合において、トに規定する試験を行うものにあつては、トに規定する試験の直後に行わなければならない。

#### リ 短絡遮断性能

非包装ヒューズの取付け部を有するものにあつては、チに規定する試験の後に附表第五の試験を行ったとき、これに適合すること。

#### ヌ 接触抵抗

接地極を有する差し込み接続器であつて、刃受けを有するものにあつては、刃が正しく差し込まれた状態において、接地極に電圧が 1.5V 以上 4.5V 以下で電流が 1A の直流を通じて測定した接地極の刃と刃受け端子との間の電圧降下（3 回の平均値をとるものとする。）は、50mV 以下であること。

#### ル 耐燃性

電源電線等と一体成型されている器具用差し込みプラグ及びコードコネクタボディにあつては、器体を水平に保ち、その中央部を酸化炎の長さが約 130 mm のブンゼンバーナーの還元炎で燃焼させ、その炎を取り去ったとき、自然に消えること。

この場合において、

(イ)「自然に消えること」とは、60 秒以内に消えることをいう。

(ロ) ブンゼンバーナーの燃料は、約 37MJ/m<sup>3</sup> の工業用のメタンガス又はこれと同等以上の発熱量を有するものを使用するものとする。

(参考 約 37MJ/m<sup>3</sup> は、9,000kcal/m<sup>3</sup> に相当する。)

### 7 ライティングダクト及びその付属品

#### (1) 材料

「ライティングダクト」には、(1)において付属品を含む。

イ ライティングダクト（以下7において「ダクト」という。）の外郭の材料は、次に適合すること。

（イ） 金属のものにあつては、JIS G 3131(1983)「熱間圧延軟鋼板及び鋼帯」に規定するもの、JIS H 4000(1982)「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定する A1100P-H14、JIS H 4100(1982)「アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材」に規定する A1100S-F 又はこれらと同等以上の機械的強度を有するものであること。

（ロ） 合成樹脂のもの（金属に合成樹脂を被覆したものを含む。以下7において同じ。）にあつては、容易に変形しないこと。

ロ 導電材料及び接地極の材料は、銅又は銅合金であること。

ハ ダクトの強度は両手でダクト（附属品を除く。）の先端及び末端（長さが1mを超えるものにあつては、1mの間隔をおいた位置）をつかみ、これに適当なねじり力を加えたとき、復元力があり、かつ、次のいずれにも適合するものであること。

各部にゆるみ、ふくれ、ひび、割れ等が生じないこと

導体の各部が器体から離れないこと

ニ 附属品の強度は、6（3）ロ（ハ）の規定に適合するものであること

。

## （2）構造

イ ダクトは、次に適合すること。

（イ） ダクト相互は、カップリング、エルボー、ティ及びクロス（以下7において「接続用附属品」という。）を用いて電氣的及び機械的に確実に接続できること。

「電氣的及び機械的に確実に接続できる」とは、次の状態のものを含む

。

a 内面の各部は、なめらかなものであること。

b ダクトの内部は、ダクトの全長にわたって均一な構造であること。ただし、接続用附属品との接続部を指定する構造のものの接続部にあつては、この限りでない。

(ロ) フィードインボックス及びエンドキャップを確実に接続できること

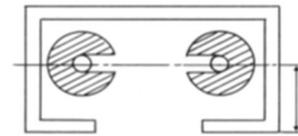
。

「確実に接続できる」とは、(イ)に準じる。

(ハ) 固定型のものにあつては、ライティングダクト用のプラグ及びアダプター（以下7において「プラグ等」という。）が受口部の任意の箇所において、容易に、かつ、確実に着脱及び固定できる構造であること。

「容易に、かつ、確実に着脱及び固定できる構造」には、次のことを含む。

a 次の図例に示すダクトの開口部側の外面から導体の中心部までの深さは、ダクト全長にわたって均一であること。

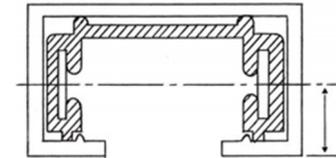


b 導体は、ダクト全長にわたって均一な形状であること。

(ニ) 走行型のものにあつては、プラグ等の受け口部の全長にわたり容易に走行できる構造であること。

「容易に走行できる構造」には、次のことを含む。

a 次の図例に示すダクトの開口部側の外面から導体の中心部までの深さはダクト全長にわたって均一であること。



b 導体は、ダクト全長にわたって均一な形状であること。

c 「容易に走行できる」とは、プラグ等をダクトに装着させ、これに 20N の力を加えたとき、全長にわたって支障なく移動できることをいい、5N の力を加えたとき移動できないことを含む。

(ホ) プラグ等を装着したとき、導電接触部が電氣的に確実に接続でき、かつ、導電接触部に荷重が加わらない構造であること。

「導電接触部に荷重が加わらない」とは、ダクトにプラグ等を装着し、そのプラグ等にダクトと鉛直方向に張力及び押込力を加えた場合において導電接触部に力が加わらないことをいう。

(ヘ) プラグ等を装着したとき、プラグ等に加わる荷重に耐えるものであること。

(ト) 外郭が合成樹脂のもの及びダクトカバー又は導体カバーを有するものにあつては、質量が 250g でロックウエル硬度 R100 の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mm の球面を有するおもりを 14 cm の高さから垂直に落としたとき、又はこれと同等の衝撃力をロックウエル硬度 R100 の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mm の球面を有する衝撃片によって加えたとき、各部に異状が生じないこと。

「異状が生じない」とは、次に適合することをいう。

a (2) イ (イ) から (ヘ) まで及び (4) イからルまでに規定する事項に適合するもの

b ダクトカバー及び導体カバーを有するものにあつては、ダクトとダクトカバーが外れないこと。

c 金属に合成樹脂を被覆したものにあつては、外郭の外面を金属はくで覆い（両端末部 100 mm の部分及び取付け孔の部分は除く。）金属はくとコア（金属心材）との間に 1,500V の交流電圧（定格電圧が 150V 以下のものは 1,000V）を加えたとき連続して 1 分間これに耐えるもの

(チ) 開口部をダクトカバーで覆う構造のものにあつては、導体カバーを有し、かつ、ダクトカバーを外した状態において、JIS B 7524(1962)

「すきまゲージ」に規定する厚さ 1 mm のすきまゲージを用いて、30N の力で押したとき、すきまゲージが充電部に触れないこと。

「すきまゲージ」とは、JIS B 7524(1962)「すきまゲージ」に定める A 形のものを用いる。

(リ) 外郭が金属に合成樹脂を被覆したものであるものにあつては、合成樹脂の被覆の厚さは、0.15 mm 以上であること。

ロ 接続用附属品及びプラグ等は、次に適合すること。

(イ) 電源電線接続用の端子を有するものにあつては、端子部は、6

(1) ロに適合すること。

(ロ) ヒューズを取り付けるものにあつては、ヒューズの取付け部は、6

(1) ハに適合すること。

(ハ) 接続用附属品は、ダクトと電氣的及び機械的に確実に接続でき、かつ、ダクトを接続したとき、異極間に短絡を生ずるおそれのないこと。

「電氣的及び機械的に確実に接続でき」には、次のことを含む。

a 接続用附属品は、ダクトにねじ止め又は抜け止め機構を用いて固定できる構造であること。

b 導電接触部には、ダクトの導電接触部に常時機械的圧力を加えることのできる機構を有すること。(以下、(ホ)、(ヘ)及び(ト)において同じ。)

c 導電接触部は、1,500A の電流を約 0.02 秒間通じた状態において溶着等が生じないこと。

(ニ) 通常の使用状態において、人が充電部に触れるおそれのない構造であること。

「通常の使用状態」とは、プラグ等及び接続用附属品をダクトに接続した後の状態とする。

(ホ) プラグ等の導電接触部は、ダクトの導体と電氣的に確実に接続できる構造であること。

(ヘ) 固定型のダクトに装着するプラグ等は、ダクトと容易に、かつ、確実に着脱及び固定できる構造であること。

「固定できる構造」には、抜け止め機構を有することを含む。

(ト) 走行型のダクトに装着するプラグ等は、容易に走行でき、かつ、容易にはずれない構造であること。

a 「容易に走行でき」とは、プラグ等をダクトに装着させ、これに20N以上の力を加えたとき、全長にわたって支障なく移動できることをいい、5Nの力を加えたとき移動できないことを含む。

b 「容易にはずれない」には、抜け止め機構を有することを含む。

(チ) アダプターの負荷側の接続部は、次に適合すること。

a ねじ込み接続部にあつては、6 (1) ホ (ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト) 及び (チ) 並びに (2) イに適合すること。

b さし込み接続部にあつては、6 (1) ニ (イ)、(ハ)、(ホ) 及び (ヘ) に適合すること。

(3) 定格

導体カバー及びダクトカバーを有するダクトの定格電圧は、125Vであること。

(4) 性能

イ 端子部の強度

附表第一の試験を行ったとき、これに適合すること。

この場合において、

(イ) 「端子部」には、接続用附属品及びフィードインボックスの接続部を含む。

(ロ) 強度試験は、ねじの締め付けトルクにあつては附表第一1、引張荷重にあつては附表第一3を適用する。

ロ 引張強度

アダプターの負荷側の接続部であつてねじ込み受け金を有するものにあつては6 (3) ハ (ホ) bに、刃受け金具を有するものにあつては6 (3) ハ (イ) 及び (ニ) (b及びcを除く。) に適合すること。この場合において、アダプターはダクトに固定して引張試験を行う。

ハ 着脱性能

固定型のダクト及びプラグ等にあつては、次に掲げる試験条件においてプラグ等を毎分約 20 回（着脱で 1 回と数える。以下ハにおいて同じ。）の割合で連続して 100 回着脱したとき、各部に異状が生じないこと。

（イ）ダクトにあつては、定格電圧に等しい電圧を加え、次に掲げる試験電流（力率は、約 1 とする。）を通じること。

<u>ダクトの定格電流(A)</u>	<u>試験電流(A)</u>
<u>20以下のもの</u>	<u>9</u>
<u>20を超えるもの</u>	<u>22.5</u>

（ロ）プラグ等にあつては、適合するダクトにプラグ等の定格電圧に等しい電圧を加え、プラグ等の定格電流の 150%に等しい電流（力率は、約 1 とする。）を通じること。

## ニ 走行性能

走行型のダクト及びプラグ等にあつては、次に掲げる試験条件においてプラグ等を走行させたとき、各部に異状が生じないこと。

（イ）接続用附属品を用いてダクト 2 個を接続し、その接続部を含む 30 cmの距離を走行させること。ただし、接続部を走行させることができない構造のものにあつては、ダクトの任意の箇所において 30 cm走行させることができる。

（ロ）毎分約 20 回（往復で 1 回と数える。）の割合でプラグ等に 50N の荷重を加えた状態において 1,000 回走行させた後、プラグ等に荷重を加えない状態において 9,000 回走行させること。

（ハ）ダクト及びプラグ等に定格電圧に等しい電圧を加え、定格電流に等しい電流（力率は、約 1 とする。）を通じること。

## ホ 開閉性能

点滅機構又は刃受けを有するものにあつては、附表第二1の試験を行ったとき、これに適合すること。

#### ヘ 温度上昇

(イ) ダクト及び接続用附属品にあつては、次に掲げる試験条件において、定格電流に等しい電流を通じ、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法により測定したダクト中央部の導体及び接続用附属品の導体接続部（端子金具を含む。）の温度上昇は、それぞれ30K（基準周囲温度は、30℃とする。）以下であること。この場合において、ヒューズ取付け部を有するものにあつては、附表第三2の表2に掲げる銅板又は銅線をヒューズ取付け部に取り付けなければならない。

a ハ又はニの試験の後、2個のダクトを接続用附属品を用いて接続すること。

b 床面から30cm以上の高さにダクトを水平に置き、附表第一2の表に掲げる太さの絶縁電線であつて長さが1.5m以上のものをダクトの導体に接続すること。

(ロ) プラグ等にあつては、(イ)の試験の後において、ハ及びニの試験に用いたプラグ等をダクトに装着して、そのプラグ等の定格電流に等しい電流を通じ、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法により測定したプラグ等の導電部（端子を含む。）の温度上昇は、30K（基準周囲温度は、30℃とする。）以下であること。この場合において、ヒューズ取付け部を有するものにあつては、附表第三2の表2に掲げる銅板又は銅線をヒューズ取付け部に取り付けなければならない。

(ハ) 点滅機構又は刃受けを有するものにあつては、附表第三1の試験を行ったとき、これに適合すること。

#### ト 絶縁性能

ヘの試験の後、附表第四1及び2の試験を行ったとき、これに適合すること。

#### チ 短絡性能

ダクトにあっては、次に掲げる試験条件において試験電流を通じたとき、ダクトの外かく及び導体の著しい変形並びに絶縁物の有害な損傷、ひび、割れ等の異状がなく、かつ、この試験の後に附表第四1及び2の試験を行ったとき、これに適合すること。

(イ) 2個のダクトを接続用附属品を用いて接続し、かつ、ダクトの電源側にフィードインボックスを取り付け、ダクトの導体の終端を短絡すること。

(ロ) 試験電流は、短絡発生後0.5サイクルにおける交流分の実効値(3相回路にあっては、各相の電流の実効値を平均した値)が1,500Aとなるような電流とすること。

(ハ) 通電時間は、0.02秒間以上とすること。

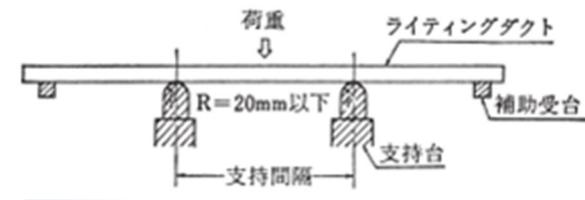
この場合において、「0.02秒間以上」とは、0.02秒とする。

#### リ 短絡遮断性能

非包装ヒューズの取付け部を有するものにあつては、附表第五の試験を行ったとき、これに適合すること。

#### ヌ 垂直加重

ダクトを次の図に示す支持間隔が30cmの支持台の上にダクトの中央部及び2個のダクトを接続用附属品を用いて接続したものを次の図に示す支持間隔が30cmの支持台の上にそれぞれの中央部が支持台間の中央に一致するように水平に置き、それぞれの中央部に、定格電流が15A以下のものにあつては150N、定格電流が15Aを超え20A以下のものにあつては200N、定格電流が20Aを超えるものにあつては300Nの荷重を連続して1分間加えたとき、各部に異状が生じないこと。

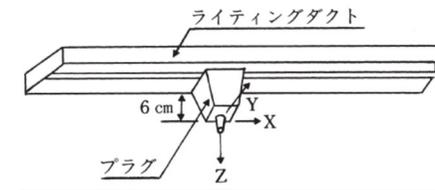


#### ル 引張荷重

ダクトにプラグ等を装着し、固定型のものにあつては長さ方向（以下X軸方向という。）並びに長さ方向及び鉛直方向に垂直な方向（以下Y軸方向という。）並びに鉛直方向（以下Z軸方向という。）に、走行型のものにあつてはY軸方向及びZ軸方向に次の表に掲げる値の引張荷重をそれぞれ1分間加えたとき、ダクト及びプラグ等に著しい変形、ひび、割れ等の異状が生じないこと。

プラグ等の定格電流 (A)	引張加重(N)	
	X軸方向及び Y軸方向	Z軸方向
15以下のもの	100	150
15を超え20以下のもの	140	200
20を超えるもの	200	300

引張荷重を加える箇所は、次の図例の箇所とする。



#### ヲ 耐燃性

外かくが合成樹脂のものにあつては、別表第二附表第二十四に掲げる試験を行ったとき、これに適合すること。

#### ワ 耐熱性

(イ) 外郭が合成樹脂のものにあつては、70°C±3°Cの空气中に1時間放置したとき、各部に異状が生じないこと。

「異状」とは、自然に冷却したときのふくれ、ひび、割れ等を含む。  
 (ロ) 電球を取り付けるアダプターの負荷側の接続部は、6 (3) ホ  
 (ハ) に適合すること。

附表第一 端子部の強度

1 ねじの首の下またはナットの下に電線または銅帯等をはさんで締め付ける構造のものにあっては、端子ねじの1ピッチの長さに等しい厚さの黄銅板をねじの首の下またはナットの下にはさんで、次の表に掲げるトルクを加えて締め付けたとき、異状が生じないこと。

この場合において、「異状」とは、端子又は端子取付部の破損、及び機能に悪影響を及ぼす変形等をいい、軽微な曲りは異状とはみなさない。  
 (以下附表第一において同じ。)

端子ねじの呼び径(mm)	3以下	3を超え3.5以下	3.5を超え4以下	4を超え4.5以下	4.5を超え5以下	5を超え6以下	6を超え8以下	8を超えるもの
トルク(Nm)	0.5 (0.25)	0.8 (0.4)	1.2 (0.7)	1.5 (0.8)	2	2.5	5.5	7.5

(備考) 括弧内の数値は、すり割り付き止ねじに適用する。

2 ねじの先端で押し締める構造のものにあっては、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する絶縁電線であって、次の表に掲げる太さのものを接続し、1の表に掲げるトルクを加えて締め付けたとき、異状が生じないこと。

定格電流(A)	電線	
	単線(直径mm)	より線(断面積mm <sup>2</sup> )
15以下	1.6(2.0)	—

<u>15を超え20 以下</u>	<u>2.0(2.6)</u>	<u>—</u>
<u>20を超え30 以下</u>	<u>(3.2)</u>	<u>5.5</u>
<u>30を超え40 以下</u>	<u>—</u>	<u>8(14.0)</u>
<u>40を超え60 以下</u>	<u>—</u>	<u>14.0(22.0)</u>
<u>60を超え75 以下</u>	<u>—</u>	<u>22.0(38.0)</u>
<u>75を超える もの</u>	<u>—</u>	<u>38.0(60.0)</u>

(備考) 1 括弧内の数値は、A l 及び A l — C u の文字を表示したものに適用する。

2 定格電流が 15A 以下の絶縁電線であって、一般固定配線用以外のものにあつては、直径が 0.8 mm 以上 1.6 mm 以下の取り付けることができる最大の単線とすることができる。

3 電線を差し込んで締め付ける構造のものにあつては、2 の表に掲げる電線を端子部に接続し、器体の外方に向つて電線に 100N(機械器具に組み込まれるものにあつては、50N) の引張荷重を連続して 1 分間加えたとき、異状が生じないこと。

この場合において、

(1) 「電線を差し込んで締め付ける構造のもの」とは、端子に電線を直接にさし込み、ねじ又は工具(圧着ペンチ、はんだごて等)を用いずに締め付け、接続される構造のものをいう。

(2) コードを接続するものにあつては、試験品の定格電流と同等以上の許容電流をもつコードを通常の使用状態に接続するものとする

。

4 1、2及び3に掲げるもの以外の端子部にあつては、器体と端子との間に10Nの引張荷重を15秒間加えたとき、異状が生じないこと。

#### 附表第二 開閉試験

この附表において、多段切換え式の点滅器及び開閉器の試験は、1つの回路に負荷を接続して行う。

1 点滅器（光電式自動点滅器及び電子応用機械器具に組み込まれるものを除く。）及び接続器の開閉試験

（1）の試験条件において（2）の試験を行ったとき、（3）の基準に適合すること。この場合において、二重定格のものにあつては、それぞれの定格ごとに試験品を取り換えて試験を行わなければならない。

##### （1）試験条件

イ 附表第一2の表に掲げる太さの絶縁電線を試験品に接続し、通常の使用状態に取り付け、定格電圧に等しい電圧を加えること。ただし、ハの表に掲げる開閉試験9における電圧は、100Vとする。

この場合において、固定して使用するもの以外のもの及び機器組み込み用点滅器等にあつては、試験品の定格電流と同等以上の許容電流を有するコード又はキャブタイヤケーブルを通常の使用状態に接続することができる。（以下附表第二において同じ。）

ロ 試験品の電源側端子における電圧降下は、試験電流が定格電流の1.5倍以下の試験電流である場合は無負荷時における電源側端子の電圧の2.5%以下、1.5倍を超える試験電流である場合は無負荷時における電源側端子の電圧の15%以下とすること。

この場合において、「電源側端子における電圧降下」は、試験電流が定常状態に達したときの値（実効値）とする。（以下附表第二において同じ。）

ハ 開閉試験の種類ごとに試験条件は、次の表に掲げるとおりとする。

開閉試験の種類	試験条件			
	電流	負荷の力率	1分間の開閉回数	総開閉回数
開閉試験 1	定格電流に等しい電流	0.75以上 0.8以下	約20	5,000
開閉試験 2	定格電流の1.5倍の電流	0.75以上 0.8以下	約20	100
開閉試験 3	定格電流に等しい電流	0.95以上1以下	約20	5,000
開閉試験 4	定格電流の1.5倍の電流	0.95以上1以下	約20	100
開閉試験 5	定格電流の1.5倍(1.25倍)の電流	0.95以上1以下	約20	100
開閉試験 6	定格電流に等しい電流	0.95以上1以下	約3	1,000
開閉試験 7	定格電流の1.5倍の電流	0.95以上1以下	約3	100
開閉試験 8	定格電流に等しい電流	0.75以上 0.8以下	約20	10,000
開閉試験 9	定格電流に等しい電流	0.95以上1以下	約3	100
開閉試験 10	定格電流の8倍の電流	0.3以上0.4以下	約6	5
開閉試験 11	定格電流の6倍の電流	0.3以上0.4以下	約6	100
開閉試験 12	定格電流に等しい電流	0.65以上 0.75以下	約20	5,000

(備考)

- 1 かつこ内の数値は、定格電流が 30A を超える接続器に適用する。
- 2 開閉試験 9 においては、負荷には JIS C 7501(1983)「一般照明用電球」に規定された 200W のもの（電流の調整に必要な限度において、

これ以下の消費電力のものとすることができる。)を用い、点灯時間 2 秒以内、消灯時間 30 秒以上として試験すること。

3 開閉試験 1 0 においては、閉路後直ちに開路すること。

4 開閉試験 1 1 においては、開路するとき回路に通電しないこと。

## (2) 実施すべき試験

イ タイムスイッチ及びリモートコントロールリレー並びに電動機操作  
用である旨の表示を有するもの以外の点滅器にあつては、(1)ハの  
表に掲げる開閉試験のうち開閉試験 1 を行い、その後に開閉試験 9 を  
行い、次に開閉試験 2 を行うこと。

この場合において、

(イ) 機器組込用点滅器等であつて、定格電流が 7A を超えるものに  
あつては、当分の間、開閉試験 9 において電球負荷は電流が 7A 相  
当分を最大とすることができる。

(ロ) 点滅器には、接続器に付属する点滅器を含む。

ロ 引掛け型、ロックナット式、抜け止め式及びさし込み引掛け型以外  
の接続器であつて、定格電流が 20A 以下のものにあつては、(1)ハ  
の表に掲げる開閉試験のうち開閉試験 3 を行い、次に開閉試験 4 を行  
うこと。

ハ さし込み引掛け型の接続器にあつては、さし込み型のさし込みプラ  
グにより (1)ハの表に掲げる開閉試験のうち開閉試験 3 を行い、そ  
の後に引掛け型さし込みプラグにより開閉試験 4 を行うこと。

ニ ロ及びハに掲げるもの以外の接続器にあつては、(1)ハの表に掲  
げる開閉試験 5 を行うこと。

ホ タイムスイッチにあつては、(1)ハの表に掲げる開閉試験のうち  
開閉試験 6 を行い、その後に開閉試験 7 を行うこと。この場合におい  
て、差し込み機構について行う開閉試験 6 の総開閉回数は、5,000 回  
とし、1 分間の開閉回数は約 20 回の割合としなければならない。

へ リモートコントロールリレーにあっては、(1)ハの表に掲げる開閉試験のうち開閉試験8を行い、その後に関閉試験9を行い、次に開閉試験2を行うこと。この場合において、操作用電磁コイルの通電時間は、1の開閉の操作について1秒以内とする。

ト 点滅器であって電動機操作用である旨の表示を有するものにあつては、(1)ハの表に掲げる開閉試験のうち開閉試験10を行い、その後に関閉試験11を行い、次に開閉試験12を行うこと。

### (3) 基準

短絡、接点の溶着その他の電氣的又は機械的な異状が生じないこと。

## 2 開閉器等の開閉試験

(1)の試験条件において(2)の試験を行ったとき、(3)の基準に適合すること。この場合において、二重定格のものまたは適用電動機容量および定格電流を表示するものにあつては、それぞれの定格ごとに試験品を取り換えて試験を行なわなければならない。

### (1) 試験条件

イ 附表第一2の表に掲げる太さの絶縁電線を試験品に接続し、通常の使用状態に取り付け、定格電圧に等しい電圧を加えること。

ロ 試験品の電源側端子における電圧降下は、試験電流が定格電流の1.5倍以下の試験電流である場合は無負荷時における電源側端子の電圧の2.5%以下、1.5倍を超える試験電流である場合は無負荷時における電源側端子の電圧の15%以下であること。

ハ 開閉試験の種類ごとに試験条件は、次の表に掲げるとおりとする。

<u>開閉試験の種類</u>	<u>試験条件</u>			
	<u>電流</u>	<u>負荷の力率</u>	<u>1分間の開閉回数</u>	<u>総開閉回数</u>

開閉試験 1	定格電流が25A以下のものにあつては150A、定格電流が25Aを超えるものにあつては定格電流の6倍の電流	0.45以上0.5以下	約4	手動で35 自動遮断 で15
開閉試験 2	定格電流の1.5倍の電流	0.75以上0.8以下	約6	100
開閉試験 3	定格電流に等しい電流	0.75以上0.8以下	約10	5,000(1,000)
開閉試験 4	定格電流の10倍(8倍)の電流	0.3以上0.4以下	約6(4)	5
開閉試験 5	定格電流の10倍(8倍)の電流	0.3以上0.4以下	約6(4)	100(50)
開閉試験 6	定格電流に等しい電流	0.65以上0.75以下	約20	5,000(1,000)
開閉試験 7	定格電流の10倍の電流	0.6以上0.7以下	約6	5
開閉試験 8	定格電流の10倍の電流	0.6以上0.7以下	約6	100
開閉試験 9	定格電流に等しい電流	0.3以上0.4以下	約20	5,000

(備考)

1 かっこ内の数値は、開放ナイフスイッチおよび開閉接触部が刃形のものであって、次の表に掲げる大きさの開閉接触部を有するものに適用する。

定格電流(A)	開閉接触部の大きさ (mm)			
	刃の公称厚さの最小値	刃の接触部分の幅の最小値	刃受けおよびヒンジクリップの公称厚さの最小値	刃受けおよびヒンジクリップの接触部分の幅の最小値
15以下	1.6	10	1.0	10
15を超え30以下	2.0	12	1.2	12
30を超え60以下	2.6	16	1.4	16
60を超えるもの	3.2	20	1.8	20

2 開閉試験1において、1分間以内に開閉できないものにあつては、リセットできる最小の時間で開閉すること。

3 開閉試験1において、個別引きはずしの配線用遮断器にあつては、各極ごとに自動遮断を行なうこと。

4 開閉試験4および開閉試験7においては、閉路の直後に開路すること。

5 開閉試験 5 および開閉試験 8 においては、開路するとき回路に通電しないこと。

6 自動遮断するもの以外のものにあつては、使用率を 50%以下とすること。

#### (2) 実施すべき試験

イ 定格電流を表示するもの（電磁開閉器操作作用のものを除く。）であつて、過電流引きはずし装置を有するものにあつては、（1）ハの表に掲げる開閉試験のうち開閉試験 1 を行ない、その後開閉試験 3 を行なうこと。

ロ 定格電流を表示するもの（電磁開閉器操作作用のものを除く。）であつて、過電流引きはずし装置を有しないものにあつては、（1）ハの表に掲げる開閉試験のうち開閉試験 2 を行ない、その後開閉試験 3 を行なうこと。

ハ 適用電動機容量を表示するものにあつては、（1）ハの表に掲げる開閉試験のうち開閉試験 4 を行ない、その後開閉試験 5 を行ない、次に開閉試験 6 を行なうこと。

ニ 定格電流を表示するものであつて、電磁開閉器操作作用のものにあつては、（1）ハの表に掲げる開閉試験のうち開閉試験 7 を行ない、その後開閉試験 8 を行ない、次に開閉試験 9 を行なうこと。

#### (3) 基準

短絡、接点の溶着その他の電氣的または機械的な異状が生じないこと。

### 3 光電式自動点滅器の開閉試験

（1）の試験条件において（2）の試験を行ったとき、（3）の基準に適合すること。この場合において、二重定格のものにあつては、それぞれの定格ごとに試験品を取り換えて試験を行わなければならない。

#### (1) 試験条件

イ 附表第一 2 の表に掲げる太さの絶縁電線を試験品に接続し、通常の使用状態に取り付け、定格電圧に等しい電圧を加えること。

ロ 試験品の電源側端子における電圧降下は、試験電流が定格電流の 1.5 倍以下の試験電流である場合は、無負荷時における電源側端子の電圧の 2.5%以下とすること。

ハ (2) イ及びロの試験は、それぞれ別の試験品で行うこと。

#### (2) 実施すべき試験

イ 白熱電球 (JIS C 7501(1983) 「一般照明用電球」に規定された 100W のもの) を負荷として、試験品に定格電流に等しい電流を通じ、採光面に点灯又は消灯できる照度を与えて開閉操作を連続して 2,000 回 (開閉で 1 回と数える。以下 (2) において同じ。) 行うこと。

ロ 試験品に定格電圧に等しい電圧を加え、定格電流に等しい電流 (遅れ力率は、約 0.6) を通じ、採光面に点灯又は消灯できる照度を与えて開閉操作を連続して 2,000 回行うこと。この場合において、負荷は抵抗器とリアクトルとを直列に接続したものとす。

#### (3) 基準

短絡、接点の溶着その他の電氣的又は機械的な異状が生じないこと。

### 4 電子応用機械器具に組み込まれる点滅器の開閉試験

(1) の試験条件において (2) の試験を行ったとき、(3) の基準に適合すること。この場合において、二重定格のものにあつては、それぞれの定格ごとに試験品を取り換えて試験を行わなければならない。

#### (1) 試験条件

イ ラグ端子にあつては直径 1 mm の絶縁電線、コネクタ端子にあつては適合するコネクタ、その他の端子にあつては附表第一 2 の表に掲げる太さの絶縁電線を試験品に接続し、試験品を通常の使用状態に取り付け、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加えること。

ロ 試験品の電源側端子における電圧降下は、試験電流が定格電流の1.5倍以下の試験電流である場合は無負荷時における電源側端子の電圧の2.5%以下であること。

ハ 試験に用いる負荷は、試験品が閉路した時から、定格周波数が50Hzの場合にあつては1/200秒以内、定格周波数が60Hzの場合にあつては1/240秒以内に突入電流の値が最大となるようなJIS C 7501(1983)「一般照明用電球」に規定されたもの又はこれと同等の特性を有する負荷であること。

(2) 実施すべき試験

イ 定格電流の1.5倍の電流を通じ、毎分約10回（開閉で1回と数える。以下4において同じ。）の割合で連続して100回開閉を行うこと。この場合において突入電流は、次の表に掲げる値以上であること。

<u>試験品の 定格電流 (A)</u>	<u>突入電流(A)</u>
<u>1</u>	<u>27</u>
<u>2</u>	<u>51</u>
<u>3</u>	<u>71</u>
<u>4</u>	<u>91</u>
<u>5</u>	<u>111</u>

ロ 定格電流に等しい電流を通じ、毎分約10回の割合で連続して10,000回開閉を行うこと。この場合において、突入電流は、次の表に掲げる値以上であること。

<u>試験品の 定格電流 (A)</u>	<u>突入電流(A)</u>
<u>1</u>	<u>18</u>
<u>2</u>	<u>35</u>
<u>3</u>	<u>51</u>
<u>4</u>	<u>65</u>
<u>5</u>	<u>78</u>

(3) 基準

短絡、接点の溶着その他の電氣的又は機械的な異状が生じないこと。

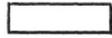
附表第三 温度上昇試験

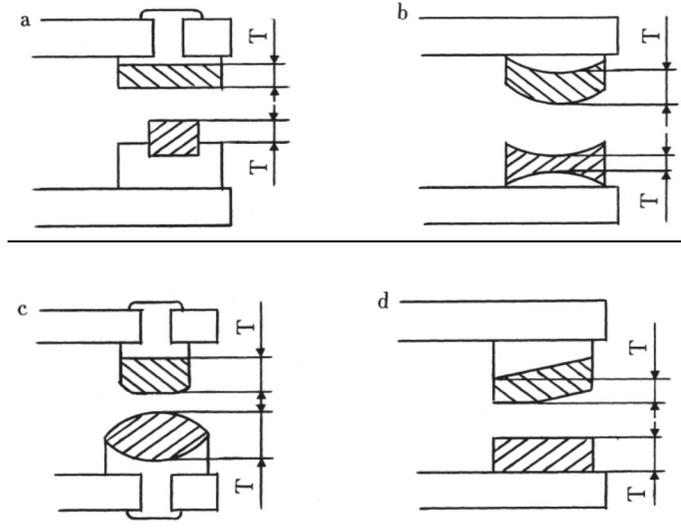
温度上昇試験において、接点材料の取り扱いは、次による。

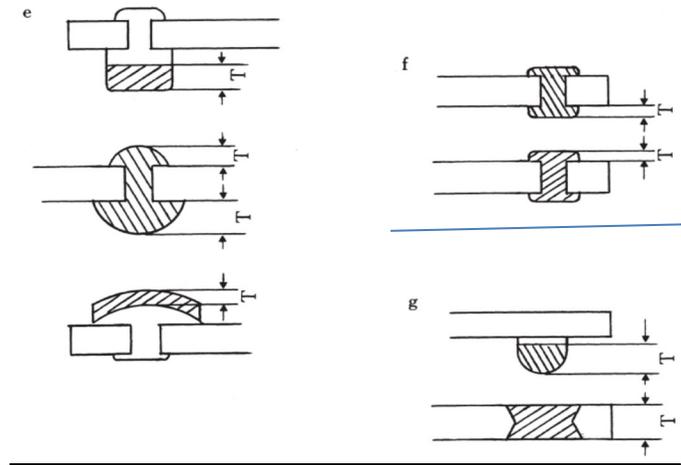
(1) 可動接点と固定接点が同一材料ではなく、一方が銀、一方が銅の場合は、銅接点として取り扱う。

(2) 銀張り、溶接(ろう付けを含む。)等をしたものは、銀の有効厚さが 0.5 mm (定格電流又は回路電流が 10A 以下のものにあつては、0.3 mm) 以上  
のものは、銀(銀合金)として取り扱い、0.5 mm (定格電流又は回路電流  
が 10A 以下のものにあつては、0.3 mm) 未満のものは、地金の材料を接  
点材料として取り扱う。この場合、銀の有効厚さは原則として接点の中  
心部分をいう。ただし、可動接点と固定接点を組み合わせた状態で銀が  
摩耗した場合を想定し、銅の地金が露出するおそれのあるもの又は銅の  
地金部分に銀接点が接触するおそれのあるものは、地金までの部分を銀  
接点の有効厚さとみなす。

接点が銀の場合の接点の有効厚さの測定の例を次に示す。

可動接点が銀の部分を下がりの斜線 :  } にて示す。  
 固定接点が銀の部分を上がりの斜線 :  }  
 地金部分を斜線なし : 





(3) 接点材料が合金である場合の取り扱い、次による。

接点材料の配合		取り扱い
銀 50%以上+銅 50%未満+その他		銀合金
銀 50%未満	銅 $\geq$ その他	銅合金
	その他>銅	その他
銀+その他(銅を除く。)		銀合金
銅 50%以上+その他(銀を除く。) $\geq$ 50%未満		銅合金
銅 50%未満+その他(銀を除く。) $\geq$ 50%以上		その他

1 点滅器及び接続器にあつては、定格電流に等しい電流を通じ、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の熱電温度計法（巻線の温度の測定にあつては、抵抗法）により測定した温度上昇は、次の表に掲げる値以下であること。この場合において、A 1 及び A 1-C u の文字を表示したものにあつ

ては、附表第一 2 の表に適合するアルミニウム電線を用いるものとし、さし込み引掛け型のものにあつては、プラグをさし込んだ状態と引掛けた状態のそれぞれについて行うものとする。

測定箇所	温度上昇 (K)	
巻線	A種絶縁のもの	70
	E種絶縁のもの	85
	B種絶縁のもの	95
	F種絶縁のもの	120
	H種絶縁のもの	140
整流体（交流側電源回路に使用するものに限る。）	セレン製のもの	45
	ゲルマニウム製のもの	30
	シリコン製のもの	105
開閉接触部	銅又は銅合金のもの	40
	銀又は銀合金のもの	65
刃受け又は受け金の導電部		40
端子金具及び電線の導体	銅又は銅合金の開閉接触部を有するもの	35

	<u>銀又は銀合金の開閉接触部を有するもの</u>	<u>60</u>
	<u>平形導体合成樹脂絶縁電線の接続部の導電部</u>	<u>30</u>
	<u>ねじ込み型電線コネクタの接続部の導電部</u>	<u>45</u>
	<u>差し込み型電線コネクタの接続部の導電部</u>	<u>45</u>
<u>ヒューズク</u>	<u>刃形端子のもの</u>	<u>70</u>
<u>リップの接触部</u>	<u>筒形端子のもの</u>	<u>60</u>

(備考)

- 1 構造上温度上昇を測定することができない開閉接触部を有するものにあつては、開閉接触部の項の数値は、適用しない。
- 2 端子金具及び電線の導体の項の数値は、構造上温度上昇を測定することができない開閉接触部を有するものに限り適用する。
- 3 基準周囲温度は、30℃とする。

この場合において、

(1)「巻線」の温度上昇は、次のイに掲げる機器の階級ごとに次の口の補正値を加えた値とする。

イ 機器の階級

階級 1 年間を通じ電源に接続され、かつ、実使用時間が長いと推定されるもの

階級 2 季節使用と推定されるもの並びに階級 1 及び階級 3 以外のもの

階級 3 使用時に限って電源に接続され使用後は電源から分離されると推定されるもの

ロ 補正值

階級 1 0°C

階級 2 8°C

階級 3 16°C

(2) 「開閉接触部」には、開閉接触部に隣接する部分を含む。

(3) 「銀又は銀合金」には、金、白金及びこれらの合金を含む。

(4) 「銅又は銅合金」には、銀又は銀合金以外のものを含む。

(5) 「接続部の導電部」には、開閉接触部、刃受け、受け金及び巻線は含まない。

(6) 別表第四 1 (2) ウ (ハ) a 及び b の基準に同じ。

2 1 に掲げるもの以外のものにあつては、通常の使用状態に取り付け、附表第一 2 の表に掲げる太さの絶縁電線であつて長さが 1.5m 以上のものを接続し、定格電流に等しい電流を通じ、各部の温度上昇がほぼ一定となつた時の熱電温度計法（電圧コイルの温度の測定にあつては、抵抗法）により測定した温度上昇は、次の表 1 に掲げる値以下であること。この場合において、操作回路を有するものにあつては定格周波数に等しい周波数の定格操作回路電圧に等しい電圧を加え、ヒューズ取付け端子を有するものにあつてはヒューズ取付け端子に表 2 に掲げる銅板又は銅線を取り付けな

なければならない。

表 1

測定箇所	温度上昇(K)	
	熱電温 度計法	抵抗法
接触圧力を自力で保持する刃形構造のも のであって、カットアウトスイッチ及び附 表第二 2 (1) ハの表の備考 1 の表に掲げ る大きさの開閉接触部を有するものの開 閉接触部	25	—
接触圧力を他力で保持する刃形構造のも の及び開閉接触部の大きさが附表第二 2 (1) ハの表の備考 1 の表に掲げる大きさ のもの以外のものであって刃形構造のも のの開閉接触部	40	—
接点材料が銅又は銅合金であって、形状が 塊状又は平板状であり、かつ、接触機構が つき合わせ接触のものの開閉接触部	40	—
接点材料が銅又は銅合金であって、形状が 塊状又は平板状であり、かつ、接触機構が 摺動接触のものの開閉接触部	45	—
接点材料が銀又は銀合金であって、形状が 塊状又は平板状であり、かつ、接触機構が つき合わせ接触又は摺動接触のものの開 閉接触部	75(100)	—
端子金具	50(60)	—
カットアウトの導電部	25	—
Y種絶縁のコイル	50	70
A種絶縁のコイル	65	85
E種絶縁のコイル	80	100
B種絶縁のコイル	90	110
F種絶縁のコイル	115	135

<u>H種絶縁のコイル</u>		<u>140</u>	<u>160</u>
<u>裸線を単層巻にしたコイル</u>		<u>90</u>	<u>—</u>
<u>エナメル線を単層巻にしたコイル</u>		<u>90</u>	<u>—</u>
<u>エナメル線を二重巻にしたコイル</u>		<u>80</u>	<u>—</u>
<u>整流体（交流側電源回路に使用するものに限る。）</u>	<u>セレン製のもの</u>	<u>45</u>	<u>—</u>
	<u>ゲルマニウム製のもの</u>	<u>30</u>	<u>—</u>
	<u>シリコン製のもの</u>	<u>105</u>	<u>—</u>
<u>ヒューズクリップの接触部</u>	<u>刃形端子のもの</u>	<u>70</u>	<u>—</u>
	<u>筒形端子のもの</u>	<u>60</u>	<u>—</u>

(備考) 1 括弧内の数値は、漏電遮断器並びに過電流引外し装置又は短絡保護装置（ヒューズ式のものを除く。）を有するものに適用する。

2 基準周囲温度は、30℃とする。ただし、25℃の周囲温度を表示するものであって、30℃の周囲温度において定格電流に等しい電流を通じたとき、過電流引外し装置が動作するものにあつては、基準周囲温度を25℃とすることができる（以下3において同じ。）。

表2

<u>定格電流</u> <u>(A)</u>	<u>銅板又は銅線</u>
<u>15以下</u>	<u>厚さ0.3mm幅10mmの銅板又は断面積が3mm<sup>2</sup>の銅線</u>

15を超え30 以下	厚さ0.5mm幅12mmの銅板又は断面積が6mm <sup>2</sup> の銅線
30を超え60 以下	厚さ1.4mm幅16mmの銅板又は断面積が22mm <sup>2</sup> の銅線
60を超える もの	厚さ1.8mm幅20mmの銅板又は断面積が36mm <sup>2</sup> の銅線

3 電源電線を収納する巻取機構を有するものにあつては、電源電線を1m引き出した状態で定格電流に等しい電流を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで通じたとき、巻取機構内部の電源電線各層の表面における温度上昇は、次の表の値以下であり、巻取機構及び外かくに金属以外のものを使用するものにあつては、各部にゆるみ、ふくれ、ひび、割れ、変形その他の異状が生じないこと。この場合において、過電流引きはずし装置を有するものにあつては、引きはずし装置が動作しないこと。

電源電線の絶縁体の種類	温度上昇(K)
ビニル混合物（耐熱性を有するものを除く。）及び天然ゴム混合物	30
ビニル混合物（耐熱性を有するものに限る。）、スチレンブタジエンゴム混合物及びクロロプレングム混合物	45
けい素ゴム混合物、エチレンプロピレングム混合物及びクロロスルホン化ポリエチレングム混合物	60

4 速結端子にあつては、定格電流に等しい電流を通じ、端子の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法により測定した速結端子金具の温度上昇は、35K(基準周囲温度は、30℃とする。)以下であること。

#### 附表第四 絶縁性能試験

この附表において、別表第四 1 (2) ウ (ハ) b の基準に同じ。

1 500 ボルト絶縁抵抗計により測定した各部の絶縁抵抗は、次の表に掲げる値以上であること。この場合において、人が触れるおそれのある非金属部にあつては金属はくをすき間なくあて、固定して取り付けるものにあつては通常の使用状態で試験用金属板に取り付けて測定しなければならない。

この場合において、

(1) 極間に表示灯、操作回路、制御回路、電子回路、変圧器等を有するものにあつては、「極性が異なる充電部間」の測定は、それらの入力的一端を回路から取り外して行う。この場合において、固定配線により使用するものにあつては表示灯、操作回路、制御回路、電子回路、変圧器等を入力的一端を回路から取り外さないで極間の絶縁抵抗測定を 10 秒間行った時、これらに有害な障害（表示灯等にあつては、これが不点灯状態となることを除く。）が生じないものであること。

(2) 「開路の状態」とは、主回路が開路した状態をいう。

(3) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間にサージアブソーバーを有するものであつて差込みプラグの接地極の刃で接地できるもの又は次に適合するものにあつては、「充電部とアースするおそれのある非充電金属部」との間の測定はサージアブソーバーを回路から取り外して行うことができる。

イ 金属外郭と絶縁されたアース端子又はアース用口出し線をサージ

アブソーバー専用に設けること。

この場合において、アース端子と金属外郭との間の空間距離（沿面距離を含む。）は3 mm以上であること。

ただし、回路からサージアブソーバーを取り外さずにサージアブソーバーを短絡した状態で別表第四1（2）ハ（ハ）bに適合するもの  
にあつては、アース端子又はアース用口出し線をサージアブソーバー専用  
に設けることを要しない。

ロ サージアブソーバー専用のアース端子又はアース用口出し線には、  
そのもの若しくはその近傍に容易に消えない方法でサージアブソーバー専用である旨の表示を付してあること。

ハ サージアブソーバー専用のアース端子又はアース用口出し線は、別表第四1（1）チ、（2）ナ及び（3）ハに準ずること。

測定箇所	絶縁抵抗(MΩ)
<u>極性が異なる充電部（電動機の充電部および定格電圧が100V未満の操作回路を除く。以下この表において同じ。）間</u> <u>開路の状態における極性が同じである充電部間充電部とアースするおそれのある非充電金属部または人が触れるおそれのある非金属部との間</u> <u>充電部と試験用金属板との間主回路と操作回路との間</u>	<u>5</u> <u>(1)</u>
<u>電動機の充電部と非充電金属部との間</u>	<u>1</u>

<u>定格電圧が100V未満の操作回路とアース するおそれのある非充電金属部または人 が触れるおそれのある非金属部との間</u> <u>定格電圧が100V未満の操作回路と試験用 金属板との間</u>	
--	--

(備考) かつこ内の数値は、電流計を有するものに適用する。

2 1に規定する試験の直後において、1の表に掲げる測定箇所（点滅器、  
接続器およびミシン用コントローラーにあつては、開路の状態における極  
性が同じである充電部を除く。）に次の表に掲げる電圧を加えたとき、連  
続して1分間これに耐えること。この場合において、人が触れるおそれの  
ある非金属部にあつては金属はくをすき間なくあてて、固定して取り付け  
るものにあつては通常の使用状態で試験用金属板に取り付けて行なわな  
なければならない。

この場合において、

(1) 極間に表示灯、操作回路、制御回路、電子回路、変圧器等を有するも  
のにあつては、「極性が異なる充電部間」の測定は、それらの入力的一端  
を回路から取り外して行う。

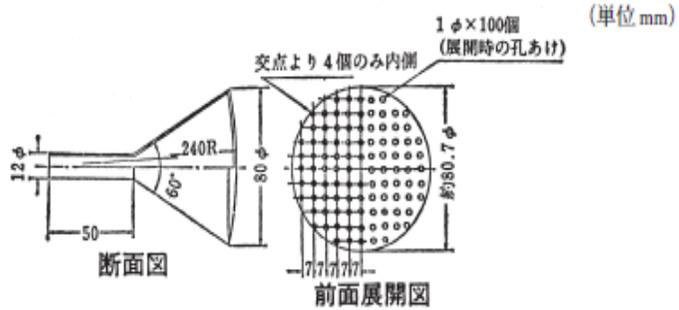
(2) 別表第四附表第四1（3）に適合すること。

<u>定格電圧(V)</u>	<u>試験電圧(V)</u>
<u>30以下</u>	<u>500</u>
<u>30を超え150以下</u>	<u>1,000</u>
<u>150を超え300以下</u>	<u>1,500</u>
<u>300を超え600以下</u>	<u>2,000</u>

600を超え1,000以下	3,000
---------------	-------

(備考) 二重定格のものにあつては、高い方の定格電圧によること。

3 屋外用のものであつて、露出型のものまたは防雨型のものにあつては、電線またはコードを接続し、通常の使用状態に取り付け、その鉛直から60°までの間のすべての角度から次の図に示すじよろ口を使用して試験品に清水を連続して5分間散水した直後において、1および2に規定する試験に適合すること。この場合において、水圧は、じよろ口を上に向けた時の噴流の高さが約1mとなるようにし、かつ、試験品とじよろ口との距離は、約1.3mとしなければならない。



4 防浸型のものにあつては、通常の使用状態に取り付けた場合と同様の状態で試験品の上部が水面下5cmの位置となるように清水中に入れ、24時間経過した時に取り出し、試験品の外面の水をふきとった直後において、1および2に規定する試験に適合すること。

5 平形導体合成樹脂絶縁電線用のものにあつては、試験品を通常の使用状態に取り付け、これを周囲温度が45°C±3°Cで4時間放置した後、室温で相対湿度が85%以上90%以下の状態に24時間保った後に500ボルト絶縁

抵抗計により測定した充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の絶縁抵抗は、0.3MΩ 以上であること。

この場合において、「通常の使用状態」には、適合する平形導体合成樹脂絶縁電線を接続することを含み、壁面又は床面に取り付けのものにあつては、これを厚さが10mm以上の木台に取り付けて試験を行うことを含む

6 平形導体合成樹脂絶縁電線用のものにあつては、試験品と平形導体合成樹脂絶縁電線を接続したものを木台の上に置き、これに漏電遮断器（定格電圧100V、高速形、感度電流30mAのもの）を接続し、100Vの電圧を加えて試験品の上方約30cmの高さから約1,000m<sup>3</sup>の水を約5秒間で注いだ後、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部相互間及び充電部と非充電金属部との間（充電部とアース用の導体との間を含む。）の絶縁抵抗は、0.3MΩ 以上であること。この場合において、漏電遮断器が動作したものにあっては試験品の水をふきとって絶縁抵抗の測定を行うものとする。

#### 附表第五 短絡遮断性能試験

1 または2に掲げる試験条件において試験を行ったとき、3の基準に適合すること。この場合において、二重定格のものにあつては、それぞれの定格ごとに試験品を取り換えて試験を行なわなければならない。

#### 1 非包装ヒューズの取付け部を有するものの試験条件

(1) 試験品を接続すべき回路は、試験品の定格電圧に等しい電圧を加えたとき短絡発生後0.5サイクルにおける交流分の実効値が試験品の定格遮断電流に等しい電流（点滅器及び接続器にあつては500A、街灯スイッチ

にあつては1,000A)となるように抵抗器及びリアクトルを調整し、かつ、回復電圧が試験品の定格電圧に等しい電圧になるように構成すること。この場合において、短絡力率は、次の表に掲げるとおりとする。

この場合において、「試験品の定格遮断電流に等しい電流」(規約電流)は、別表第四附表第五1(9)に示す図1、図2、図3及び図4のS<sub>0</sub>を閉にした状態で測定する。

試験電流(A)	短絡力率
1,500以下	0.90以上0.95以下
1,500を超え3,000以下	0.85以上0.90以下
3,000を超え4,500以下	0.75以上0.80以下
4,500を超え6,000以下	0.65以上0.70以下
6,000を超え10,000以下	0.45以上0.50以下
10,000を超え20,000以下	0.25以上0.30以下
20,000を超え50,000以下	0.20以上0.25以下
50,000を超えるもの	0.15以上0.20以下

(2) 試験品に取り付ける非包装ヒューズは、試験品の定格電流に等しい定格電流の可溶体が鉛のつめ付ヒューズであつて別表第三の規定に適合するもの(糸ヒューズの取付け部を有するものにあつては、定格電流が5Aの鉛の糸ヒューズであつて別表第三の規定に適合するもの)であること。

この場合において、試験品が適用電動機容量のみを表示するものの場合、試験品に取り付ける「鉛のつめ付ヒューズ」は電動機用のヒューズとする。ただし、電動機用のヒューズがないときは、その全負荷電流に

対応する電流ヒューズとし、そのヒューズの定格はその全負荷電流の直近上位のもの（ヒューズの定格は最低 15A とする。）を取り付けて試験を行うことができる。この場合、ヒューズの定格電流のランクは内線規程（社団法人日本電気協会 JEAC8001）による。

(3) 試験品は、通常の使用状態に取り付けること。

この場合において、「通常の使用状態に取り付ける」とは、普通使用する状態において露出しているものにあつては鉄板製の取付け板に、埋込まれているものにあつては金属製の箱に、試験品の取付け穴に適合する金属製のねじで取り付けることをいう（以下別表第四附表第五 2 (2) において同じ。）。

(4) 試験電圧は、試験品に取り付けた非包装ヒューズが溶断した時から 0.1 秒以上の間加えること。

(5) 試験品の金属箱（金属箱を有しないものにあつては、試験用容器または試験用金属板）と試験用電源との間に検査用ヒューズ（直径が 0.1 mm の銅線を締付けねじの中心間距離が 35 mm のヒューズホルダーに取り付けたもの。以下この附表において同じ。）およびこれを保護するための抵抗器を直列に接続すること。この場合において、抵抗器は、試験電圧 100V につき 1.5Ω の割合で算出した抵抗値を有しなければならない。

(6) 試験用電源がアースされている場合は、試験品の金属箱、試験用容器または試験用金属板をアースしないこと。

(7) 排気孔、すき間、電線の貫通孔およびとっ手用開孔部にさらしかなきん（密度が 25.4 mm につき縦 72 本±4 本、横 69 本±4 本で、30 番手の縦糸および 36 番手の横糸を使用したのり付けしない平織の綿布。以下この附表において同じ。）をあてること。

(8) 試験品に接続する電線は、長さが 1.5m 以下であつて附表第一 2 の表に

掲げる太さのものであること。この場合において、負荷側の端子に接続する電線は、可能なかぎり短いものとしなければならない。

(9) 試験は、次の図1、図2、図3および図4の試験回路において、試験品を閉路した後、Sにより試験回路を閉路し、試験品により試験回路を遮断する試験を次に掲げるところにより行なうこと。

イ 単極のものおよび1極のみに非包装ヒューズを取り付ける2極のものにあつては、図1に掲げる試験回路において、試験を2回(点滅器および接続器にあつては、1回)行なうこと。

ロ 各極に非包装ヒューズを取り付ける2極のものにあつては、図2に掲げる試験回路において、アークによりアースするおそれのないものは2回(カットアウトにあつては、1回)、アークによりアースするおそれのあるものは $S_1$ をaおよびbに切り換えてそれぞれ1回試験を行なうこと。

この場合において、「アークによりアースするおそれのあるもの」には、別表第四附表第五1(9)イの方法により取り付けたとき、アークによりアースするおそれのある取付け部を有するものを含む(以下別表第四附表第五1(9)ハ、ニ及びホにおいて同じ。)

ハ 各極に非包装ヒューズを取り付ける3極のものにあつては、図3に掲げる試験回路において、アークによりアースするおそれのないものは2回(カットアウトにあつては、1回)、アークによりアースするおそれのあるものは $S_1$ をa、bおよびcに切り換えて、それぞれ1回試験を行なうこと。

ニ 3相用のものであつて、2極のみに非包装ヒューズを取り付けるものにあつては、図3に掲げる試験回路において1回試験を行った後、図1に掲げる試験回路において非包装ヒューズを取り付けた極と取

付け部を有しない極とを直列に接続した状態でそれぞれ 1 回試験を行なうこと。この場合において、アークによりアースするおそれのあるものにあつては、 $S_1$ は、非包装ヒューズの取付け部を有しない極に接続しなければならない。

ホ 単相 3 線式用のものにあつては、図 4 に掲げる試験回路において試験品の両電圧側電線に接続する極を直列に接続した状態で 1 回試験を行った後、図 1 に掲げる試験回路において電圧側電線に接続する極と中性線に接続する極との間でそれぞれ 1 回試験を行なうこと。この場合において、アークによりアースするおそれのあるものにあつては、検査用ヒューズは、中性線に接続しなければならない。

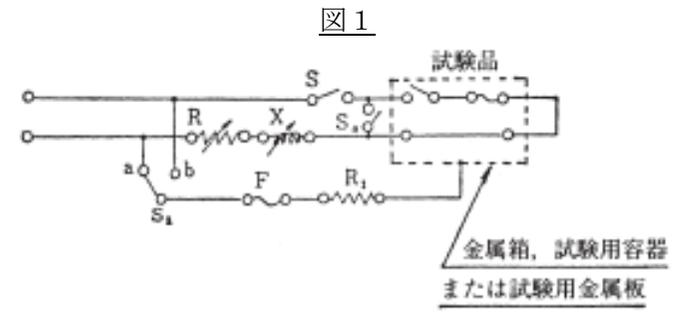


図 2

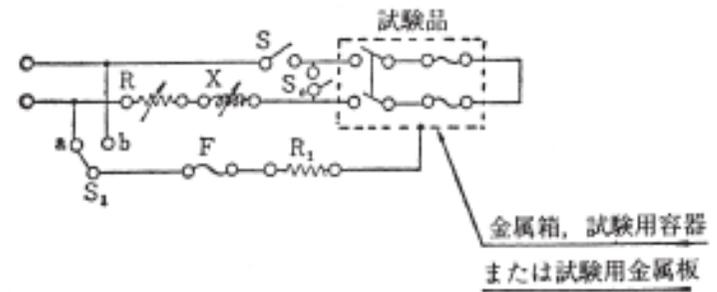


図 3

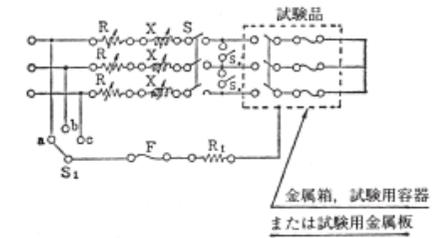
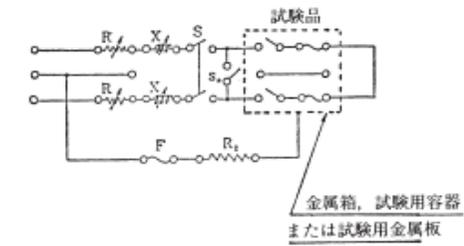


図 4



(備考) 図 1、図 2、図 3 および図 4 において使用する次に掲げる記号は、次のとおりとする。

S 試験品を試験回路に投入するための開閉器

S<sub>0</sub> 試験品を短絡するための開閉器

S<sub>1</sub> 検査用ヒューズの回路の接続を切り換えるための開閉器

R 電流を調整するための抵抗

X 電流を調整するためのリアクトル

F アースすることを検査するための検査用ヒューズ

R<sub>1</sub> 検査用ヒューズを接続する回路を保護するための抵抗

2 ヒューズ以外の短絡保護装置を有するものであって、定格遮断電流を表示するものの試験条件

(1) 試験品を接続すべき回路は、試験品の定格電圧に等しい電圧を加えたとき短絡発生後 0.5 サイクルにおける交流分の実効値が試験品の定格遮断電流又は定格コード保護電流に等しい電流となるように抵抗及びリアクトルを調整し、かつ、回復電圧が試験品の定格電圧に等しい電圧となるように構成すること。この場合において、短絡力率は、次の表に掲げるとおりとする。

この場合において、「試験品の定格遮断電流又は定格コード保護電流に等しい電流」(規約電流)は、別表第四附表第五 1 (9)に示す図 1、図 2、図 3 及び図 4 の S<sub>0</sub> を閉にした状態で測定する。

<u>試験電流(A)</u>	<u>短絡力率</u>
<u>1,500以下</u>	<u>0.90以上0.95以下</u>
<u>1,500を超え3,000以下</u>	<u>0.85以上0.90以下</u>
<u>3,000を超え4,500以下</u>	<u>0.75以上0.80以下</u>

4,500を超え6,000以下	0.65以上0.70以下
6,000を超え10,000以下	0.45以上0.50以下
10,000を超え20,000以下	0.25以上0.30以下
20,000を超え50,000以下	0.20以上0.25以下
50,000を超えるもの	0.15以上0.20以下

- (2) 試験品は、通常の使用状態に取り付けること。
- (3) 試験電圧は、試験品が開路した時から 0.1 秒以上の間加えること。
- (4) 試験品の金属箱（金属箱を有しないものにあつては、試験用容器または試験用金属板）と試験用電源との間に、検査用ヒューズおよびこれを保護するための抵抗器を直列に接続すること。この場合において、抵抗器は、試験電圧 100V につき  $1.5\Omega$  の割合で算出した抵抗値を有しなければならない。
- (5) 試験用電源がアースされている場合は、試験品の金属箱、試験用容器または試験用金属板をアースしないこと。
- (6) 排気孔、すき間、電線の貫通孔及びとっ手用開孔部にさらしかなきんをあてること。この場合において、端子部が露出している構造のもの排気孔にあてるさらしかなきんは、器体の外面から 20 mm のところに置かなければならない。ただし、(10)、(11) 及び (13) に掲げる試験を行う場合において、試験品を取り換えた後にあつては、排気孔にさらしかなきんをあてないことができる。
- (7) 短絡試験において試験品を接続する電線は、長さが 1.5m 以下であつて、附表第一 2 の表に掲げる太さのものであること。この場合において、負荷側の端子に接続する電線は、可能なかぎり短いものとしなければならない。ただし、定格遮断電流が 7,500A を超えるものにあつては、次の

表に掲げる太さの電線を使用することができる。

定格電流 (A)	電線	
	単線(直径mm)	より線(断面積(mm <sup>2</sup> ))
15以下	2、(2.6)、(3.2)	5.5、8
15を超え20以下	3.2	5.5、8
20を超え30以下	＝	8、(14)
30を超え50以下	＝	22、(38)
50を超え75以下	＝	38、(60)
75を超えるもの	＝	＝

(備考) かつこ内の数値は、A I 及びA I—C u の文字を表示したものに適用する。

(8) コード保護試験において、試験品の負荷側の端子間に接続するコードは、次の表に掲げる太さであって、長さが単相のものにあつては 1m、3相のものにあつては各相ごとに 0.5m の長さを有する別表第一の規定に適合する単心ビニルコードであること。この場合において、単心ビニルコードは負荷側端子から 10 mm の範囲内の絶縁被覆を切り取って導体を露出させておかなければならない。

定格電流 (A)	断面積 (mm <sup>2</sup> )
5 以下	0.5
5 を超え 20 以下	0.75
20 を超えるもの	1.25

(9) 試験の順序は、次によること。

イ 閉路した試験品と直列に開路した開閉器を(1)に規定する回路に接続し、その開閉器を閉路して試験品により試験回路を自動遮断すること。

ロ 自動遮断をした時から2分(リセットするために2分以上の時間を必要とする場合にあつては、リセットするために必要な最小の時間)を経過した時において、試験品を閉路して再び試験回路を自動遮断すること。

ハ 定格コード保護電流を表示するものにあつては、ロに規定する自動遮断をした時から2分(リセットするために2分以上の時間を必要とする場合にあつては、リセットするために必要な最小の時間)を経過した時において、イに規定する自動遮断を行なうこと。

(10) 単極のものにあつては、1の図1の単相の試験回路において(9)

イ、ロ及びハに規定する試験を1回行うこと。この場合において、定格遮断電流が10,000Aを超えるものにあつては、試験電流を10,000Aとして試験を行った後、試験品を取り換えて試験電流を定格遮断電流に等しい電流として行うこと。

(11) 単相2線式の2極のものにあつては、次によること。

イ 定格遮断電流が10,000A以下のものにあつては、1の図1の試験回路において各極(過電流引きはずし素子のない極を除く。)ごとに(9)イ及びロに規定する試験をそれぞれ1回を行い、次に2極を直列に接続して1の図2の試験回路において(9)イ、ロ及びハに規定する試験を1回行うこと。この場合において、各極ごとの試験は定格電流の10倍(最小500A)の電流で行うことができる。

ロ 定格遮断電流が10,000Aを超えるものにあつては、1の図1の試験

回路において各極（過電流引きはずし素子のない極を除く。）ごとに（9）イ及びロに規定する試験を定格電流の10倍（最小500A）として1回行い、次に2極直列に接続して1の図2の試験回路において（9）イ、ロ及びハに規定する試験を試験電流10,000Aとして1回行った後、試験品を取り替えて1の図2の試験回路において（9）イ及びロに規定する試験を定格遮断電流に等しい電流として1回行うこと。

（12）单相3線式のものにあつては、試験品の各電圧側電線に接続する極と中性線に接続する極（2極のものおよび個別引きはずし機構を有する配線用遮断器にあつては、中性線）とを直列に接続して、（9）イおよびロに規定する試験をそれぞれ1回行ない、次に1の図4の試験回路において（9）イ、ロおよびハに規定する試験を1回行なうこと。

（13）3相のものにあつては、次によること。

イ 定格遮断電流が10,000A以下のものにあつては、1の図1の試験回路において各極（過電流引きはずし素子のない極を除く。）ごとに（9）イ及びロに規定する試験をそれぞれ1回行い、次に1の図3の試験回路において（9）イ、ロ及びハに規定する試験を1回行うこと。この場合において、各極ごとの試験は定格電流の10倍（最小500A）の電流で行うことができる。

ロ 定格遮断電流が10,000Aを超えるものにあつては、1の図1の試験回路において各極（過電流引きはずし素子のない極を除く。）ごとに（9）イ及びロに規定する試験を定格電流の10倍（最小500A）として1回行い、次に1の図3の試験回路において（9）イ、ロ及びハに規定する試験を試験電流10,000Aとして1回行った後、試験品を取り

換えて1の図3の試験回路において(9)イ及びロに規定する試験を  
試験電流を定格遮断電流に等しい電流として1回行うこと。

### 3 基準

#### (1) 各部に異状が生じないこと。

この場合において、漏電遮断器にあつては、「各部に異状が生じない」とは、次に適合することをいう。

イ 電圧動作型のものにあつては、別表第四3(3)チ(イ)aに規定する漏電引外し特性に適合し、かつ、別表第四3(3)リ(イ)に規定する漏電引外し装置の開閉操作が、定格対地電圧に等しい電圧を加えたとき、支障なくできること。

ロ 電流動作型のものにあつては、別表第四3(3)チ(ロ)aに規定する漏電引外し特性に適合し、かつ、別表第四3(3)リ(ロ)に規定する漏電引外し装置の開閉操作が、定格電圧に等しい電圧を加えたとき、支障なくできること。

#### (2) アークにより短絡しないこと。

#### (3) ふたまたはカバーは、開かないこと。

この場合において、「ふたまたはカバーは、開かない」とは、カットアウトスイッチにあつては、開閉接触部の接触が十分で、かつ、接触圧力が低下しないことをいう。

#### (4) さらしかなきんは、燃焼しないこと。

この場合において、「燃焼しない」とは、点火又は焦げにより5mm以上の穴が生じないことをいう。

#### (5) 検査用ヒューズは、熔断しないこと。

#### (6) 定格コード保護電流を表示するものにあつては、ビニルコードの絶縁体が熔融せず、かつ、ビニルコードの導体が熔断しないこと。

(7) 短絡試験の後において、500ボルト絶縁抵抗計により測定した各端子間および充電部とアースするおそれのある非充電金属部または人が触れるおそれのある非金属部との間の絶縁抵抗は、0.2MΩ以上（配線用遮断器にあつては、0.5MΩ以上）であること。この場合において、人が触れるおそれのある非金属部には、金属はくをすき間なくあてて測定しなければならない。

「短絡試験の後」とは、短絡試験後約15分経過したときをいう。

(8) 非包装ヒューズを取り付けるものにあつては、試験品は、ヒューズを取り換えることにより再び使用できること。

(9) 過電流引きはずし装置を有するものであつて、定格電流を表示するものにあつては別表第四3(3)ト(イ)a、適用電動機容量を表示するものにあつては別表第四3(3)ト(ロ)bの規定に適合すること。この場合において、過電流引きはずし装置に通じる電流は、定格電流の250%に等しい電流とすることができる。

#### 附表第六 衝撃波不動作性能試験

1及び2の試験条件において試験を行ったとき、3の基準に適合すること

。

#### 1 衝撃波耐電圧試験

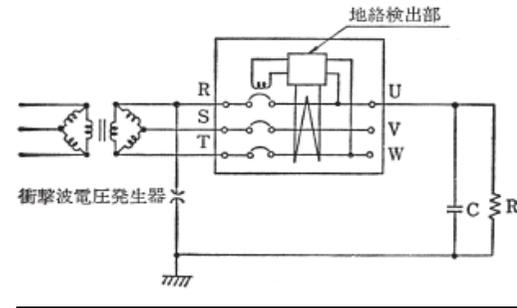
波頭長0.5μs以上1.5μs以下、波尾長32μs以上48μs以下、波高値6kVの衝撃波電圧を正負それぞれ1回、試験品の次の部分に加える。

(1) 閉の位置にして異極端子間

(2) 充電部（一括）と外箱間

## 2 衝撃波不動作試験

次の図に示す試験回路において定格電圧に等しい電圧を加えた後、試験品を閉にして波頭長  $0.5\mu s$  以上  $1.5\mu s$  以下、波尾長  $32\mu s$  以上  $48\mu s$  以下、波高値  $6kV$  の衝撃波電圧を各極に正負それぞれ 1 回重畳する。



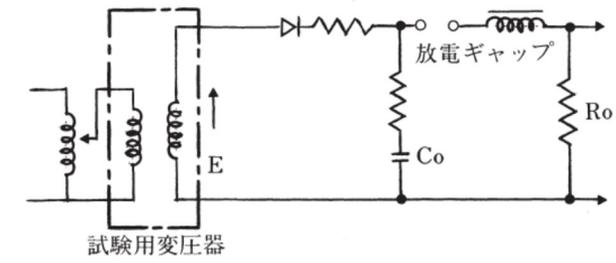
(備考) 1 Cは、コンデンサーとし、その値は  $0.01\mu F$  とする。

2 Rは、抵抗とし、その値は  $0.1M\Omega$  とする。

衝撃波電圧発生器の内部回路は次の図例によるものとする。

この場合において

充電用コンデンサー  $C_0$  の静電容量は  $1.0\mu F$ 、衝撃電流は  $100A \pm 10A$  とする。



### 3 基準

- (1) 各部に異状が生じないこと。
- (2) 試験中に動作しないこと。
- (3) 試験後、電圧動作型のものにあつては別表第四3(3)チ(イ)c、電流動作型のものにあつては別表第四3(3)チ(ロ)に適合すること。

#### 附表第七 電気用品の表示の方式

電気用品	表示の方式	
	表示すべき事項	表示の方法
点滅器並びに接続器及びその附属品	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 定格電圧</li> <li>2 定格電流又は適用電動機の定格容量</li> <li>3 電子応用機械器具に組み込まれる点滅器(突入電流に耐えるものに限る。)にあつては、電子機器用である旨</li> <li>4 電磁開閉器操作の点滅器にあつては、その旨</li> <li>5 機械器具に組み込まれるものであつて、電子応用機械器具に組み込まれる点滅器(突入電流に耐えるもの)</li> </ul>	<p>表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、ねじ込み型電線コネクタにあつては包装容器の表面に容易に消えない方法で接続できる電線の太さ、種類及び本数を表示する場合は、これらを省略して表示することができ、専らプレハブ住宅等の構成材パネル等に組み込まれた形で使用されるものにあつては、当該構成材パネル等</p>

	<p><u>限る。)以外のもの</u>にあつては、<u>機器用である旨</u></p> <p>6 <u>防水構造のもの</u>にあつては、<u>防水の種類</u></p> <p>7 <u>導体がアルミニウムの電線のみを接続する端子を有するもの</u>にあつては、<u>A 1 の文字</u></p> <p>8 <u>導体がアルミニウムの電線及び銅の電線のいずれをも接続できる端子を有するもの</u>にあつては、<u>A 1 - C u の文字</u></p> <p>9 <u>平形導体合成樹脂絶縁電線用の接続器</u>にあつては、<u>平形導体合成樹脂絶縁電線用である旨</u></p> <p>10 <u>その他のねじ込み接続器</u> (ねじ込み型電線コネクタに限る。)にあつては、<u>接続できる電線の太さ、種類及び本数</u></p> <p>11 <u>延長コードセット</u>にあつては、<u>コ</u>の文字</p>	<p><u>に容易に消えない方法で表示する場合は、これらを省略することができる。</u></p>
--	---	--

	<p><u>12 延長コードセットにあつては、束ねて使用することを禁止する旨。ただし、表示することが困難なものにあつてはこの限りでない。</u></p>	
<p><u>開閉器(漏電遮断器を除く。)及びカットアウト</u></p>	<p><u>1 定格電圧</u>  <u>2 電磁開閉器にあつては、定格操作回路電圧</u>  <u>3 定格電流又は適用電動機の定格容量</u>  <u>4 電動機用の過電流引き外し装置を有するものにあつては、その定格電流(電流が調整できるものの場合にあつては、最大定格電流)</u>  <u>5 短絡保護装置を有するもの(包装ヒューズを使用するものを除く。)にあつては、定格遮断電流</u>  <u>6 圧力スイッチにあつては、定格動作圧力</u>  <u>7 ヒューズ以外の短絡保護装置を有するものであつて、過電流引き外し装置を有し</u></p>	<p><u>表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、専らプレハブ住宅等の構成材パネル等に組み込まれた形で使用されるものにあつては、当該構成材パネル等に容易に消えない方法で表示する場合は、これらを省略することができる。</u></p>

ないものにあつては、その旨

8 定格コード保護電流が1,000Aを超えるものにあつては、その値

9 定格電流を表示する圧力スイッチ及びフロートスイッチにあつては、その用途

10 締付け形のヒューズ取付部を有するものであつて、非包装ヒューズを取り付けてはならないものにあつては、その旨

11 防水構造のものにあつては、防水の種類

12 導体がアルミニウムの電線のみを接続する端子を有するものにあつては、A 1の文字

13 導体がアルミニウムの電線及び銅の電線のいずれをも接続できる端子を有するものにあつては、A 1—C uの文字

<p>漏電遮断器</p>	<p>1 定格電圧</p> <p>2 定格電流又は適用電動機の 定格容量</p> <p>3 定格感度電流</p> <p>4 動作時間の種類</p> <p>5 電動機用の過電流引き外し 装置を有するものにあつて は、その定格電流（電流が調 整できるものの場合にあつ ては、最大定格電流）</p> <p>6 短絡保護装置を有するもの にあつては、定格遮断電流</p> <p>7 衝撃波不動作型のものにあ つては、その旨</p> <p>8 短絡保護装置を有するもの であつて、過電流引き外し 装置を有しないものにあつ ては、その旨</p> <p>9 定格コード保護電流が 1,000Aを超えるものにあつ ては、その値</p> <p>10 防水構造のものにあつては 、防水の種類</p> <p>11 導体がアルミニウムの電線 のみを接続する端子を有す</p>	<p><u>表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、専らプレハブ住宅等の構成材パネル等に組み込まれた形で使用されるものにあつては、当該構成材パネル等に容易に消えない方法で表示する場合は、これらを省略することができる。</u></p>
--------------	---	---

	<p><u>るもの</u>にあつては、A 1 の 文字 <u>12 導体</u>がアルミニウムの電線 及び銅の電線のいずれをも 接続できる端子を有するも の<u>にあつては、A 1—C u</u> の文字</p>	
--	--	--

別表第五 電流制限器

1 共通の事項

(1) 材料

イ～ニ (略)

ホ 屋外用のもの外郭の材料は、耐候性及び耐熱性を有するものであること。「耐候性及び耐熱性を有するもの」とは、陶磁器のもの、さび止め処理を施した鉄又は銅のもの、さび難い金属のもの、合成ゴムのも又は電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達(20240514保局第1号)による改正前の解釈(以下「旧解釈」という。)別表第四2(2)ニに適合する合成樹脂のものをいう。

へ～チ (略)

(2) 構造

イ (略)

ロ 充電部には、通常の使用状態において、旧解釈別表第四1(2)ハに掲げる試験指が触れないこと。この場合において、試験指に加える力は、

別表第五 電流制限器

1 共通の事項

(1) 材料

イ～ニ (略)

ホ 屋外用のもの外郭の材料は、耐候性及び耐熱性を有するものであること。「耐候性及び耐熱性を有するもの」とは、陶磁器のもの、さび止め処理を施した鉄又は銅のもの、さび難い金属のもの、合成ゴムのも又は別表第四2(2)ニに適合する合成樹脂のものをいう。

へ～チ (略)

(2) 構造

イ (略)

ロ 充電部には、通常の使用状態において、別表第四1(2)ハに掲げる試験指が触れないこと。この場合において、試験指に加える力は、30N と

30N とする。ただし、電線取付け部であって、外かくの外表面から次の値以上沈んでいる充電部にあつては、この限りでない。

(イ) ～ (ハ) (略)

ハ～ネ (略)

ナ 電源電線の取付け端子のねじの有効ねじ部の長さは、呼び径が 8 mm 未満のものにあつては 2 ピッチ以上、呼び径が 8 mm 以上のものにあつては呼び径の 40% 以上であること。ただし、端子枠内面に部分ねじ部を有する呼び径が 8 mm 以上のものであつて、次に適合するものにあつては、この限りでない。

(イ) (略)

(ロ) 旧解釈別表第四附表第一の試験を 5 回繰り返して行ったとき、これに適合すること。

ラ～キ (略)

ノ 絶縁物（单相 3 線式のもののベクトル合成用の異極コイル間の部分を除く。）の厚さについては、旧解釈別表第四 1 (2) レの規定を準用すること。

オ (略)

ク 主回路の電線端子部は、次によること。

(イ) (略)

(ロ) 端子部の強度は次に適合すること。

a (略)

b ねじの先端で押し締める構造のものにあつては、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する絶縁電線であつて、ク (イ) a の表に掲げる太さのものを接続し、a の表に掲げるトルクを加えて締め付けたとき、異状が生じないこと。

する。ただし、電線取付け部であつて、外かくの外表面から次の値以上沈んでいる充電部にあつては、この限りでない。

(イ) ～ (ハ) (略)

ハ～ネ (略)

ナ 電源電線の取付け端子のねじの有効ねじ部の長さは、呼び径が 8 mm 未満のものにあつては 2 ピッチ以上、呼び径が 8 mm 以上のものにあつては呼び径の 40% 以上であること。ただし、端子枠内面に部分ねじ部を有する呼び径が 8 mm 以上のものであつて、次に適合するものにあつては、この限りでない。

(イ) (略)

(ロ) 別表第四附表第一の試験を 5 回繰り返して行ったとき、これに適合すること。

ラ～キ (略)

ノ 絶縁物（单相 3 線式のもののベクトル合成用の異極コイル間の部分を除く。）の厚さについては、別表第四 1 (2) レの規定を準用すること。

オ (略)

ク 主回路の電線端子部は、次によること。

(イ) (略)

(ロ) 端子部の強度は次に適合すること。

a (略)

b ねじの先端で押し締める構造のものにあつては、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する絶縁電線であつて、ク (イ) a の表に掲げる太さのものを接続し、a の表に掲げるトルクを加えて締め付けたとき、異状が生じないこと。

c・d (略)

(3) (略)

## 2 アンペア制用電流制限器

(1)～(10) (略)

(11) 注水絶縁性能

屋外用のものにあつては、試験品を通常の使用状態に取り付け、旧解釈別表第四附表第四 3または4に規定する試験方法により注水した後、その試験品について附表第一の試験を行ったとき、絶縁抵抗が  $5M\Omega$  以上であり、かつ、附表第二の試験を行ったとき、これに適合すること

(12) 引張強度 (略)

3 定額制用電流制限器 (略)

附表第一～ 附表第三 (略)

## 別表第六 小形单相変圧器及び放電灯用安定器

### 1 共通の事項

(1) 材料

イ (略)

ロ 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接した部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、旧解釈別表第四 1 (1) ロの(イ)から(ト)に適合すること。ただし、吸湿性の熱絶縁物であつて、通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

ハ～ヌ (略)

c・d (略)

(3) (略)

## 2 アンペア制用電流制限器

(1)～(10) (略)

(11) 注水絶縁性能

屋外用のものにあつては、試験品を通常の使用状態に取り付け、別表第四附表第四 3または4に規定する試験方法により注水した後、その試験品について附表第一の試験を行ったとき、絶縁抵抗が  $5M\Omega$  以上であり、かつ、附表第二の試験を行ったとき、これに適合すること。

(12) 引張強度 (略)

3 定額制用電流制限器 (略)

附表第一～ 附表第三 (略)

## 別表第六 小形单相変圧器及び放電灯用安定器

### 1 共通の事項

(1) 材料

イ (略)

ロ 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接した部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四 1 (1) ロの(イ)から(ト)に適合すること。ただし、吸湿性の熱絶縁物であつて、通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

ハ～ヌ (略)

(2) 構造

イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。この場合、旧解釈別表第四 1 (2) イ (イ) 及び (ロ) によること。

ロ～ホ (略)

へ 極性が異なる充電部相互間、充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間及び機械器具に組み込まれるもの以外のものの充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、器具又は器具の部分ごとにそれぞれ次の表に適合すること。ただし、絶縁変圧器の 2 次側の回路、整流後の回路等の構造上やむを得ない部分であって、次の試験を行ったとき、これに適合するものにあつては、この限りでない。この場合の用語の定義は、旧解釈別表第四 1 (2) タ (イ) h 及び i による。

(イ) ・ (ロ) (略)

(ハ) 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間を接続した場合に、その非充電金属部又は露出する充電部が次のいずれかに適合すること。

a (略)

b  $1k\Omega$  の抵抗を大地との間及び線間並びに非充電金属部と充電部との間に接続したとき、当該抵抗に流れる電流は、商用周波数以上の周波数において感電の危険が生ずるおそれのない場合を除き、 $1mA$  以下であること。

旧解釈別表第四 1 (2) ハ (ハ) b (a) から (c) に適合すること。  
。（以下別表第六において同じ。）

(二) (略)

(2) 構造

イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。この場合、別表第四 1 (2) イ (イ) 及び (ロ) によること。

ロ～ホ (略)

へ 極性が異なる充電部相互間、充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間及び機械器具に組み込まれるもの以外のものの充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、器具又は器具の部分ごとにそれぞれ次の表に適合すること。ただし、絶縁変圧器の 2 次側の回路、整流後の回路等の構造上やむを得ない部分であって、次の試験を行ったとき、これに適合するものにあつては、この限りでない。この場合の用語の定義は、別表第四 1 (2) タ (イ) h 及び i による。

(イ) ・ (ロ) (略)

(ハ) 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間を接続した場合に、その非充電金属部又は露出する充電部が次のいずれかに適合すること。

a (略)

b  $1k\Omega$  の抵抗を大地との間及び線間並びに非充電金属部と充電部との間に接続したとき、当該抵抗に流れる電流は、商用周波数以上の周波数において感電の危険が生ずるおそれのない場合を除き、 $1mA$  以下であること。

別表第四 1 (2) ハ (ハ) b (a) から (c) に適合すること。  
（以下別表第六において同じ。）

(二) (略)

ト 絶縁物の厚さについては、旧解釈別表第四 1 (2) レの規定を準用すること。

チ～ヲ (略)

ワ 外郭は、機械器具に組み込まれるもの以外の場合にあっては、質量が 250g で、ロックウェル硬度 R100 の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mmの球面を有するおもりを次の表に示す高さから垂直に落としたとき、又はこれと同等の衝撃力をロックウェル硬度 R100 の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mmの球面を有する衝撃片によって 1 回加えたとき、感電、火災等の危険を生ずるおそれのあるひび、割れその他の異状が生じないこと。ただし、器体の外面に露出している表示灯、ヒューズホルダーその他これらに類するもの及びそれらの保護カバーであって、表面積が 4cm<sup>2</sup> 以下であり、かつ、器体の外郭の表面から 10 mm以上突出していないものにあつては、この限りでない。

種類	高さ(c m)
天井取り付け用器具	14
その他のもの	20

なお、旧解釈別表第四 1 (2) レ (イ) dに規定された衝撃力も同等の衝撃力とみなす。

カ～レ (略)

ソ アース線及びアース用端子の表示は、次に適合すること。

(イ) アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは 旧解釈別表第四 1 (2) ネ (イ) a 及び b による。ただし、アース線

ト 絶縁物の厚さについては、別表第四 1 (2) レの規定を準用すること。

チ～ヲ (略)

ワ 外郭は、機械器具に組み込まれるもの以外の場合にあっては、質量が 250g で、ロックウェル硬度 R100 の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mmの球面を有するおもりを次の表に示す高さから垂直に落としたとき、又はこれと同等の衝撃力をロックウェル硬度 R100 の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mmの球面を有する衝撃片によって 1 回加えたとき、感電、火災等の危険を生ずるおそれのあるひび、割れその他の異状が生じないこと。ただし、器体の外面に露出している表示灯、ヒューズホルダーその他これらに類するもの及びそれらの保護カバーであって、表面積が 4cm<sup>2</sup> 以下であり、かつ、器体の外郭の表面から 10 mm以上突出していないものにあつては、この限りでない。

種類	高さ(c m)
天井取り付け用器具	14
その他のもの	20

なお、別表第四 1 (2) レ (イ) dに規定された衝撃力も同等の衝撃力とみなす。

カ～レ (略)

ソ アース線及びアース用端子の表示は、次に適合すること。

(イ) アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは 別表第四 1 (2) ネ (イ) a 及び b による。ただし、アース線に緑と

に緑と黄の配色を施した電線にあつては、この限りでない。

- (ロ) アース用端子には、そのもの（容易に取り外せる端子ねじを除く。）又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは旧解釈別表第四 1（2）ネ（ロ） a から d による。ただし、器体の内部にあるアース用端子であつてアース線を取り換えることができないものにあつては、この限りでない。

ツ～ム （略）

- ウ 電源電線等（口出し線を除く。以下ウにおいて同じ。）の器体の貫通部は、機械器具に組み込まれるもの以外の場合にあつては、旧解釈別表第四 1（2）ラに適合すること。ただし、固定して使用するもの、据置き形のものその他これに類するものであつて、通常の使用状態において定置して使用するものにあつては、この限りでない。

キ （略）

（3）部品および附属品

イ （略）

- ロ 電源電線等は、次に適合すること。

- (イ) 電源電線は、この表に特別に規定するものを除き、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するものであつて、かつ、次のいずれかに適合すること。

a～c （略）

- (ロ) 器具間を接続する電線及び機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線は、次のいずれかに適合すること。

a 次の表の左欄に掲げる接続される回路の電圧の区分ごとに同表の

黄の配色を施した電線にあつては、この限りでない。

- (ロ) アース用端子には、そのもの（容易に取り外せる端子ねじを除く。）又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは別表第四 1（2）ネ（ロ） a から d による。ただし、器体の内部にあるアース用端子であつてアース線を取り換えることができないものにあつては、この限りでない。

ツ～ム （略）

- ウ 電源電線等（口出し線を除く。以下ウにおいて同じ。）の器体の貫通部は、機械器具に組み込まれるもの以外の場合にあつては、別表第四 1（2）ラに適合すること。ただし、固定して使用するもの、据置き形のものその他これに類するものであつて、通常の使用状態において定置して使用するものにあつては、この限りでない。

キ （略）

（3）部品および附属品

イ （略）

- ロ 電源電線等は、次に適合すること。

- (イ) 電源電線は、この表に特別に規定するものを除き、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するものであつて、かつ、次のいずれかに適合すること。

a～c （略）

- (ロ) 器具間を接続する電線及び機能上やむを得ず器体の外部に露出する電線は、次のいずれかに適合すること。

a 次の表の左欄に掲げる接続される回路の電圧の区分ごとに同表の

右欄に適合するものであり、かつ、100N の引張荷重を 15 秒間加えたとき、素線の断線、絶縁物の異状等が生じないこと。ただし、電子回路の入出力信号の微小電流回路、地絡電流が 1mA 以下(商用周波数以上の周波数において危険が生ずるおそれのない場合にあつては、1mA 以下であることを要しない。)の回路等に使用するものであつて、適切な絶縁被覆を有するものにあつては、この限りでない。

右欄に適合するものであり、かつ、100N の引張荷重を 15 秒間加えたとき、素線の断線、絶縁物の異状等が生じないこと。ただし、電子回路の入出力信号の微小電流回路、地絡電流が 1mA 以下(商用周波数以上の周波数において危険が生ずるおそれのない場合にあつては、1mA 以下であることを要しない。)の回路等に使用するものであつて、適切な絶縁被覆を有するものにあつては、この限りでない。

接続される回路の電圧の区分	電線
交流にあつては 30V 以下、直流にあつては 45V 以下	(略)
交流にあつては30Vを超え60V以下、直流にあつては45Vを超え60V以下	(略)
60V を超え 150V 以下	旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、断面積が 0.75 mm <sup>2</sup> 以上のもの又は断面積が0.75mm <sup>2</sup> (手持ち形の部分(コントローラーを含む。)) <sup>2</sup> に至る 0.5A 以下の回路に使用するものにあつては、0.5 mm <sup>2</sup> )以上であつて、試料 2m を 1 時間清水中に浸し、単心のものゝは導体と大地との間に、多心のものゝは導体相互間及び導体と大地との間に 1,000V の交流電圧を加えたとき、連続し

接続される回路の電圧の区分	電線
交流にあつては 30V 以下、直流にあつては 45V 以下	(略)
交流にあつては30Vを超え60V以下、直流にあつては45Vを超え60V以下	(略)
60V を超え 150V 以下	別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、断面積が 0.75 mm <sup>2</sup> 以上のもの又は断面積が0.75mm <sup>2</sup> (手持ち形の部分(コントローラーを含む。)) <sup>2</sup> に至る 0.5A 以下の回路に使用するものゝにあつては、0.5 mm <sup>2</sup> )以上であつて、試料 2m を 1 時間清水中に浸し、単心のものゝは導体と大地との間に、多心のものゝは導体相互間及び導体と大地との間に 1,000V の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分

	て 1 分間これに耐えるもの
150V を超え 300V 以下	(略)
300V を超えるもの	(略)

b 旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するものであって、その長さ 2m 以下で、かつ、その断面積が 0.5 mm<sup>2</sup>以上であること（電源供給側の器具の内部に定格遮断電流が 500A 以上であって、定格電流が 3A 以下のヒューズ又は過負荷保護装置を備えてある場合に限る。）。

(ハ) ・ (ニ) (略)

ハ・ニ (略)

ホ 点滅器（線間電圧が交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下であって、かつ、100mA 以下の回路に使用するものであって、感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあっては、旧解釈別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、ホ、へ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム及びク並びに 2 (1) イ及びハ並びに 2 (2) ロ、へ、ト、リ及びヌの規定に適合すること。この場合において、旧解釈別表第四附表第二 1 の開閉試験における負荷の力率は、約 1 とすることができる。開閉試験は旧解釈別表第四 1 (3) ニ (イ) 及び (ロ) による。

へ 開閉器（線間電圧が交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下であって、かつ、100mA 以下の回路に使用するものであって、感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあっては、旧解釈別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、ホ、へ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム及びク並びに 3 (1) ロ、ハ、へ、ト、ヌ及びヲ並びに 3 (3) イ、チ、リ、ル、ワ、カ及びヨの規定に適合すること。

	間これに耐えるもの
150V を超え 300V 以下	(略)
300V を超えるもの	(略)

b 別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するものであって、その長さ 2m 以下で、かつ、その断面積が 0.5 mm<sup>2</sup>以上であること（電源供給側の器具の内部に定格遮断電流が 500A 以上であって、定格電流が 3A 以下のヒューズ又は過負荷保護装置を備えてある場合に限る。）。

(ハ) ・ (ニ) (略)

ハ・ニ (略)

ホ 点滅器（線間電圧が交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下であって、かつ、100mA 以下の回路に使用するものであって、感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあっては、別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、ホ、へ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム及びク並びに 2 (1) イ及びハ並びに 2 (2) ロ、へ、ト、リ及びヌの規定に適合すること。この場合において、別表第四附表第二 1 の開閉試験における負荷の力率は、約 1 とすることができる。開閉試験は別表第四 1 (3) ニ (イ) 及び (ロ) による。

へ 開閉器（線間電圧が交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下であって、かつ、100mA 以下の回路に使用するものであって、感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあっては、別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、ホ、へ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム及びク並びに 3 (1) ロ、ハ、へ、ト、ヌ及びヲ並びに 3 (3) イ、チ、リ、ル、ワ、カ及びヨの規定に適合すること。

と。この場合において、旧解釈別表第四附表第二の開閉試験における負荷の力率は、約 1 とすることができる。開閉試験は旧解釈別表第四 1 (3)ニ (イ) 及び (ロ) による。

ト 接続器（線間電圧が交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下であって、かつ、100mA 以下の回路に使用するものであって、感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあっては、旧解釈別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに 6 (1) イ、ハ、ニ及びホ並びに 6 (3) ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルの規定に適合すること。この場合において、組立て時の便宜性のため使用する器内配線相互の接続用部品は、トにおいて「接続器」とはみなさない。

チ コンデンサーは、旧解釈別表第四 1 (3) チ (ハ) を除く。) の規定に適合すること。

リ・ヌ (略)

(4) ・ (5) (略)

2 ベル用変圧器、おもちゃ用変圧器その他の家庭機器用変圧器、表示器用変圧器およびリモートコントロールリレー用変圧器

(1) 構造

イ (略)

ロ 充電部（絶縁変圧器の 2 次側の回路の電圧が 30V 以下の充電部及び口出し線を除く。）及び鉄心部は、金属製、陶磁器製又は合成樹脂製の外かくによりおおわれており、かつ、容易に取りはずすことができる部分を取りはずし、次の (イ) 及び (ロ) に掲げる試験を旧解釈別表第四 1 (2) ハの図に示す試験指を用いて行ったとき、これに適合すること。

の場合において、別表第四附表第二の開閉試験における負荷の力率は、約 1 とすることができる。開閉試験は別表第四 1 (3)ニ (イ) 及び (ロ) による。

ト 接続器（線間電圧が交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下であって、かつ、100mA 以下の回路に使用するものであって、感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあっては、別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに 6 (1) イ、ハ、ニ及びホ並びに 6 (3) ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルの規定に適合すること。この場合において、組立て時の便宜性のため使用する器内配線相互の接続用部品は、トにおいて「接続器」とはみなさない。

チ コンデンサーは、別表第四 1 (3) チ (ハ) を除く。) の規定に適合すること。

リ・ヌ (略)

(4) ・ (5) (略)

2 ベル用変圧器、おもちゃ用変圧器その他の家庭機器用変圧器、表示器用変圧器およびリモートコントロールリレー用変圧器

(1) 構造

イ (略)

ロ 充電部（絶縁変圧器の 2 次側の回路の電圧が 30V 以下の充電部及び口出し線を除く。）及び鉄心部は、金属製、陶磁器製又は合成樹脂製の外かくによりおおわれており、かつ、容易に取りはずすことができる部分を取りはずし、次の (イ) 及び (ロ) に掲げる試験を別表第四 1 (2) ハの図に示す試験指を用いて行ったとき、これに適合すること。ただし

ただし、金属製ボックス内用である旨を表示するもの及び取り付け状態  
で容易に人が触れるおそれのない取付け面にあつては、この限りでない。

(イ)・(ロ) (略)

ハ～リ (略)

(2)～(8) (略)

## 2の2 電子応用機械器具用変圧器

### (1) 構造

イ 充電部（絶縁変圧器の2次側の回路の電圧が30V以下の充電部及び口  
出し線を除く。以下イにおいて同じ。）及び鉄心部は、金属製、陶磁器  
製又は合成樹脂製の外郭により覆われており、かつ、容易に取り外すこ  
とができる部分を取り外し、旧解釈別表第四1(2)ハの図に示す試験  
指を用いて器体の外面及び開口部を30Nの圧力で押したとき、試験指  
が充電部に触れないこと。ただし、機械器具に組み込まれるものにあつ  
ては、この限りでない。

ロ～ニ (略)

(2)～(6) (略)

## 2の3 燃焼器具用変圧器

### (1) 構造

イ・ロ (略)

ハ 変圧器から容易に取り外すことができる部分を取り外し、旧解釈別表第  
四1(2)ハの図に示す試験指を用いて器体の外面及び開口部を30Nの  
圧力で押したとき、試験指が充電部（バーナー本体に取り付けて使用す

、金属製ボックス内用である旨を表示するもの及び取り付け状態で容  
易に人が触れるおそれのない取付け面にあつては、この限りでない。

(イ)・(ロ) (略)

ハ～リ (略)

(2)～(8) (略)

## 2の2 電子応用機械器具用変圧器

### (1) 構造

イ 充電部（絶縁変圧器の2次側の回路の電圧が30V以下の充電部及び口  
出し線を除く。以下イにおいて同じ。）及び鉄心部は、金属製、陶磁器  
製又は合成樹脂製の外郭により覆われており、かつ、容易に取り外すこ  
とができる部分を取り外し、別表第四1(2)ハの図に示す試験指を用  
いて器体の外面及び開口部を30Nの圧力で押したとき、試験指が充電  
部に触れないこと。ただし、機械器具に組み込まれるものにあつては、  
この限りでない。

ロ～ニ (略)

(2)～(6) (略)

## 2の3 燃焼器具用変圧器

### (1) 構造

イ・ロ (略)

ハ 変圧器から容易に取り外すことができる部分を取り外し、別表第四1  
(2)ハの図に示す試験指を用いて器体の外面及び開口部を30Nの圧  
力で押したとき、試験指が充電部（バーナー本体に取り付けて使用する

る構造のものであって高圧がいしを有するものの端子部を除く。)に触れないこと。ただし、機械器具に組み込まれるものうち定格2次電圧が30Vを超えるものであって巻線を耐火性を有する外被により十分保護してあるもの及び定格2次電圧が30V以下のものにあつては、この限りでない。

ヒューズホルダーのキャップ又はカバーであつて、工具を用いずにそれらを外したとき、ヒューズがキャップ又はカバーと共に外れる構造のものは、ヒューズを取り外した後に試験を行う。

ニ～カ (略)

(2)～(6) (略)

3 ネオン変圧器およびオゾン発生器用安定器 (略)

4 蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器、ナトリウム灯用安定器及び殺菌灯用安定器

(1) 構造

イ～ハ (略)

ニ 口出し線は、次に適合すること。

(イ) 旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する電線(屋外用のものにあつては、キャブタイヤケーブル又は絶縁電線に限る。)であつて、断面積が $0.75\text{mm}^2$ 以上のものであること。ただし、定格電圧が300V以下の蛍光灯用安定器及び殺菌灯用安定器にあつては、負荷側の口出し線又はその構造上直接電源に接続されることのない電源側の口出し線若しくはその表示する接続図により直接電源に接続され

構造のものであって高圧がいしを有するものの端子部を除く。)に触れないこと。ただし、機械器具に組み込まれるものうち定格2次電圧が30Vを超えるものであって巻線を耐火性を有する外被により十分保護してあるもの及び定格2次電圧が30V以下のものにあつては、この限りでない。

ヒューズホルダーのキャップ又はカバーであつて、工具を用いずにそれらを外したとき、ヒューズがキャップ又はカバーと共に外れる構造のものは、ヒューズを取り外した後に試験を行う。

ニ～カ (略)

(2)～(6) (略)

3 ネオン変圧器およびオゾン発生器用安定器 (略)

4 蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器、ナトリウム灯用安定器及び殺菌灯用安定器

(1) 構造

イ～ハ (略)

ニ 口出し線は、次に適合すること。

(イ) 別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する電線(屋外用のものにあつては、キャブタイヤケーブル又は絶縁電線に限る。)であつて、断面積が $0.75\text{mm}^2$ 以上のものであること。ただし、定格電圧が300V以下の蛍光灯用安定器及び殺菌灯用安定器にあつては、負荷側の口出し線又はその構造上直接電源に接続されることのない電源側の口出し線若しくはその表示する接続図により直接電源に接続されない旨

ない旨が表示されている電源側の口出し線について、電灯器具内用である旨を表示する場合に限り、断面積が 0.5 mm<sup>2</sup>のゴムコード又はビニルコードを使用することができる。

(ロ)～(ホ) (略)

ホ～ト (略)

(2)～(8) (略)

## 5 電圧調整器

### (1) 構造

イ 充電部（絶縁変圧器の2次側の回路の電圧が 30V 以下の充電部及び口出し線を除く。）及び鉄心部は、金属製、陶磁器製又は合成樹脂製の外かくによりおおわれており、かつ、容易に取りはずすことができる部分を取りはずし、次の（イ）から（ニ）に掲げる試験を旧解釈別表第四1（2）ハの図に示す試験指を用いて行ったとき、これに適合すること。なお、カバー付ナイフスイッチ、カバースイッチ等を使用する場合は、端子部等の充電部が容易に露出しないこと。

(イ)～(ニ) (略)

ロ～ホ (略)

(2)～(5) (略)

附表第一～附表第四 (略)

別表第七 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第二第六号に掲げる小形交流電動機

が表示されている電源側の口出し線について、電灯器具内用である旨を表示する場合に限り、断面積が 0.5 mm<sup>2</sup>のゴムコード又はビニルコードを使用することができる。

(ロ)～(ホ) (略)

ホ～ト (略)

(2)～(8) (略)

## 5 電圧調整器

### (1) 構造

イ 充電部（絶縁変圧器の2次側の回路の電圧が 30V 以下の充電部及び口出し線を除く。）及び鉄心部は、金属製、陶磁器製又は合成樹脂製の外かくによりおおわれており、かつ、容易に取りはずすことができる部分を取りはずし、次の（イ）から（ニ）に掲げる試験を別表第四1（2）ハの図に示す試験指を用いて行ったとき、これに適合すること。なお、カバー付ナイフスイッチ、カバースイッチ等を使用する場合は、端子部等の充電部が容易に露出しないこと。

(イ)～(ニ) (略)

ロ～ホ (略)

(2)～(5) (略)

附表第一～附表第四 (略)

別表第七 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第二第六号に掲げる小形交流電動機

別表第十二に掲げる基準のうち電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第二第六号に掲げる小形交流電動機に該当する基準を適用するものとする。

(削除)

(新設)

## 1 共通の事項

### (1) 材料

イ 器体の材料は、通常の使用状態における温度に耐えること。

なお、「温度に耐える」とは、外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあっては、別表第三2(1)ロ(ニ)a又はbに適合することをいう。この場合において、試験品から試験片を採ることが困難なものにあっては、同じ材質の試験片について試験を行うことができる。

ロ 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接した部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1(1)ロの(イ)から(ト)に適合すること。ただし、吸湿性の熱絶縁物であつて、通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

ハ アークが達するおそれのある部分に使用する電気絶縁物は、アークにより有害な変形、有害な絶縁低下等の変質が生じないものであること。「絶縁低下」とは、開閉試験又は短絡遮断試験後の絶縁性能試験に適合しないことをいう。

ニ 鉄および鋼（ステンレス鋼を除く。）は、めっき、塗装、油焼きその他の適当なさび止めを施してあること。ただし、酸化することにより危険が生ずるおそれのない部分に使用するものにあつては、この限りでない。

ホ 導電材料は、次に適合すること。

(イ) 刃及び刃受けの部分にあっては、銅又は銅合金であること。

(ロ) (イ) 以外の部分にあっては、銅、銅合金、ステンレス鋼又は別表第三附表第四に規定する試験を行ったとき、これに適合するめっきを施した鉄若しくは鋼（ステンレス鋼を除く。）若しくはこれらと同等以上の電氣的、熱的及び機械的な安定性を有するものであること。ただし、めっきを施さない鉄若しくは鋼又は弾性を必要とする部分その他の構造上やむを得ない部分に使用するものであって危険が生ずるおそれのないときは、この限りでない。

ヘ アース用端子の材料は、十分な機械的強度を有するさび難いものであること。

ト 機器の部品及び構造材料は、ニトロセルローズ系セルロイドその他これに類する可燃性物質でないこと。

#### (2) 構造

イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのない構造のものであって、形状が正しく、組立が良好で、かつ、動作が円滑であること。

この場合、別表第四1(2)イ(イ)に適合すること。また、「組立が良好」とは、次に適合することをいう。

(イ) 外郭、鉄心、巻線、溝絶縁、くさび等必要と思われる各要素に欠除、欠陥等がないこと。

(ロ) 振動、騒音等の少ない構造であること。

(ハ) フレーム、ブラケットその他の構造材の組立てが堅固であること。

(ニ) 端子箱において機内配線と電源電線をスタッドなどで共締めする場合、機内配線は電源電線の取り付け又は取り外しに関係なくゆるまぬように固定してあること。ただし、電源電線を取り付け又は取り外したと

き機内配線が脱落するおそれがないものにあつては、この限りでない。

(ホ) 電源電線が容易、かつ、確実に接続できること。

(ヘ) 刷子を有するものにあつては、刷子と整流子面が円滑であること。

なお、ポリ塩化ビフェニール (PCB) を含有している部品及び材料から構成されるものは、危険が生ずるおそれのない構造のものとはみなさない。

ロ 充電部相互又は充電部と非充電部との接続部分は、通常の使用状態において緩みが生ぜず、かつ、温度に耐えること。

ハ 極性が異なる電源電線の端子部相互間及び電源電線の端子部と非充電金属部との間の沿面距離及び空間距離は、定格電圧が250V以下のものにあつては6.4mm以上、250Vを超えるものにあつては9.5mm以上であること。この場合において、空間距離は、器具の外表面にあつては30N、器具の内部にあつては2Nの力を距離が最も小さくなるように加えて測定したときの距離とする。(以下ニにおいて同じ。)

製造者が接続する器具内部の電源電線の端子部にあつては、表の数値にかかわらず、ニに掲げる表の値とする。

ニ ハ以外の場合において、充電部と非充電金属部との間の沿面距離及び空間距離は、次の表に掲げる値以上であること。ただし、絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路等の構造上やむを得ない部分であつて、次の試験を行ったとき、これに適合するものにあつては、この限りでない。この場合の用語の定義は、別表第四1(2)タ(イ)h及びiによる。

—

(イ) 極性が異なる充電部相互間を短絡した場合に、短絡回路に接続された部品が燃焼しないこと。ただし、当該回路に接続されている1の部品が燃焼した場合において他の部品が燃焼するおそれのないものにあつては

、この限りでない。この場合において、別表第四1(2)タ(ロ)による

。  
(ロ) 極性が異なる充電部相互間又は充電部と人が触れるおそれのある非充電金属部との間を接続した場合に、その非充電金属部又は露出する充電部が次のいずれかに適合すること。

a 対地電圧及び線間電圧が交流にあつては30V以下、直流にあつては45V以下であること。「対地電圧及び線間電圧」とは、使用中に継続的に発生する電圧又は無負荷の電圧のうちいずれか高いものをいう

。  
b 1kΩの抵抗を大地との間及び線間並びに非充電金属部と充電部との間に接続したとき、当該抵抗に流れる電流は、商用周波数以上の周波数において感電の危険が生ずるおそれのない場合を除き、1mA以下であること。この場合において、別表第四1(2)ハ(ハ) b(a)から(c)による。

(ハ) (イ) の試験の後に500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部(対地電圧及び線間電圧が交流にあつては30V以下、直流にあつては45V以下のもの並びに1kΩの抵抗を大地との間及び線間に接続した場合に当該抵抗に流れる電流が1mA以下(商用周波数以上の周波数において、感電の危険が生ずるおそれのない場合は、1mA以下であることを要しない。)のものを除く。)と人が触れるおそれのある非充電金属部との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ以上であること。

<u>定格電圧(V)</u>	<u>箇所</u>	<u>定格出力が0.25kW以下のもの</u>	<u>定格出力が0.25kWを超え0.75kW以下のもの</u>	<u>定格出力が0.75kWを超えるもの</u>
----------------	-----------	-------------------------	----------------------------------	--------------------------

		沿面 距離 (mm)	空間 距離 (mm)	沿面 距離 (mm)	空間 距離 (mm)	沿面 距離 (mm)	空間 距離 (mm)
125以下	整流子部	1.6	1.6	1.6	1.6	4.8 (2.4)	3.2 (2.4)
	整流子部以外の箇所	1.6	1.6	2.4	2.4	6.4 (2.4)	3.2 (2.4)
125を超え 250以下	整流子部	1.6	1.6	1.6	1.6	4.8 (2.4)	4.8 (2.4)
	整流子部以外の箇所	2.4	2.4	2.4	2.4	6.4 (2.4)	6.4 (2.4)
250を超えるもの	整流子部	6.4	6.4	6.4	6.4	9.5	6.4
	整流子部以外の箇所	6.4	6.4	6.4	6.4	9.5	9.5
(備考)							
1 カッコ内の数値は、反発始動誘導電動機及び整流子電動機に適用する。							
2 定格出力が0.75kWを超えるもの又は定格電圧が250Vを超えるものであって巻線がテープ、ワニス等で確実に固定されるものにあつては、表の数値にかかわらず、整流子部以外の箇所の沿面距離及び空間距離は2.4mm以上とする。							

ホ 絶縁物の厚さについては、別表第四1(2)レの規定を準用すること

ヘ 器体の内部の配線は、次に適合すること。

(イ) 2Nの力を電線に加えた場合に高温部に接触するおそれのあるもの  
あっては、接触したときに異状が生ずるおそれのないこと。

(ロ) 2Nの力を電線に加えたときに可動部に接触するおそれのないこと。  
ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあつては、この限りでない。

(ハ) 被覆を有する電線を固定する場合、貫通孔を通す場合又は2Nの力を  
電線に加えたときに他の部分に接触する場合は、被覆を損傷しないよう  
にすること。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあつては、この  
限りでない。

(ニ) 接続器によって接続したものにあっては、5Nの力を接続した部分に  
加えたとき、外れないこと。ただし、2N以上5N未満の力を加えて外れた場  
合において危険が生ずるおそれのない部分にあつては、この限りでない  
。

ト 電源電線（口出し線を含む。以下この表において同じ。）、器具間を  
接続する電線及び機能上やむをえず器体の外部に露出する電線（以下「電  
源電線等」という。）の貫通孔は、保護スプリング、保護ブッシングそ  
の他の適当な保護装置を使用してある場合を除き、電源電線等を損傷す  
るおそれのないように面取りその他の適当な保護加工を施してあること  
。ただし、貫通部が金属以外のものであつて、その部分がなめらかであ  
り、かつ、電源電線等を損傷するおそれのないものにあつては、この限  
りでない。

チ 定格電圧が150Vを超えるものにあつては、外郭の見やすい箇所（固定  
して使用するものであつて、アース用の配線が外部に露出しない構造の  
ものにあつては、器体の内部）にアース用端子又はアース線（アース用  
口出し線及び接地極の刃又は刃受けに接続する線心を含む。以下この表  
において同じ。）を設けてあること。ただし、電源プラグのアースの刃

で接地できる構造のものにあつては、この限りでない。

リ アース線及びアース用端子の表示は、次に適合すること。

(イ) アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは別表第四1(2)ネ(イ)のaからbによる。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあつては、この限りでない。

(ロ) アース用端子には、そのもの(容易に取り外せる端子ねじを除く。)又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは別表第四1(2)ネ(ロ)のaからdによる。ただし、器体の内部にあるアース用端子であつて、アース線を取り換えることができないものにあつては、この限りでない。

ヌ アース端子は、次に適合すること。

(イ) アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。

(ロ) アース用端子ねじの呼び径は、4mm(押し締めねじ型のものにあつては、3.5mm)以上であること。

(ハ) アース線以外のものの取り付けに兼用しないこと。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあつては、この限りでない。

ル 電源電線を器体の外方に向かつて、器体の自重の値の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあつては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあつては30Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かつて電源電線の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線と巻線との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれのないこと。

ヲ 電線の取付け部は、次に適合すること。

(イ) 電線を確実に取り付けることができる構造であること。

(ロ) 2以上の電線を1の取付け部に締め付ける場合は、それぞれの電線の間にナット又は座金を用いてあること。ただし、圧着端子その他の器具により確実に取り付けることができるものにあつては、この限りでない。

(ハ) 電源電線の取付け端子のねじは、電源電線以外のものの取付けに兼用しないこと。ただし、電源電線を取り付け、又は取りはずした場合において、電源電線以外のものが脱落するおそれのないものにあつては、この限りでない。

(ニ) ヒューズの取付け端子のねじは、ヒューズ以外の部品の取付けに兼用しないこと。ただし、ヒューズを取り付け、又は取りはずした場合においてヒューズ以外の部品の取付けがゆるむおそれのないものにあつては、この限りでない。

ワ 過負荷保護装置は、表示された定格入力に等しい入力又は表示された定格出力に等しい出力で運転した場合に動作しないこと。

カ コンデンサーを有するものであつて、差し込み刃により電源に接続するものにあつては、差し込み刃を刃受けから引き抜いたとき、差し込み刃間の電圧は1秒後において45V以下であり、その他のものにあつては、1次側の回路が遮断した時から1分以内に1次側及び2次側の端子電圧は45V以下であること。ただし、1次側から見た回路の総合静電容量が0.1 $\mu$ F以下であるもの及び機器の性能上放電装置を有しないことがやむを得ないものであつて、感電等の危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

### (3) 部品および附属品

イ 部品または附属品の定格電圧、定格電流および許容電流は、これら

- に加わる最大電圧またはこれらに流れる最大電流以上であること。
- ロ 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する電線であって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。
- ハ アース線は、次のいずれかであること。
- (イ) 直径が  $1.6 \text{ mm}$  の軟銅線またはこれと同等以上の強さおよび太さを有する容易に腐しよくし難い金属線
- (ロ) 断面積が  $1.25 \text{ mm}^2$  以上の単心コードまたは単心キャブタイヤケーブル
- (ハ) 断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上の2心コードであって、その2本の導体を両端でより合わせ、かつ、ろう付けまたは圧着したもの
- (ニ) 断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上の多心コード（より合わせコードを除く。）または多心キャブタイヤケーブルの線心の1
- ニ 電動機操作用スイッチは、別表第四1（1）並びに（2）イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ヲ、ワ、カ及びツ並びに別表第四附表第四1の規定に適合するほか、次に適合すること。なお、開閉試験は別表第四1（3）ニによる。
- (イ) スイッチに電動機の定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加え、電動機の定格入力に等しい入力又は定格出力に等しい出力で、毎分約20回（タイムスイッチにあっては、約3回）の割合で5,000回（タイムスイッチにあっては、1,000回）開閉操作を行ったとき、各部に異状を生じないこと。この場合において、力率は、 $0.75$  以上  $0.8$  以下とする。
- (ロ) (イ) に規定する試験ののち、電動機の回転子を拘束し、電動機の定格周波数に等しい周波数の定格電圧の  $1.2$  倍に等しい電圧を加えた場合に操作用スイッチに通じる電流及び(イ) の力率で閉路後直

ちに開路する操作を毎分約4回(タイムスイッチにあっては、約3回)の割合で5回行ったとき、各部に異状を生じないこと。

(ハ) (ロ)に規定する試験ののち、最大負荷電流が1A以上のものにあっては、スイッチに最大負荷電流を通じ、各部の温度上昇がそれぞれほぼ一定となった時の熱電温度計法により測定した接触子の温度上昇は、接触子の材料ごとにそれぞれ次の表に掲げる温度上昇の値以下であること。

接触子の材料	温度上昇(K)
銅又は銅合金	40
銀又は銀合金	65

ホ 電子管、コンデンサー、半導体素子、抵抗器等を有する絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路等にあつては、次の試験を行ったとき、その回路に接続された部品が燃焼しないこと。ただし、当該回路に接続されている1の部品が燃焼した場合において他の部品が燃焼するおそれのないものにあつては、この限りでない。

(イ) 電子管、表示灯等にあつては、端子相互間を短絡すること((2)ニのただし書の規定に適合する場合を除く。以下ホにおいて同じ。)及びヒーター又はフィラメント端子を開放すること。

(ロ) コンデンサー、半導体素子、抵抗器、変圧器、コイルその他これらに類するものにあつては、端子相互間を短絡し又は開放すること。

(ハ) (イ)及び(ロ)に掲げるものであつて、金属ケースに収めたものにあつては、端子と金属ケースとの間を短絡すること。ただし、部

品内部で端子に接続された部分と金属ケースとが接触するおそれのないものにあつては、この限りでない。

(ニ) (イ)、(ロ) 及び (ハ) の試験において短絡又は開放したとき 500 ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ 以上であること。

へ コンデンサーは、別表第四 1 (3) チの規定に適合すること。

ト 印刷回路用積層板及びフレキシブル印刷配線板(いずれも 15W を超える電力が供給されるものに限る。)は、次に適合すること又はこれと同等の難燃性を有すること。

ただし、質量が 4g 以下のフレキシブル印刷配線板又は内部で発生した炎が外部に拡散しないような外郭で囲われた印刷回路用積層板及びフレキシブル印刷配線板についてはこの限りでない。

(イ) 印刷回路用積層板にあつては、JIS C 60695-11-10「耐火性試験—電気・電子—第 11-10 部：試験炎—50W 試験炎による水平及び垂直燃焼試験方法」の燃焼性分類が V-0 に適合するもの。

(ロ) フレキシブル印刷配線板にあつては、次のいずれかに適合するもの。

a 通常動作状態で、交流(ピーク)又は直流 400V 以下の電圧で動作する回路部分に使用する基板の基材は、JIS K 7341(2006)「プラスチック—小火炎に接触する可とう性フィルムの垂直燃焼性試験方法」の燃焼性分類が VTM-1 に適合するもの又は JIS C 60695-11-10 の燃焼性分類が V-1 に適合するもの。

b 通常動作状態で、交流(ピーク)又は直流 400V を超える電圧で動作する回路部分に使用する基板の基材は、JIS K 7341(20

06)の燃焼性分類がVTM-0に適合するもの又はJIS C 60695-11-10の燃焼性分類がV-0に適合するもの。

#### (4) 絶縁性能

##### イ 絶縁抵抗

500ボルト絶縁抵抗計により測定した端子(アース用端子を除く。以下この表において同じ。)と鉄心との間の絶縁抵抗は、1MΩ以上であること。

##### ロ 絶縁耐力

端子と鉄心との間に次の表に掲げる交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。

種類		交流電圧(V)
単相電動機	定格電圧が150V以下のもの	1,000
	定格電圧が150Vを超えるもの	1,500
かご形3相誘導電動機		1,500

#### (5) 温度上昇

定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加え、次のイからニまでに掲げる試験条件において試験を行ったとき、次の表に掲げる温度測定法により測定した器体の各部の温度は、同表に掲げる値以下であること。

「鉄心」及び「軸受け」の温度測定は、鉄心及び軸受けを測定するこ

とが困難なものにあつては、それらに最も近い外郭で行う。この場合において、規定値から5℃減じた値以下であること。

イ 連続定格のものにあつては、定格入力に等しい入力または定格出力に等しい出力で器体の各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して運転すること。

ロ 短時間定格のものにあつては、定格入力に等しい入力または定格出力に等しい出力で定格時間が経過するまで連続して運転すること。

ハ 反覆定格のもの（ミシン用整流子電動機を除く。）にあつては、定格入力に等しい入力または定格出力に等しい出力で、定格負荷時間に等しい時間連続して運転した後に定格停止時間に等しい時間停止する操作または定格負荷時間に等しい時間連続して運転した後に定格無負荷時間に等しい時間無負荷運転する操作を器体の各部の温度上昇がほぼ一定となるまで繰り返すこと。

ニ ミシン用整流子電動機にあつては、定格入力に等しい入力または定格出力に等しい出力で1分間連続して運転した後に1分間停止する操作を器体の各部の温度上昇がほぼ一定となるまで（短時間定格のものにあつては、定格時間に等しい時間が経過した時まで）繰り返すこと。

測定箇所		温度測定 法	温度 (°C)
巻線	A種絶縁のもの	抵抗法	100
	E種絶縁のもの	抵抗法	115
	B種絶縁のもの	抵抗法	120
	F種絶縁のもの	抵抗法	140

	<u>H種絶縁のもの</u>	<u>抵抗法</u>	<u>165</u>
鉄心	<u>A種絶縁のもの</u>	<u>温度計法</u>	<u>100</u>
	<u>E種絶縁のもの</u>	<u>温度計法</u>	<u>115</u>
	<u>B種絶縁のもの</u>	<u>温度計法</u>	<u>120</u>
	<u>F種絶縁のもの</u>	<u>温度計法</u>	<u>140</u>
	<u>H種絶縁のもの</u>	<u>温度計法</u>	<u>165</u>
整流子	<u>A種絶縁のもの</u>	<u>温度計法</u>	<u>100</u>
	<u>E種絶縁のもの</u>	<u>温度計法</u>	<u>110</u>
	<u>B種絶縁のもの</u>	<u>温度計法</u>	<u>120</u>
	<u>F種絶縁のもの</u>	<u>温度計法</u>	<u>130</u>
	<u>H種絶縁のもの</u>	<u>温度計法</u>	<u>140</u>
軸受け	<u>メタル軸受けのもの</u>	<u>温度計法</u>	<u>80</u>
	<u>ころがり軸受けのもの</u>	<u>温度計法</u>	<u>95</u>

(備考)

- 1 温度計素子を埋入して測定したときのメタル軸受けの温度上昇は、表の値に5℃を加えた値とする。
- 2 この表において、基準周囲温度は、40℃とする。

#### (6) 過負荷保護性能

過負荷保護装置を有するものにあつては、次に適合すること。

- イ ヒューズを使用するものにあつては、回転子を拘束した状態で定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を連続して加えたときに、ヒューズが確実に溶断し、かつ、各部に異状が生じないこと。
- ロ イに掲げるもの以外のものにあつては、回転子を拘束した状態で定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を1分間に1回の

割合(過負荷保護装置の構造上1分間に1回の割合で動作できないもの  
にあつては、動作できる最小の時間に1回の割合)で加え、手動復  
帰式のものにあつては10回、自動復帰式のものにあつては200回動  
作試験を行ったとき、過負荷保護装置が確実に動作し、かつ、各部に  
異状が生じないこと。

#### (7) 表示

附表に規定する表示の方式により表示すること。

### 2 電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第二第 六号(1)に掲げる単相電動機

#### (1) 構造

イ 逆回転が可能なものにあつては、回転方向を指示するために、次のい  
ずれかを外かくの見やすい箇所に表示してあること。

#### (イ) 巻線の接続方法

#### (ロ) ブラシの位置

ロ 各端子または各口出し線の接続を切換えて使用することができるもの  
にあつては、外かくの見やすい箇所にその接続図を表示してあること。

ハ コンデンサーを有するものにあつては、コンデンサーが温度の低い箇  
所に取り付けてあること。

ニ 整流子を有するものにあつては、ブラシを容易に取り換えることがで  
き、かつ、通常の運転状態において、整流子とブラシとの間に著しく火  
花を發しないこと。

#### (2) 試験の順序

次の事項に関する試験は、次に掲げる順序に従って行うこと。

イ 絶縁抵抗

ロ 温度上昇

ハ 絶縁抵抗

ニ 絶縁耐力

ホ 特性

ヘ 始動開閉性能

ト 附属コンデンサーの絶縁耐力

チ 過負荷保護性能

リ 回転子拘束保護性能

(3) 特性

イ 定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加え、定格入力  
を表示するものにあつては定格入力に等しい入力、定格出力を表示する  
ものにあつては定格出力に等しい出力で、連続して運転し、器体の各部  
の温度上昇がそれぞれほぼ一定となった時（短時間定格のものにあつて  
は、その定格時間に等しい時間が経過した時）に測定した電流は、表示  
全負荷電流の110%以下であること。

ロ 整流子電動機以外のものにあつては、次に適合すること。

(イ) 回転速度

定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加え、定格入力  
を表示するものにあつては定格入力に等しい入力で、定格出力を表示する  
ものにあつては定格出力に等しい出力で、連続して運転し、器体の各部  
の温度上昇がほぼ一定となった時（短時間定格のものにあつては、その  
定格時間に等しい時間が経過した時）に測定した回転速度と表示回転速  
度との差は、同期速度から表示回転速度を引いた値の50%以下であること

。

(ロ) 始動電流

回転子を拘束した状態で、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加えた時に通ずる電流は、温度試験の直後において37A以下（始動電流の値を表示するものにあつては、その表示された始動電流の値以下）であること。

(ハ) 最小始動トルク

回転子を拘束した状態で、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加えた時に測定した最小始動トルクは、温度試験の直後において、次の表に掲げる値以上（最小始動トルクの値を表示するものにあつては、その表示された最小始動トルクの90%以上）であること。

<u>種類</u>	<u>最小始動トルク</u>
<u>反発始動誘導電動機</u>	<u>定格トルクの30%</u>
<u>分相始動誘導電動機</u>	<u>定格トルクの125%</u>
<u>コンデンサー始動誘導電動機</u>	<u>定格トルクの200%</u>
<u>コンデンサー誘導電動機</u>	<u>定格トルクの50%</u>
<u>くま取りコイル誘導電動機</u>	<u>定格トルクの40%</u>

(ニ) 停動トルク

くま取りコイル誘導電動機以外のものにあつては、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加え、定格入力を表示するものにあつては定格入力に等しい入力で、定格出力を表示するものにあつては定格出力に等しい出力で、連続して運転し、器体の各部の温度上昇がほぼ一定となった時（短時間定格のものにあつては、その定格時間に等しい時

間が経過した時)に又は出力を徐々に増加させ、回転子が停止する直前に測定した停動トルクは、定格トルクの175%以上300%以下(停動トルクの値として、定格トルクの175%未満の値を表示するもの)にあってはその表示された停動トルクの90%以上、定格トルクの300%を超える値を表示するもの)にあってはその表示された停動トルクの110%以下)であること。

ハ 整流子電動機にあっては、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加え、定格入力を表示するもの)にあっては定格入力に等しいで、定格出力を表示するもの)にあっては定格出力に等しい出力で、連続して運転し、器体の各部の温度上昇がほぼ一定となった時(短時間定格のもの)にあっては、その定格時間に等しい時間が経過した時)に測定した回転速度は、表示回転速度に対して、定格入力を表示するもの)にあっては±20%以内、定格出力を表示するもの)にあっては±15%以内であること。

#### (4) 始動開閉性能

遠心力開閉器等の開閉装置を有するもの)にあっては、試験品に無負荷の状態)で定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加え、電源回路を開閉して開閉装置を動作させる操作を連続して5,000回行ったとき、各部に異状を生じないこと。

#### (5) 回転子拘束保護性能

くま取りコイル誘導電動機(過負荷保護装置を有するものを除く。)にあっては、試験品を厚さが10mm以上の表面が平らな木台の上に置き、その

上をガーゼで覆った後、回転子を拘束した状態で定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで連続して加えたとき、試験品、木台及びガーゼが燃焼せず、かつ、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ 以上であること。

### 3 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第二第六号（2）に掲げるかご形3相誘導電動機

#### （1）試験の順序

次の事項に関する試験は、次に掲げる順序に従って行なうこと。

イ 絶縁抵抗

ロ 特性

ハ 温度上昇

ニ 絶縁抵抗

ホ 絶縁耐力

ヘ 過負荷保護性能

#### （2）特性

イ 全負荷電流

全負荷電流の値は、表示全負荷電流の110%以下であること。

「全負荷電流の値」とは、JIS C 4207(1984)「三相誘導電動機の特性算定方法」により試験及び算定を行った場合において算出されたものをいう

エ

ロ 回転速度

定格出力で運転した時の回転速度と表示回転速度との差は、同期速度から表示回転速度を引いた値の50%以下であること。

「定格出力」とは、JIS C 4207(1984)「三相誘導電動機の特性算定方法」により試験及び算定を行った場合において算出されたものをいう。

#### ハ 最小始動トルク

最小始動トルクは、定格トルクの125%以上（最小始動トルクの値を表示するものにあつては、その表示された最小始動トルクの90%以上）であること。

「最小始動トルク」とは、JIS C 4207(1984)「三相誘導電動機の特性算定方法」により試験及び算定を行った場合において算出されたものをいう。

#### ニ 最大出力

最大出力は、2極電動機及び全閉型のものにあつては定格出力の150%以上300%以下(最大出力の値として、定格出力の150%未満の値を表示するものにあつてはその表示された最大出力の90%以上、定格出力の300%を超える値を表示するものにあつてはその表示された最大出力の110%以下)、その他のものにあつては定格出力の150%以上250%以下(最大出力の値として、定格出力の150%未満の値を表示するものにあつてはその表示された最大出力の90%以上、定格出力の250%を超える値を表示するものにあつてはその表示された最大出力の110%以下)であること。

「最大出力」とは、JIS C 4207(1984)「三相誘導電動機の特性算定方法」により試験及び算定を行った場合において算出されたものをいう。

#### 附表 電気用品の表示の方式

<u>電気用品</u>	<u>表示の方式</u>	
	<u>表示すべき事項</u>	<u>表示の方法</u>

かご 形 3 相 誘 導 電 動 機	1 定格電圧 2 全負荷電流 3 定格出力 4 定格周波数 5 極数 6 短時間定格のものにあつては、定格時間 7 反復定格のものにあつては、定格負荷時間及び定格停止時間 8 回転速度	<u>表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。</u>
单相 電 動 機	1 定格電圧 2 全負荷電流 3 定格出力が50W以下のものにあつては定格入力、その他のものにあつては定格出力 4 定格周波数 5 極数 6 短時間定格のものにあつては、定格時間 7 反復定格のものにあつては、定格負荷時間及び定格停止時間 8 回転速度 9 始動電流が37Aを超えるものにあつては、その値（分相始動誘導電動機、反発始動誘導電動機及びコンデンサー始動誘導電動機の場合に限る。）	<u>表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。</u>

別表第八 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機

1 共通の事項

(1) 材料

イ (略)

別表第八 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具並びに携帯発電機

1 共通の事項

(1) 材料

イ (略)

ロ 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、旧解釈別表第四 1 (1) ロ (イ) から (ト) に適合すること。ただし、吸湿性の熱絶縁物であって、通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

ハ～ル (略)

(2) 構造

イ (略)

ロ 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によっては、電源回路の閉路を行えないものであること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

(イ) 旧解釈別表第四 1 (2) ロ (イ) に同じ。

(ロ) 「危険が生ずるおそれのないもの」とは、次の a 又は b のいずれかのものをいう。

a (略)

b 通信回線 (旧解釈別表第四 1 (2) ロ (イ) に掲げるものを除く。) を利用した遠隔操作機構を有する機器で次の全てに適合するもの。

(a) ～ (d) (略)

(e) 通信回線 (旧解釈別表第四 1 (2) ロ (イ) に掲げるもの及び公衆回線を除く。) において、次の対策を遠隔操作される機器側に講じていること。

i～iii (略)

(f) ～ (i) (略)

ハ～ホ (略)

ヘ 充電部には、次に掲げるものを除き、容易に取り外すことができる部分

ロ 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四 1 (1) ロ (イ) から (ト) に適合すること。ただし、吸湿性の熱絶縁物であつて、通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

ハ～ル (略)

(2) 構造

イ (略)

ロ 遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ又はコントローラーの操作以外によっては、電源回路の閉路を行えないものであること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

(イ) 別表第四 1 (2) ロ (イ) に同じ。

(ロ) 「危険が生ずるおそれのないもの」とは、次の a 又は b のいずれかのものをいう。

a (略)

b 通信回線 (別表第四 1 (2) ロ (イ) に掲げるものを除く。) を利用した遠隔操作機構を有する機器で次の全てに適合するもの。

(a) ～ (d) (略)

(e) 通信回線 (別表第四 1 (2) ロ (イ) に掲げるもの及び公衆回線を除く。) において、次の対策を遠隔操作される機器側に講じていること。

i～iii (略)

(f) ～ (i) (略)

ハ～ホ (略)

ヘ 充電部には、次に掲げるものを除き、容易に取り外すことができる部分

を取り外した状態で旧解釈別表第四 1 (2) ハの図に示す試験指が触れないこと。

管球類を使用するものにあつては、これらを通常の動作状態に装着した状態で試験を行う。

「試験指」に加える力は、30N とする。ただし、卓上形のもの底面、床上形のもの（据置き形のものに限る。）の裏面及び底面（器体の質量が 40kg を超えるもので、床面から器体の底面までの高さが 5 cm 以下のものにあつては、その高さの 2 倍の長さを底面の外縁から内側に及ぼした範囲）並びに天井取付け形（容易に人が触れるおそれのない場所に取り付けるものを含む。）のもの外面及び開口部にあつては 10N とする。

携帯用テレビジョンカメラのレンズ用マウントの内部にあつては、試験指に加える力は、10N とする。

(イ) ・ (ロ) (略)

(ハ) 構造上充電部を露出して使用することがやむをえない器具の露出する充電部であつて、絶縁変圧器に接続された 2 次側の回路の対地電圧及び線間電圧が交流にあつては 30V 以下、直流にあつては 45V 以下のもの並びに 1k $\Omega$  の抵抗を大地との間及び線間に接続した場合に当該抵抗に流れる電流が、商用周波数以上の周波数において感電の危険が生ずるおそれのない場合を除き、1mA 以下のもの

a (略)

b 旧解釈別表第四 1 (2) ハ (ハ) b (a) から (c) に同じ。(以下別表第八において同じ。)

c (略)

(ニ) ・ (ホ) (略)

を取り外した状態で別表第四 1 (2) ハの図に示す試験指が触れないこと。

管球類を使用するものにあつては、これらを通常の動作状態に装着した状態で試験を行う。

「試験指」に加える力は、30N とする。ただし、卓上形のもの底面、床上形のもの（据置き形のものに限る。）の裏面及び底面（器体の質量が 40kg を超えるもので、床面から器体の底面までの高さが 5 cm 以下のものにあつては、その高さの 2 倍の長さを底面の外縁から内側に及ぼした範囲）並びに天井取付け形（容易に人が触れるおそれのない場所に取り付けるものを含む。）のもの外面及び開口部にあつては 10N とする。

携帯用テレビジョンカメラのレンズ用マウントの内部にあつては、試験指に加える力は、10N とする。

(イ) ・ (ロ) (略)

(ハ) 構造上充電部を露出して使用することがやむをえない器具の露出する充電部であつて、絶縁変圧器に接続された 2 次側の回路の対地電圧及び線間電圧が交流にあつては 30V 以下、直流にあつては 45V 以下のもの並びに 1k $\Omega$  の抵抗を大地との間及び線間に接続した場合に当該抵抗に流れる電流が、商用周波数以上の周波数において感電の危険が生ずるおそれのない場合を除き、1mA 以下のもの

a (略)

b 別表第四 1 (2) ハ (ハ) b (a) から (c) に同じ。(以下別表第八において同じ。)

c (略)

(ニ) ・ (ホ) (略)

ト 極性が異なる充電部相互間、充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間及び充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、器具又は器具の部分ごとにそれぞれ次の表に適合すること。ただし、（イ）から（ハ）に掲げる部分にあっては、この限りでない。

「充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間」の空間距離（沿面距離を含む。）は、開口部（くぼみを含む。）を有するものにあつては、旧解釈別表第四 1（2）タ（イ）fによる。

造営材等に取り付けた状態で容易に人が触れるおそれのない取付け面側の充電部と取付け面との「空間距離（沿面距離を含む。）」は、規定された値（最低 6 mmとする。）以上であること。

器具又は器具の部分の区分		空間距離（沿面距離を含む。）
イ 電気かみそり、電気バリカン、電気つめみがき機、電気ナイフ、電気歯ブラシ及び電気はさみ並びに手持ち形の電気マッサージ器、電気吸入器及びエレクトロニックフラッシュ（これらのうちハ及びニに掲げる部分を除く。）		附表第一の値以上
ロ イに掲げるもの以外のもの（これらのうちハ及びニに掲げる部分を除く。）		附表第二の値以上
ハ 線間電圧又は対地電圧が 15V 以	耐湿性の絶縁被膜を有する	0.5 mm以上

ト 極性が異なる充電部相互間、充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間及び充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、器具又は器具の部分ごとにそれぞれ次の表に適合すること。ただし、（イ）から（ハ）に掲げる部分にあっては、この限りでない。

「充電部と人が触れるおそれのある非金属部の表面との間」の空間距離（沿面距離を含む。）は、開口部（くぼみを含む。）を有するものにあつては、別表第四 1（2）タ（イ）fによる。

造営材等に取り付けた状態で容易に人が触れるおそれのない取付け面側の充電部と取付け面との「空間距離（沿面距離を含む。）」は、規定された値（最低 6 mmとする。）以上であること。

器具又は器具の部分の区分		空間距離（沿面距離を含む。）
イ 電気かみそり、電気バリカン、電気つめみがき機、電気ナイフ、電気歯ブラシ及び電気はさみ並びに手持ち形の電気マッサージ器、電気吸入器及びエレクトロニックフラッシュ（これらのうちハ及びニに掲げる部分を除く。）		附表第一の値以上
ロ イに掲げるもの以外のもの（これらのうちハ及びニに掲げる部分を除く。）		附表第二の値以上
ハ 線間電圧又は対地電圧が 15V 以	耐湿性の絶縁被膜を有する	0.5 mm以上

下の充電部分(使用者が接続するねじ止め端子部を除く。)	もの	
	その他のもの	1 mm以上
ニ 電動機の整流子部		旧解釈別表第七1(2)ニの表の値(電動機に定格出力の表示がないものにあつては、通常の使用状態における入力65%を定格出力とした場合の表の値)以上

(備考) 空間距離は、器具の外表面にあつては 30N、器具の内部にあつては 2N の力を距離が最も小さくなるように加えて測定したときの距離とする。

(イ) (略)

(ロ) 絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路等の構造上やむを得ない部分であつて、次の試験を行ったとき、これに適合するもの。この場合の用語の定義は、旧解釈別表第四1(2)タ(イ)h及びiによる。

a 極性が異なる充電部相互間を短絡した場合に、短絡回路に接続された部品が燃焼しないこと。ただし、当該回路に接続されている1の部品が燃焼した場合において他の部品が燃焼するおそれのないものにあつては、この限りでない。

この場合の試験方法は次による。

(a) 旧解釈別表第四1(2)タ(ロ)a(a)から(d)に同じ。

(b) (略)

b～d (略)

(ハ) (略)

下の充電部分(使用者が接続するねじ止め端子部を除く。)	もの	
	その他のもの	1 mm以上
ニ 電動機の整流子部		別表第七1(2)ニの表の値(電動機に定格出力の表示がないものにあつては、通常の使用状態における入力65%を定格出力とした場合の表の値)以上

(備考) 空間距離は、器具の外表面にあつては 30N、器具の内部にあつては 2N の力を距離が最も小さくなるように加えて測定したときの距離とする。

(イ) (略)

(ロ) 絶縁変圧器の2次側の回路、整流後の回路等の構造上やむを得ない部分であつて、次の試験を行ったとき、これに適合するもの。この場合の用語の定義は、別表第四1(2)タ(イ)h及びiによる。

a 極性が異なる充電部相互間を短絡した場合に、短絡回路に接続された部品が燃焼しないこと。ただし、当該回路に接続されている1の部品が燃焼した場合において他の部品が燃焼するおそれのないものにあつては、この限りでない。

この場合の試験方法は次による。

(a) 別表第四1(2)タ(ロ)a(a)から(d)に同じ。

(b) (略)

b～d (略)

(ハ) (略)

チ 絶縁物の厚さについては、旧解釈別表第四 1 (2) レの規定を準用すること。

リ～ヲ (略)

ワ 器具間を接続する電線(旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するものを除く。)が短絡、過電流等の異常を生じたとき動作するヒューズ、過電流保護装置その他の保護装置を設けること。ただし、短絡、過電流等の異常が生じた場合において、部品の燃焼、充電部の露出等の危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

カ～ソ (略)

ツ アース機構を有するものにあつては、次に適合すること。

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) アース機構の表示は、次に適合すること。

a アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは旧解釈別表第四 1 (2) ネ (イ) a 及び b による。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあつては、この限りでない。

b アース用端子には、そのもの(容易に取り外せる端子ねじを除く。)又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは旧解釈別表第四 1 (2) ネ (ロ) a から d による。ただし、器体の内部にある端子であつて、アース線を取り換えることができないものにあつては、この限りでない。

(ホ) アース用端子は、次に適合すること。

a アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。確実に取り付けることができるとは、旧解釈別表第四 1 (2) ナ (イ)

チ 絶縁物の厚さについては、別表第四 1 (2) レの規定を準用すること。

リ～ヲ (略)

ワ 器具間を接続する電線(別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するものを除く。)が短絡、過電流等の異常を生じたとき動作するヒューズ、過電流保護装置その他の保護装置を設けること。ただし、短絡、過電流等の異常が生じた場合において、部品の燃焼、充電部の露出等の危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

カ～ソ (略)

ツ アース機構を有するものにあつては、次に適合すること。

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) アース機構の表示は、次に適合すること。

a アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは別表第四 1 (2) ネ (イ) a 及び b による。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあつては、この限りでない。

b アース用端子には、そのもの(容易に取り外せる端子ねじを除く。)又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは別表第四 1 (2) ネ (ロ) a から d による。ただし、器体の内部にある端子であつて、アース線を取り換えることができないものにあつては、この限りでない。

(ホ) アース用端子は、次に適合すること。

a アース線を容易に、かつ、確実に取り付けることができること。確実に取り付けることができるとは、別表第四 1 (2) ナ (イ) a

a 及び b による。

b・c (略)

ネ (略)

ナ 通常の使用状態において人が触れるおそれのある可動部分は、容易に触れるおそれがないように適当な保護わく又は保護網を取り付けてあること。ただし、機能上可動部分を露出して使用することがやむをえないものの可動部分及び可動部分に触れたときに感電、傷害等の危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

回転が目視により容易に判断できるもの又は触れた場合に危険である旨の表示が見やすい箇所にあるものにあつては旧解釈別表第四 1 (2) ハに掲げる試験指を 2N で、その他のものにあつては 10N の力で押し込んだとき、試験指が触れない可動部は、「容易に触れるおそれがないように適当な保護枠又は保護網を取り付けてある」ものとみなす。

ラ～マ (略)

ケ 外郭にあつては、質量が 250g で、ロックウェル硬度 R100 の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mm の球面を有するおもりを次の表に示す高さから垂直に 1 回 (二重絶縁構造のものであつて透光性又は透視性を必要とするもの以外のものにあつては、3 回) 落としたとき、又はこれと同等の衝撃力をロックウェル硬度 R100 の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mm の球面を有する衝撃片によって 1 回 (二重絶縁構造のものであつて透光性又は透視性を必要とするもの以外のものにあつては、3 回) 加えたとき、感電、火災等の危険を生ずるおそれのあるひび、割れその他の異状が生じないこと。

ただし、器体の外面に露出している表示灯、ヒューズホルダーその他これらに類するもの及びそれらの保護カバーであつて、表面積が 4 cm

及び b による。

b・c (略)

ネ (略)

ナ 通常の使用状態において人が触れるおそれのある可動部分は、容易に触れるおそれがないように適当な保護わく又は保護網を取り付けてあること。ただし、機能上可動部分を露出して使用することがやむをえないものの可動部分及び可動部分に触れたときに感電、傷害等の危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

回転が目視により容易に判断できるもの又は触れた場合に危険である旨の表示が見やすい箇所にあるものにあつては別表第四 1 (2) ハに掲げる試験指を 2N で、その他のものにあつては 10N の力で押し込んだとき、試験指が触れない可動部は、「容易に触れるおそれがないように適当な保護枠又は保護網を取り付けてある」ものとみなす。

ラ～マ (略)

ケ 外郭にあつては、質量が 250g で、ロックウェル硬度 R100 の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mm の球面を有するおもりを次の表に示す高さから垂直に 1 回 (二重絶縁構造のものであつて透光性又は透視性を必要とするもの以外のものにあつては、3 回) 落としたとき、又はこれと同等の衝撃力をロックウェル硬度 R100 の硬さに表面をポリアミド加工した半径が 10 mm の球面を有する衝撃片によって 1 回 (二重絶縁構造のものであつて透光性又は透視性を必要とするもの以外のものにあつては、3 回) 加えたとき、感電、火災等の危険を生ずるおそれのあるひび、割れその他の異状が生じないこと。

ただし、器体の外面に露出している表示灯、ヒューズホルダーその他これらに類するもの及びそれらの保護カバーであつて、表面積が 4 cm

2 以下であり、かつ、器体の外郭の表面から 10 mm以上突出していないものにあつては、この限りでない。

種類	高さ(cm)
天井取り付け用器具及び照明器具	14
その他のもの	20

なお、旧解釈別表第四 1 (2) レ (イ) d に規定された衝撃力も同等の衝撃力とみなす。

フ～ア (略)

サ 接続器を使用しないで接続される電源電線等(器具間を接続する電線及び機能上やむをえず器体の外部に露出する電線であつて、線間電圧及び対地電圧が 60V 以下のものを除く。以下サにおいて同じ。)の器体を貫通する部分(以下「貫通部」という。)は、次の図に示す試験装置の可動板の中心と貫通部とを一致させて、電源電線等が可動範囲の中央で折り曲らずに鉛直になるように器体を取り付け、電源電線等の先に 500g (自重が 500g 未満のものにあつては、自重とする。)のおもりをつるして可動板を左右交互におのおの次の表に示す角度及び速さで連続して 2,000 回往復する操作を行ったとき、電源電線等が短絡せず、かつ、素線の断線率が 30%以下であること。ただし、固定して使用するもの、すえ置き形のものその他これらに類するものであつて、通常の使用状態において定置して使用するもの(やぐら付き置き用形及び卓用形の電気こたつを除く。)及び電源電線等を収納する巻取機構を有するものの電源電線等にあつては、この限りでない。

2 以下であり、かつ、器体の外郭の表面から 10 mm以上突出していないものにあつては、この限りでない。

種類	高さ(cm)
天井取り付け用器具及び照明器具	14
その他のもの	20

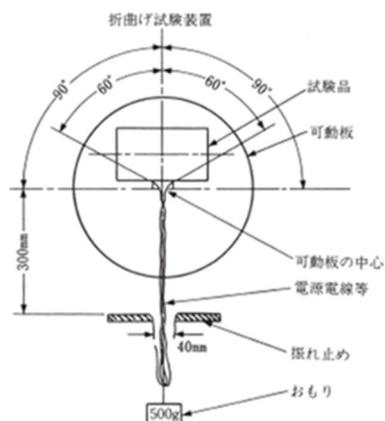
なお、別表第四 1 (2) レ (イ) d に規定された衝撃力も同等の衝撃力とみなす。

フ～ア (略)

サ 接続器を使用しないで接続される電源電線等(器具間を接続する電線及び機能上やむをえず器体の外部に露出する電線であつて、線間電圧及び対地電圧が 60V 以下のものを除く。以下サにおいて同じ。)の器体を貫通する部分(以下「貫通部」という。)は、次の図に示す試験装置の可動板の中心と貫通部とを一致させて、電源電線等が可動範囲の中央で折り曲らずに鉛直になるように器体を取り付け、電源電線等の先に 500g (自重が 500g 未満のものにあつては、自重とする。)のおもりをつるして可動板を左右交互におのおの次の表に示す角度及び速さで連続して 2,000 回往復する操作を行ったとき、電源電線等が短絡せず、かつ、素線の断線率が 30%以下であること。ただし、固定して使用するもの、すえ置き形のものその他これらに類するものであつて、通常の使用状態において定置して使用するもの(やぐら付き置き用形及び卓用形の電気こたつを除く。)及び電源電線等を収納する巻取機構を有するものの電源電線等にあつては、この限りでない。

品名	角度(°)	往復の速さ(回/分)
電気アイロン	90	40
電気あんか		
電気こたつ		
扇風機	60	10
その他のもの	60	40

(備考)往復の速さにおける回数は左右おのおの 1 回と数える。



この場合の用語の定義及び試験方法は、旧解釈別表第四 1 (2) ラ (イ) から (へ) による。

キ (略)

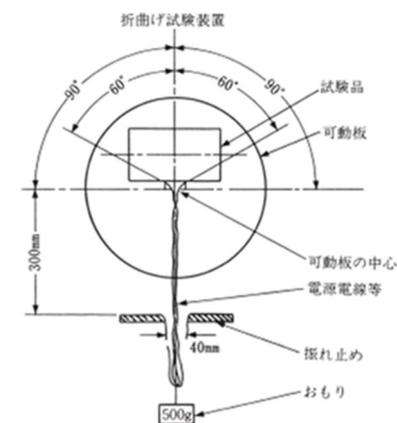
ユ 合成樹脂の外郭(透光性又は透視性を必要とするもの及び機能上可撓性、機械的強度等を必要とするものを除く。)を有するものにあつては、その外郭は難燃性を有するものであること。

「難燃性を有するもの」とは、次のいずれかに適合することをいう。

(イ) 外郭の外面の 9cm<sup>2</sup> 以上の正方形の平面部分(外郭に 9 cm<sup>2</sup> 以上の正方形の平面部分を有しないものにあつては、原厚のまま一辺の長

品名	角度(°)	往復の速さ(回/分)
電気アイロン	90	40
電気あんか		
電気こたつ		
扇風機	60	10
その他のもの	60	40

(備考)往復の速さにおける回数は左右おのおの 1 回と数える。



この場合の用語の定義及び試験方法は、別表第四 1 (2) ラ (イ) から (へ) による。

キ (略)

ユ 合成樹脂の外郭(透光性又は透視性を必要とするもの及び機能上可撓性、機械的強度等を必要とするものを除く。)を有するものにあつては、その外郭は難燃性を有するものであること。

「難燃性を有するもの」とは、次のいずれかに適合することをいう。

(イ) 外郭の外面の 9cm<sup>2</sup> 以上の正方形の平面部分(外郭に 9 cm<sup>2</sup> 以上の正方形の平面部分を有しないものにあつては、原厚のまま一辺の長

さが 3 cmの正方形に切り取った試験片。)を水平面に対して約 45°に傾斜させた状態において当該平面部分の中央部に、ノズルの内径が 0.5 mmのガスバーナーの空気口を閉じた状態で燃焼させた長さ約 20 mmの炎の先端を垂直下から 5 秒間あて炎を取り去ったとき、燃焼しないもの。

なお、この場合の用語の定義は旧解釈別表第四 2 (1) ホ (ハ) a から c による。

(ロ) (略)

メ～ヒ (略)

モ 電熱器具であって、器体と電源電線とを接続する接続器を有するものにあつては、その接続器は、次に適合すること。

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 旧解釈別表第四 附表第二 1 の開閉試験に適合すること。この場合において、開閉回数は 10,000 回とし、最初の 5,000 回は電熱器具の定格電流を通じ、後の 5,000 回は器具の始動電流を通じるものとする。

。

セ～イイ (略)

(3) 部品および附属品

イ 部品または附属品の定格電圧、定格電流および許容電流は、これらに加わる最大電圧またはこれらに流れる最大電流以上であること。

この場合の用語の定義は旧解釈別表第四 1 (3) イ (イ) から (ホ) による。

ロ 電源電線等は、この表に特別に規定するものを除き、別表第六 1 (3) ロの規定に適合すること。ただし、金糸コードにあつては、旧解釈別表第一の規定又

さが 3 cmの正方形に切り取った試験片。)を水平面に対して約 45°に傾斜させた状態において当該平面部分の中央部に、ノズルの内径が 0.5 mmのガスバーナーの空気口を閉じた状態で燃焼させた長さ約 20 mmの炎の先端を垂直下から 5 秒間あて炎を取り去ったとき、燃焼しないもの。

なお、この場合の用語の定義は別表第四 2 (1) ホ (ハ) a から c による。

(ロ) (略)

メ～ヒ (略)

モ 電熱器具であつて、器体と電源電線とを接続する接続器を有するものにあつては、その接続器は、次に適合すること。

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 別表第四 附表第二 1 の開閉試験に適合すること。この場合において、開閉回数は 10,000 回とし、最初の 5,000 回は電熱器具の定格電流を通じ、後の 5,000 回は器具の始動電流を通じるものとする。

セ～イイ (略)

(3) 部品および附属品

イ 部品または附属品の定格電圧、定格電流および許容電流は、これらに加わる最大電圧またはこれらに流れる最大電流以上であること。

この場合の用語の定義は別表第四 1 (3) イ (イ) から (ホ) による。

ロ 電源電線等は、この表に特別に規定するものを除き、別表第六 1 (3) ロの規定に適合すること。ただし、金糸コードにあつては、別表第一の規定又は別表

は別表第十二の規定に適合するものであって、かつ、定格電流が 0.5A 以下の電気かみそり、電気バリカン、電気マッサージ器その他の手持ち形の軽小な器具に使用する長さが2.5m 以下のものとする。

ハ・ニ (略)

ホ 電熱装置から発生する熱によって動作し、かつ、接点を機械的に開閉することにより温度を調節する構造の自動温度調節器(自動復帰形温度過昇防止装置を含む。)にあっては、旧解釈別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、へ、チ、ヌ及びヲ並びに旧解釈別表第四附表第四 1 の規定に適合するほか、次に適合すること。

(イ)・(ロ) (略)

ヘ 温度により動作する自動スイッチは、旧解釈別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、ホ、へ、チ、ヌ及びヲ並びに旧解釈別表第四附表第四 1 の規定に適合するほか、次に適合すること。

(イ)・(ロ) (略)

ト 電動機操作用スイッチ(電気かみそり、電気バリカン又は電気つめみがき機に使用するものを除く。)は、旧解釈別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、ホ、へ、チ、ヌ、ヲ、ワ、カ、ツ及びム並びに旧解釈別表第四附表第四 1 の規定に適合するほか、次に適合すること。

温度上昇試験において、接点材料の取り扱いは、旧解釈別表第四附表第三 (1) から (3) による。

(イ)～(ハ) (略)

チ 点滅器(電動機操作用スイッチ及び線間電圧が交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下であって、かつ、100mA 以下の回路に使用する感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。)にあっては、旧解釈別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、ホ、へ、チ、ヌ、ル、ヲ

第十二の規定に適合するものであって、かつ、定格電流が 0.5A 以下の電気かみそり、電気バリカン、電気マッサージ器その他の手持ち形の軽小な器具に使用する長さが2.5m 以下のものとする。

ハ・ニ (略)

ホ 電熱装置から発生する熱によって動作し、かつ、接点を機械的に開閉することにより温度を調節する構造の自動温度調節器(自動復帰形温度過昇防止装置を含む。)にあっては、別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、へ、チ、ヌ及びヲ並びに別表第四附表第四 1 の規定に適合するほか、次に適合すること。

(イ)・(ロ) (略)

ヘ 温度により動作する自動スイッチは、別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、ホ、へ、チ、ヌ及びヲ並びに別表第四附表第四 1 の規定に適合するほか、次に適合すること。

(イ)・(ロ) (略)

ト 電動機操作用スイッチ(電気かみそり、電気バリカン又は電気つめみがき機に使用するものを除く。)は、別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、ホ、へ、チ、ヌ、ヲ、ワ、カ、ツ及びム並びに別表第四附表第四 1 の規定に適合するほか、次に適合すること。

温度上昇試験において、接点材料の取り扱いは、別表第四附表第三 (1) から (3) による。

(イ)～(ハ) (略)

チ 点滅器(電動機操作用スイッチ及び線間電圧が交流にあっては 30V 以下、直流にあっては 45V 以下であって、かつ、100mA 以下の回路に使用する感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。)にあっては、別表第四 1 (1) 並びに (2) イ、ホ、へ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、

、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム及びク並びに2（1）イ及びハ並びに2（2）ロ、ヘ、ト、リ及びヌの規定に適合すること。この場合において、旧解釈別表第四附表第二1の開閉試験における負荷の力率は、約1とすることができる。

開閉試験は旧解釈別表第四1（3）ニ（イ）及び（ロ）による。

リ 開閉器（電動機操作用スイッチ及び線間電圧が交流にあっては30V以下、直流にあっては45V以下であって、かつ、100mA以下の回路に使用する感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあっては、旧解釈別表第四1（1）並びに（2）イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム及びク並びに3（1）ロ、ハ、ヘ、ト、ヌ及びヲ並びに3（3）イ、チ、リ、ル、ワ、カ及びヨの規定に適合すること。この場合において、旧解釈別表第四附表第二2の開閉試験における負荷の力率は、約1とすることができる。

ヌ 接続器（線間電圧が交流にあっては30V以下、直流にあっては45V以下であって、かつ、100mA以下の回路に使用する感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあっては、旧解釈別表第四1（1）並びに（2）イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに6（1）イ、ハ、ニ、ホ及びヌ並びに6（3）ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルの規定に適合すること。

ル・ヲ（略）

ワ 電動機（電動力応用機械器具に使用するものを除く。）は、旧解釈別表第七1（1）、（2）イ、ロ、ヘ及びト、（5）並びに（6）の規定に適合すること。

カ コンデンサーは、旧解釈別表第四1（3）チの規定に適合すること。

ヨ～レ（略）

カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム及びク並びに2（1）イ及びハ並びに2（2）ロ、ヘ、ト、リ及びヌの規定に適合すること。この場合において、別表第四附表第二1の開閉試験における負荷の力率は、約1とすることができる。

開閉試験は別表第四1（3）ニ（イ）及び（ロ）による。

リ 開閉器（電動機操作用スイッチ及び線間電圧が交流にあっては30V以下、直流にあっては45V以下であって、かつ、100mA以下の回路に使用する感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあっては、別表第四1（1）並びに（2）イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム及びク並びに3（1）ロ、ハ、ヘ、ト、ヌ及びヲ並びに3（3）イ、チ、リ、ル、ワ、カ及びヨの規定に適合すること。この場合において、別表第四附表第二2の開閉試験における負荷の力率は、約1とすることができる。

ヌ 接続器（線間電圧が交流にあっては30V以下、直流にあっては45V以下であって、かつ、100mA以下の回路に使用する感電、火災等の危険が生ずるおそれのないものを除く。）にあっては、別表第四1（1）並びに（2）イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに6（1）イ、ハ、ニ、ホ及びヌ並びに6（3）ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルの規定に適合すること。

ル・ヲ（略）

ワ 電動機（電動力応用機械器具に使用するものを除く。）は、別表第七1（1）、（2）イ、ロ、ヘ及びト、（5）並びに（6）の規定に適合すること。

カ コンデンサーは、別表第四1（3）チの規定に適合すること。

ヨ～レ（略）

(4) ~ (6) (略)

(7) 二重絶縁構造

二重絶縁構造のものにあつては、次に適合すること。

イ 充電部と器体の表面との間には、(イ)に適合する基礎絶縁及び(ロ)に適合する付加絶縁を施してあること。ただし、構造上やむを得ない部分であつて、充電部と器体の表面との間に(ハ)に適合する強化絶縁が施されている場合は、この限りでない。この場合において、基礎絶縁又は付加絶縁は、絶縁物により絶縁されていること。

(イ) 基礎絶縁は、次のいずれかに適合すること。

a 絶縁物の厚さは、旧解釈別表第四1(2)レ(ロ)及び(ハ)に適合すること。

b (略)

(ロ)・(ハ) (略)

ロ (略)

ハ 次に掲げるものを除き、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で、旧解釈別表第四1(2)ハの図に示す試験指にあつては充電部及び基礎絶縁物に、次の図に示すテストピンにあつては充電部に触れないこと。

(4) ~ (6) (略)

(7) 二重絶縁構造

二重絶縁構造のものにあつては、次に適合すること。

イ 充電部と器体の表面との間には、(イ)に適合する基礎絶縁及び(ロ)に適合する付加絶縁を施してあること。ただし、構造上やむを得ない部分であつて、充電部と器体の表面との間に(ハ)に適合する強化絶縁が施されている場合は、この限りでない。この場合において、基礎絶縁又は付加絶縁は、絶縁物により絶縁されていること。

(イ) 基礎絶縁は、次のいずれかに適合すること。

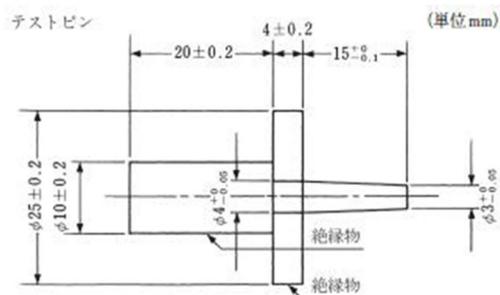
a 絶縁物の厚さは、別表第四1(2)レ(ロ)及び(ハ)に適合すること。

b (略)

(ロ)・(ハ) (略)

ロ (略)

ハ 次に掲げるものを除き、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で、別表第四1(2)ハの図に示す試験指にあつては充電部及び基礎絶縁物に、次の図に示すテストピンにあつては充電部に触れないこと。



(イ) ~ (ハ) (略)

ニ ~ ヌ (略)

ル 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。ただし、電気かみそり、電気バリカン、電気マッサージ器その他の手持ち形の軽小な器具に使用する電源電線であって、次に適合するものにあつては、この限りでない。

(イ) 定格電流が 1A 以下のものに使用する電源電線であって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上の旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するコード（より合わせコードを除く。）

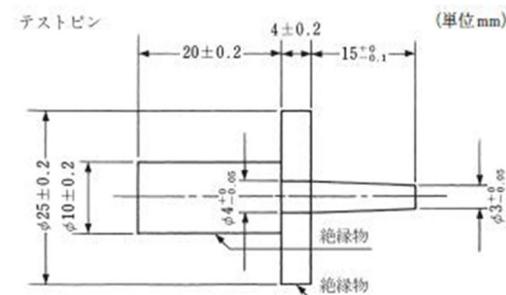
(ロ) 定格電流が 0.5A 以下のものに使用する電源電線（長さが 2.5m 以下のものに限る。）であって、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する金糸コード

ヲ (略)

(8) ~ (10) (略)

(11) 太陽電池モジュール

太陽電池モジュールを有するものにあつては、次に適合すること。



(イ) ~ (ハ) (略)

ニ ~ ヌ (略)

ル 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。ただし、電気かみそり、電気バリカン、電気マッサージ器その他の手持ち形の軽小な器具に使用する電源電線であって、次に適合するものにあつては、この限りでない。

(イ) 定格電流が 1A 以下のものに使用する電源電線であって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上の別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するコード（より合わせコードを除く。）

(ロ) 定格電流が 0.5A 以下のものに使用する電源電線（長さが 2.5m 以下のものに限る。）であって、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する金糸コード

ヲ (略)

(8) ~ (10) (略)

(11) 太陽電池モジュール

太陽電池モジュールを有するものにあつては、次に適合すること。

イ (略)

ロ 構造

(イ) ~ (ホ) (略)

(ハ) 太陽電池モジュールに接続される電線は、短絡電流に耐えるものであること。「短絡電流に耐えるもの」とは、旧解釈別表第四 1 (3) イ (ハ) に適合することをいう。

(ト) (略)

ハ・ニ (略)

(12) (略)

2 電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具

(1) 電気ストーブ、サウナバス用電熱器、スチームバス用電熱器、電気火ばち及び観賞植物用ヒーター

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 屋外用の電気ストーブ、サウナバス用電熱器及び観賞植物用ヒーターの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm<sup>2</sup> 以上のものであること。

(ハ) 電気ストーブにあつては、次に適合すること。

a・b (略)

イ (略)

ロ 構造

(イ) ~ (ホ) (略)

(ハ) 太陽電池モジュールに接続される電線は、短絡電流に耐えるものであること。「短絡電流に耐えるもの」とは、別表第四 1 (3) イ (ハ) に適合することをいう。

(ト) (略)

ハ・ニ (略)

(12) (略)

2 電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)別表第一第六号から第九号まで及び別表第二第七号から第十一号までに掲げる交流用電気機械器具

(1) 電気ストーブ、サウナバス用電熱器、スチームバス用電熱器、電気火ばち及び観賞植物用ヒーター

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 屋外用の電気ストーブ、サウナバス用電熱器及び観賞植物用ヒーターの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm<sup>2</sup> 以上のものであること。

(ハ) 電気ストーブにあつては、次に適合すること。

a・b (略)

c bに掲げるもの以外のものにあつては、発熱体には旧解釈別表第四1(2)ハの図に示す試験指が接触しない構造であること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

d～h (略)

ロ～ホ (略)

(2)～(8の2) (略)

(9) 電気がま、電気湯沸器、電気コーヒー沸器、電気牛乳沸器、電気蒸し器、電気卵ゆで器、電気酒かん器、電気なべ、電気湯せん器、電気ジャー及びひげそり用湯沸器

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 電気湯沸器にあつては、JIS C 9335-2-15 (2023) の22.104を適用する。

ロ～ホ (略)

(10)・(11) (略)

(12) 電気茶沸器および電気温水器

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

c bに掲げるもの以外のものにあつては、発熱体には別表第四1(2)ハの図に示す試験指が接触しない構造であること。ただし、危険が生ずるおそれのないものにあつては、この限りでない。

d～h (略)

ロ～ホ (略)

(2)～(8の2) (略)

(9) 電気がま、電気湯沸器、電気コーヒー沸器、電気牛乳沸器、電気蒸し器、電気卵ゆで器、電気酒かん器、電気なべ、電気湯せん器、電気ジャー及びひげそり用湯沸器

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(新設)

ロ～ホ (略)

(10)・(11) (略)

(12) 電気茶沸器および電気温水器

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ホ)～(リ) (略)

ロ～ニ (略)

(13)～(19) (略)

(20) 採暖用、調理用又は理容用の電熱器具（(1)から(19)までに掲げるものを除く。）

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 屋外、厨房、浴室等の水がかかるおそれのある場所において使用する器具の電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ハ)・(ニ) (略)

ロ～ト (略)

(21)～(23) (略)

(24) 湿潤器、電気スチームバス及び電気湯のし器

イ 構造

(イ)～(ホ) (略)

(ヘ) 電気スチームバスの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ロ～ト (略)

(ホ)～(リ) (略)

ロ～ニ (略)

(13)～(19) (略)

(20) 採暖用、調理用又は理容用の電熱器具（(1)から(19)までに掲げるものを除く。）

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 屋外、厨房、浴室等の水がかかるおそれのある場所において使用する器具の電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ハ)・(ニ) (略)

ロ～ト (略)

(21)～(23) (略)

(24) 湿潤器、電気スチームバス及び電気湯のし器

イ 構造

(イ)～(ホ) (略)

(ヘ) 電気スチームバスの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ロ～ト (略)

(25) (略)

(26) 電気サウナバス

イ 構造

(イ) ~ (ニ) (略)

(ホ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ヘ) ・ (ト) (略)

ロ ~ ヘ (略)

(27) ・ (28) (略)

(28の2) 電気焼成炉、こて加熱器、電気溶解器その他の工作用又は工芸用の電熱器具（(28)に掲げるものを除く。）

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 据置き形のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ ~ ホ (略)

(29) (略)

(25) (略)

(26) 電気サウナバス

イ 構造

(イ) ~ (ニ) (略)

(ホ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ヘ) ・ (ト) (略)

ロ ~ ヘ (略)

(27) ・ (28) (略)

(28の2) 電気焼成炉、こて加熱器、電気溶解器その他の工作用又は工芸用の電熱器具（(28)に掲げるものを除く。）

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 据置き形のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ ~ ホ (略)

(29) (略)

(30) 投込み湯沸器

イ 構造

(イ) ～ (ハ) (略)

(ニ) 定格消費電力が 600W を超えるものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(31) 電気瞬間湯沸器

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(32) 水道凍結防止器、ガラス曇り防止器その他の凍結又は凝結防止用電熱器具

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ハ) ・ (ニ) (略)

(30) 投込み湯沸器

イ 構造

(イ) ～ (ハ) (略)

(ニ) 定格消費電力が 600W を超えるものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(31) 電気瞬間湯沸器

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(32) 水道凍結防止器、ガラス曇り防止器その他の凍結又は凝結防止用電熱器具

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ハ) ・ (ニ) (略)

ロ～ニ (略)

(33) 電熱ボード、電熱シートおよび電熱マット

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。ただし、定格電圧が 150V 以下で定格消費電力が 100W 以下の乾燥した場所で使用する旨の表示を有するものにあつては、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するコードであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものとするができる。

(ニ)～(リ) (略)

ロ～ト (略)

(34) 電気育苗器

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(35) 電気ふ卵器および電気育すう器

イ 構造

ロ～ニ (略)

(33) 電熱ボード、電熱シートおよび電熱マット

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。ただし、定格電圧が 150V 以下で定格消費電力が 100W 以下の乾燥した場所で使用する旨の表示を有するものにあつては、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するコードであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものとすることができる。

(ニ)～(リ) (略)

ロ～ト (略)

(34) 電気育苗器

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(35) 電気ふ卵器および電気育すう器

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ハ) (略)

ロ～ニ (略)

### (36) 電気乾燥器

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 据置き形のものにあつては、電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

### (37) 電気プレス器

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 据置き形のもの電源電線にあつては、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ト (略)

(38)～(40の3) (略)

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ハ) (略)

ロ～ニ (略)

### (36) 電気乾燥器

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 据置き形のものにあつては、電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

### (37) 電気プレス器

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 据置き形のもの電源電線にあつては、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ト (略)

(38)～(40の3) (略)

(40の4) 電熱式おもちゃ

イ 構造

(イ)～(へ) (略)

(ト) 屋外用のもの(充電式のものであって、充電中以外は電源電線を器体に収納するものを除く。)及び据置き形のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(41) 扇風機、換気扇、サーキュレーターおよび送風機

イ 構造

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 屋外用のもの(の電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(へ)・(ト) (略)

ロ～ホ (略)

(42) 電気冷房機及び電気除湿機

イ 構造

(イ)～(ホ) (略)

(へ) 屋外用のもの(の電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブル

(40の4) 電熱式おもちゃ

イ 構造

(イ)～(へ) (略)

(ト) 屋外用のもの(充電式のものであって、充電中以外は電源電線を器体に収納するものを除く。)及び据置き形のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(41) 扇風機、換気扇、サーキュレーターおよび送風機

イ 構造

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 屋外用のもの(の電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(へ)・(ト) (略)

ロ～ホ (略)

(42) 電気冷房機及び電気除湿機

イ 構造

(イ)～(ホ) (略)

(へ) 屋外用のもの(の電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであっ

であって、その断面積が0.75 mm<sup>2</sup>以上のものであること。

(ト)・(チ) (略)

ロ～ト (略)

(43)～(44の2) (略)

(44の3) 電気加湿器

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 卓上形以外のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が0.75 mm<sup>2</sup>以上のものであること。

(ハ) (略)

ロ～ニ (略)

(44の4) (略)

(45) 空気清浄機及び電気除臭機

イ 構造

(イ)～(ホ) (略)

(ヘ) 卓上形及び壁掛け形以外のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が0.75 mm<sup>2</sup>以上のものであること。

ロ～ニ (略)

て、その断面積が0.75 mm<sup>2</sup>以上のものであること。

(ト)・(チ) (略)

ロ～ト (略)

(43)～(44の2) (略)

(44の3) 電気加湿器

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 卓上形以外のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が0.75 mm<sup>2</sup>以上のものであること。

(ハ) (略)

ロ～ニ (略)

(44の4) (略)

(45) 空気清浄機及び電気除臭機

イ 構造

(イ)～(ホ) (略)

(ヘ) 卓上形及び壁掛け形以外のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が0.75 mm<sup>2</sup>以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(45の2) 電気芳香拡散機

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 据置き形のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(46) 電気掃除機、電気黒板ふきクリーナー、電気レコードクリーナーその他の電気吸じん機及び電気床みがき機

イ 構造

(イ) 電気掃除機であって定格消費電力が 500W を超えるもの、電気床みがき機又は屋外用のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ロ)～(ニ) (略)

ロ～ホ (略)

(47) (略)

(48) 電気洗たく機および電気脱水機

イ 構造

(イ)～(チ) (略)

(リ) 卓上形以外のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第

(45の2) 電気芳香拡散機

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 据置き形のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(46) 電気掃除機、電気黒板ふきクリーナー、電気レコードクリーナーその他の電気吸じん機及び電気床みがき機

イ 構造

(イ) 電気掃除機であって定格消費電力が 500W を超えるもの、電気床みがき機又は屋外用のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ロ)～(ニ) (略)

ロ～ホ (略)

(47) (略)

(48) 電気洗たく機および電気脱水機

イ 構造

(イ)～(チ) (略)

(リ) 卓上形以外のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の

十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

(ヌ) ~ (カ) (略)

ロ ~ ヘ (略)

#### (48の2) 運動用具又は娯楽用具の洗浄機

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

(ハ) ~ (ヌ) (略)

ロ~ホ (略)

#### (49) 電気ポンプ、電気井戸ポンプ及び電気噴水機

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 池水循環用ポンプにあつては、器体の外部に金属が露出していないもの又は二重絶縁構造のものであること。ただし、旧解釈別表第四の規定に適合する高速形の漏電遮断器（定格感度電流が $15\text{mA}$ 以下のものに限る。）を有する構造のものであつてアース機構を設けてあるものにあつては、この限りでない。

(ニ) (略)

(ホ) 屋外用のもの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブル

規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

(ヌ) ~ (カ) (略)

ロ ~ ヘ (略)

#### (48の2) 運動用具又は娯楽用具の洗浄機

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

(ハ) ~ (ヌ) (略)

ロ~ホ (略)

#### (49) 電気ポンプ、電気井戸ポンプ及び電気噴水機

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 池水循環用ポンプにあつては、器体の外部に金属が露出していないもの又は二重絶縁構造のものであること。ただし、別表第四の規定に適合する高速形の漏電遮断器（定格感度電流が $15\text{mA}$ 以下のものに限る。）を有する構造のものであつてアース機構を設けてあるものにあつては、この限りでない。

(ニ) (略)

(ホ) 屋外用のもの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつ

であって、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(50) 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵用のショーケースおよび冷凍用のショーケース

イ 構造

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 冷蔵用のショーケース及び冷凍用のショーケースにあつては、器体の外部に金属が露出していないもの又は二重絶縁構造のものであること。ただし、旧解釈別表第四の規定に適合する高速形の漏電遮断器(定格感度電流が $15\text{mA}$ 以下のものに限る。)を有する構造のもの又は取り付けられる構造のものであつて、アース機構を設けてあるものにあつては、この限りでない。

(へ) 冷蔵用のショーケース及び冷凍用のショーケースのものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

(ト)～(ヲ) (略)

ロ～ホ (略)

(50の2) (略)

(51) 電気冷水機

イ 構造

(イ)～(ニ) (略)

て、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(50) 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵用のショーケースおよび冷凍用のショーケース

イ 構造

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 冷蔵用のショーケース及び冷凍用のショーケースにあつては、器体の外部に金属が露出していないもの又は二重絶縁構造のものであること。ただし、別表第四の規定に適合する高速形の漏電遮断器(定格感度電流が $15\text{mA}$ 以下のものに限る。)を有する構造のもの又は取り付けられる構造のものであつて、アース機構を設けてあるものにあつては、この限りでない。

(へ) 冷蔵用のショーケース及び冷凍用のショーケースのものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

(ト)～(ヲ) (略)

ロ～ホ (略)

(50の2) (略)

(51) 電気冷水機

イ 構造

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

(ヘ) (略)

ロ～ホ (略)

(5 1 の 2) (略)

(5 2) 電気製氷機

イ 構造

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ロ～ヘ (略)

(5 3) 空気圧縮機

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 卓上形以外のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(5 4) アイスクリームフリーザー (冷却装置を有するものに限る。)

(ホ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

(ヘ) (略)

ロ～ホ (略)

(5 1 の 2) (略)

(5 2) 電気製氷機

イ 構造

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ロ～ヘ (略)

(5 3) 空気圧縮機

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 卓上形以外のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(5 4) アイスクリームフリーザー (冷却装置を有するものに限る。)

イ (略)

ロ 構造

(イ) ~ (ハ) (略)

(ニ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ハ ~ ヘ (略)

(55) アイスクリームフリーザー（冷却装置を有するもの以外のものに限る。）

イ (略)

ロ 構造

(イ) ・ (ロ) (略)

(ハ) 水及び氷を使用するもの（卓上形のものを除く。）の電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ハ ~ ヘ (略)

(56) ジューサー、ジュースミキサー、フードミキサーおよびコーヒーひき機

イ (略)

ロ 構造

(イ) ~ (ニ) (略)

(ホ) 卓上形、手持ち形及び壁掛け形以外のものの電源電線は、旧解釈別

イ (略)

ロ 構造

(イ) ~ (ハ) (略)

(ニ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ハ ~ ヘ (略)

(55) アイスクリームフリーザー（冷却装置を有するもの以外のものに限る。）

イ (略)

ロ 構造

(イ) ・ (ロ) (略)

(ハ) 水及び氷を使用するもの（卓上形のものを除く。）の電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ハ ~ ヘ (略)

(56) ジューサー、ジュースミキサー、フードミキサーおよびコーヒーひき機

イ (略)

ロ 構造

(イ) ~ (ニ) (略)

(ホ) 卓上形、手持ち形及び壁掛け形以外のものの電源電線は、別表第一

表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ハ～チ (略)

(56の2) 電気製めん機及び電気もちつき機

イ 構造

卓上形以外のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(57) 電気かん切機、電気肉ひき機、電気肉切り機及び電気パン切り機

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 卓上形以外のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(58)～(59) (略)

(60) 電気食器洗い機

イ 構造

(イ)～(ト) (略)

の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ハ～チ (略)

(56の2) 電気製めん機及び電気もちつき機

イ 構造

卓上形以外のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(57) 電気かん切機、電気肉ひき機、電気肉切り機及び電気パン切り機

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 卓上形以外のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(58)～(59) (略)

(60) 電気食器洗い機

イ 構造

(イ)～(ト) (略)

(チ) 据置き形のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(リ) (略)

ロ～ニ (略)

(6 1) 電気洗米機及び野菜洗浄機

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ハ)～(ヌ) (略)

ロ～ホ (略)

(6 1の2) 精米機

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 据置き形のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(6 2) 電気氷削機

イ 構造

(チ) 据置き形のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(リ) (略)

ロ～ニ (略)

(6 1) 電気洗米機及び野菜洗浄機

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ハ)～(ヌ) (略)

ロ～ホ (略)

(6 1の2) 精米機

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 据置き形のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(6 2) 電気氷削機

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 卓上形以外のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

### (6 3) ディスポーザー

#### イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ・ハ (略)

(6 4) 電気グラインダー、電気サンダー、電気ポリッシャー、電気ドリル、電気かんな、電気のこぎり、電気金切り盤、電気ハンドシャー、電気みぞ切り機、電気角のみ機、電気チューブクリーナー、電気スケーリングマシン、電気タッパー、電気ナットランナー、電気スクリュードライバー、電気刃物研ぎ機その他の電動工具

#### イ 構造

(イ) 卓上形の電気刃物研ぎ機以外のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。ただし、据置き形で定格消費電力が 100W 未満のものの電源電線に旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 卓上形以外のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

### (6 3) ディスポーザー

#### イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ・ハ (略)

(6 4) 電気グラインダー、電気サンダー、電気ポリッシャー、電気ドリル、電気かんな、電気のこぎり、電気金切り盤、電気ハンドシャー、電気みぞ切り機、電気角のみ機、電気チューブクリーナー、電気スケーリングマシン、電気タッパー、電気ナットランナー、電気スクリュードライバー、電気刃物研ぎ機その他の電動工具

#### イ 構造

(イ) 卓上形の電気刃物研ぎ機以外のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。ただし、据置き形で定格消費電力が 100W 未満のものの電源電線に別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するコード(単心

コード（単心コード及びより合わせコードを除く。）であって、断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものを使用する場合は、この限りでない。

(ロ) ~ (ニ) (略)

ロ~ホ (略)

(6 5) 電気かみそり、電気バリカン及び電気つめみがき機

イ・ロ (略)

ハ 附属の操作用スイッチの性能

附属の操作用スイッチは、旧解釈別表第四1(1)並びに(2)イ、ホ、へ、チ、ヌ、ヲ、ワ、カ、ツ及びムの規定に適合するほか、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加え、スイッチを開閉する操作を毎分 10 回の割合で5,000 回行ったとき、スイッチに故障が生じないこと。この場合において、電気かみそり及び電気つめみがき機にあつては 5 分間開閉操作を行った後 1 分間、電気バリカンにあつては 10 分間開閉操作を行った後 5 分間開閉操作を停止するものとする。

ニ (略)

(6 6) ~ (6 6の2) (略)

(6 6の3) 理髪いす

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

コード及びより合わせコードを除く。）であつて、断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものを使用する場合は、この限りでない。

(ロ) ~ (ニ) (略)

ロ~ホ (略)

(6 5) 電気かみそり、電気バリカン及び電気つめみがき機

イ・ロ (略)

ハ 附属の操作用スイッチの性能

附属の操作用スイッチは、別表第四1(1)並びに(2)イ、ホ、へ、チ、ヌ、ヲ、ワ、カ、ツ及びムの規定に適合するほか、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加え、スイッチを開閉する操作を毎分 10 回の割合で5,000 回行ったとき、スイッチに故障が生じないこと。この場合において、電気かみそり及び電気つめみがき機にあつては 5 分間開閉操作を行った後 1 分間、電気バリカンにあつては 10 分間開閉操作を行った後 5 分間開閉操作を停止するものとする。

ニ (略)

(6 6) ~ (6 6の2) (略)

(6 6の3) 理髪いす

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ (略)

(67) ~ (69) (略)

(69の2) 電気ブラシ

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ~ニ (略)

(69の3) 自動洗浄乾燥式便器

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ニ) ~ (ヘ) (略)

ロ~ホ (略)

(70) 謄写機および複写機

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 卓上形以外のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第

ロ (略)

(67) ~ (69) (略)

(69の2) 電気ブラシ

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ~ニ (略)

(69の3) 自動洗浄乾燥式便器

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ニ) ~ (ヘ) (略)

ロ~ホ (略)

(70) 謄写機および複写機

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 卓上形以外のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の

十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(70の2) ラミネーター

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 据置き形のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(70の3)～(70の6) (略)

(71) 自動販売機

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 屋内用のもの以外のものにあつては、器体の外部に金属が露出していないもの又は二重絶縁構造のものであること。ただし、旧解釈別表第四の規定に適合する高速形の漏電遮断器(定格感度電流が  $15\text{mA}$  以下のものに限る。)を有する構造のもの又は取り付けられる構造のものであって、アース機構を設けてあるものにあつては、この限りでない。

(ハ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(70の2) ラミネーター

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 据置き形のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(70の3)～(70の6) (略)

(71) 自動販売機

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 屋内用のもの以外のものにあつては、器体の外部に金属が露出していないもの又は二重絶縁構造のものであること。ただし、別表第四の規定に適合する高速形の漏電遮断器(定格感度電流が  $15\text{mA}$  以下のものに限る。)を有する構造のもの又は取り付けられる構造のものであって、アース機構を設けてあるものにあつては、この限りでない。

(ハ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ニ)～(ヌ) (略)

ロ～リ (略)

(71の2) 両替機

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 屋内用のもの以外のものにあつては、器体の外部に金属が露出してないもの又は二重絶縁構造のものであること。ただし、旧解釈別表第四の規定に適合する高速形の漏電遮断器(定格感度電流が 15mA 以下のものに限る。)を有する構造のもの又は取り付けられる構造のものであつて、アース機構を設けてあるものにあつては、この限りでない。

(ハ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ・ハ (略)

(72) 包装機械

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 据置き形のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(72の2) おしぼり巻き機

(ニ)～(ヌ) (略)

ロ～リ (略)

(71の2) 両替機

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 屋内用のもの以外のものにあつては、器体の外部に金属が露出してないもの又は二重絶縁構造のものであること。ただし、別表第四の規定に適合する高速形の漏電遮断器(定格感度電流が 15mA 以下のものに限る。)を有する構造のもの又は取り付けられる構造のものであつて、アース機構を設けてあるものにあつては、この限りでない。

(ハ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ・ハ (略)

(72) 包装機械

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 据置き形のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(72の2) おしぼり巻き機

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 据置き形のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(7.2の3) 電動脱穀機、電動もみ擦り機、電動わら打ち機、電動縄ない機、選卵器、洗卵器及び荷造り機械

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ハ (略)

(7.3) 電気噴霧機

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 屋外用のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(7.4) ほうじ茶機

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 据置き形のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(7.2の3) 電動脱穀機、電動もみ擦り機、電動わら打ち機、電動縄ない機、選卵器、洗卵器及び荷造り機械

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ハ (略)

(7.3) 電気噴霧機

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 屋外用のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(7.4) ほうじ茶機

イ 構造

電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(74の2)・(75) (略)

(76) 電気乾燥機 ((75) に掲げるものを除く。)

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 据置き形のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ホ) (略)

ロ～ホ (略)

(77) (略)

(78) 電気気ほう発生器 (観賞魚用電気気ほう発生器を除く。)

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 浴そう用であって卓上形のもの及び卓上形以外のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.7$

イ 構造

電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(74の2)・(75) (略)

(76) 電気乾燥機 ((75) に掲げるものを除く。)

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 据置き形のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ホ) (略)

ロ～ホ (略)

(77) (略)

(78) 電気気ほう発生器 (観賞魚用電気気ほう発生器を除く。)

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 浴そう用であって卓上形のもの及び卓上形以外のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$

5 mm<sup>2</sup>以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(78の2) 浴槽用電気温水循環浄化器

イ 構造

(イ)～(へ) (略)

(ト) 器体には旧解釈別表第四の規定に適合する高速型の漏電遮断器(定格感度電流が15mA以下のものに限る。)を有すること。ただし、漏電遮断器は浴室内に設置してはならない。

(チ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が0.75 mm<sup>2</sup>以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(79) 電気捕虫機

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 屋外用のものにあつては、電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が0.75 mm<sup>2</sup>以上のものであること。

ロ・ハ (略)

(80) 電気芝刈り機、電気草刈り機、電気刈込み機及び園芸用電気耕土機

イ 構造

(イ)～(ニ) (略)

以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(78の2) 浴槽用電気温水循環浄化器

イ 構造

(イ)～(へ) (略)

(ト) 器体には別表第四の規定に適合する高速型の漏電遮断器(定格感度電流が15mA以下のものに限る。)を有すること。ただし、漏電遮断器は浴室内に設置してはならない。

(チ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が0.75 mm<sup>2</sup>以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(79) 電気捕虫機

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 屋外用のものにあつては、電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が0.75 mm<sup>2</sup>以上のものであること。

ロ・ハ (略)

(80) 電気芝刈り機、電気草刈り機、電気刈込み機及び園芸用電気耕土機

イ 構造

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(80の2) ベルトコンベア

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ (略)

(81)～(83) (略)

(84) 電動式おもちゃその他の電動力応用遊戯器具

イ 構造

屋外用のもの（充電式のものであって、充電中以外は電源電線を器体に収納するものを除く。）及び据置き形のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(85) ベル、ブザーおよびチャイム

(ホ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(80の2) ベルトコンベア

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ (略)

(81)～(83) (略)

(84) 電動式おもちゃその他の電動力応用遊戯器具

イ 構造

屋外用のもの（充電式のものであって、充電中以外は電源電線を器体に収納するものを除く。）及び据置き形のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(85) ベル、ブザーおよびチャイム

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 屋外用のものにあつては、電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(85の2) サイレン

イ 構造

屋外用のもの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ・ハ (略)

(85の3) 電動かくはん機

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 卓上形のもの以外のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ホ)・(ヘ) (略)

ロ～ヘ (略)

(85の4) (略)

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 屋外用のものにあつては、電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(85の2) サイレン

イ 構造

屋外用のもの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ・ハ (略)

(85の3) 電動かくはん機

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 卓上形のもの以外のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ホ)・(ヘ) (略)

ロ～ヘ (略)

(85の4) (略)

(85の5) 電気楽器及び電子楽器

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源を開閉するスイッチは、旧解釈別表第四2(2)へ(ロ)の規定に適合するものであること。ただし、電源回路に流れる電流が0.15A以下又は電源回路に流れる突入電流がスイッチの定格電流の $\sqrt{2}$ 倍以下であって、旧解釈別表第四2(2)へ(ハ)の規定に適合するものにあつては、この限りでない。

ロ・ハ (略)

(85の6)～(86の3) (略)

(86の4) ハンドランプ

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するゴムキャブタイヤケーブル(1種キャブタイヤケーブルを除く。)若しくはビニルキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が $0.75\text{ mm}^2$ 以上のものであること。

(ニ)～(チ) (略)

ロ～チ (略)

(86の5)～(86の6の2) (略)

(85の5) 電気楽器及び電子楽器

イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源を開閉するスイッチは、別表第四2(2)へ(ロ)の規定に適合するものであること。ただし、電源回路に流れる電流が0.15A以下又は電源回路に流れる突入電流がスイッチの定格電流の $\sqrt{2}$ 倍以下であつて、別表第四2(2)へ(ハ)の規定に適合するものにあつては、この限りでない。

ロ・ハ (略)

(85の6)～(86の3) (略)

(86の4) ハンドランプ

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するゴムキャブタイヤケーブル(1種キャブタイヤケーブルを除く。)若しくはビニルキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が $0.75\text{ mm}^2$ 以上のものであること。

(ニ)～(チ) (略)

ロ～チ (略)

(86の5)～(86の6) (略)

(86の7) 白熱電灯器具及び放電灯器具((86)、(86の2)及び(86の4)に掲げるものを除く。)

イ (略)

ロ 構造

(イ)～(ホ) (略)

(へ) 屋外用のものにあつては、電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること

。

ハ～ホ (略)

(86の7の2) エル・イー・ディー・電灯器具((86)及び(86の4)に掲げるものを除く。)

イ 構造

(イ)～(ホ) (略)

(へ) 屋外用のものにあつては、電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること

。

(ト)～(ル) (略)

ロ～ハ (略)

(86の8) 広告灯

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(86の7) 白熱電灯器具及び放電灯器具((86)、(86の2)及び(86の4)に掲げるものを除く。)

イ (略)

ロ 構造

(イ)～(ホ) (略)

(へ) 屋外用のものにあつては、電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ハ～ホ (略)

(86の7の2) エル・イー・ディー・電灯器具((86)及び(86の4)に掲げるものを除く。)

イ 構造

(イ)～(ホ) (略)

(へ) 屋外用のものにあつては、電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

(ト)～(ル) (略)

ロ～ハ (略)

(86の8) 広告灯

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 屋外用のものであって、人が踏むおそれのある場所で使用するもの  
にあつては、電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定  
に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであ  
つて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ニ) (略)

ロ～ホ (略)

#### (87) 庭園灯器具

##### イ 構造

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合す  
るゴムキャブタイヤケーブル（1種キャブタイヤケーブルを除く。）  
若しくはビニルキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75$   
 $\text{mm}^2$ 以上のものであること。

(ヘ) (略)

ロ～ト (略)

#### (88) 装飾用電灯器具

##### イ 構造

(イ) 電源電線及び光源相互間を接続する電線（器体の内部の配線に使用  
する電線を除く。以下イ及びロにおいて同じ。）は、次に適合するこ  
と。

a 屋内用のものにあつては、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規  
定に適合する電線であつて、その断面積は次の表に掲げる値以上  
であること。この場合において、変圧器を有するものの1次側の電

(ハ) 屋外用のものであって、人が踏むおそれのある場所で使用するもの  
にあつては、電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適  
合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、  
その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ニ) (略)

ロ～ホ (略)

#### (87) 庭園灯器具

##### イ 構造

(イ)～(ニ) (略)

(ホ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するゴム  
キャブタイヤケーブル（1種キャブタイヤケーブルを除く。）若しく  
はビニルキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$ 以  
上のものであること。

(ヘ) (略)

ロ～ト (略)

#### (88) 装飾用電灯器具

##### イ 構造

(イ) 電源電線及び光源相互間を接続する電線（器体の内部の配線に使用  
する電線を除く。以下イ及びロにおいて同じ。）は、次に適合するこ  
と。

a 屋内用のものにあつては、別表第一の規定又は別表第十二の規定に  
適合する電線であつて、その断面積は次の表に掲げる値以上である  
こと。この場合において、変圧器を有するものの1次側の電源電線

源電線にあっては、その断面積は  $0.75 \text{ mm}^2$  以上とし、差込みプラグ（定格遮断電流が  $500\text{A}$  以上であって定格電流が  $3\text{A}$  以下のヒューズを有するものに限る。）に附属する電線であって、その長さが  $2\text{m}$  以下のものにあつては、その断面積は  $0.5 \text{ mm}^2$  以上とすることができる。

装飾用電灯器具の種類	断面積 ( $\text{mm}^2$ )
口金のない電球を有するもの、E5 のソケットのもの 又はさし込み口金のものであってガラス球 の外径が $7 \text{ mm}$ 以下、長さが $50 \text{ mm}$ 以下のもの	0.5
E10、E12、E14 及び E17 のソケットのもの	0.75

b 屋外用のものにあつては、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ロ) (略)

(ハ) 電源に直接に接続するさし込みプラグ及び次に適合する送り用接続器 1 個以外の接続器を有しないこと。

a 旧解釈別表第四 6 (1) ニ (ホ) a に規定する接続器がかん合しないものであること。

b～e (略)

(ニ)～(ヘ) (略)

ロ～チ (略)

(89)～(93) (略)

(94) テレビジョン受信機  
イ (略)

にあつては、その断面積は  $0.75 \text{ mm}^2$  以上とし、差込みプラグ（定格遮断電流が  $500\text{A}$  以上であつて定格電流が  $3\text{A}$  以下のヒューズを有するものに限る。）に附属する電線であつて、その長さが  $2\text{m}$  以下のものにあつては、その断面積は  $0.5 \text{ mm}^2$  以上とすることができる。

装飾用電灯器具の種類	断面積 ( $\text{mm}^2$ )
口金のない電球を有するもの、E5 のソケットのもの 又はさし込み口金のものであってガラス球 の外径が $7 \text{ mm}$ 以下、長さが $50 \text{ mm}$ 以下のもの	0.5
E10、E12、E14 及び E17 のソケットのもの	0.75

b 屋外用のものにあつては、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ロ) (略)

(ハ) 電源に直接に接続するさし込みプラグ及び次に適合する送り用接続器 1 個以外の接続器を有しないこと。

a 別表第四 6 (1) ニ (ホ) a に規定する接続器がかん合しないものであること。

b～e (略)

(ニ)～(ヘ) (略)

ロ～チ (略)

(89)～(93) (略)

(94) テレビジョン受信機  
イ (略)

ロ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源を開閉するスイッチは、旧解釈別表第四 2 (2) へ (ロ) の規定に適合するものであること。ただし、電源回路に流れる電流が 0.15A 以下又は電源回路に流れる突入電流がスイッチの定格電流の $\sqrt{2}$  倍以下であって、旧解釈別表第四 2 (2) へ (ハ) の規定に適合するものにあつては、この限りでない。

ハ～ヌ (略)

(9 4 の 2) テレビジョン受信機用ブースター

イ 構造

(イ) 電源を開閉するスイッチは、旧解釈別表第四 2 (2) へ (ロ) の規定に適合するものであること。ただし、電源回路に流れる電流が 0.15A 以下又は電源回路に流れる突入電流がスイッチの定格電流の $\sqrt{2}$  倍以下であって、旧解釈別表第四 2 (2) へ (ハ) の規定に適合するものにあつては、この限りでない。

(ロ) 屋外で使用するものの電源電線は、旧解釈別表第一 の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ハ) ～ (ホ) (略)

ロ・ハ (略)

(9 4 の 3) 超音波加湿機

イ 構造

(イ) ～ (ハ) (略)

ロ 構造

(イ) (略)

(ロ) 電源を開閉するスイッチは、別表第四 2 (2) へ (ロ) の規定に適合するものであること。ただし、電源回路に流れる電流が 0.15A 以下又は電源回路に流れる突入電流がスイッチの定格電流の $\sqrt{2}$  倍以下であつて、別表第四 2 (2) へ (ハ) の規定に適合するものにあつては、この限りでない。

ハ～ヌ (略)

(9 4 の 2) テレビジョン受信機用ブースター

イ 構造

(イ) 電源を開閉するスイッチは、別表第四 2 (2) へ (ロ) の規定に適合するものであること。ただし、電源回路に流れる電流が 0.15A 以下又は電源回路に流れる突入電流がスイッチの定格電流の $\sqrt{2}$  倍以下であつて、別表第四 2 (2) へ (ハ) の規定に適合するものにあつては、この限りでない。

(ロ) 屋外で使用するものの電源電線は、別表第一 の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ハ) ～ (ホ) (略)

ロ・ハ (略)

(9 4 の 3) 超音波加湿機

イ 構造

(イ) ～ (ハ) (略)

(ニ) 卓上形及び壁掛け形のもの以外のものの電源電線は、旧解釈別表第二の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ホ) (略)

ロ～ニ (略)

(94の4) ラジオ受信機、テープレコーダー、レコードプレーヤー、ジュークボックス、増幅器、ビデオテープレコーダーその他の音響機器（(94)に掲げるものを除く。）

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 電源を開閉するスイッチは、旧解釈別表第四2(2)～(ロ)の規定に適合するものであること。ただし、電源回路に流れる電流が  $0.15 \text{ A}$  以下又は電源回路に流れる突入電流がスイッチの定格電流の $\sqrt{2}$ 倍以下であって、旧解釈別表第四2(2)～(ハ)の規定に適合するものにあつては、この限りでない。

(ニ) (略)

ロ～ニ (略)

(94の5)～(95) (略)

(96) 高周波ウエルダー

イ 構造

(イ)～(ヘ) (略)

(ニ) 卓上形及び壁掛け形のもの以外のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ホ) (略)

ロ～ニ (略)

(94の4) ラジオ受信機、テープレコーダー、レコードプレーヤー、ジュークボックス、増幅器、ビデオテープレコーダーその他の音響機器（(94)に掲げるものを除く。）

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 電源を開閉するスイッチは、別表第四2(2)～(ロ)の規定に適合するものであること。ただし、電源回路に流れる電流が  $0.15 \text{ A}$  以下又は電源回路に流れる突入電流がスイッチの定格電流の $\sqrt{2}$ 倍以下であって、別表第四2(2)～(ハ)の規定に適合するものにあつては、この限りでない。

(ニ) (略)

ロ～ニ (略)

(94の5)～(95) (略)

(96) 高周波ウエルダー

イ 構造

(イ)～(ヘ) (略)

(ト) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ロ・ハ (略)

(96の2) (略)

(96の3) 超音波洗浄機

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 据置き形のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(96の4) 超音波ねずみ駆除機

イ 構造

屋外で使用するものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(96の5) 電子応用遊戯器具

イ (略)

ロ 構造

(ト) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ロ・ハ (略)

(96の2) (略)

(96の3) 超音波洗浄機

イ 構造

(イ)～(ハ) (略)

(ニ) 据置き形のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ロ～ホ (略)

(96の4) 超音波ねずみ駆除機

イ 構造

屋外で使用するものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$ 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

(96の5) 電子応用遊戯器具

(イ) 電源を開閉するスイッチは、旧解釈別表第四 2 (2) へ (ロ) の規定に適合するものであること。ただし、電源回路に流れる電流が 0.1 5A 以下又は電源回路に流れる突入電流がスイッチの定格電流の $\sqrt{2}$  倍以下であって、旧解釈別表第四 2 (2) へ (ハ) の規定に適合するものにあつては、この限りでない。

(ロ) (略)

(ハ) 屋外用のもの及び据置き形のもの電源電線は、旧解釈別表第一 の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ニ) ~ (ト) (略)

ハ~ホ (略)

(97) ・ (98) (略)

(99) 電撃殺虫器

イ 構造

(イ) ~ (ニ) (略)

(ホ) 次のいずれかに適合する保護装置を設けること。ただし、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で旧解釈別表第四 1 (2) ハの図に示す試験指が充電部に触れないものにあつては、この限りでない。この場合において、試験指に加える力は、30N とする。

a ~ c (略)

(ヘ) 器体には、2次側開放電圧が 7,000V 以下の絶縁変圧器を使用し、かつ、(ホ) a 又は b の危険防止装置を設けたものにあつては、床面上又は地表面

イ (略)

ロ 構造

(イ) 電源を開閉するスイッチは、別表第四 2 (2) へ (ロ) の規定に適合するものであること。ただし、電源回路に流れる電流が 0.15A 以下又は電源回路に流れる突入電流がスイッチの定格電流の $\sqrt{2}$  倍以下であつて、別表第四 2 (2) へ (ハ) の規定に適合するものにあつては、この限りでない。

(ロ) (略)

(ハ) 屋外用のもの及び据置き形のもの電源電線は、別表第一 の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(ニ) ~ (ト) (略)

ハ~ホ (略)

(97) ・ (98) (略)

(99) 電撃殺虫器

イ 構造

(イ) ~ (ニ) (略)

(ホ) 次のいずれかに適合する保護装置を設けること。ただし、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で別表第四 1 (2) ハの図に示す試験指が充電部に触れないものにあつては、この限りでない。この場合において、試験指に加える力は、30N とする。

a ~ c (略)

上 1.8m以上の位置に、その他のものにあつては、床面上又は地表面上 3.5m 以上の位置に設置する旨を表示してあること。ただし、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で旧解釈別表第四1(2)ハの図に示す試験指が充電部に触れないものにあつては、この限りでない。この場合において、試験指に加える力は、30N とする。

(ト) 屋外用のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が0.75 mm<sup>2</sup>以上のものであること。

(チ) (略)

ロ～ニ (略)

#### (100) アーク溶接機

##### イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 溶接用電源装置から溶接電極に至る電線は、次のいずれかに適合すること。

a 旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤケーブル（1種キャブタイヤケーブル及びビニルキャブタイヤケーブルを除く。）であること。

b 旧解釈別表第一に規定する電線に係る共通の規定に適合し、かつ、材料及び構造等が以下の(a)から(e)までに掲げる基準に適合するものであること、又は別表第十二の規定に適合するものであること。

(a) 材料及び構造

i 導体は、附表第七に適合する軟銅集合より線であつて断面積が14 mm<sup>2</sup> 以上のもの又は旧解釈別表第一附表第八の三に適合する

(ヘ) 器体には、2次側開放電圧が 7,000V 以下の絶縁変圧器を使用し、かつ、

(ホ) a又はbの危険防止装置を設けたものにあつては、床面上又は地表面上 1.8m以上の位置に、その他のものにあつては、床面上又は地表面上 3.5m 以上の位置に設置する旨を表示してあること。ただし、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で別表第四1(2)ハの図に示す試験指が充電部に触れないものにあつては、この限りでない。この場合において、試験指に加える力は、30N とする。

(ト) 屋外用のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その断面積が0.75 mm<sup>2</sup>以上のものであること。

(チ) (略)

ロ～ニ (略)

#### (100) アーク溶接機

##### イ 構造

(イ) (略)

(ロ) 溶接用電源装置から溶接電極に至る電線は、次のいずれかに適合すること。

a 別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤケーブル（1種キャブタイヤケーブル及びビニルキャブタイヤケーブルを除く。）であること。

b 別表第一に規定する電線に係る共通の規定に適合し、かつ、材料及び構造等が以下の(a)から(e)までに掲げる基準に適合するものであること、又は別表第十二の規定に適合するものであること。

(a) 材料及び構造

軟アルミ集合より線であること。

ii～iii (略)

(b) (略)

(c) 耐食性

めっきを施した銅線又は鋼線にあつては、旧解釈別表第一附表第十二の試験を行なったとき、これに適合すること。

(d) 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質

i (略)

ii 耐油性

絶縁体又は外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものにあつては、旧解釈別表第一附表第二十2の試験を行ったとき、これに適合すること。

iii 耐燃性

(i) 絶縁体 (ホルダー用のものを除く。) 又は外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものにあつては、旧解釈別表第一附表第二十一1の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ii) 絶縁体 (ホルダー用のものを除く。) 又は外装に耐燃性エチレンゴム混合物、耐燃性ポリエチレン混合物又は耐燃性ポリオレフィン混合物を使用するものにあつては、旧解釈別表第一附表第二十一2の試験を行ったとき、これに適合すること。

(e) (略)

(ハ)・(ニ) (略)

ロ～ニ (略)

i 導体は、附表第七に適合する軟銅集合より線であつて断面積が  $14 \text{ mm}^2$  以上のもの又は別表第一附表第八の三に適合する軟アルミ集合より線であること。

ii～iii (略)

(b) (略)

(c) 耐食性

めっきを施した銅線又は鋼線にあつては、別表第一附表第十二の試験を行なったとき、これに適合すること。

(d) 絶縁体又は外装に使用する絶縁物の性質

i (略)

ii 耐油性

絶縁体又は外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものにあつては、別表第一附表第二十2の試験を行ったとき、これに適合すること。

iii 耐燃性

(i) 絶縁体 (ホルダー用のものを除く。) 又は外装にクロロプレンゴム混合物又はクロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物を使用するものにあつては、別表第一附表第二十一1の試験を行ったとき、これに適合すること。

(ii) 絶縁体 (ホルダー用のものを除く。) 又は外装に耐燃性エチレンゴム混合物、耐燃性ポリエチレン混合物又は耐燃性ポリオレフィン混合物を使用するものにあつては、別表第一附表第二十一2の試験を行ったとき、これに適合すること。

(e) (略)

(ハ)・(ニ) (略)

(101) 電気さく用電源装置

イ 構造

(イ) ~ (へ) (略)

(ト) 屋外用のものの電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ・ハ (略)

(101の2) 電気浴器用電源装置

イ 構造

(イ) ~ (ト) (略)

(チ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(リ) 出力端子部から電極までの配線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する直径が  $1.6 \text{ mm}$  以上の絶縁電線又は断面積が  $1.25 \text{ mm}^2$  以上のキャブタイヤケーブルであること。

(ヌ) (略)

ロ・ハ (略)

(102) 直流電源装置

イ 構造

(イ) 電池充電用のもの（機器組み込み用のものを除く。）及びおもちゃ

ロ~ニ (略)

(101) 電気さく用電源装置

イ 構造

(イ) ~ (へ) (略)

(ト) 屋外用のものの電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

ロ・ハ (略)

(101の2) 電気浴器用電源装置

イ 構造

(イ) ~ (ト) (略)

(チ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上のものであること。

(リ) 出力端子部から電極までの配線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する直径が  $1.6 \text{ mm}$  以上の絶縁電線又は断面積が  $1.25 \text{ mm}^2$  以上のキャブタイヤケーブルであること。

(ヌ) (略)

ロ・ハ (略)

(102) 直流電源装置

イ 構造

用のものにあつては、絶縁変圧器を使用すること。ただし、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で旧解釈別表第四 1 (2) ハの図に示す試験指が充電部に触れないものにあつては、この限りでない。この場合において、試験指に加える力は、30N とする。

(ロ) ・ (ハ) (略)

(ニ) 出力側に接続器を有するものにあつては、出力側の接続器は、次に適合すること。

a (略)

b a に掲げるもの以外のものにあつては、a 及び旧解釈別表第四 6 (1) ニ (ホ) a に掲げるものに接続して使用することができないものであること。

(ホ) (略)

ロ～ト (略)

(103) (略)

(104) コンデンサー型雑音防止器

イ 構造

(イ) 口出し線を有するものにあつては、その口出し線は、旧解釈別表第二の規定又は別表第十二の規定に適合する電線であつて、導体の断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上で、かつ、長さが 20 cm 以上のものであること。

(ロ) ～ (ト) (略)

ロ～ニ (略)

(105) フィルター形雑音防止器

イ 構造

(イ) 電池充電用のもの(機器組み込み用のものを除く。)及びおもちゃ用のものにあつては、絶縁変圧器を使用すること。ただし、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で別表第四 1 (2) ハの図に示す試験指が充電部に触れないものにあつては、この限りでない。この場合において、試験指に加える力は、30N とする。

(ロ) ・ (ハ) (略)

(ニ) 出力側に接続器を有するものにあつては、出力側の接続器は、次に適合すること。

a (略)

b a に掲げるもの以外のものにあつては、a 及び別表第四 6 (1) ニ (ホ) a に掲げるものに接続して使用することができないものであること。

(ホ) (略)

ロ～ト (略)

(103) (略)

(104) コンデンサー型雑音防止器

イ 構造

(イ) 口出し線を有するものにあつては、その口出し線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する電線であつて、導体の断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上で、かつ、長さが 20 cm 以上のものであること。

(ロ) ～ (ト) (略)

ロ～ニ (略)

(105) フィルター形雑音防止器

(イ) 口出し線を有するものにあつては、その口出し線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する電線であつて、導体の断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上で、かつ、長さが 20 cm 以上のものであること。

(ロ) ～ (ニ) (略)

ロ～ホ (略)

#### (106) 漏電検知器

イ (略)

ロ 端子部の強度

旧解釈別表第四附表第一の試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ・ニ (略)

ホ 温度上昇

試験品を通常の使用状態で出力回路に定格負荷を接続して、制御電源回路に定格電圧に等しい電圧を加え、主回路に定格電流に等しい電流を通じ、その 1 極に定格感度電流に等しいもれ電流を重畳して試験品を動作させ、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法（巻線の温度の測定にあつては、抵抗法）により測定した各部の温度は、旧解釈別表第四附表第三の表 1 に掲げる値以下であること。

ヘ 絶縁性能

ホに規定する試験の直後において、旧解釈別表第四附表第四の試験を行ったとき、これに適合すること。ただし、絶縁変圧器又は零相変流器の 2 次側の回路であつて、電圧が 30V 以下の部分にあつては、この限りでない。

#### (107) 電灯付家具、コンセント付家具その他の電気機械器具付家具

イ 構造

(イ) 口出し線を有するものにあつては、その口出し線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する電線であつて、導体の断面積が  $0.75 \text{ mm}^2$  以上で、かつ、長さが 20 cm 以上のものであること。

(ロ) ～ (ニ) (略)

ロ～ホ (略)

#### (106) 漏電検知器

イ (略)

ロ 端子部の強度

別表第四附表第一の試験を行ったとき、これに適合すること。

ハ・ニ (略)

ホ 温度上昇

試験品を通常の使用状態で出力回路に定格負荷を接続して、制御電源回路に定格電圧に等しい電圧を加え、主回路に定格電流に等しい電流を通じ、その 1 極に定格感度電流に等しいもれ電流を重畳して試験品を動作させ、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の熱電温度計法（巻線の温度の測定にあつては、抵抗法）により測定した各部の温度は、別表第四附表第三の表 1 に掲げる値以下であること。

ヘ 絶縁性能

ホに規定する試験の直後において、別表第四附表第四の試験を行ったとき、これに適合すること。ただし、絶縁変圧器又は零相変流器の 2 次側の回路であつて、電圧が 30V 以下の部分にあつては、この限りでない。

イ 構造

(イ) 点滅器（電源を開閉するものに限る。）及び接続器は、旧解釈別表第四（2（2）へ（ロ）及び（ハ）を除く。）の規定に適合するものであること。

(ロ)～(ニ) (略)

ロ・ハ (略)

(108) 電気ペンシル

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 電源電線は、旧解釈別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm<sup>2</sup> 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

3 携帯発電機

(略)

附表第一～附表第六 (略)

附表第七 軟銅集合より線

断面積(mm <sup>2</sup> )	20℃における電気抵抗(Ω/km)	
	めっきを施していないもの	めっきを施してあるもの
14	1.32 以下	1.39 以下
22	0.844 以下	0.892 以下
30	0.625 以下	0.661 以下

(107) 電灯付家具、コンセント付家具その他の電気機械器具付家具

イ 構造

(イ) 点滅器（電源を開閉するものに限る。）及び接続器は、別表第四（2（2）へ（ロ）及び（ハ）を除く。）の規定に適合するものであること。

(ロ)～(ニ) (略)

ロ・ハ (略)

(108) 電気ペンシル

イ 構造

(イ)・(ロ) (略)

(ハ) 電源電線は、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合するキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであって、その断面積が 0.75 mm<sup>2</sup> 以上のものであること。

ロ～ニ (略)

3 携帯発電機

(略)

附表第一～附表第六 (略)

附表第七 軟銅集合より線

断面積(mm <sup>2</sup> )	20℃における電気抵抗(Ω/km)	
	めっきを施していないもの	めっきを施してあるもの
14	1.32 以下	1.39 以下
22	0.844 以下	0.892 以下

38	0.496 以下	0.525 以下
50	0.394 以下	0.411 以下
60	0.328 以下	0.329 以下
80	0.230 以下	0.243 以下
100	0.192 以下	0.193 以下

(備考)

- 1 電気抵抗の測定は、旧解釈別表第一附表第一の備考1を準用する。
- 2 (略)

附表第八 (略)

附表第九 引張強さ及び伸びの試験

絶縁体又は外装に使用する絶縁物は、1の試験条件において引張強さ及び伸びの試験を行なったとき、2の基準に適合すること。

- 1 試験条件  
旧解釈別表第一附表第十四1を準用する。
- 2 (略)

別表第九～別表第十一  
(略)

別表第十二 国際規格等に準拠した基準

- 1・2 (略)
- 3 基準中で、本文が「別表第一」又は「別表第四」を引用している場合  
において、別表第十二の技術基準の規定における「別表第一」は「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達

30	0.625 以下	0.661 以下
38	0.496 以下	0.525 以下
50	0.394 以下	0.411 以下
60	0.328 以下	0.329 以下
80	0.230 以下	0.243 以下
100	0.192 以下	0.193 以下

(備考)

- 1 電気抵抗の測定は、別表第一附表第一の備考1を準用する。
- 2 (略)

附表第八 (略)

附表第九 引張強さ及び伸びの試験

絶縁体又は外装に使用する絶縁物は、1の試験条件において引張強さ及び伸びの試験を行なったとき、2の基準に適合すること。

- 1 試験条件  
別表第一附表第十四1を準用する。
- 2 (略)

別表第九～別表第十一  
(略)

別表第十二 国際規格等に準拠した基準

- 1・2 (略)
- (新設)

(20240514保局第1号)による改正前の解釈(以下「旧解釈」という。  
。)別表第一」と、「別表第四」は「旧解釈別表第四」と読み替えるものとする。

表1. 電気安全に関する基準

基 準			備 考
基準番号	表題	本文※	
J60065(2019) ～ J60320-2-J1(H21)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-1(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第1部:通則</u>	<u>JIS C 9335-1:2023</u>	<u>IEC60335-1(2020)に対応</u>
J60335-1(3版-H14) ～ J60335-2-2(H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-3(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－3部:電気アイロンの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-3:2017+追補1(2023)</u>	<u>IEC60335-2-3(2012), Amd. No. 1(2015)に対応</u>
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)

表1. 電気安全に関する基準

基 準			備 考
基準番号	表題	本文※	
J60065(2019) ～ J60320-2-J1(H21)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-1(3版-H14) ～ J60335-2-2(H20)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>J60335-2-3(H29)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－3部:電気アイロンの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-3:2017</u>	<u>IEC60335-2-3(2012), Amd. No. 1(2015)に対応</u>

<u>J60335-2-4</u> (2024)	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－4部：電気脱水機の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-4:2017+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-4(2008), Amd. No. 1(2012)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-4</u> (H30)	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－4部：電気脱水機の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-4:2017</u>	<u>IEC 60335-2-4(2008), Amd. No. 1(2012)に対応</u>
<u>J60335-2-5</u> (2024)	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－5部：電気食器洗い機の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-5:2021+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-5(2012), Amd. No. 1(2018)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-5</u> (2022)	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－5部：電気食器洗い機の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-5:2021</u>	<u>IEC 60335-2-5(2012), Amd. No. 1(2018)に対応</u>
<u>J60335-2-5</u> (H20)	(略)	(略)	(略)	<u>J60335-2-5</u> (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-6</u> (2024)	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－6部：据置形キッチンレンジ、ホブ、オーブン及びこれらに類する機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-6:2019+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-6(2014)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-6</u> (2020)	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－6部：据置形キッチンレンジ、ホブ、オ</u>	<u>JIS C 9335-2-6:2019</u>	<u>IEC 60335-2-6(2014)に対応</u>

					オープン及びこれらに類する機器の個別要求事項		
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-6 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－6部:据置形ホブ、 オープン、クッキングレンジ及びこれらに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2 -6:2004	IEC 60335-2-6(2002)に対応 令和5年9月30日まで有効
J60335-2-7 (2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－7部:電気洗濯機の個別要求事項	JIS C 9335-2 -7:2017+追補 1(2023)	IEC 60335-2-7(2008), Amd. No. 1(2011), Amd. No. 2(2016)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-7 (H30)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－7部:電気洗濯機の個別要求事項	JIS C 9335-2 -7:2017	IEC 60335-2-7(2008), Amd. No. 1(2011), Amd. No. 2(2016)に対応
J60335-2-8 (2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－8部:電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項	JIS C 9335-2 -8:2017+追補 1(2023)	IEC 60335-2-8(2012)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-8 (H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－8部:電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項	JIS C 9335-2 -8:2017	IEC 60335-2-8(2012)に対応
J60335-2-9 (2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－	JIS C 9335-2 -9:2017+追補	IEC 60335-2-9(2008), Amd. No.	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>第2-9部:可搬形ホブ、オープン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項</u>	<u>1(2023)</u>	<u>1(2012), Amd. No. 2(2016)に対応</u>				
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-9(H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- <u>第2-9部:可搬形ホブ、オープン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項</u>	JIS C 9335-2-9:2017	IEC 60335-2-9(2008), Amd. No. 1(2012), Amd. No. 2(2016)に対応
J60335-2-10(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- <u>第2-10部:床処理機及び湿式洗いブラシ機の個別要求事項</u>	JIS C 9335-2-10:2021+追補1(2023)	IEC 60335-2-10(2002), Amd. No. 1(2008)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-10(2022)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- <u>第2-10部:床処理機及び湿式洗いブラシ機の個別要求事項</u>	JIS C 9335-2-10:2021	IEC 60335-2-10(2002), Amd. No. 1(2008)に対応
J60335-2-10(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-10(H20)	(略)	(略)	(略)
J60335-2-11(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性- <u>第2-11部:回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項</u>	JIS C 9335-2-11:2017+追補1(2023)	IEC 60335-2-11(2008), Amd. No. 2(2015)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-11	家庭用及びこれに類する	JIS C 9335-2	IEC 60335-2-11

				<u>1(H29)</u>	<u>電気機器の安全性－ 第2－1 1部:回転ドラ ム式電気乾燥機の個別要 求事項</u>	<u>-11:2017</u>	<u>(2008), Amd. No .1 (2012), Amd .No.2(2015)に 対応</u>
J60335-2-1 2(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-1 2(H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-1 3(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－1 3部:深めのフ ライ鍋、フライパン及び これに類する機器の個別 要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2 -13:2021+追 補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-13 (2009), Amd. No .1(2016)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-1 3(2021)</u>	<u>家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－1 3部:深めのフ ライ鍋、フライパン及び これに類する機器の個別 要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2 -13:2021</u>	<u>IEC 60335-2-13 (2009), Amd. No .1(2016)に対応</u>
J60335-2-1 3(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-1 3(H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-1 4(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－1 4部:ちゅう房 機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2 -14:2021+追 補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-14 (2016), Amd. No .1(2019)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-1 4(2021)</u>	<u>家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－1 4部:ちゅう房 機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2 -14:2021</u>	<u>IEC 60335-2-14 (2016), Amd. No .1(2019)に対応</u>

J60335-2-1 4(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-1 4(H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-1 5(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－15部:液体加熱 機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2 -15:2021+追 補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-15 (2012), Amd. No. .1(2016), Amd. No.2(2018)に対 応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-1 5(2021)</u>	<u>家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－15部:液体加熱 機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2 -15:2021</u>	<u>IEC 60335-2-15 (2012), Amd. No. .1(2016), Amd. No.2(2018)に対 応</u>
J60335-2-1 5(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-1 5(H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-1 6(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－16部:食品くず ディスポーザの個別要求 事項</u>	<u>JIS C 9335-2 -16:2015+追 補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-16 (2002), Amd. No. .1(2008), Amd. No.2(2011)に対 応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-1 6(H27)</u>	<u>家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－16部:食品くず ディスポーザの個別要求 事項</u>	<u>JIS C 9335-2 -16:2015</u>	<u>IEC 60335-2-16 (2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No.2(2011)に対 応</u>
<u>J60335-2-1 7(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－17部:毛布、パッ ド、衣服及びこれに類す</u>	<u>JIS C 9335-2 -17:2021+追 補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-17 (2012), Amd. No. .1(2015), Amd. No.2(2019)に対</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>る可とう電熱機器の個別 要求事項</u>		応				
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-1 7(2021)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－17部:毛布、パッ ド、衣類及びこれに類す る可とう電熱機器の個別 要求事項	JIS C 9335-2 -17:2021	IEC 60335-2-17 (2012), Amd.No .1(2015), Amd. No.2(2019)に対 応
J60335-2-1 7(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-1 7(H20)	(略)	(略)	(略)
J60335-2-2 1(2024)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－21部:貯湯式電 気温水器の個別要求事項	JIS C 9335-2 -21:2019+追 補1(2023)	IEC 60335-2-21 (2012)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-2 1(2019)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－21部:貯湯式電 気温水器の個別要求事項	JIS C 9335-2 -21:2019	IEC 60335-2-21 (2012)に対応
J60335-2-2 3(2024)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－23部:スキンケ ア又はヘアケア用機器の 個別要求事項	JIS C 9335-2 -23:2017+追 補1(2023)	IEC 60335-2-23 (2016)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-2 3(H29)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－23部:スキンケ ア又はヘアケア用機器の 個別要求事項	JIS C 9335-2 -23:2017	IEC 60335-2-23 (2016)に対応

<u>J60335-2-24(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－24部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-24:2017+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-24(2010), Amd. No. 1(2012)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-24(H29)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－24部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-24:2017</u>	<u>IEC 60335-2-24(2010), Amd. No. 1(2012)に対応</u>
<u>J60335-2-25(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－25部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-25:2019+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-25(2010), Amd. No. 1(2014), Amd. No. 2(2015)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-25(2019)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－25部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-25:2019</u>	<u>IEC 60335-2-25(2010), Amd. No. 1(2014), Amd. No. 2(2015)に対応</u>
<u>J60335-2-26(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－26部：クロックの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-26:2016+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-26(2002), Amd. No. 1(2008)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-26(H28)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－</u>	<u>JIS C 9335-2-26:2016</u>	<u>IEC60335-2-26(2002), Amd. No.</u>

					<u>第2-26部:クロックの個別要求事項</u>		<u>1(2008)に対応</u>
J60335-2-27(2020)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-27(2020)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-27(H20)	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-27部:紫外線及び赤外線による皮膚照射用装置の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-27:2005</u>	<u>IEC 60335-2-27(2003), Amd. No.1(2004)に対応</u> <u>令和5年11月30日まで有効</u>
<u>J60335-2-28(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-28部:ミシンの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-28:2019+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-28(2002), Amd. No.1(2008)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-28(2020)	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-28部:ミシンの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-28:2019</u>	<u>IEC 60335-2-28(2002), Amd. No.1(2008)に対応</u>
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-28(H20)	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-28部:ミシンの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-28:2004</u>	<u>IEC 60335-2-28(2002)に対応</u> <u>令和5年11月30日まで有効</u>
J60335-2-29(2023) ・ J60335-2-29(2019)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-29(2023) ・ J60335-2-29(2019)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-30(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－</u>	<u>JIS C 9335-2-30:2017+追</u>	<u>IEC 60335-2-30(2009)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>第2-30部:ルームヒータの個別要求事項</u>	<u>補1(2023)</u>					
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-30(H29)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-30部:ルームヒータの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-30:2017</u>	<u>IEC 60335-2-30(2009)に対応</u>
<u>J60335-2-31(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-31部:レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-31:2019+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-31(2012), Amd. No.1(2016)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-31(2019)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-31部:レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-31:2019</u>	<u>IEC 60335-2-31(2012), Amd. No.1(2016)に対応</u>
<u>J60335-2-32(2023)</u> ・ <u>J60335-2-32(H30)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>J60335-2-32(2023)</u> ・ <u>J60335-2-32(H30)</u>	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-34(H20)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-34部:電動圧縮機の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-34:2004</u>	<u>IEC 60335-2-34(2002)に対応</u>
<u>J60335-2-35(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-35部:瞬間湯沸</u>	<u>JIS C 9335-2-35:2019+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-35(2012), Amd. No.1(2016)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	器の個別要求事項						
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-3 5(2019)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－35部:瞬間湯沸 器の個別要求事項	JIS C 9335-2 -35:2019	IEC 60335-2-35 (2012), Amd. No .1(2016)に対応
J60335-2-3 6(2024)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－36部:業務用電 気レンジ、オーブン、こ んろ及びこんろ部の個別 要求事項	JIS C 9335-2 -36:2019+追 補1(2023)	IEC 60335-2-36 (2017)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-3 6(2020)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－36部:業務用電 気レンジ、オーブン、こ んろ及びこんろ部の個別 要求事項	JIS C 9335-2 -36:2019	IEC 60335-2-36 (2017)に対応
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-3 6(H28)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－36部:業務用電 気レンジ、オーブン、こ んろ及びこんろ部の個別 要求事項	JIS C 9335-2 -36:2016	IEC 60335-2-36 (2002), Amd. No .1(2004), Amd. No.2(2008)に対 応 令和5年9月30日 まで有効
J60335-2-3 7(2024)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－37部:業務用フ ライヤの個別要求事項	JIS C 9335-2 -37:2019+追 補1(2023)	IEC 60335-2-37 (2017)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-37(2020)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－37部:業務用フライヤの個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-37:2019</u>	<u>IEC 60335-2-37(2017)に対応</u>
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-37(H28)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－37部:業務用フライヤの個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-37:2016</u>	<u>IEC 60335-2-37(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2011)に対応</u> 令和5年9月30日まで有効
<u>J60335-2-38(2024)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－38部:業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-38:2019+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-38(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-38(2020)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－38部:業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-38:2019</u>	<u>IEC 60335-2-38(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)に対応</u>
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-38(H28)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－38部:業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-38:2016</u>	<u>IEC 60335-2-38(2002), Amd. No. 1(2008)に対応</u> 令和5年9月30日まで有効
<u>J60335-2-39(2024)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－	<u>JIS C 9335-2-39:2019+追</u>	<u>IEC 60335-2-39(2012), Amd. No</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>第2-39部:業務用多目的調理鍋の個別要求事項</u>	<u>補1(2023)</u>	<u>.1(2017)に対応</u>				
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-39(2020)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-39部:業務用多目的調理鍋の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-39:2019</u>	<u>IEC 60335-2-39(2012), Amd.No .1(2017)に対応</u>
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-39(H28)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-39部:業務用多目的調理鍋の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-39:2016</u>	<u>IEC 60335-2-39(2012)に対応 令和5年9月30日まで有効</u>
<u>J60335-2-40(2023)</u> ・ <u>J60335-2-40(H20)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>J60335-2-40(2023)</u> ・ <u>J60335-2-40(H20)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-41(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-41部:ポンプの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-41:2015+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-41(2012)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-41(H28)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-41部:ポンプの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-41:2015</u>	<u>IEC 60335-2-41(2012)に対応</u>
<u>J60335-2-42(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－</u>	<u>JIS C 9335-2-42:2019+追</u>	<u>IEC 60335-2-42(2002), Amd.No</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>第2-4-2部:業務用コンベクションオープン、蒸し器及びスチームコンベクションオープンの個別要求事項</u>	<u>補1(2023)</u>	<u>.1(2008), Amd. No. 2(2017)に対応</u>				
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-42(2020)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-4-2部:業務用コンベクションオープン、蒸し器及びスチームコンベクションオープンの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-42:2019</u>	<u>IEC 60335-2-42(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)に対応</u>
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-42(H28)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-4-2部:業務用コンベクションオープン、蒸し器及びスチームコンベクションオープンの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-42:2016</u>	<u>IEC 60335-2-42(2002), Amd. No. 1(2008)に対応 令和5年9月30日まで有効</u>
J60335-2-43(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-43(H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-44(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-4-4部:電気アイロンの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-44:2017+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-44(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2011)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-44(H29)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－</u>	<u>JIS C 9335-2-44:2017</u>	<u>IEC 60335-2-44(2002), Amd. No</u>

					第2-44部:電気アイロンの個別要求事項		.1(2008), Amd. No. 2(2011)に対応
J60335-2-45(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-45部:可搬形加熱工具及びこれに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-45:2016+追補1(2023)	IEC 60335-2-45(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2011)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-45(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-45部:可搬形加熱工具及びこれに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-45:2016	IEC 60335-2-45(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2011)に対応
J60335-2-47(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-47部:業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項	JIS C 9335-2-47:2019+追補1(2023)	IEC 60335-2-47(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-47(2020)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-47部:業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項	JIS C 9335-2-47:2019	IEC 60335-2-47(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)に対応
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-47(H28)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-47部:業務用電気煮炊き鍋の個別要求事項	JIS C 9335-2-47:2016	IEC 60335-2-47(2002), Amd. No. 1(2008)に対応 令和5年9月30日まで有効

<u>J60335-2-48(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-48:2019+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-48(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-48(2020)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-48:2019</u>	<u>IEC 60335-2-48(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)に対応</u>
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-48(H28)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-48:2016</u>	<u>IEC 60335-2-48(2002), Amd. No. 1(2008)に対応 令和5年9月30日まで有効</u>
<u>J60335-2-49(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－49部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-49:2019+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-49(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-49(2020)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－49部：食品及び容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-49:2019</u>	<u>IEC 60335-2-49(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)に対応</u>
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-49(H27)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－49部：食品及び</u>	<u>JIS C 9335-2-49:2015</u>	<u>IEC 60335-2-49(2002), Amd. No. 1(2008)に対応</u>

					容器類用保温式業務用電気機器の個別要求事項		令和5年9月30日まで有効
<u>J60335-2-50(2024)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－50部：業務用湯せん器の個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-50:2019+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-50(2002), Amd. No. 1(2007), Amd. No. 2(2017)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-50(2020)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－50部：業務用湯せん器の個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-50:2019</u>	<u>IEC 60335-2-50(2002), Amd. No. 1(2007), Amd. No. 2(2017)に対応</u>
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-50(H28)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－50部：業務用湯せん器の個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-50:2016</u>	<u>IEC 60335-2-50(2002), Amd. No. 1(2007)に対応</u> 令和5年9月30日まで有効
<u>J60335-2-51(2024)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－51部：給湯及び給水設備用据置形循環ポンプの個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-51:2015+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-51(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2011)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-51(H28)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－51部：給湯及び給水設備用据置形循環ポンプの個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-51:2015</u>	<u>IEC 60335-2-51(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2011)に対応</u>
<u>J60335-2-5</u>	家庭用及びこれに類する	<u>JIS C 9335-2</u>	<u>IEC 60335-2-52</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

2(2024)	電気機器の安全性－ 第 2－5 2 部：口こう (腔) 衛生機器の個別要 求事項	-52:2017+追 補1(2023)	(2002), Amd. No .1(2008)に対応				
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-5 2(H29)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第 2－5 2 部：口こう (腔) 衛生機器の個別要 求事項	JIS C 9335-2 -52:2017	IEC 60335-2-52 (2002), Amd. No .1(2008)に対応
J60335-2-5 3(2024)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第 2－5 3 部：サウナ用 電熱装置及び赤外線キャ ビンの個別要求事項	JIS C 9335-2 -53:2021+追 補1(2023)	IEC 60335-2-53 (2011), Amd. No .1(2017)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-5 3(2021)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第 2－5 3 部：サウナ用 電熱装置及び赤外線キャ ビンの個別要求事項	JIS C 9335-2 -53:2021	IEC 60335-2-53 (2011), Amd. No .1(2017)に対応
J60335-2-5 3(H27)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-5 3(H27)	(略)	(略)	(略)
J60335-2-5 4(2024)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第 2－5 4 部：液体又は 蒸気利用表面掃除機器の 個別要求事項	JIS C 9335-2 -54:2021+追 補1(2023)	IEC 60335-2-54 (2008), Amd. No .1(2015), Amd. No. 2(2019)に対 応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-5 4(2021)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－	JIS C 9335-2 -54:2021	IEC 60335-2-54 (2008), Amd. No

					第2-54部:液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項		.1(2015), Amd. No.2(2019)に対応
J60335-2-54(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-54(H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-55(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-55部:水槽用及び庭池用電気機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-55:2017+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-55(2002), Amd. No.1(2008)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-55(H29)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-55部:水槽用及び庭池用電気機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-55:2017</u>	<u>IEC 60335-2-55(2002), Amd. No.1(2008)に対応</u>
J60335-2-56(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-56(H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-58(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-58部:業務用食器洗浄機の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-58:2019+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-58(2017)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-58(2020)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-58部:業務用食器洗浄機の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-58:2019</u>	<u>IEC 60335-2-58(2017)に対応</u>
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-58(H28)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-58部:業務用食</u>	<u>JIS C 9335-2-58:2016</u>	<u>IEC 60335-2-58(2002), Amd. No.1(2008), Amd.</u>

					器洗浄機の個別要求事項		No. 2(2015)に対応 令和5年9月30日 まで有効
J60335-2-59(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－59部:電撃殺虫器の個別要求事項	JIS C 9335-2-59:2015+追補1(2023)	IEC 60335-2-59(2002), Amd. No. 1(2006), Amd. No. 2(2009)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-59(H27)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－59部:電撃殺虫器の個別要求事項	JIS C 9335-2-59:2015	IEC 60335-2-59(2002), Amd. No. 1(2006), Amd. No. 2(2009)に対応
J60335-2-60(2023) ・ J60335-2-60(H30)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-60(2023) ・ J60335-2-60(H30)	(略)	(略)	(略)
J60335-2-61(2024)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－61部:蓄熱形ルームヒータの個別要求事項	JIS C 9335-2-61:2017+追補1(2023)	IEC 60335-2-61(2002), Amd. No. 1(2005), Amd. No. 2(2008)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-61(H29)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－61部:蓄熱形ルームヒータの個別要求事項	JIS C 9335-2-61:2017	IEC 60335-2-61(2002), Amd. No. 1(2005), Amd. No. 2(2008)に対

J60335-2-6 4(2024)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－64部：モータ駆 動の業務用ちゅう（厨） 房機器の個別要求事項	JIS C 9335-2 -64:2019+追 補1(2023)	IEC 60335-2-64 (2002), Amd. No .1(2007), Amd. No.2(2017)に対 応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-6 4(2020)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－64部：モータ駆 動の業務用ちゅう（厨） 房機器の個別要求事項	JIS C 9335-2 -64:2019	IEC 60335-2-64 (2002), Amd. No .1(2007), Amd. No.2(2017)に対 応
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-6 4(H28)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－64部：業務用ち ゅう（厨）房機器の個別 要求事項	JIS C 9335-2 -64:2016	IEC 60335-2-64 (2002), Amd. No .1(2007)に対 応 令和5年9月30日 まで有効
J60335-2-6 5(2024)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－65部：空気清浄 用機器の個別要求事項	JIS C 9335-2 -65:2021+追 補1(2023)	IEC 60335-2-65 (2002), Amd. No .1(2008), Amd. No.2(2015)に対 応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-6 5(2021)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2－65部：空気清浄 用機器の個別要求事項	JIS C 9335-2 -65:2021	IEC 60335-2-65 (2002), Amd. No .1(2008), Amd. No.2(2015)に対 応
J60335-2-6	(略)	(略)	(略)	J60335-2-6	(略)	(略)	(略)

5 (H20) ・ J60335-2-6 6 (H20)				5 (H20) ・ J60335-2-6 6 (H20)			
<u>J60335-2-67 (2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－67部：業務用床処理機の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-67:2021+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-67 (2012), Amd. No. 1(2016)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-67 (2021)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－67部：業務用床処理機の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-67:2021</u>	<u>IEC 60335-2-67 (2012), Amd. No. 1(2016)に対応</u>
J60335-2-67 (H20) ～ J60335-2-73 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-67 (H20) ～ J60335-2-73 (H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-74 (2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－74部：可搬形浸せきヒータの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-74:2016+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-74 (2002), Amd. No. 1(2006), Amd. No. 2(2009)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-74 (H28)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－74部：可搬形浸せきヒータの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-74:2016</u>	<u>IEC 60335-2-74 (2002), Amd. No. 1(2006), Amd. No. 2(2009)に対応</u>
<u>J60335-2-7</u>	<u>家庭用及びこれに類する</u>	<u>JIS C 9335-2</u>	<u>IEC 60335-2-75</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

5(2024)	<u>電気機器の安全性－ 第２－７５部：業務用デ イスペンサ及び自動販売 機の個別要求事項</u>	<u>－75：2016+追 補1(2023)</u>	<u>(2012), Amd. No .1(2015)に対応</u>				
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-7 5(H29)	<u>家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第２－７５部：業務用デ イスペンサ及び自動販売 機の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2 -75:2016</u>	<u>IEC 60335-2-75 (2012), Amd. No .1(2015)に対応</u>
<u>J60335-2-7 6(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第２－７６部：電気さく 用電源装置の個別要求事 項</u>	<u>JIS C 9335-2 -76:2021+追 補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-76 (2018)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-7 6(2021)</u>	<u>家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第２－７６部：電気さく 用電源装置の個別要求事 項</u>	<u>JIS C 9335-2 -76:2021</u>	<u>IEC 60335-2-76 (2018)に対応</u>
J60335-2-7 6(H29) ～ J60335-2-7 9(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-7 6(H29) ～ J60335-2-7 9(H20)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-8 0(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第２－８０部：ファンの 個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2 -80:2019+追 補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-80 (2015)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-80(2019)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-80部:ファンの個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-80:2019</u>	<u>IEC 60335-2-80(2015)に対応</u>
<u>J60335-2-81(2024)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-81部:足温器及び電熱マットの個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-81:2021+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-81(2015), Amd. No. 1(2017)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-81(2021)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-81部:足温器及び電熱マットの個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-81:2021</u>	<u>IEC 60335-2-81(2015), Amd. No. 1(2017)に対応</u>
<u>J60335-2-81(H20)</u>	(略)	(略)	(略)	<u>J60335-2-81(H20)</u>	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-82(2024)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-82部:サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-82:2017+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-82(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2015)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-82(H30)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-82部:サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項	<u>JIS C 9335-2-82:2017</u>	<u>IEC 60335-2-82(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2015)に対応</u>
<u>J60335-2-83(2024)</u>	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－	<u>JIS C 9335-2-83:2015+追</u>	<u>IEC 60335-2-83(2001), Amd. No</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>第2-83部:電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項</u>	<u>補1(2023)</u>	<u>.1(2008)に対応</u>				
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-83(H27)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-83部:電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-83:2015</u>	<u>IEC 60335-2-83(2001), Amd. No.1(2008)に対応</u>
<u>J60335-2-84(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-84部:トイレ機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-84:2019+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-84(2002), Amd. No.1(2008), Amd. No.2(2013)に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-84(2020)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-84部:トイレ機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-84:2019</u>	<u>IEC 60335-2-84(2002), Amd. No.1(2008), Amd. No.2(2013)に対応</u>
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	<u>J60335-2-84(H30)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-84部:トイレ機器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-84:2017</u>	<u>IEC 60335-2-84(2002), Amd. No.1(2008), Amd. No.2(2013)に対応</u> <u>令和5年9月30日まで有効</u>
<u>J60335-2-85(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-85部:ファブリ</u>	<u>JIS C 9335-2-85:2021+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-85(2002), Amd. No.1(2008), Amd.</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>クックシーマの個別要求事項</u>		<u>No. 2(2017)に対応</u>				
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)				
J60335-2-85(H20)	(略)	(略)	(略)				
<u>J60335-2-89(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－89部:業務用冷凍冷蔵機器及び製氷機の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-89:2021+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-89(2019)に対応</u>				
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)				
J60335-2-89(H20)	(略)	(略)	(略)				
<u>J60335-2-90(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－90部:業務用電子レンジの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-90:2019+追補1(2023)</u>	<u>IEC 60335-2-90(2015)に対応</u>				
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)				
				<u>J60335-2-85(2021)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－85部:ファブリックシーマの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-85:2021</u>	<u>IEC 60335-2-85(2002), Amd. No. 1(2008), Amd. No. 2(2017)に対応</u>
				J60335-2-85(H20)	(略)	(略)	(略)
				(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
				<u>J60335-2-89(2021)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－89部:業務用冷凍冷蔵機器及び製氷機の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-89:2021</u>	<u>IEC 60335-2-89(2019)に対応</u>
				J60335-2-89(H20)	(略)	(略)	(略)
				(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
				<u>J60335-2-90(2019)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2－90部:業務用電</u>	<u>JIS C 9335-2-90:2019</u>	<u>IEC 60335-2-90(2015)に対応</u>

J60335-2-9 1 (H20) ～ J60335-2-9 6 (2019)	(略)	(略)	(略)		子レンジの個別要求事項		
J60335-2-9 8 (2024)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第 2－9 8 部:加湿器の 個別要求事項	JIS C 9335-2 -98:2021+追 補1(2023)	IEC 60335-2-98 (2002), Amd. No . 1(2004), Amd. No. 2(2008)に対 応	J60335-2-9 1 (H20) ～ J60335-2-9 6 (2019)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-9 8 (H20) ・ J60335-2-1 00 (H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-9 8 (2021)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第 2－9 8 部:加湿器の 個別要求事項	JIS C 9335-2 -98:2021	IEC 60335-2-98 (2002), Amd. No . 1(2004), Amd. No. 2(2008)に対 応
J60335-2-1 01 (2024)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第 2－1 0 1 部:電気く ん蒸器の個別要求事項	JIS C 9335-2 -101:2016+追 補1(2023)	IEC 60335-2-10 1(2002), Amd. N o. 1(2008), Amd . No. 2(2014)に 対応	J60335-2-9 8 (H20) ・ J60335-2-1 00 (H20)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60335-2-1 01 (H28)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－	JIS C 9335-2 -101:2016	IEC 60335-2-10 1(2002), Amd. N	J60335-2-1 01 (H28)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－	JIS C 9335-2 -101:2016	IEC 60335-2-10 1(2002), Amd. N

					第2-101部:電気く ん蒸器の個別要求事項		o.1(2008), Amd .No.2(2014)に 対応
J60335-2-1 02(2024)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2-102部:商用電 源に接続するガス、石油 及び固形燃料燃焼機器の 個別要求事項	JIS C 9335-2 -102:2017+追 補1(2023)	IEC 60335-2-10 2(2004), Amd. N o.1(2008), Amd .No.2(2012)に 対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-1 02(H30)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2-102部:商用電 源に接続するガス、石油 及び固形燃料燃焼機器の 個別要求事項	JIS C 9335-2 -102:2017	IEC 60335-2-10 2(2004), Amd. N o.1(2008), Amd .No.2(2012)に 対応
J60335-2-1 05(H20)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-1 05(H20)	(略)	(略)	(略)
J60335-2-1 06(2024)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2-106部:電気カ ーペット及び取外し可能 な床仕上げ材の下に設置 する室内暖房用ヒーティ ングユニットの個別要求 事項	JIS C 9335-2 -106:2017+追 補1(2023)	IEC 60335-2-10 6(2007)に対応	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60335-2-1 06(H29)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2-106部:電気カ	JIS C 9335-2 -106:2017	IEC 60335-2-10 6(2007)に対応

					ーペット及び取外し可能な床仕上げ材の下に設置する室内暖房用ヒーティングユニットの個別要求事項		
J60335-2-J 2(H23) ・ J60335-2-J 3(H23)	(略)	(略)	(略)	J60335-2-J 2(H23) ・ J60335-2-J 3(H23)	(略)	(略)	(略)
<u>J60335-2-J 4(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-204部:床上で用いる足下暖房用電熱ボードの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-204:2019+追補1(2023)</u>		(新設)	(新設)	(新設)	
(削除)	(削除)	(削除)		<u>J60335-2-J 4(2019)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-204部:床上で用いる足下暖房用電熱ボードの個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-204:2019</u>	
J60335-2-J 6(H14)	(略)	(略)		J60335-2-J 6(H14)	(略)	(略)	
<u>J60335-2-J 7(2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第2-207部:水電解器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2-207:2023</u>		(新設)	(新設)	(新設)	
J60335-2-J	家庭用及びこれに類する	JIS C 9335-2	令和9年 月	J60335-2-J	家庭用及びこれに類する	JIS C 9335-2	(新設)

7(H30)	電気機器の安全性－ 第2-207部:水電解器の個別要求事項	-207:2018	____ 日まで有効	7(H30)	電気機器の安全性－ 第2-207部:水電解器の個別要求事項	-207:2018	
J60335-2-J 9(2024)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2-209部:家庭用 電気治療器の個別要求事項	JIS C 9335-2 -209:2023		(新設)	(新設)	(新設)	
J60335-2-J 9(H30)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2-209部:家庭用 電気治療器の個別要求事項	JIS C 9335-2 -209:2018	令和9年 ____ 月 ____ 日まで有効	J60335-2-J 9(H30)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2-209部:家庭用 電気治療器の個別要求事項	JIS C 9335-2 -209:2018	(新設)
J60335-2-J 10(2024)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2-210部:家庭用 電気磁気治療器の個別要求事項	JIS C 9335-2 -210:2023		(新設)	(新設)	(新設)	
J60335-2-J 10(H30)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2-210部:家庭用 電気磁気治療器の個別要求事項	JIS C 9335-2 -210:2018	令和9年 ____ 月 ____ 日まで有効	J60335-2-J 10(H30)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2-210部:家庭用 電気磁気治療器の個別要求事項	JIS C 9335-2 -210:2018	(新設)
J60335-2-J 11(2024)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第2-211部:家庭用 熱療法治療器の個別要求事項	JIS C 9335-2 -211:2023		(新設)	(新設)	(新設)	

J60335-2-J 11 (H30)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第 2－2 1 1 部:家庭用 熱療法治療器の個別要求 事項	JIS C 9335-2 -211:2018	令和 9 年 月 日まで有効	J60335-2-J 11 (H30)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第 2－2 1 1 部:家庭用 熱療法治療器の個別要求 事項	JIS C 9335-2 -211:2018	(新設)
<u>J60335-2-J 12 (2024)</u>	<u>家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第 2－2 1 2 部:家庭用 吸入器の個別要求事項</u>	<u>JIS C 9335-2 -212:2023</u>		(新設)	(新設)	(新設)	
J60335-2-J 12 (H30)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第 2－2 1 2 部:家庭用 吸入器の個別要求事項	JIS C 9335-2 -212:2018	令和 9 年 月 日まで有効	J60335-2-J 12 (H30)	家庭用及びこれに類する 電気機器の安全性－ 第 2－2 1 2 部:家庭用 吸入器の個別要求事項	JIS C 9335-2 -212:2018	(新設)
<u>J60400 (202 4)</u>	<u>蛍光灯ソケット及びスタ ータソケット</u>	<u>JIS C 8324:2 023</u>	<u>IEC 60400 (201 7), Amd. No. 1 (2 020), Amd. No. 2 (2022) に対応</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
J60400 (H2 9)	蛍光灯ソケット及びスタ ータソケット	JIS C 8324:2 017	IEC 60400 (200 8), Amd. No. 1 (2 011), Amd. No. 2 (2014) に対応 令和 9 年 月 日まで有効	J60400 (H2 9)	蛍光灯ソケット及びスタ ータソケット	JIS C 8324:2 017	IEC 60400 (200 8), Amd. No. 1 (2 011), Amd. No. 2 (2014) に対応
J60432-1 (H 28) ～ J60691 (202 0)	(略)	(略)	(略)	J60432-1 (H 28) ～ J60691 (202 0)	(略)	(略)	(略)

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60691(H2 8)	<u>温度ヒューズー</u> <u>要求事項及び適用の指針</u>	JIS C 6691:2 009+追補1 (2 013)+追補2(2 016)	IEC 60691(200 2), Amd. No. 1(2 006), Amd. No. 2 (2010)に対応 令和5年9月30日 まで有効
J60730-1(2 019) ～ J60745-2-1 (H22)	(略)	(略)	(略)	J60730-1(2 019) ～ J60745-2-1 (H22)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60745-2-2 (H22)	<u>手持ち形電動工具ー安全</u> <u>性ー</u> <u>第2ー2部:電動スクリ</u> <u>ュドライバ及びインパク</u> <u>トレンチの個別要求事項</u>	JIS C 9745-2 -2:2009	IEC 60745-2-2( 2003)に対応 令和5年11月30 日まで有効
J60745-2-3 (H22)	(略)	(略)	(略)	J60745-2-3 (H22)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60745-2-4 (H22)	<u>手持ち形電動工具ー安全</u> <u>性ー</u> <u>第2ー4部:ディスクタ</u> <u>イプ以外のサンダ及びポ</u> <u>リッシャの個別要求事項</u>	JIS C 9745-2 -4:2009	IEC 60745-2-4( 2002)に対応 令和5年11月30 日まで有効
J60745-5(H 22) ～ J60974-1(2 020)	(略)	(略)	(略)	J60745-5(H 22) ～ J60974-1(2 020)	(略)	(略)	(略)

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60974-1(H22)	<u>アーク溶接装置－ 第1部:アーク溶接電源</u>	JIS C 9300-1: <u>2006+追補:2008</u>	<u>IEC 60974-1(2005)に対応 令和5年11月30日 まで有効</u>
J60974-3(2020)	(略)	(略)	(略)	J60974-3(2020)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J60974-3(H22)	<u>アーク溶接装置－ 第3部:アーク起動及び アーク安定化装置</u>	JIS C 9300-3: <u>2007</u>	<u>IEC 60974-3(2003)に対応 令和5年11月30日 まで有効</u>
J60974-5(2023) ～ J77001(2020)	(略)	(略)	(略)	J60974-5(2023) ～ J77001(2020)	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	J8528-8(H16)	<u>往復動内燃機関駆動による 交流発電装置パート8: 低出力発電装置に対する 要求事項及び試験</u>	別紙199	<u>International Standard Organization規格(以下「ISO」という。) 8528-8(1995)に対応 令和5年9月30日まで有効 この基準を適用した場合、表2を適用せず別表第十第9章を適用する。</u>

J8528-13(2 020)	(略)	(略)	(略)
--------------------	-----	-----	-----

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表 2～表 5  
(略)

J8528-13(2 020)	(略)	(略)	(略)
--------------------	-----	-----	-----

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表 2～表 5  
(略)